

労働組合法立法史料研究(条文史料篇)

<労働関係法令立法史料研究会>



労働組合法立法史料研究（条文史料篇）
＜労働関係法令立法史料研究会＞

ま え が き

労働組合法は、第二次大戦終戦直後の昭和20年10月11日に占領軍司令官マッカーサー元帥が幣原喜重郎首相に日本民主化の5大改革のひとつとして提示した「労働組合結成の促進」に応じて、同年12月に制定された。この昭和20年労働組合法は、厚生省の中に設置された労務法制審議委員会において、占領軍の介入を受けずに起草されたものであるが、昭和24年に総司令部の意向により改正が加えられた。

本報告書は、厚生労働省に保管されているのが発見された昭和20年労働組合法（昭和20年12月22日法律第51号）および昭和24年改正労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）の成立過程の史料を、史料それ自体として整理し、とりまとめている。この史料のとりまとめについては、労働法研究者による労働関係法令立法史料研究会（座長・渡辺章筑波大学名誉教授）が上記のように発見された立法にかかる原史料を網羅・復元し、時系列にしたがって整理するという作業を行った。本報告書は、このようにして復元・整理された労働組合法制定過程の史料を、労働立法政策研究における有用性に鑑み、労働政策に関する有益な情報収集の成果である「国内労働情報」として刊行するものである。

労働組合法の立法過程について、本条文史料篇に掲載されている原史料などを分析した「解題篇」は、同じく「国内労働情報」として刊行されている。本史料が、関係各方面で広く活用され、労働組合法のより深い理解につながることを願うものである。

2014年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

条文史料篇刊行に当たって

一 私たち労働関係法令立法史料研究会は、2010年～2012年度の3年間に公益財団法人労働問題リサーチセンターから「労働関係法令の立法史料研究(労働組合法関係)」の調査研究の委託を受け、2013年4月共同研究報告書を提出した。この調査研究は、昭和20年労働組合法(昭和20年12月22日法律第51号)およびその改正法である現行の昭和24年労働組合法(昭和24年6月1日法律第174号)の素になった法案の起草に関係する史料が、厚生労働省審議官室の書棚に保管されていることが長い期間をかけた探索の結果判明し、それを閲覧し得たことによって可能になった。このことは、上記報告書の冒頭に記したので詳細は繰り返さないが、私たちが以前から様々なつてを通じて厚生労働省に照会を試みたものの、そのような史料の所在は確認されないとの回答しか得られず、10年以上も悔しい思いをしていたこと、および、菅野和夫東京大学名誉教授・中央労働委員会会長(当時)、廣見和夫労働問題リサーチセンター理事長(当時)のお二人の惜しみないご尽力により、2010年4月28日にようやく、われわれのうちの一人が上記史料を実際に手にとって確認し、復元のために一時お借りすることができたことを、ここに記しておきたい。

二 公益財団法人労働問題リサーチセンターにより公表された報告書『労働関係法令の立法史料研究(労働組合法関係)』は、20年労働組合法および24年労働組合法(24年労働組合法については総則・刑事免責、労働組合・民刑事免責、団体交渉、不当労働行為、労働協約、労働委員会および雑則・罰則・附則に7区分)し、8名のメンバーがそれぞれ受け持ち、政府提出法案確定まで(20年労働組合法は帝国議会の審議と成立までの推移、変遷の跡をたどって解題を施している。

戦後労働組合法の成立過程については、すでに優れた先行研究が少なからず存在している。20年労働組合法および24年労働組合法ともに、その成立までの道のりは決して平坦なものではなく、敗戦後の荒廃した経済情勢と労働者の逼迫する生活が背後にある激しい労働攻勢を目前にして行われた。特に24年労働組合法は、草案の内容がめまぐるしく変転し、連合国軍最高司令部(GHQ)経済科学局労働課の強力な関与を受けつつ数次にわたり書き直されたことが知られている。しかし、今日までそれら労働組合法草案そのものの正確な内容、全貌が十分に明らかにされているとは言えない。先の報告書に取りかかっていた当時の私たちにとって、そのような全史料を網羅し、正しく復元し、時系列にしたがって整理する作業にはなお幾ばくかの時間が必要であり、さまざまな事情のため、解題篇と同時期にこれを公表することができなかった。

三 此処にこの点を少しだけ述べておくことにしよう。20年労働組合法は労務法制審議委員会において5回の審議を重ねて第1次から第3次草案が起草され、それを基に同委員会委員のなかから会長の指名する少人数の「整理委員会」が検討を重ねて規定文言を練り、芦田均厚生大臣宛てに「答申案」を起草している。政府は、答申案をさら

に重ねて練り直し、第89回帝国議会へ提出する政府案を作成した（政府提出の労働組合法案は無修正で成立）。このように、20年労働組合法は最終段階の法案にたどり着くまで5回書き直された。

また、24年労働組合法はGHQが昭和24年1月4日、5日の両日3度にわたり日本政府宛に行った労働組合法改正に向けた勧告を直接の端緒にしている。政府は同勧告を受けて、労働省内に「準備委員会」（後に起草委員会）を置き、政府法案を昭和24年4月28日第5回特別国会に提出するまでの間に、法案全体としては13回書き直した（これらに加え、法案の一部についてさらに数度の書き直しが行われている）。第1次草案（同年1月9日付）から第12次草案（史料原本に「一九四九、四、二一」との手書きの書き込みがある）および国会提出法案までの約3ヵ月半の間のことである。草案の書き直しには、その都度それなりの重い意味があり、特に第8次案の起草によって公聴会を経たそれまでの法案が根本的に見直され、労使関係政策の大転換が行われたことも明らかになっている。

四 私たちは、独立行政法人労働政策研究・研修機構の深いご理解によって、本書を世に出すことができたことに大きな喜びを感じている。日本の労働組合法研究において、はじめてその立法にかかる原史料を網羅し、成立過程に即して一覧することが可能になったことを思うと感慨を新たにす。私たちは、現代の労使関係法の課題を的確に把握し、雇用と労使関係の未来を見つめ、まっとうな法解釈理論を構成するためにも立法史料の丹念な検証を欠くことはできないと信ずる。先の共同研究報告書のはしがきにも記したように、目先の事例を追いかけてあれこれ議論するばかりでは、あるいは澱のように集積していく裁判例や命令を精緻に分析することを通じて、決定的に欠けるものがあるのである。労使関係の実務に携わる方々、労働法学の研究者の方々に広く本書が繙かれ、活用されることを願ってやまない。

五 私たちが閲覧できた厚生労働省審議官室保管の立法史料は7分冊に分けて綴じられていた。私たちはそれを「簿冊」と呼び①～⑦の番号を付した。20年労働組合法は簿冊①、簿冊②にすべて綴じられている。24年労働組合法のそれは簿冊⑦に綴じられている（他の簿冊に綴じられている史料を含めて、その一覧は公益財団法人労働問題リサーチセンター公表の先の報告書に記載してある）。

前言したように、GHQの勧告を受け、昭和24年労働組合法が成立するまでの間、労働組合法草案（あるときは、その一部分）は、第1次草案から第12次草案と国会提出法案まで13回起草されたのであるが、24年労働組合法についてはその史料の全部が簿冊⑦に綴じ込まれていたわけではない。24年労働組合法の成立過程に関する詳細で緻密な先行研究に助けられて、私たちは簿冊⑦に綴じられていない草案であって、他に存在することが確かなことと思われる史料を確定し、探索し、収集することが必要にして不可欠な作業だという認識を研究開始の早い段階で一致してもらった。このようにして、国立国会図書館「佐藤達夫文書」から第1次案、第7次案の一部（日本政府からGHQへの提出法案）、第8次案、第9次案および国会提出法案を収集している。東京大

学社会科学研究所「松岡三郎教授資料」からは第2次案を収集している。また、国立国会図書館の“Trade Union Law”マイクロフィッシュ（略称・TUL file）から第10次案の一部（英文）として残されているものを収集している。すなわち、簿冊⑦に綴じ込まれていた史料は、3度にわたるGHQからの勧告のほか、第2次案一部修正案（2つ）、第3次案（日本政府からGHQへの第1回提出法案）、第4次案とその一部修正案、第5次案（労働省試案、公聴会資料）、第6次案、第11次案（GHQ労働課の最終指示を反映した草案）、第12次案である。

なお、簿冊⑦に綴じ込まれていた史料には、佐藤達夫文書、松岡三郎教授資料等既に知られている史料に含まれているものと同一の複写物と思われるものが一部含まれている（同一の複写物であっても、手書きの書き込みには相違がみられるものもあり、それぞれに参照価値のあるものも存在する）。そのような場合、本書（条文史料篇）では、一に記した経緯を踏まえ、これら他史料にも存在が確認されている労働組合法草案については、簿冊⑦に綴じ込まれている史料を底本として収録している。

簿冊⑦に残されていた立法史料以外の以上の史料の探索、収集の労は研究会メンバーの竹内（奥野）寿准教授がすべてとって下さった。同准教授を私たちの研究会メンバーに迎えたことは実に幸いなことであった。本書（条文史料篇）の完成は、同君のこのような惜しみない努力があつてはじめて可能になったことを此処に記しておきたい。

六 本書（条文史料篇）に引き続いて刊行する予定の解題篇は、公益財団法人労働問題リサーチセンターへの報告書を基に、執筆を分担したメンバーが各自再度見直し、分担者において必要な補正を施している。

最後になったが、山口浩一郎先生（前独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）には本書の刊行の企画の実現に強い熱意を示されご努力をいただいた。菅野和夫先生（独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）には立法史料の探索から本書刊行にいたるまで終始この研究を支えていただいた。衷心より感謝を申し上げたい。独立行政法人労働政策研究・研修機構理事の野村孝太郎氏には本書刊行の企画を具体的、実務的に進めていただき、同機構の荻野登氏、遠藤彰氏には入念な編集をともに丹念に担当していただいた。私たち一同は、これら関係者の皆様のお陰で未開拓の多い沃野を涉猟することができた。心よりお礼を申し上げたい。なお、不十分な点多々あるであろうが、今は読者の忌憚のないご批判をいただいて将来を期するほかないと思うのである。

2014年5月

労働関係法令立法史料研究会
座長 渡 辺 章

労働関係法令立法史料研究会 一同（五十音順）

竹内（奥野） 寿（早稲田大学法学学術院准教授）

土田 道夫（同志社大学法学部・法学研究科教授）

富永 晃一（上智大学法学部准教授）

中窪 裕也（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

野川 忍（明治大学法科大学院法務研究科教授）

野田 進（九州大学大学院法学研究院教授）

和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）

渡辺 章（筑波大学名誉教授）

目 次

I 昭和20年労働組合法（昭和20年12月22日法律第51号）	1
1. 第3回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月15日）＝第1次案（1）	
2. 第4回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月19日）＝第2次案（4）	
3. 第5回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月21日）＝第3次案（8）	
4. 答申案（昭和20年11月24日）（13）	
5. 国会提出法案（昭和20年12月10日）（18）	
6. 正文（昭和20年12月22日）（18）	
7. 労働組合法施行令（昭和21年2月27日）（23）	
II GHQ勸告	28
1. 日本国労働法改正案（第1回勸告）（昭和24年1月4日）＝GHQ勸告第1回（28）	
2. 労働法改正提案概要（第2回勸告）（昭和24年1月4日）＝GHQ勸告第2回（39）	
3. 主題 日本の労働法改正に関する主要な勸告（昭和24年1月5日）＝GHQ勸告第3回（49）	
III 昭和24年労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）	53
1. 労働組合法を改正する法律案（昭和24年1月9日、労働法規課）＝第1次案（53）	
2. 労働組合法を改正する法律案（昭和24年1月10日、労働省労政局）＝第2次案（64）	
3. 別案 第6章労働委員会（昭和24年1月12日）＝第2次案一部修正案その1（79）	
4. 第6章労働委員会・第7章雑則（昭和24年1月14日）＝第2次案一部修正案その2（83）	
5. 労働組合法を改正する法律（案）（第一回GHQ提出案）＝第3次案（88）	
6. 労働組合法を改正する法律（昭和24年1月29日、労政局案）＝第4次案（100）	
7. 第6章労働委員会（修正案）（昭和24年2月5日、労働法規課）＝第4次案一部修正案（123）	
8. 労働組合法を改正する法律案（労働省試案）（昭和24年2月13日）＝第5次案（126）	
9. 労働組合法を改正する法律（昭和24年3月18日、労政局案）＝第6次案（142）	
10. 第7次案（部分）（168）	

11. 3月24日委員会案と試案との相違点に関する理由書（昭和24年3月24日、労働省労政局）（170）
12. 第8次案（昭和24年3月30日？）（173）
13. 労働組合法の改正に対する勧告（昭和24年4月5日）＝第9次案（177）
14. 第10次案（英文、部分）（182）
15. 労働組合法（昭和24年4月14日）＝第11次案（190）
16. 労働組合法を改正する法律（昭和24年4月21日）＝第12次案（201）
17. 労働組合法案修正案（211）
18. 労働組合法案＝国会提出法案（212）
19. 正文（昭和24年6月1日）（224）
20. 労働組合法施行令（昭和24年6月29日）（233）

凡 例

1. 本史料集に収録した史料は、2013年12月までに収集したものである。史料の出所は、各史料の見出しの後に注記した。各史料の詳細は、『労働組合法立法史料研究（解題篇）』を参照されたい。
2. 昭和24年労働組合法草案について、漢字を新字体で統一したほかは、明らかな誤記以外は訂正せず原典通りとした。判読不能の文字は□で表した。
3. 昭和24年労働組合法草案の条文の修正は、削除箇所をアンダーラインで、追加箇所を【 】で記した。
4. その他の書込み等は、「編注」として注記した。

I 昭和 20 年労働組合法 (昭和 20 年 12 月 22 日法律第 51 号)

1. 第 3 回労務法制審議委員会提出労働組合法草案 (昭和 20 年 11 月 15 日) = 第 1 次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

第三回労務法制審議委員会提出労働組合法草案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニヨツテ労働者ノ社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ
経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並に警察法令〕 前条規定ノ精神ニ基キ政府ハ団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ
加ヘツツアル一切ノ現行法令ヲ廃止スルト共ニ一般ノ刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ
濫用セラルルコトヲ防止スベキ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ労働条件ノ維持
改善ソノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ聯合ヲ云フ

左ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

一、雇傭者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ

二、主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモノ

三、共済修養ソノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四、主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノ

五、組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ地方長官労務委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決
定ス。本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金ソノ他給料ニヨツテ生活スルモノ
ヲ謂フ

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間内ニ組合規
約及役員ノ氏名並ニ住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名稱

二、目的並事業

三、主タル事務所ノ所在地

四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定

五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六、会議ニ関スル規定

七、理事其ノ他ノ役員ニ関スル規定

八、組合費ソノ他会計ニ関スル規定

九、組合同規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合同規約ノ変更ノ届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタル時ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合同規約ノ変更命令〕 地方長官ハ組合同規約ガ法令ニ違反スルト認ムル時ハ労務委員会ノ決議ニヨリ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿ノ備付〕 労働組合ハ主タル事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ組合連合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員ニ代リテ雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等ノ禁止〕 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

雇傭者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 雇傭者ハ同盟罷業其ノ他ノ争議行為ニヨリ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若シクハ役員ニ対シテノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

但シ争議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為サレタル時ハコノ限リニ在ラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養ソノ他福利事業ノタメニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ 但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限リニアラズ

第十三条〔労働組合ノ解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生

二、破産

三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニヨル総会決議

四、解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合ノ行為安寧秩序ヲ濫リタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニヨリテソノ解散ヲ命ズ

前項ノ事件ハ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ刑事事件ニ準ジテ之ヲ処理ス

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニオイテ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

一、第五条第一号乃至第三号第七号ニ掲ゲタル事項

二、役員ノ氏名及ビ住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲナスコトヲ要ス、登記前ニアリテハ変更ヲモツテ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格ヲ有スル労働組合〕 民法第四十三条第四十四条第五十条第五十二条乃至五十五条及ビ五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 労働組合ニハ所得税営業税登録税及ビ不動産取得税ヲ賦課セズ

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト雇傭者又ハ雇傭者団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ両当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の効力の発生〕 労働協約ハ当事者双方ヨリソノ全文ヲ地方長官ニ届出ヅルニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ハソノ有効期限ヲ定ムルヲ要スソノ期間ハ三年ヲ超エルコトヲ禁ズ

第二十一条〔規準の効力〕 協約ヲ以テ労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハソノ規準ハ協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテ同様ノ効力ヲ有ス、規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアル時ハソノ定メタル基準亦同ジ
前項ノ規準ニ違反スル労働協約ハ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニヨリテ当然補充セララル

第二十二条〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタル時ハ其ノ他ノ労働者モ又当然協約ニヨリテ拘束セララル

第二十三条〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニオケル同種ノ産業若シクハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二府県以上ニ亘ルトキハ主務大臣）ハ協約当事者双方又ハ一方ノ申立ニ基キ若クハ職権ヲモッテソノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコトヲ得地方長官又ハ主務大臣右ノ決定ヲナスニ付テハ労働委員会ノ決議ニヨルコトヲ要ス決定ハ公告スルニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第二十四条〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ付スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ付スルコトナク同盟罷業ソノ他ノ争議行為ヲナスコトヲ得ズ

第二十五条〔労働争議調整協定〕 本章ノ規定ハ労働組合ノ介入ナキ労働争議解決ノ協定ニ之ヲ準用ス

第四章 労務委員会

第二十六条〔労務委員会〕 労働組合ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為雇傭者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及中立ノ第三者同数ヨリ成ル労務委員会ヲ設ク

雇傭者ヲ代表スル雇傭者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キテ之ヲ委嘱ス

労務委員会ハ中央地方及地区ノ三種トシ、特別ノ必要アルトキハ臨時ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

第二十七条〔労務委員会の行う事務〕 労務委員会ハ第三条第七条第二十三条ニ規定スル

ノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一、労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋ソノ他争議ノ予防
- 三、争議ノ仲裁並調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十八条〔会議の公開〕 労務委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得

第二十九条〔強制権限〕 労務委員会前条ノ規定スル事務ヲ行フ為必要アルトキハ雇傭者並ソノ団体及労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ労働事情ノ調査ニ必要ナル帳簿ソノ他書類提出ヲ求メ又ハ関係ノ工場事業場ヲ臨検スルコトヲ得

第三十条〔労働条件改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ不良ナルトキハ労務委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニオイテ必要アリト認ムルトキハ関係ノ雇傭者又ハ雇傭団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ基準ヲ指示スルコトヲ得

雇傭者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナクコレヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス前項ノ指示ハ関係雇傭者及労働者ニ対シ労働協約ト同様ノ効力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労務委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用スル

附帯決議

- 一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、労働省ヲ設置スルト同時ニ中央地方ニ亘ッテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム
- 三、経済復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明ラカニスルコト
- 四、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面争議ヲ予防スルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 五、中央労務委員会ニ労資協会及労働科学研究所ヲ所属セシメ労働ニ関スル科学的調査ヲナサシムルコト

2. 第4回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月19日）＝第2次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

第四回労務法制審議委員会提出労働組合法草案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ團結權ノ保障ニ依テ労働者ノ經濟的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 前条規定ノ精神ニ基キ政府ハ團結權ニ對シテ不当ノ制限ヲ加ヘツトアル一切ノ現行法令ヲ廢止スルト共ニ一般ノ刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ濫用セラルルコトヲ防止スベキ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ労働条件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ聯合ヲ謂フ

左ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

- 一、雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ
- 二、主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモノ
- 三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四、主トシテ政治的運動ヲ目的トスルモノ
- 五、組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アル時ハ地方長官勞務委員會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス。本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニ依リテ生活スル者ヲ謂フ

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名称
- 二、目的並事業
- 三、主タル事務所ノ所在地
- 四、組合員又ハ参加団体ニ關スル規定
- 五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 六、會議ニ關スル規定
- 七、役員ニ關スル規定
- 八、組合費ソノ他會計ニ關スル事項
- 九、組合規約ノ変更ニ關スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタル時ハ一週間内ニコレヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 地方長官ハ組合規約ガ法令ニ違反スルト認ムルトキハ勞務委員會ノ決議ニヨリソノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ主タル事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ、但シ連合会組合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルコトヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員ニ代リテ雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ解

雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

雇傭者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 雇傭者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行為ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若ハ役員ニ対シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ但シ爭議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養其ノ他ノ福利事業ノ為ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ但シ組合員總會ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産
- 三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニ依ル總會決議
- 四、解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊リタルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ依リテ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ刑事々件ニ準ジテ之ヲ処理ス

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

- 一、第五条第一号乃至第三号及第七号ニ掲ゲタル事項
- 二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条第四十四条第五十条第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 労働組合ニハ所得税營業税登録税及不動産取得税ヲ賦課セズ

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト雇傭者又ハ雇傭者団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定其ノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の効力の発生〕 労働協約ハ当事者双方ヨリ其ノ全文ヲ地方長官ニ届出ヅルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ハ其ノ有効期限ヲ定ムルヲ要ス其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔規準の効力〕 協約ヲ以テ労働条件其ノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハ其ノ規準ハ協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテ法律ト同一ノ効

カヲ有ス 規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準亦同ジ

前項ノ規準ニ違反スル労働協約ハ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニ因リテ当然補充セラル

第二十二條〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ労働者モ亦当然協約ニ依リテ拘束セラル

第二十三條〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニ於ケル同種ノ産業若ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二府県以上ニ亘ルトキハ主務大臣）労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコト

地方長官又ハ主務大臣ノ決議ヲ為スニ付テハ労務委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス
決定ハ公告スルニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十四條〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業其ノ他ノ争議行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十五條〔労働争議調整協定〕 本章ノ規定ハ労働組合ノ介入ナキ労働争議解決ノ協定ニ之ヲ準用ス

第四章 労務委員会

第二十六條〔労務委員会〕 労働組合ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為雇傭者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及中立ノ第三者各同数ヨリ成ル労務委員会ヲ設ク

雇傭者ヲ代表スル者ハ雇傭者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ代表組合ノ推薦ニ基キテ之ヲ委嘱ス

労務委員会ハ中央地方及地区ノ三種トシ特別ノ必要アルトキハ臨時ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

第二十七條〔労務委員会が行う事務〕 労務委員会ハ第三条第七条及第二十三条ニ規定スルノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一、労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ予防
- 三、争議ノ仲裁並調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十八條〔議事の公開〕 労務委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條〔強制権限〕 労務委員会第二十七條ノ規定スル事務ヲ行フ為メ必要アルトキハ雇傭者並其ノ団体及労働組合其ノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求め労働事情ノ調査ニ必要ナル帳簿其ノ他書類ノ提出ヲ求め又ハ関係ノ工場事業場ヲ臨検スルコトヲ得

第三十條〔労働条件改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ不良ナルトキハ労務委員会ハ其ノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体策ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ関係ノ雇傭者又ハ雇傭者団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

雇傭者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス
前項ノ指示ハ関係雇傭者及労働者ニ対シ労働協約ト同様ノ効力ヲ有ス
前項ノ規定ハ労務委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

附帯決議

- 一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備拡充シ、労働省ヲ設置スル 同時ニ中央
地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ、末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造
シテ之ニ当ラシムルコト
- 三、経済復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ
重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 四、労働争議調停法ヲ廃止シ、新ニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ、一面労働争議ヲ防止ス
ルト共ニ他面迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 五、中央労務委員会ニ協調会及労働科学研究所ヲ附属セシメ労働ニ関スル科学的調査ヲ為
サシムルコト

3. 第5回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月21日）＝第3次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

第五回労務法制審議委員会提出労働組合法草案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニ依リ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ
助け経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与スベキ均等ノ機会ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 前条規定ノ精神ニ基キ左ノ法令ハ労働組合ノ為ニ
スル組合員ノ正当ナル行為ニ付テハ之ヲ適用セザルコト

- 一、刑法
- 二、暴力行為等処罰ニ関スル法律
- 三、警察犯処罰令
- 四、行政執行法
- 五、出版法

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ主トシテ労働条
件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ連合ヲ謂フ
左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

- 一、使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ
- 二、主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

- 三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
 - 四、主トシテ政治運動又ハ社会運動ヲ目的トスルモノ
- 労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑義アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官労働委員会ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ広く賃金其ノ他給料ニ依テ生活スル者ヲ謂フ

第二章 労働組合

第四条〔労働組合の設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名称
- 二、目的並事業
- 三、主タル事務所ノ所在地
- 四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定
- 五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 六、会議ニ関スル規定
- 七、代表者其ノ他役員ニ関スル規定
- 八、組合費其ノ他会計ニ関スル規定
- 九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員会ノ決議ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ 但シ組合連合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 使用者ハ同盟罷業其ノ他争議行為ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若ハ役員ニ対シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ 但シ争議ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養其ノ他福利事業ノ為ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ 但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産

三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニ依ル總會決議

四、第十四条ノ規定ニ依ル解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員会ノ申立ニ基キ裁判所ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手續ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且ツ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

一、第五条第一号乃至第三号及第七号ニ掲ゲタル事項

二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當ナル免税ノ恩典ヲ与フルコトヲ得

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定其ノ他労資関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の効力の発生〕 労働協約ハ其ノ書面作成ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ
労働協約ノ当事者ハ前項ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ズベシ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ハ其ノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス 其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔規準の効力〕 労働協約ヲ以テ労働条件其ノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハ其ノ規準ハ当該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ対シテ法的拘束力ヲ有ス当該労働協約ノ規定ニ依リ規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準亦同ジ

前項ノ規準ニ違反スル労働契約ハ無効トシ其ノ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニ依リテ当然補充セラル

第二十二条〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦当然当該労働協約ニ依リ拘束セラル

第二十三条〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニ於ケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二都道府県ニ亘ルトキハ厚生大臣）ハ協約当事者ノ双方若ハ一方ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲ其ノ他ノ労働者全部及其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲ為スコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ為スニ付テハ労働委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス
労働委員会前項ノ決定ヲ為スニ付当該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルト
キハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十四条〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ
附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他
ノ争議行為ヲ為スコトヲ得ズ

第四章 労働委員会

第二十五条〔労働委員会〕 労資関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為使用者ヲ
代表スル者労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ
基キテ之ヲ委嘱ス

労働委員会ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アルトキハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別
ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及職員ハ刑法ノ適用ニ付テハ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス
労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

*編注：第2次草案まで26条

第二十六条〔労働委員会が行う事務〕 労働委員会ハ第三条、第七条、第十四条及第二十
三条ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一、労働争議ニ関スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ予防
- 三、労働争議ノ仲裁及調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

*編注：第2次草案まで27条

第二十七条〔会議の公開〕 労働委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者双方ノ請
求アルトキハ会議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八条〔強制権限〕 労働委員会第二十六条ノ規定スル事務ヲ行フ為必要アルトキハ
使用者若ハソノ団体又ハ労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シソノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル
帳簿ソノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハソノ委員若ハ職員ヲシテ関係ノ工場事業場ヲ臨検セ
シムルコトヲ得

*編注：本条第2次草案まで29条

第二十九条〔機密保持〕 労働委員会ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者
ハソノ職務遂行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

*編注：本条新設

第三十条〔労働争議調整協定〕 労働組合ノ介入ナキ労働争議ノ予防解決ノ協定ニシテ労
働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

*編注：本条は第2次草案25条を移動。

第三十一条〔労働条件改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特
ニ適正ナラザルトキハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ

地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係ノ使用者又ハソノ団体ニ對シ労働条件ニ關スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス 前項ノ指示ハ關係使用者及労働者ニ對シ労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労働委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

*編注：第2次草案の30条を本条に移動。

第五章 罰則

第三十二条 第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条 正当ノ事由ナクシテ第二十八条ノ規定ニ依ル出頭若ハ書類ノ提出ヲ為サズ又ハ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人ソノ他ノ従業者ガソノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二条又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハソノ法人又ハ人、自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テソノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二条及前条前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役ソノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハソノ法定代理人ニ適用ス

第三十五条 第二十九条ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六条 労働組合ノ代表者、清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十円以下ノ過料ニ処ス

一、第四条、第六条若ハ第十九条第二項（第三十一条ノ規定ニ依リテ準用セラルル場合ヲ含ム）ニ定ムル届出ヲ為スコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二、第八条ニ定ムル組合員名簿ノ備付ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

三、第十五条第二項又ハ第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第七十七条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四、第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八十二条ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

五、第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六、第十六条ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ニ公告ヲ為シタルトキ

七、第三十一条第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

*編注：本章新設

附帯決議

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ關スル規定ヲ設クルコト

二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付團結權ニ對シテ不当ノ制限ヲ加ヘザルヤウ濫用防止ノ措置ヲトルベキコト

三、政府ハ労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速ニ労働省ヲ創設シ之ニ労働行政ヲ統一スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨ

- リ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシム
- 四、経済復興ヲ審議スル等ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広ク労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働争議調停法ヲ廃止シ新ニ労資関係ノ調整ヲ目的トシテ争議ヲ予防スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシムル為ニ現存ノ機関ヲモ総合シ充分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附属セシムルコト
- 七、労働委員会ノ委員又ハ労働組合ノ役員ノ選任ニ付テハ人選ヲ慎重ニシテ極端ナル軍国主義者其ノ他本法制定ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヤウ特別ノ配慮ヲ為スコト

4. 答申案 (昭和 20 年 11 月 24 日)

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。

答申

当会に諮問に係る労働組合に関する法制の件終戦後の新事態に対処し急遽制定の要ありと認め慎重審議の結果別添の通り労働組合法案を可決致候条此段及答申候
尚右に関連の別添の通「附帯決議」致候に付ては併せて及申達候

昭和二十年十一月二十四日

労務法制審議委員会々長 大蔵 公望

厚生大臣 芦田 均 殿

労働組合法案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニヨリ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 右ノ法令ノ関係条項ハ労働組合ノ為ニスル組合員ノ前条規定ノ精神ニ基ク行為ニツイテハ之ヲ適用セズ

- 一、刑法
- 二、暴力行為処罰ニ関スル法律
- 三、警察犯処罰令
- 四、行政執行法
- 五、出版法

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナッテ自主的ニ労働条件ノ維持改善ソノ他地位ノ向上ヲ図ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル団体又ハソノ連合ヲ謂フ

右ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

- 一、使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ
- 二、主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ
- 三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四、主トシテ政治運動又ハ社会運動ヲ目的トスルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ命令ノ定ムルトコロニヨリ厚生大臣又ハ地方長官労働委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス

本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニヨリ生活スル者ヲ謂フ

*編注：労働者の定義に関し「廣ク」の規定文言に留意（第1・第2・第3次草案の各3条2項に共通）

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名称
- 二、目的並事業
- 三、主タル事務所ノ所在地
- 四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定
- 五、法人タル組合ニアリテハ法人タルコト
- 六、会議ニ関スル規定
- 七、代表者ソノ他役員ニ関スル規定
- 八、組合費ソノ他会計ニ関スル規定
- 九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムルトコロニヨリ労働委員会ノ決議ニヨリ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ組合連合ニアリテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結ソノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲモッテ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 使用者ハ同盟罷業ソノ他争議行為ニヨリ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハソノ組合員若シクハ役員ニ対シソノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ、但シ争議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテナサレタルトキハコノ限りニアラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養ソノ他福利事業ノタメニ特設

シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ、但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニアラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産
- 三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニヨル総会決議
- 四、第十四条ノ規定ニヨル解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働組合ノ申立ニ基キ、裁判所ハソノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手続ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テコレヲ定ム

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニオイテ左ノ事項ヲ登記スルニヨリテ法人格ヲ取得ス

- 一、第五条第一号乃至第三号及ビ第七号ニ掲ゲタル事項
- 二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス、登記前ニアリテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 (法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當ナル免税ノ特典ヲ与フルコト)

*編注：本条全体に（ ）が付されている。

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労使関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の要件〕 労働協約ハソノ書面作成ニヨリテ其ノ効力ヲ生ズ

労働協約ノ当事者ハ前記ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ニハソノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス、ソノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔規準の効力〕 労働協約ヲ以テ労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル基準ハ当該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ対シテ法的拘束力ヲ有ス、当該労働協約ノ規定ニヨリ規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準又同ジ前項ノ規準ニ違反スル労働契約ハ無効トシソノ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニヨリテ当然補充セラル

*編注：本条第一文冒頭の「労働協約ヲ以テ労働条件ソノ他……」は、明らかに「労働協約ニ定メタル労働条件ソノ他……」の誤記と思われる。「基準」と「規準」の不統一も同様に誤記と思われる。

第二十二條〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦当然当該労働協約ニヨリ拘束セラル

第二十三條〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニオケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（ソノ地域ガ二都道府県ニ亘ルトキハ厚生大臣）ハ協約当事者ノ双方若シクハ一方ノ申立ニヨリ又ハ職権ヲ以テソノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部及ビ其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲナスコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ為スニ付テハ労働委員会ノ決議ニヨルコトヲ要ス労働委員会前項ノ規定ヲナスニツキ当該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニヨリテ其ノ効力ヲ生ズ

＊編注：第3項の「規定」は「決定」の誤記と思われる。

第二十四條〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖ソノ他ノ争議行為ヲナスコトヲ得ズ

第四章 労働委員会

第二十五條〔労働委員会〕 労使関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者団体ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ事業主代表及労働者代表ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱ス

労働委員会ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アル時ハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及ビ職員ハ刑法ノ適用ニツイテハコレヲ法令ニヨリ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條〔労働委員会の行う事務〕 労働委員会ハ第三条、第七条、第十四条及第二十三條ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一、労働争議ニ関スル統計ノ作成ソノ他労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋ソノ他労働争議ノ予防
- 三、労働争議ノ仲裁及調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十七條〔会議の公開〕 労働委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者双方ノ請求アルトキハ会議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八條〔強制権限〕 労働委員会第二十六條ノ規定スル義務ヲ行フ為必要アルトキハ使用者又ハソノ団体又ハ労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求め若シクハ必要ナル帳簿ソノ他書類ノ提出ヲ求め又ハ其ノ委員若シクハ職員ヲシテ関係ノ工場事業場ヲ臨検セシムルコトヲ得

第二十九條〔秘密保持義務〕 労働委員会ノ委員若シクハ委員タリシ者又ハ職員タリシ者

ハ其ノ職務遂行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十条〔労働争議調整協定〕 労働組合ノ介入ナキ労働争議ノ予防解決ノ協定ニシテ労働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第三十一条〔労働条件の改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ適切ナラザル時ハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニオイテ必要アリト認ムルトキハ関係ノ使用者又ハ其ノ団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナクコレヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ関係使用者及ビ労働者ニ対シ労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

前各項ノ規定ハ労働委員会ガ厚生大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五章 罰則

第三十二条 第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条 正当ノ事由ナクシテ第二十八条ノ規定ニヨル出頭若シクハ書類ノ提出ヲナサズ又ハ臨検ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十二条又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二条及ビ前条前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役ソノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ適用ス

第三十五条 第二十九条ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六条 労働組合ノ代表者若シクハ清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十円以下ノ過料ニ処ス

一、第四条、第六条若シクハ第十九条第三項（第三十条ノ規定ニヨリテ準用セラルル場合ヲ含ム）ニ定ムル届出ヲナスコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲナシタルトキ

二、第八条ニ定ムル名簿ノ備付ヲナスコトヲ怠リタルトキ

三、第十五条第二項又ハ第十六条ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第七十七条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四、第十六条ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第八十二条ノ場合ニオイテ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

五、第十六条ノ規定ニヨリテ準用セラルル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六、第十六条ノ規定ニヨリテ準用セラルル民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

七、第三十一条第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲナスコトヲ怠リタルトキ

附帯決議

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設クルコト

二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付団結権ニ対シテ不

- 当ノ制限ヲ加ヘザル様濫用防止ノ措置ヲトルベキコト
- 三、政府ガ労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速カニ労働省ヲ創設シ之ニ勤労行政ヲ統一スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト
- 四、経済復興ヲ審議スル等ノ場合ニオイテハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広く労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ劳使関係ノ調整ヲ目的トシ争議ヲ予防スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシメルタメニ現存ノ機関ヲモ統合シ十分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲソノ事務局ニ附属セシメルコト
- 七、労働委員会ノ委員又ハ、労働組合ノ役員ノ選任ニツイテハ人選ヲ慎重ニシテ軍国主義者ソノ他本制度ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヨウ特別ノ配慮ヲナスコト

5. 国会提出法案 (昭和 20 年 12 月 10 日)

*編注：国会では無修正で可決された。条文は正文と同じ。本史料集では正文のみを収録する。

6. 正文 (昭和 20 年 12 月 22 日)

*史料出所：官報 (第 5685 号)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル労働組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年十二月二十一日

内閣總理大臣	男爵	幣原喜重郎
司法大臣		岩田 宙造
厚生大臣		芦田 均
大藏大臣	子爵	澁澤 敬三
運輸大臣		田中 武雄

法律第五十一號

労働組合法

第一章 總則

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

第二條 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ
- 二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ
- 三 共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 労働組合

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約竝ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 主タル事務所ノ所在地
- 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 四 目的及事業
- 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定
- 六 會議ニ關スル規定
- 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
- 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
- 九 規約ノ變更ニ關スル規定

第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ

第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス

第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ

不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト爲スコトヲ得ズ

第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ争議行爲ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十三條 労働組合ハ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
- 二 破産
- 三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決議
- 四 第六條ノ規定ニ依ル決定
- 五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

第十五條 労働組合屢法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 労働組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノトス

本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條竝ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、第三百七條及第三百八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

第三章 労働協約

第十九條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ノ労働条件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ依リ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當事者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ヅベシ

第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第二十二條 労働協約ニ定ムル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準（當該労働協約ニ依リ規準決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規準ヲ含ム以下同ジ）ニ違反スル労働契約ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト爲リタル部分ハ規準ノ定ムル所ニ依ル労働契約ニ定ナキ部分ニ付亦同ジ

第二十三條 一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ労働者ノ數ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラル

ル他ノ同種ノ労働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

第二十四條 一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約當事者ノ雙方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ従業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ當該労働協約（第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム）ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約當事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ニ不適當ナル定アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十五條 労働協約ニ當該労働協約ニ關シ紛争アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章 労働委員會

第二十六條 使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委嘱スベキモノトス

労働委員會ハ中央労働委員會及地方労働委員會トス特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別労働委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員會ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員會ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 労働委員會ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働争議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
- 二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ豫防
- 三 労働争議ノ調停及仲裁

労働委員會ハ労働條件ノ改善ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條 労働委員會ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員會其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求め、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求め又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員（以下職員ト稱ス）ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十條 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條 第三章ノ規定ハ労働委員會ノ關シタル労働條件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス

第三十二條 一定ノ労働者ノ労働条件其ノ他ノ待遇特ニ適切ナラザルトキハ労働委員會ハ其ノ實情ヲ調査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政官廳ニ建議スルコトヲ得
前項ノ建議アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ關係使用者ニ對シ労働条件其ノ他ノ待遇ニ關スル規準ヲ指示スルコトヲ得
使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス
第二項ノ規定ニ依リ指示アリタル規準ハ關係使用者及關係労働者ニ付労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

第五章 罰則

第三十三條 第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ労働委員會ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ

第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條又ハ第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ

六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條又ハ非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ當事者（當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

使用者第三十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

7. 労働組合法施行令 (昭和 21 年 2 月 27 日)

* 史料出所 : 官報 (第 5735 号)

朕労働組合法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十一年二月二十六日

内閣總理大臣	男爵幣原喜重郎
司法大臣	岩田 宙造
厚生大臣	芦田 均
大藏大臣	子爵澁澤 敬三
運輸大臣	村上 義一

勅令第百七號

労働組合法ハ昭和二十一年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕労働組合法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十一年二月二十六日

内閣總理大臣	男爵幣原喜重郎
司法大臣	岩田 宙造
厚生大臣	芦田 均
大藏大臣	子爵澁澤 敬三
運輸大臣	村上 義一

勅令第百八號

労働組合法施行令

第一條 法第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス但シ同條第二項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ新所在地ト舊所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ新所在地ヲ管轄スル地方長官及舊所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第二條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官地方労働委員會ノ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條 地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタ

ル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條 地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央労働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナキ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ效力ヲ生ズ

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ命令ニ之ヲ準用ス

第八條 労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官當該組合ヨリ労働組合タル旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ交付スベシ法人タル労働組合ヲ設立セントスル者ヨリ労働組合タリ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同ジ

第九條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シテハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十一條 法第十五條第一項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十二條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スベシ

第十三條 裁判所ハ遲滞ナク審問期日ヲ定メ労働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

審問期日ハ檢事及地方労働委員會ノ會長ニ之ヲ通知スベシ

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ呼出ヲ受ケタル労働組合ノ代表者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ルニハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ停ムルコトヲ得

第十六條 檢事及地方労働委員會ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ言渡スベシ

労働組合ノ解散ノ處分ニ係ル第一項ノ理由ニハ違反行爲ガ當該労働組合ノ組合員若ハ構成團體ノ多數ニ依ル決議ニ基キ爲サレタルモノ、規約ニ依リ權限ヲ有スル代表者其ノ他ノ役員ノ命令ニ基キ爲サレタルモノ又ハ此等ノ者ニ依リ組合ノ爲ニ爲サレタルモノナルコトノ事實及證據ヲ示スコトヲ要ス

第十八條 労働組合ノ代表者、地方労働委員會ノ會長又ハ檢事ハ前條ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十九條 法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シテハ第二十條乃至第三十條ニ定ムル所ニ依ル

第二十條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 名稱
- 二 主タル事務所
- 三 目的及事業
- 四 代表者ノ氏名及住所
- 五 解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由

第二十一條 労働組合ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 労働組合ノ清算結了シタルトキハ清算結了ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 労働組合ノ登記ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ労働組合登記簿ヲ備フ

第二十五條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ハ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ規約、第八條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條 労働組合ノ主タル事務所ノ移轉其ノ他第二十條ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ代表者若ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十七條 労働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十八條 労働組合ノ清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算ノ結了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十條 非訟事件手續法第四百一一條乃至第五百一一條、第五百一一條乃至第五百一一條ノ四、第五百一一條ノ六及第五百一十四條乃至第五百一十七條ノ規定ハ労働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十一條 法人タル労働組合ノ所得ニシテ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

法人タル労働組合ハ法人税法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三十二條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該労働協約ノ當事者タル労働組合ノ主タル

事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場(其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク)ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ規定ニ依リ届出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

第三十三條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ労働者ニ關シ労働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ關係労働者ニ周知セシムベシ

第三十四條 法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄スル地方長官トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ互ルトキハ厚生大臣トス

第三十五條 中央労働委員會ハ厚生省ニ、地方労働委員會ハ都道府縣毎ニ之ヲ置キ地方労働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三十六條 労働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央労働委員會ハ二以上ノ都道府縣ニ係ル事務、地方労働委員會ハ當該都道府縣ニ係ル事務ヲ掌ル

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央労働委員會又ハ厚生大臣ノ指定スル地方労働委員會ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第三十七條 中央労働委員會ノ委員ハ二十一人以内トシ厚生大臣之ヲ委嘱ス

地方労働委員會ノ委員ハ十五人以内トシ地方長官之ヲ委嘱ス

前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ臨時委員ヲ委嘱スルコトヲ得厚生大臣又ハ地方長官ハ労働委員會ノ委員ヲ委嘱セントスル日ヨリ六週間前ニ使用者團體ニ對シ使用者ヲ代表スル者ヲ、法第五條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル労働組合ニ對シ労働者ヲ代表スル者ヲ推薦スベキコトヲ請求シ請求シタル日ヨリ三週間ヲ經過シタル日ニ推薦アリタル者ノ氏名ヲ公表スルモノトス但シ労働委員會ヲ設置セントスル場合ニ於テ使用者若ハ労働者ノ意見ヲ代表スル適當ナル使用者團體又ハ労働組合ナキトキ又ハ臨時委員ヲ委嘱セントスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

労働委員會ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ労働組合ノ推薦若ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十八條 特別労働委員會ノ名稱、位置、管轄區域、所管事務、委員ノ定數其ノ他特別労働委員會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三十九條 労働委員會ノ委員ノ任期ハ一年トス

委員ガ法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選舉法第六條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合、労働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ労働委員會ノ決議ニ依ル議事其ノ他ニ關スル定ニ屢違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該労働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セズ

委員ニ闕員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

*編注：労働組合法立法史料簿冊③の史料には「……同條ノ規定ニ依リ……」の「同條」が「同法第六條」となっている。

第四十條 労働委員會ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ總理シ當該労働委員會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十一條 労働委員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

労働委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、労働者ヲ代表スル委員及第三者タル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

労働委員會ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ労働委員會ノ招集又ハ議事ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 労働委員會(特別労働委員會ニ付テハ厚生大臣ノ指定スルモノニ限ル)ニ事務局ヲ置ク事務局ハ事務局長竝ニ幹事及書記若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員會ニ在リテハ厚生大臣、地方労働委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ委囑ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四十三條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十四條 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第四十二條第一項ニ掲グル職員トス

第四十五條 法第三十二條ノ行政官廳ハ地方労働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ地方長官、中央労働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ厚生大臣トス

第四十六條 法第三十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長書面ヲ以テ檢事ニ之ヲ行フ

第四十七條 本令ニ依ル地方長官ニ對スル届出ハ當該所在地ヲ管轄スル勤勞署長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

*編注：労働組合法立法史料簿冊③の史料には「本令ニ依ル……」の「本令」の後に「ノ規定」が追加されている。

第四十八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官以外ノ行政官廳ヲ指定シテ本令ニ依ル地方長官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ厚生大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十二條中當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場(其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ除ク)ノ所在地トアルハ當該労働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體ノ主タル事務所ノ所在地トス

前項ノ船員ニ關シテハ本令(前條ヲ除ク)中厚生大臣トアルハ運輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附 則

本令ハ労働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル労働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三十二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

II GHQ勸告

*編注：本史料の前に、以下のとおり記されたメモがある。

「本綴は、GHQ内の数回の討論の結果を纏めたもので、三部に分れている（第二部は成立日時不明）が、日本政府には、昭和二十四年一月四日に一括渡された。」

1. 日本国労働法改正案（第1回勸告）（昭和24年1月4日）＝GHQ勸告第1回

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：本史料の多くの部分には後から手書きで傍線が付されているが、便宜を考慮して、個別の注記は省略した。

日本国労働法改正案（第一回勸告）

*編注：「（討論の内容）十一月二十四日決定、一月四日受領」との書込みあり。

一、基本問題

占領開始以来国会によって通過した基本的労働諸立法は、労働政策に基礎をおいたにすぎないのであって、これがもしそれ以上のことを意図したものであると解するならば、それは誤りである。右の諸立法、及びその施行のため設けられた政府の諸機関だけの力では、円満な労働関係と産業平和とを保証することはできない。それらはたゞ、労働者の団結権を擁護し、団体交渉によって賃、労働時間その他の労働条件を決定し、良好な経済生活の最低基準を確保し、労働力の搾取をふせぐための青写真をあたえただけであって、決して、米国で慣行的に行われている以上に、或は日本経済が課している重大課題から見て絶対に必要である以上に、経済の過程に直接に干渉するものではないのである。

しかし乍ら、日本政府は、米国及び極東委員会によって定められた基本的政策を履行するための労働立法をなすにあたって、その作成に最もひろい自由をゆるされている。従って模範的立法が行われることは期待できなかった。その結果必然的に諸種の欠点が表われたのであるが、この欠点と、現在の状態からみて正当と思われる新しい立法上の要請とが、以下の修正の各種の提案の主内容である。

二、労働組合法（一九四五年十二月二十一日）及び労働関係調整法（一九四六年十二月二十七日）改正に対する提案

（備考。両法の主目的は自主的組織の自由、秩序ある団体交渉及び労資紛争の平和的調整にある。団体交渉とは、組合員が、使用者が買うことを必要とする労働者の熟練と精力とを、その代表者を通じて売り、及び制御する手続である。労働に対して支払われるべき賃金の額、その要する労働時間、その行われる条件、これらのすべてが取引を成立させる要素であって、それは他の取引と同じく、通常、労働組合の要求及び、使用者がみ

とめることができ、又はよろこんでみとめるものとの両者の妥協によって成立するものである。一ばんうまくいく場合でも、団体交渉を上手に行い、それを立派に行うには、たとい之を合理的に行う場合でさえも、労資双方は懸命な努力をしなければならぬ。しかし乍ら、これは団体交渉のみに特有の困難ではなく、自由経済体制の特徴たる自由競争に内在するものなのである。)

1. 労働組合法

A 組合における民主々義 取引というものは、両当事者が、誰のために行動しているかその対象を十分に代表していなくては決して成功しないものである。団体交渉にあたっては、交渉の機関、少くとも労働者側の交渉機関は、何千人という人を代弁するものであるから、その場合には確実な代表が絶対的に第一義的なものである。その上、労働組合には、組合の目的とか、その政策とか、組合の事件を処理する方法とかについて組合員の間大きな意見の相違の余地があるのであって、こゝに労働組合における民主々義というものが要求されてくるのである。現在日本には種々イデオロギーの紛争があるのであるから、それだけますます右の原理が現在の日本には妥当するのである。しかし乍ら、組合内部の事件を政府の監視と支配の下におくことは明に危険であるが故に、法律上の命令によつてのぞましい目標に達するについては、厳格な制限が存在する。従つて、安全な方法として、労働組合法を次のように改正することを提案する。即ち組合規約は組合員に対し左記事項を保証するものでなくてはならない。

第一 幹部は公正且合規の選挙の結果としてその事務を行うこと。

第二 幹部は、組合資金の支出につき組合員に説明を行うこと。

第三 組合の指導方法に対して誠実に反対した場合は、罰を加えることなく寛恕すること。

第四 組合員を、幹部に対する態度その他の合法的な活動を理由として差別待遇をしないこと、及び組合からの除名にあたって差別待遇をしないこと。

右要求を履行するため、労働組合法には、組合規約に次の諸条項を具体的に規定すべきことを要求しなければならない。

「本組合は、

(A) 何人又はいかなる単位組合に対しても、正当な理由なく、或いは、非難をなしたものを除いた特別の委員会によって公正な訊問をうけないで、これに罰金、資格停止、制裁、その他の懲罰を加えてはならない。

(B) 何人又はいかなる単位組合に対しても、政党、政治的活動乃至提案に参加し、或は参与することを拒否したという理由によつて、これに罰金、資格停止、制裁その他の懲罰を加えてはならない。

但し右の提案が組合の経済的活動に影響するものであるときはこの限りでない。

(C) いかなる組合員に対しても、雇用の獲得、或いは先任権に関して差別待遇をしてはならない。

(D) 毎年四回の総会を開催し、及び年少くとも一回は、その役員或いは選挙による職員の選挙を行わなくてはならない。

(E) 脅迫を伴わない秘密投票による選挙を行わなくてはならない。

(F) 指名又は選登【挙】、或いはかゝる指名又は選挙に伴う諸種の運動に対して不当

に干渉してはならない。

また、いかなる組合員に対しても、組合内部の問題に参加するにあたっては、全組合員に平等に課せられていない不当な規則、不利な立場或いは行為を強制してはならない。右の組合内部の問題に対する参加には、例えば投票を行う権利、組合大会に出席する権利、組合役員又は組合の問題について自由に意見を表明する意見がふくまる。

(G) いかなる場合でも、正当な理由なく適【過】当な加入金を要求し組合加入をこばんではならない。

(H) 何人、またはいかなる単位組合に対しても、右にのべた如き禁止された組合慣行に反対したという理由をもって、之に罰金、資格停止、除名、制裁その他の懲罰を課してはならない。

(I) 組合員及び公衆の手に入るよう、外部の専門家による会計検査に基いた、正確且つ理解しやすい会計報告を定期的に作成することを拒絶してはならない。

(J) 組合長、執行部その他の役員のなした決定を、組合発行物その他に公表しなくてはならない。」

B 真の団体交渉を確立すること。

被用者の自由且つ脅迫なき自主的組織を保護することは、その究極の目的が、真の団体交渉の結果使用者との労働条件を安定することであると自覚されるときに、はじめて労資関係の成功の上に本当の意味をもつことができるのである。諸外国の産業における民主主義の経験は団体交渉の手續には次のことが必要であるということを示した。即ちそれは、団体交渉にあたっては、使用者がたゞその被用者の代表と会見して交渉することが必要であるだけでなく、もっと大切なこととして、使用者が雇用条件についての理解に達するために誠実な努力をし、誠意をもって被用者と交渉することが必要であるということ、そしてまた、右の理解に達したのちには、労働協約として書面に要約することが必要であるということである。しかるに労働組合法は、右について欠点をもっている。即ちそれは、単に、組合の代表者はその使用者と交渉する「権限」をもつと規定しているだけであるからである（第十条）

使用者は誠意をもって交渉すべしという要請は、彼がたゞ被用者の代表と会見し、聞く以上のことをするつもりは少しもなく、その提案に消極的に耳を傾けるという行動をとっているだけでは決してみだされるものではないということが、こゝに指摘されねばならない。使用者は、被用者の提案を拒絶する場合には、これに代る提案を行い、さもなければいろいろの意見を述べ—組合代表も同様である—以て意見の相違を調整し、納得のゆく合意に達するようにさせられていなければならない。しかし乍ら、こういったからといって、決して、使用者が法律によってその被用者の提出した特定の乃至いかなる要求をもみとめるよう義務づけよというのではない。具体的な場合に、誠意を以て交渉が行われたかどうかの決定は、労働委員会の手にゆだねるのが適當である。

従って、労働組合法は、労使とも、「誠意をもって互いに団体交渉をなすことを拒絶する」ことは違法であると規定すべきである。

C 多数支配の原則

現行法の下では、使用者は、組合結成をのぞみ、且つこの目的のため代表者をえらんだ被用者の団体の夫々と、及びそのすべてと、交渉することが明にゆるされている。（第

十条)。本職【条】の適用を除外される唯一の例は、労働者の四分の三以上が同一の労働協約の適用をうけるに至ったときは、残りの労働者も之が適用をうけるという規定である。(第二十三条)。多数支配は、比例代表制又は個別的代表制以上に、団体交渉を秩序正しく行わしめ且つ成功せしめる上にこの上なく重要なものである。この多数支配の原則は米国における近代的聯邦労働法の特長となりつづけてきたものであり且つ現在でも労働界における第一人者によって異口同音に推奨されているものである。

この多数支配の概念は、被用者の多数が自らの代表として特定の組合を選んだ場合には、使用者は雇用の基本条件に関して、個々の被用者或いは被用者の団体と直接に交渉する今までの権利を失い、優先的にこれと交渉すべきことを要求するものである。

もしそうでなければ、被用者の支持をえた組合の権威を無視し、その組合が団体交渉の手段によって獲得してきたにちがいない一切の権利と支持とをきづつけ、個人々々或いは少数を代表する団体と労働協定をむすぶ等のことが完全に自由にできるのである。

こうした協定は、多数を代表する組合によって獲得されたものよりも、使用者にとって有利な条件を意のままに包含しうる。従って使用者は、意のままに、被用者をいくつかの敵対した団体にわけておくことができるのである。多数支配の厳【原】則によって被用者は、その欲する場合には、自分たちの労働条件を支配する決定を行うにあたって自分たちを代表し、且、このように産業で自己規律をしてゆくにあたって、組合員の意を反映した組合政策を形成するところの労働組合を多数投票によってえらぶことができるのであってこのことは政治上の場合と何ら異るところがないのである。

以下に示す提案の条項は、右に述べた原則実施の助けとならう。

「適正交渉単位の被用者の多数によって、団体交渉の目的のためえられた代表者は、雇傭条件につき団体交渉を行うにあたり、右の単位の従業員全部を排他的に代表する。右の排他的な団体交渉機関がいまだえられていないときは、多数にいたらないときでも、被用者により指名された代表者が、その代表する被用者のため団体交渉を行う。さらに、右の代表者もいまだえられていないときは、個々の被用者或いはその団体はいかなるものも、何時たりともその使用者に苦情を申し出る権利を有する。」

*編注：欄外に趣旨は明らかでないが図の書込みあり。

使用者が、誠実に団体交渉を行わねばならないという前述の勧告が、右の規定の基礎の上にたつものであることは当然である。多数代表について、対立する組合から反対の要求が起るであらうことは、理解されるけれども、こうした要求は、労働委員会の主催のもとに遂行される投票その他の手続により容易に解決できるものである。

同委員会は、また、大工場における適正交渉単位を決定する一たとえば職業別の単位にするか、全工場を一つの単位にするか一職責をもつものとする。

多数代表を公正に決定するための立法規定の勧告は次のようなものである。

「適正単位の従業員の多数により指名された労働組合は、右の単位の被用者のすべてについての排他的な団体交渉の代表である。

排他的代表の権利について反対の要求があったときは、中央労働委員会の中立委員が、

- (A) 被用者のいずれの単位が、団体交渉の目的よりみて最も適当であるか、及び
- (B) 右により指定された単位内の組合のうち、いずれが被用者の多数代表であるか。

を決定する。

右の (A) 項により要求される決定を行うにあたっては、中央労働委員会の中立委員は、組織及び団体交渉の目的のための適正単位を構成する使【被】用者の団体が、一般的にはその職業における利害の一致にもとづいたものであるが、もっと特殊的には、職階、経験、義務、賃金、労働時間その他の労働条件における利害の一致にもとづいたものであるが、という基本的な考慮をその準則としなければならない。右の問題を解決するにあたっては、中央労働委員会は次にのべる事実の各々に適当な考慮をあらわなければならない。

(1) 被用者の要求

国【圏】内、或いは争われている範囲内にある係争中の夫々の組合又は団体によって、支持についていかなる組合員の運動又は示威が行われているか。既に確定している単位を破壊しようという試みが行われている場合には、関係被用者が、右の現存の単位によって代表された際に之に同意或いは参加したものであるか□うか。

関係被用者が同種且一体□団体を構成しているかどうか。

(2) 相互の利害関係

問題となっている職階内で働いている被用者がどんな仕事をしているか。

賃金や労働条件は同一であるか。問題となっている職階の労働者が特殊の熟練技術を持っているか。問題となっている職階の間に機能的に密接な関係及び相互依存関係があるか。被用者がお互に緊密に連携して作業しているか。

(3) 労働関係の歴史

前掲 (B) 項により要求されている決定を行うに当っては、中央労働委員会の中立委員は、緊急の状態がおこって必要であるとみとめたときは、被用者に対し、被用者の多数の意見を確めるため秘密投票による選挙を命令して之を行うことができる。中央労働委員会の中立委員は、投票の有権者の指名、選挙期日についての適当な事前通告の発送、適当な投票場の選定、投票立会人の通告、及び迅速、正確且公正な投票の計算法についての保証等の事項について、右の選挙を行うに必要な行政規則を制定することができる。」

D 使用者の組合支配 (会社御用組合)

会社御用組合は、団体交渉の目的のため作られたのではなく、むしろ団体交渉をさけるために作られたものであるという点で、嫌悪すべきものと考えられている。使用者は会社御用組合が、その会社御用の目的にかなわないかぎり、これと団体交渉をする必要をみとめないことがふつうである。このような組合は、使用者の意のままになる都合のよい操り人形の役をするだけであって、被用者の合法的且つ自主的な組織への努力を台無しにするものである。会社御用組合に関する労働組合法の規定は、使用者の指先にあやつられる組合を作り、そだてるのに役立つようなあらゆる種類の技術に対抗するという面では、未だ充分ではない。同法は現在、使用者が、「労働組合の主たる経費」を支払わぬ限りその被用者の組合に対して財政的援助をあたえることをゆるしている。(第二条)。しかしながら、このようなわづかな経費によってさえも、使用者は組合支配をなすことができるのであるから、使用者による実質的な財政的援助は、それが主たる援助にならうとなるまいと、之を禁止すべきである。さらに、諸外国における会社御用組合の歴史をみると、日本の労働組合法で特別に禁止したもの以外に、会社御用組合が生

れるのをたすけた方法がいくらでもある。使用者が、自分の考えを遂行できると信じた被用者をえらんで、一定の型の組合をつくりたいという希望を暗示し、そうした組合のとるべき形について助言したり、細則や規約を作成するのを援助したり、その他の点で組合の結成をたすけた例もある。また、使用者又は彼の近しい利益代表者がある組合を攻撃して、他の組合に加入するよう被用者にすすめたり、ある一つの組合だけに就業時間中工場内で組合員を勧誘し、組合活動を遂行することをゆるし、もう一つの組合にはさういう権利をあたえなかつたり、さらに従業員に対して、お気に入りの組合の大会に出席することをすすめたり、従業員がお気に入りの組合の大会に出席できるように作業停止を命令したりした例もあるのである。

こうした問題に充分に対処するため、次のことを勧告する。即ち使用者が次のことをなすことは違法である。

「いかなる労働者組織に対しても、之が結成又は運営を支配し、干渉し或いは之に実質的な財政的援助その他の支援をあたえること。但し権【福】利、厚生施設に対する場合はこの限りでない。」

今までの論点を立法の形式に要約すれば、労働組合法には、被用者にあたえられた権利を簡潔に集約することが適当と思はれる。

之に関する勧告は次のようなものである。

「1 前文、本法の目的は、産業上の紛争を友好的に解決するための基本的慣行を奨励することにより、産業不安を最少限にすること、労使双方の団体交渉の力を均等にすることを奨励し、以て労働者の地位の向上をはかること、労働者が全く自由に団結し、自主的に組織を行い、その雇傭条件につき交渉するためその代表者を自ら真に選挙し、又はその他の相互扶助乃至相互防禦を行うにあたって之を保護すること。及び、団体交渉の慣行と手続とを奨励することにある。こゝに之を宣言する。

2 第 条。 被用者の権利

1. 被用者は、自由的な組織を行い、労働組合を結成し之に加入し又は之を援助し、及び、自らえらんだ真正に選挙せられた代表を通じて団体交渉を行う権利を有する。
2. 使用者は、被用者が前項により保証せられた権利を行うにあたって、之に干渉し、之を抑制し、又は之を脅迫してはならない。さらに使用者が次の行為をすることは違法である。

(A) いかなる労働者組織の結成又は運営に対しても、之を支配し又は之に干渉を加え、又は之に実質的な財政的援助その他の支援を与へること。

(B) 労働者組織に加入している構成員を鼓舞し又は失望せしめる目的を以て、雇傭又はその継続、その他の雇傭条件につき、被用者を解雇し又はその意に反して差別待遇をすること。

さらに、いかなる使用者も、雇傭の条件として、労働者が組合に加入し又は脱退することを要求してはならない。

(C) 団体交渉のためえらばれる代表者に関する本法の他の規定による被用者の代表者と、誠意を以て団体交渉を行うことを拒絶すること。」

E 労働協約の無期限延長

日本に於て現在有効となっている多くの労働協約は、労資のいずれかかその解除に同

意することを拒絶する場合には、之を無期限に延長する旨を規定している。そのために、すでに事情に適せず或いは実際の適用に向かないことの判明した労働協約が、その存続をのぞむ方の当事者の拒否権によっていつまでも効力をもちつづけうるのである。従って労働組合法第二〇条を修正し次のように規定すべきである。

「労働協約は、両当事者の同意なきときは、その規定する有効期間を延長してはならない。」

*編注：上記規定案の上部に「×」の印あり。

F 苦情処理機関

テーブルをかこんで会議をするという方法で労働協約の締結につき交渉することは、ほんの序幕にすぎない。この協約を工場内において解釈し実施することは、これよりも劇的なところは少ないが、はるかに重要である。団体交渉を試験台にのせるものは、日々の苦情の調整であるが、協約の秩序をたもつ法律的手続は殆ど定められていない。これが、成功するのも、失敗するのも、一にかかって使用者と組合がその争点について、相互に信頼し、善意をもち、良識があるかどうかにあるのである。同法第二十一条に、次の条項を追加すべきことを勧告する。

「労働協定の有効期間中は、協約の当事者は相互に、その解釈の争いより生ずる紛争を解決するため苦情処理機関を利用すべき義務を負う。」

G 山猫ストの問題

この問題も無視できぬものの一つである。組合法の保護的性格は、かゝるストライキ時の参加者に対しては適用さるべきでない。

次の項目を提案する。

「組合の構成員たるいかなる個人又はその団体も、所属組合により、その規約又はその他の確立された手続に従って許可されない場合に、業務の正常な運営を阻害するストライキ、作業抛棄、その他の行為をなすときは、右の行為は本法の意味における適当なる紛争行為とはみとめない。」

H 施行手続及び罰則

この法律は被用者保護のための実体規定を保持するために次の刑罰と手続とを規定するに止る。

A 第十一条違反に対しては六月以下の禁錮又は五百円以下の罰金が課せられる。これは使用者が労働者に対し、その組合加入の故に解雇又は差別待遇をすることを禁止し或は組合不加入を雇用条件とすることを禁ずるものである。

B 第三十二条では労働者の労働条件その他の待遇が「特に適切ならざるとき」は労働委員会はその実情を調査し、改善の建議をすることができ、それによって都道府県知事が「必要ありと認めるときは」(施行令第四十五条)使用者がそれに従うように命ずることができる。この場合使用者は被用者にその命令を通告しなければならない。

そうしないと罰金刑に処せられる (法第三十七条)。

この法律は珍しく団結権及び団体交渉権の確立実施のための効果的方法を欠いている。起訴のために事件を検事に委託する場合のさけがたい遅滞は別としても、法律によって保障さるべき団結の自由その他労働組合の諸権利の保護は、刑罰を設けることによって達成されない。それは将来の違反に対する一般的な障壁として役立つかもしれないが、

裏をかゝられたり権利侵害を蒙った被用者や労働組合に救済をもたらすものでないし、又労働者がまたも不利な結果を蒙るといふ心配なしに再び自由に組合活動に従事し得るといふ必要な保障を提供するものでもない。使用者は関係ある各自の企業においてこの法律の根本目的と調和した状態を再建するために概ね下に示すが如き確認し得る手続をふむように指示されなければならない。

だからこの法律がこれらの目的を達するためには、労働委員会の権限の中に、委員会の作用がもっと個々の事件の必要に応じ得るように設計される手段を設けることを勧告する。労働委員会に対しては、委員会が自らある使用者がこの法律に違反したと決定した場合にはすべて直にその違法行為を中止し且つ断念すべきことを指示する命令を発する権限が与へられなければならない。

更に労働委員会には、その使用者に匡正さるべき地位の回復のための必要な措置をとることを命ずる権限が与へられなければならない。

即ち

1 使用者が労働者を合法的な組合活動の故に解雇した場合にはその被用者は以前の地位に復帰させられ且つ彼が不本意にも雇傭されなかった期間即ち不法な解雇から復職迄の間に得たであらう賃金が支払われるように命令することは全く論理的且つ妥当である。さもないとたとえ罰金が課せられたとしても彼はたいした負担なしにその工場の組合にとって欠くべからざるこれらの被用者を永久に除いて置くことができる。つまりリーダーをやめさせて組合を弱めるために使用者がその解雇権を行使することが可能となる。

2 使用者が会社組合を育成した場合には、その御用組合と締結したいかなる労働協約の廃棄をも含めてのその組合との関係における一切の成果を清算するように、又いかなる将来の関係をも絶つように命ぜらるべきである。労働委員会は更にこのような組織については永久に労働組合としての特権を剥奪すべきである。かくて被用者が合法的に組織のために努力するための素地をつくっておくわけである。

3 使用者が組合の代表者との交渉を拒んだ場合或は協定を結ぼうとする意思もなく単に役に立たない交渉をする場合には、使用者は組合代表者と誠意を以て交渉を開始するよう命令されなければならない。

4 労働者の権利の侵害が発見された場合にはすべてその使用者はその工場乃至企業の被用者のために、彼が以後違反をしないことを声明し、更に彼が被用者にもたらされた結果を改善するためいかなる実際の活動をしているかを声明する文書を詳細に発表しなければならない。このやうな使用者による個人的な再保証は特に労働者が歴史的に未だかつて真の労働組合運動の自由を知らず且つ長きにわたって抑圧的手段にならされて来た日本においては心理的に極めて重要である。

5 最後に労働委員会の命令は、違反者に彼が命令に従った程度を示すように一定期限内に或は随時に報告をするように指示すべきである。

提案された線にそつて法律をどう改正するにしても、労働委員会の命令の迅速な実施のために適切な手続規定が作られなければならない。現行の法律及び施行令によつて建てられた制度の下では、御用組合に関する第二条の場合のような若干の判定的機能は労働委員会の「決議」に拠っている。決議は都道府県知事に伝達されそれから行動に移され

るべき決定がなされる。これにかえて労働委員会の決定及び命令は発せられると同時に、裁判所への上告を条件として、最後のなものとするやう勧告する。更に必要ある場合には労働委員会の命令は、守られていないという事実を地方裁判所に証明して、裁判所の司法権により履行され担保されるようにすることを勧告する。

左の条文を提示する。

「労働委員会が、或る使用者がこの法律の第何条に違反したと決定したならば、委員会はその事実認定を公表し、その使用者にかゝる行為を中止し断念し且つこの法律の精神を効果あらしめるべく、解雇された被用者を復職金を支払い或は支払わずに復職させることをも含めての確認し得る行為をとらせるような命令に服さしめること。

当該使用者は十五日以内にその命令に服するか或はその命令の適法性に異議を申し立てて地方裁判所に訴状を提出するかすること。

地方裁判所は労働委員会の事実認定に推定的効力を与え、一方その命令が法律及び施行令に合致するかどうかを適用条文に照して判定すること。

労働委員会の命令が裁判所によって支持せられたならば、当該使用者によるそれ以上の不服従は一年の懲役若しくは十萬円の罰金又はその両者に処せられること。

*編注：最後にあるべきカッコ閉じ（」）が欠けている。

I 中央労働委員会の機能の再整備

経験の示すところによれば、労、使、中立の三者構成である、地方労働委員会は、法律及び施行令によって課せられた役割を十分に果たすことができないでいる。労使の不和の故に或は政治的イデオロギーの相違の故に分裂が起っているのが今日までの常態である。これらの弱点を克服し、全日本を通じて決定の統一性をはかると共に決定例から以前のを抜き出せる一貫した体系を可能ならしめるために、中央労働委員会に恒久的権威を附与し、中労委の第三者若しくは公益代表の委員のみが準司法的決定を含む第【十】一条の下に生起するやうな事案乃至以下論ぜらるべき労調法における強制調停や仲裁を含む事案をば取扱うことができるようにしたらよいと信ずる。

左の条文が第三十一条の次に加えられるよう勧告する。即ち「中央労働委員会は、この法律に基いて労働委員会が取扱うことになっている一切の事項をつかさどる最高の権限を有し、地方労働委員会及び特別労働委員会の機能について、地労委を拘束する解釈原則を發布すると共に継続的監督を行うものとする。」

労働省は、行政規則によって地労委が自ら判定をなすべき事項を確定すること。かゝる地労委の独自の判定にも拘らず中労委は地労委の最終的処分乃至決定について十日以内に事案を議事日程に計上し、これを取消し、修正し然らば地労委の処分乃至決定を変更すること。

この法律の第十一条、第三十三条及び新条文の下に生起せる事案は、この仕事を行うための専門的技術をもつ職員によって援助された中労委の中立委員によってのみ取り扱はれること。

J 第十五条の削除

本法は、労働組合が屢々法令に違反し安寧秩序を紊したと判定された場合に地労委の申立によって労働組合の解散命令を発し得る地方裁判所の権限が削除されるように修正さるべきである。これらの方法は労働組合が公安に危険なものとして疑いを以てみら

れていた一九三〇年代の中頃の日本の時代錯誤を想わせる意識のあらわれである。現在法典にのっている民法、刑法及び労働争議や団体行動の間公共の秩序を維持するために警察に許される自由は、すべて公安保護や他人処罰や法律違反防止のために十分なものである。もし—こんなことは殆ど考えられないが—労働組合が他の手段では間に合わない程の脅威とならうとさえしなければ問題の条項は使用者に対してむけられる類似の手段と同様に、現行法の建前から支持し難いものである。法律施行の職員が、被用者たる違反者に現在の刑罰法規を通用するに当って甚だしく手ぬるかったということを示す証拠はないのである。

労働関係調整法 (司令部に於て一部省略)

*編注：A項はなく、B項から始まっている。

B 第二十六条の改正

解決の申入が両当事者によって受理せられ、その後に至って解決案の解釈並びに履行について意見の不一致が生じた場合には、それを明らかにするために調停委員会に再附託すべきであり、その解明のための期間中は両当事者の何れも争議行為をなすことができないという分りきった様式に本条項を改正する必要があるということは、従来の経験が明らかにしている。

調停委員会の機能は上記の如き場合に再開催される他はその裁定を受諾するか否かの回答の日附をもって終るべきである。

C 国家の経済、国民の健康、国民の安全或いは一般福祉にとって重大な関係のある産業におけるストライキの防止並びに処理

斡旋と仲裁が失敗に終わった後の一産業全般にわたる労働争議をいかに処理するかという問題は久しくあらゆる民主国家における労働関係の学徒を悩ましてきた。実際これらの学徒の中には、今迄のところこの問題についての満足すべき解決は見出されておらず、そして今後より一層この問題を専門的に考究する必要があるということが信じられている。労使双方共に作業を継続するということがストライキとロックアウトを通じてたたかうところの使用人及び労働組合の自由より必要である重要産業においては、政府は公衆の健康、公衆の安全、又は一般の福祉を著しく危殆に瀕せしめるストライキやロックアウトに対して公衆を十分に保護するに足る適当な権限をもつべきである。これについては二つの重要な政策が考えられる。その一つは政府に対してその様なストライキ又はロックアウトを処理するための特別の緊急事態に際して【の】権限を与えるということである。他の一つは一定の必要欠くべからざる重要産業の従業員に対して特別の権限を与えるがしかしストライキをしないという義務を課する特殊の地位を与えるということである。この第二の代案は、次期国会において国有鉄道並びに政府専売事業について可決される模様である。

しかしながら第八条において公益事業として指定されているその他の産業についてはどうであらうか、そして更に石炭産業についてはどうであらうか。この問題に関連して可能なる措置として次の如き諸点が考えられる。

(A) 第八条は公益事業として石炭産業をも含むように改正せらるべきであらう。この条文は更に、他の産業を公益事業として指定する場合は現行法に規定されているよ

うに第三者委員、使用者委員、労働者委員の各々の部門の過半数の投票によるよりは、むしろ中央労働委員会の過半数の投票によってなし得る如く規定するように改正せらるべきである。現行法の規定は各々の部門に同じ議決【拒否】権を与えているように思はれる。

(B) 法第三十七条において規定されているように三十日間の冷却期間をもっている強制調停によっても争議の解決がもたらされなかった場合には、使用者若くは労働者のいづれかによって歴然たる争議行為がなされたときは直ちに政府は内閣としての行動によって当該産業の経営を自らなすことが要求されるべきである。政府は解決が成功して、使用者及び労働者の間において書面による協定書が調印されるまで、若くは一二〇日間を最大限として当該事業を管理すべきである。この一二〇日の期間中は争議行為は禁止せらるべきである。

(C) 政府の事業管理の期間中、最初の六〇日間は強制仲裁【調停】が継続せられる、そしてこの期間の終りのときに政府と労働者との間に協定がなされる様努力する。

(D) 政府と労働者との間に協定が成立したならば、この協定は一二〇日の期間が終了するときに使用者をも拘束するようになり、そしてその有効期間中はその効力を維持するであらう。

(E) この一二〇日の期間中に何等の解決がなされなかったならば、事業の管理はその私的所有者に返還され、争議の解決は法律のノルマルな運用にしたかって使用者と労働組合との間にゆだねられ【る。】前述の如き措置が公益事業における労働争議の場合には、労働者並に使用者の双方を抑制するための積極的な対策として極めて有利なものであり、そしてこの両当事者に対して誠実に交渉をなす刺戟を与えると共に私的な運用と拘束されざる団体交渉との基礎の上に両当事者をつれもどす動機となるものであるということはその発案者たちによって主張されている、そしてこの措置は、争議の斡旋又は任意仲裁のための現行の機構を強化するということとは別問題であり、更に団体交渉の手續がより長くつづくということに対して啖嗟せんとするものでもない。

三、結論

1、日本の労働法規に対して今提案したような改正は、労働関係を安定すること、労働行政を改善すること、並びにこれらの法律にもとづいて労働者に与えられた利益についての法律上の不公正を是正するという意図のもとにでているのである。

(A) 労働関係の安定をはかるという第一の目的は単に立法的措置によって達成せられるものではないということによく認識せらるべきである。今提案した改正というものは関係行政機関によって平和的解決をもたらすようにあらゆる努力がなされるまで、公衆の福祉に関係ある産業における労働争議を高々延期するという意味をもつにしかすぎない。ここになされた提案は万能薬ではなく鎮静剤にしかすぎない。

(B) 日本における労働関係の問題は三つの主要な原因から生じている。即ち

- (1) 自由な社会において行はれる団体交渉についての労資双方の不熟練
- (2) 無責任な指導者と少数者の政治的グループによって支配せられている一般組合員の伝統的に卑屈な態度、無教育及び一般的な無頓着
- (3) 最後にそしてこれが最も重要なことであるが、戦禍によって齎された国家の極端な経済的窮迫状態並びに八十万の人口の最低生活水準を維持する為に必要な物資

と労働力の不足

*編注：「八十万」は原文ママ。

(C) Bの(1)及び(2)にのべた原因は教育と経験とによってその大部【分】は解決されるであらう。このことは長い期間を要するけれども、それを達成するための特別方策というものは経済科学局の労働課によってこの三年間活発に推進されてきた。成果は多大なるものがあつたがなすべきことはまだ多い。

2、経済状態は日本における政府並びに労使の協力のもと、経済科学局の各課の努力によって徐々にではあるが絶えず改善されつゝある。日本経済はより多くの原料並びにより高度の物資生産及び国内国外向けの労働力を要求するや極めて切である。一般の状態が改善されるにつれて使用者が彼等の従業員と団体交渉をなすことができ、そして政府よりの貸附金、補助金を仰ぐことなしに、生活給を支払いうるようなレベルにまで商工業の所得がたかまってくるであらう。かくして物資及び労働力がより潤沢になったときにこそはじめて、価格が安定し、且つ労働者の実質賃金が増大するであらう。そしてこのような改善された状態というものは日本における労働関係の図式を改善の方向へとみちびいていくであらう。

3、労働者が今回の労働法規の改正をよろこんで受容れるであらうということは現在においては期待しえない。そして又規定のうちのあるものは、おそらく使用者団体によっても反対されるであらう。更に政府においてもその一部分には現在においては労働法規の改正を躊躇するものもあるであらう。しかし今回の法規制度というものができうる限り早い機会においてその制定を要求せられるほど極めて重要なものであると信じられるならばスキャップとしてあらゆる関係者に対して強い勧告をなすことが必要であらう。

2. 労働法改正提案概要 (第2回勧告) (昭和24年1月4日) = GHQ勧告第2回

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

労働法改正提案概要 (第二回勧告)

(重要性の一般的順序による)

公益事業の中絶に対し公衆により大なる防衛を与えるための労調法の強化

- 一、中労委は法に定められている以外の産業を公益事業として指定するには(現在の労使中立各層の多数決定を要するのに対して)単純多数決にするように強化するものとする。
 - 二、現行法による三十日間の「冷却期間」に公益事業の争議の解決が齎されない場合には、政府は争議行為を行ったら直ちに当該事業の経営を接管することを要するものとする。政府は解決が齎されるか、又は一二〇日を最大限とする期間事業を経営するものとする。
- 労働組合における民主々義

- 三、労組法が次の事を規定する如く改正されることを提言する。即ち組合が政府当局の認可を得る前、組合は規約で組合幹部が公正且つ定期的な選挙によって選出せられ、組合員は組合幹部に対する誠実な反対の故を以ては懲罰せられないという事を保証しな

ればならないということを要求するように改正すべきである。

誠実なる交渉

四 労働者及び使用者は誠実に交渉を行う事も法によって要求されるものとする。

交渉代表者の多数による決定

五 労組法は次のように規定する如く改正するものとする。即ち、被傭者の過半数が特定の組合を彼等を代表するものとして選んだ場合にはその組合が排他的な交渉代表者と認定せられ、使用者はこの組合と交渉することを要するものとする。必要の場合には中労委が、その監督をする選挙によって適当な交渉単位を決定するものとする。

使用者の支配の防止

六 使用者の組合支配を更に効果的に防止するために、使用者は組合に実質的□財政的、その他の援助を与えること、又は組合の発展を強制し若しくは之に便宜を与えることを禁止せられるものとする。

協約の期限

七、団体協約を双方の同意なしに期限満了の日をこえて延長することを禁ずる如く法を改正するものとする。

苦情処理機関

八、労働協約中には苦情処理機関の設置が要求せられるものとする。

「山猫」ストライキ

九、「山猫」ストを行っている労働者は労組法の保護をうけないものとする。

労働関係行政の強化

一〇、労働委員会が法の若干の条項の違反があったとき、使用者に適当な是正的行為をすることを要請することができるように労組法を改正するものとする。

一一、中労委に地労委を統轄する権限を与えるものとし、且つ中立又は公衆の代表たる委員のみが準司法的決定を含む事案の審理をすることを許されるものとする。

職業安定行政の改善

一二、職業安定法は、国家公務員法と調和するために労働省に十分な行政を規定し、及び更に効果的な施行を規定するために改正されるものとする。

失業保険法の改正

一三、失業保険法は建築及び日傭労働者に適用あるように、及び恩恵の水準の上るように改正されるものとする。

日本労働法改正提案

第一 基礎的問題

占領開始以来国会を通過した基本的な労働関係諸法は、労働政策の基礎をおく事以上をすることをもくろまれたと想することは誤謬である。之等の法律及び政府機関はそれ自体で幸福な労働と産業平和とを保障することはできない。之等は単に労働者の団結権を保護し賃金、時間、その他の労働条件を団体交渉によって定めることを奨励し、経済の福祉の最低の標準を保障し、一方において労働の搾取と、他方において不公正な競争とを防止することを計画した設計図を与えるものであって、米国において通常のもの又は日本の経済によってもたらされた重大な諸問題に徴して絶対に必要である以上には何

等経済の過程に直接干与するものではない。

然し乍ら、日本政府は米国及び極東委員会によって与えられた基本政策を成就するため労働立法を合成することについて最大限の自由を与えられている以上、模型的立法が生ずる如きことは到底期待できない。下記の改正の示唆の主題は不可避免的にあらわれたところの欠点であり、現状に徴して正当化されるようにみられる新立法の要求である。

第二 労働組合法（昭和二十年十二月二十一日）及び労働関係調整法（昭和二十一年十二月二十七日）の改正提案

（註 之等二つの法律の主要なねらいは、自主的団結の自由秩序ある団体交渉、及び労働争議の平和的調整を与えることである。団体交渉とは組合員がその代表者を通じて使用者が買う必要のある労働の熟練とエネルギーとを市場に出し、管理することを助けるための手続である。仕事に対して支払われるべき金額、仕事に費されんとする時間数、仕事が行われるべき条件、之等はすべて交渉を構成する。そしてこれは、他の事でも同じだが、組合が要求することと使用者が与えることが可能な、もしくは喜んで与える所のものとの間の妥協である。最もよい場合でも団体交渉を十分に適用することかなりよくそれを用いることさえもが、労使双方に対して同様に困難な仕事を要求するものである。この事は団体交渉にのみ特有の困難ではない—自由企業制度を特徴づける諸勢力の自由なプレイにおいて固有のものである。）

イ、労働組合法

一、労働組合内の民主々義　すべて契約はその両当事者が、彼等がそのために行動している所の人々を適切に代表していない限り、成功し得ない。団体交渉においては、少くも労働者側では交渉代表者が何千という人の為に喋っているのであるから、確実な根拠ある代表という事は絶対不可欠である。更に、組合ではその目的について、その政策について、又その事業運営の方法について構成員の間に大きな相違の存在する余地があるから民主々義が必要とされる。この原理は現在のイデオロギー上の軋轢の故に、今日の日本においては愈々、益々適用されるべきである、然し乍ら立法上の命令によって望まれた目標が到達することのできる範囲には、組合の内部的事項を政府の監督と統制に曝すという明白な危険があるから厳格な限界があるのである。

安全な方策として次の事を勧告する、即ち

(イ) 労組法は、組合規約が幹部の公正且つ定期的選挙の結果として就任することを組合員に保障することを要求するように改正すること。

(ロ) 幹部は組合員に組合財源の支出について説明すること。

(ハ) 組合幹部に対する誠実な反対は懲罰されることなく寛容されるべきこと。

(ニ) 組合員の間において幹部に対する態度、又はその他の正当な行為によって差別待遇しないこと。

(ホ) 組合員の除名についての差別待遇は許されないこと。

上述の事を果すために、法は組合規約に第一表の規定を実質的に含む事を要求するものとする。

二、真正の団体交渉の保障　被傭者の自由にして強制せられざる自主的組織は、究極の目標が真正の団体交渉によって到達された使用者との労働条件の安定におかれた時にもみ成功せる産業関係にとって真の意味を持ち得る。戦後の日本の経験は、他の何処に

おける産業民主主義も同様だが、団体交渉の手続は、使用者が単にその被傭者の代表と会って交渉をする事のみでなく、更に主要な事は雇傭条件について了解に達しようと正直に試みて誠実に交渉すること、及びもしかゝる了解に達した時には団体協約に書き下されることを要求するという事を明かにした。労組法は単に組合の代表者は使用者と交渉する「権限」を有する（第十条）と記したのみであってこの点について欠けている。それ故に労組法は、使用者及び被傭者にとって、「互に誠実に団体交渉をするを拒むこと」を不法とすべきである。

三、多数決原則 今日の法の下では、使用者は明かに、労働組合を作り交渉、折衝をもつために代表者を選ぶその被傭者のすべてのグループと別に折衝し交渉することを許されている。（第十条）。この規定の適用に対する唯一の制限は労働者の四分の三以上が一つの労働協約の適用をうけることとなった場合は、残余の者もその適用をうけるという条項だけである。（第二十三条）。比例代表や各個代表よりは、多数決が、交渉手続の秩序あり、よく成功する取扱で最も重要である。この原理は米国において制定された近代的連邦労働立法の物色であり、労働界における第一流のエキスパートが殆ど口をそろえて賛同している所である。

この着想は単に、被傭者の多数が特定の組合を代表に選んで時は、使用者は基本的雇傭条件に関して直接いづれの個人又は被傭者のグループとも交渉するという従来の特権を断念することを要求するにすぎない。過去二年間日本においては、若干の使用者が、個々人や少数派との交渉や協約締結という便法により被傭者の過半数の固き支援を得た組合の権威を削りとり、それがかちえたあらゆる名声と支援とを害うという傾向が次第に増大してきた。かかる協約は多数をしめる組合が獲得したものより有利な条項を含むこともあるかもしれない。かくして使用者はもし彼が欲するならば被傭者を無期限に二つの相敵視するグループに分けておくことができるかもしれない。以下に提案する条文は謳われた原則をみたすものであらう。「適当な交渉単位における被傭者の過半数によって団体交渉のために選出せられた代表者は、雇傭条件に関する団体交渉の目的のためその単位におけるすべての被傭者の排他的代表者とする。但し、排他的交渉代表者がまだ選ばれていない場合には、過半数に達しない被傭者によって指名された代表者は、彼を選出した被傭者のために団体交渉を行うべきであり、且つ、各個人又は被傭者のグループは何時でも使用者に苦情を申し出る権利を有するものとする。」

使用者が誠実に団体交渉を行うべき上述の勧告は、右の規定の上に条件づけられるということがいえる。過半数の代表に関して競争の組合の側から衝突する要求が出てくるとはわかる。しかしこれらは労働委員会の主宰の下に行われる投票その他の手続によって容易に解決される。労働委員会は又大きな工場において、たとえば職種別単位とか、又は全工場にわたる単位とかいうような適当な交渉単位を決定するという任務をも持つ。

過半数の代表の公正な決定の為に次のような立法の条項を示す。即ち

「適当な単位内の被傭者の大多数によって指名された組合は当該単位の全ての被傭者の排他的な交渉代表者となるものとする。排他的代表権に関して競争組合からの提議のあったときには、中労委の第三者委員が特定の事案についてその監督の下に選挙を行って決定するものとする。

(イ) いかなる単位が団体交渉の目的の為に最も適当であるか。(T A B B 参照) (第二表)

(ロ) 当該単位においてどの組合が被傭者の多数を代表するか。

四、使用者による労働組合の支配 (「会社組合」)

会社によって支配されている組合は、団体交渉の目的のために作られたものではなくてむしろ団体交渉の必要をなくするために作られたものであって、好ましくないと思われる。団体交渉をすることが使用者の目的に役立つ限り、使用者は通常御用組合と団体交渉を行うことを必要と考へない。かかる組合は使用者の意志に応ずる便利なクライアントとして役立ち、被傭者の正当にして自主的な団結の努力を打破するものである。使用者に支配される組合に関する法の規定は、使用者のいうなりになっている。又はいうなりになっているであらうところの組合を作り出し助長するため日本で用いられているあらゆる種類のテクニックに対抗するという面では不適當である。使用者がその被傭者の組合に若干の財政的援助を与えることは、その組織の支出の「主要な」部分を支払うのでなければ現在では差支えない(第二条) 使用者の組合に対する実質的寄附は、現在の日本では一般原則になっている。使用者による実質的な寄与は、それが「主要な」援助という額にならうとなるまいと使用者の支配は、これより少い支出でさへも明瞭に購いえられるものであるから禁止されるべきである。更に他の諸国における会社組合主義の記録は、本法で特に制限してある所の、会社支配の組合を存在させるに役立つ等の術策以外の術策にみちみちている。ある場合には使用者は、自分のアイディアを実行することを安心して托せる特に選んだ被傭者に、或る型の労働組織をつくるのが願はしいことを示さしたことがあった。かかる組織のとるべき形態に関して助長した事があった。細則や規約を準備するのを助けた事があった。又その他の方法で組織の設立をたすけたことがあった。他の場合には、使用者又は彼の緊密な代表者が、一つの組織の形態を改善し、他の組織に入ることを奨励したことがあった。一つの組織には工場内で勤務時間中に組合員をひっぱり活動を許し乍ら、同様の権利をもう一つの組織には拒んだことがあった。又被傭者にお気に入りの組織の会合に出席を命じたりしたこともあった。この問題に適切に対抗するために次のことを勧告する。即ち、使用者が「何等かの労働組織の結成若しくは運営を支配し若しくは干渉し又は之に対して実質的な財政その他の援助を与えること」は不法とされるべきである。

*編注：上記の箇所以降、「B 労働関係調整法」(45頁)の前までの波線(原文では傍線)は、地の文に付されているものである。いずれも、本史料の元の英文史料においてアンダーラインが引かれているものを反映させたものと考えられる。

上述一乃至四に関し、法は被傭者に与へられた権利の簡潔な一覧表を規定すべきである。示口はT A B Cに含まれている。

五、労働協約の無制限な延長 日本で現行の多くの協約ではもし労使いずれか一方が廃止に同意を拒んだときは無制限の延長を規定している。かくて実際の適用において時代おくれ又は不都合と証明された協約か、有利な側の拒否権によって生きながらえさせられることができる。

労働組合法は、第二十条の改正によって次の如く規定すべきである。即ち「協約は両当事者の同意なくしてはその中に規定する期限を超えて延長することはできない。」

六、苦情処理機関 卓子をかこんで会議をして団体交渉の折衝をする事は単なるプロローグにすぎない。協約を工場内で解釈し実施する事は、それ程劇的ではないが、はるかに重要である。

団体協約を試練にかけるのは、毎日毎日の苦情調整である。しかし、団体協約を統禦する判例は極めて少い。その成否は争点をめぐって労使のもつことのできる相互の信頼と良き意志と叡智とである。

下記に示した句を本法第二十一条に加えることを勧告する。

「労働協約の期間内において協約の両当事者は労働協約の解釈の争から生ずる紛争を解決するために苦情処理機関を利用する義務を負うべきである。」

七、「山猫」罷業 「山猫」ストの問題は無視することのできないものである。昨年中日本でかゝる罷業の数は次第に増加した。本法の防衛的特色はかゝるストライキの関係者の否定であるべきである。

下記の条文を示唆する。即ち「労働組合員たる個人又は個人が罷業怠業その他業務の正常な運営を妨げる行為を行うことは、それ等の行為か、その加入する組合の規約その他の正規の手續に従ってその組合の認可を受けたものでない場合にはその行為はそれらのものにとって本法にいう正当な争議行為とはいえない。」

八、施行手続及び処罰 本法は被傭者の保護の為の実質規約を与へるのにほんの貧弱な刑罰と手続としか規定していない。法が自主的団結及び団体交渉の権利を完成し、実施する為の効果的な機構を全く欠いているのは奇妙なことである。起訴の為事件を検事に移す為の不可避的な遅延は別としても団結の自由その他の法にまっぴら保障された労働組合の権利は刑罰の重課によっては成就せられない。之は将来の違犯に対して一般的な妨害にはなるかもしれないが一方挫かれ損害を受けた被傭者又は労働組合に救済を与へるものではなく、又労働者が二度と不利益な結果を蒙る惧なしに再び自由に組合活動に従事できるという必要な保障を与へるものでもない。使用者は関係の特定企業において本法の基本的目的と調和する状態をたてなおすために、以下にアウトラインを示した如く確実な段階をとることを要求さるべきである。

それ故に次の事を勧告する。即ち本法は労働委員会の手にて之等の目的をなしとげるような或る手段を、然し乍らその行動は更に各個の事業毎の必要に適合するように形成されなければならないとの認識を以て、与えるべきである。労働委員会が使用者が法を犯したと裁定したすべての事案において、委員会は、使用者がその不法な行為の軌道を中止し直ちに断念する様に命ずる命令を出す権限を与えられるべきである。更に労働委員会は救済を必要とした状態の原状回復を目的とするある必要な行動をとることを使用者に命ずる権限を与えられるべきである。

示唆された線に沿うすべての改正において、労働委員会の命令の速かな励行の為に適当な手続規定が作られるべきである。現行の法及び施行令の体系の下では会社支配の組合に関する第二条中の規定の如き、若干のきわどい部分の運営は、労働委員会の「決議」にかゝっている。その決議は知事に伝えられ、知事はそれから行動にうつされるところの「決定」を下すことになる。

その代りに次の事を勧告する。即ち、労働委員会の決定と命令は、それか発せられた時は、裁判所に出訴しうる以外には最終的のものとなるべきである。更に次のように勧告

する。即ち、必要の場合には、労働委員会の命令は、地方裁判所に対し、命令に服従しなかった事を証明することにより当該裁判所の司法権力によって実施され、擁護されるべきである。

上述の示唆の詳細については、T A B C 参照 (第四表)

九、中労委の機能の再編成 経験は、三者構成になっている (労・使・公衆代表委員) 地労委が、法及施行令によって与へられた役割を適切に果たす能力のないことを示した。労使間の溝の為又は政治的イデオロギーの相違の為の分裂が毎日の議事日程であった。之等の弱点を克服し決定か日本全部を通じて一体のものとなり、且つ裁定事案による先例が一貫した線であることを可能ならしめるために次の事を提案する。即ち中労委に恒常的権限を与え中労委の中立又は公衆代表の委員にのみ準司法的決定を含む十一條に関しておこる事実や、労調法の下でおこる強制調停又は仲裁を含む事案の如きを審理することを許すこと。

十、第十五条の削除 本法は、地方裁判所に、地労委の決議に基づき屢々「法令」に違反し「安寧秩序をみだした」と判定された労働組合の解散を命ずるよう行動する与えられた権限を削るよう改正されるべきである。

之等の手段は労働組合か安寧の脅威として疑いの目で見られていた日本の三十年代中頃の精神を思い出させるアナクロニズムの代表の如くに思われる。今法典にのっている民法と刑法及び労働争議や団体行動において公けの秩序を保護する為の警察に許された自由はすべて、公衆の防衛、違犯者の処罰、及び之以上法を破るのを阻むのに全く適当である。

B 労働関係調整法

(一) 第二十六条の改正

過去二ヶ年間に於ける日本の経験は、次のような自明の方法にこの条文を改正する必要を証明している。

「調停案が関係当事者の双方に受諾され、その後その妥協案に対する解釈または適用に関して不一致が生じた場合には、事件は解明のため調停委員会に提出されその期間は、労働関係の当事者のいづれも争議行為をなすことはできない。」

「前項の規定に従って委員会が再招集された場合を除いては、調停委員会の機能は、その調停案の受理若しくは拒否の日を以て終了するものとする。」

(二) 国家経済、国家的健全、国家的安全又は一般の福祉を阻害する産業における労働争議の防止又は取扱い。

斡旋及び仲裁が失敗した後における全産業にわたる規模の労働争議を取扱う問題は、統ての民主主義国家において労働関係を研究する者を長い間なやましていたものである。実際或る人達は、かかるものについてはかつて満足すべき解決案はなく、且つ更にこの問題のより一層専門的な研究が必要であると信じている。業務の継続の必要が使用者及び組合が各自罷業や作業所閉鎖でもって争う自由よりも重要であるような産業においては、政府は、公共の健全又は公共の安全或は一般の福祉を甚しく危くするような罷業や作業所閉鎖より社会を守る充分な権限を持つべきである。この場合二つの主要な政策が可能である。一つは政府にかゝる罷業又は作業所閉鎖を処理するために特別の緊急権力が与えられることである。他の一つは、或る緊要なる産業においては、被用者に特権

は与えられるが然し罷業をしない義務を課することである。第二の点は次の国会において鉄道産業及び政府の専売事業にとられると期待されているところである。

然しながら第八条において公益事業として指定されている右以外の産業及び石炭産業については問題である。

「これらの産業については次の実施計画が考えられる。」

A この条文（第八条）は、公益事業として他の産業を指定するには、現在とられている三者構成の各々の組の多数決によるよりも中労委の多数決によることができるように更に修正される。現在の条項は、各側に拒否権を与えていると考えられるものである。

B もしも現行法第三十七条に規定された三十日の冷却期間をとまなう強制調停が争議の解決をなし得なかったときは、内閣の行為として政府は、経営側か或は労働側の明白なる争議行為があった場合は直ちに当該産業の経営を引受けなければならない。政府は、それが解決して、経営側と労働側との間に署名された成文の契約が締ばれるまでか或は最大限百二十日間その事業を管理することになる。この百二十日間は、争議行為は禁止される。

C 政府の管理期間の最初の六十日間は、強制調停が続けられる。

この期間の終りに政府と労働者との間に契約を結ぶべき努力がはらわれる。

D もし政府と労働者との間に契約が結ばれたときは、この契約は百二十日の期間の終りに使用者を拘束することになり且つ契約が結ばれた日附より六ヶ月間を超えない期間努力を存続する。

E もしいかなる解決も百二十日間になされなかったときには、経営が私的所有者に返還された争議は、この法律の通常の利用により使用者と組合との間の解決にゆだねられることとなる。

前述の計画は公益事業の労働争議に際して、労働側と経営側の双方の自制のための積極的行動をなす利点を有するように思われ且つ双方が誠意を以って交渉をなす動機を与え且つ私的運用と制限されない団体交渉の基礎にかえることになる。それは斡旋のために現在機構を強化し、或は争議の自発的調停の現在機構を強化することとは別である。それはたしかに当事者が団体交渉の過程を長期間続けることを妨げるものでもない。

三、職業安定法と失業の保険法の提案されたる修正

A 略

第一表

組合規約に規定すべき条項に関する労働組合法の改正のための勧告。

この組合は、

A いかなる個人又は単位組合に対しても合理的な理由もなく又は公正な聴取をすることもなく、或は訴えてきたもの以外で構成された特別の会議にかけない場合は罰金を科することも選挙権を停止することも、除名することも、罰を科することも、その他の不利益な取扱も行われぬ。

B いかなる個人又は単位組合に対していかなる政党に加入し、または加入せず若しくはいかなる政治活動に従事し又は従事しなくとも或は提案が労働団体の経済的活動に影響を与えないかぎりいかなる提案をなしたことを理由にしても罰金を科され、選挙権を停止され又は除名され又は罰をかされ或はいかなる他の不利益な取扱いしない。

2. 使用者が御用組合を助成した場合には、彼は、その組合に対して行ったすべての処置の効力を失なわしめることを命ぜられる。この命令には、右の御用組合と締結した労働協約の廃棄及び右の組合に対する将来のすべての取扱の禁止がふくまれる。労働委員会は、更に、かかる組合に対しては、四六時中労働組合としての資格を否認し、それによって労働者の合法的な組織の努力に対して途をひらいておかなければならない。

3. 使用者が労働組合により選出された代表者との交渉を拒否し、又は協約を締結する意思もなしに何の実もむすばない交渉の動作をただつづけるのみである場合には、彼は、選出された組合の代表者と誠実に交渉を始めることを命ぜられる。

4. 労働者の権利が侵されたことが発見された場合は、使用者は、その工場又は企業内に今後かかる侵犯は犯さないこと、及び更に右により生じた損失を除去するためにいかなる積極的行動を行うかを述べた、成文の掲示を出すことを命ぜられる。

この使用者の個人的保証はことに日本に於ては心理的には非常に重要である。なぜならば、日本においては、労働者は歴史的に労働組合活動の真の自由を知っておらず、且長い間弾圧の状態にあったからである。

5. 最後に、労働委員会の命令は一定の時間内に報告をなさしめるために、時にはその命令に対する異議の範囲を示さすために侵犯者に対してなされる。そうして又命令は組合の選出された代表者に提出される報告書の内容を命ずる。

次の条文は、労働委員会の命令を速やかに実施することを容易ならしめるために指示される。

もし労働委員会が使用者がこの法律の第 条に違反したと決定したときは、その委員会はその発見を述べ、使用者に対して、その実行を止め、かつ断念することを求める命令を出し、且遡及払いを含む場合も含まない場合もあるが、解雇された労働者の復帰を含むような警告的行動をなす、これによりこの法律の政策を効果あらしめるであらう。使用者は十五日以内にその命令に異議の申立をなすか、或はその命令の合法性を攻撃するため地方裁判所に訴状を提出する。

地方裁判所は、労働委員会の発見した事実に対して推定的重視を与えそうして一方その命令が法律及び施行規則に一致しているか否かについて適用さる合法的基準に従って決定しなければならない。

もし労働委員会の命令が裁判所によって認められた場合は、それ以上使用者が服従しなかったときは、一年の懲役、又は十萬円の罰金又は両者が併科される。

3. 主題 日本の労働法改正に関する主要な勧告 (昭和 24 年 1 月 5 日) = GHQ 勧告第 3 回

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

(一九四八年十一月二十四日)

主題 日本の労働法改正に関する主要な勧告

〔 昭和二四、 一五 〕
第 三 回

一 最初に注意しなければならないことは、産業における紛争を解決しようと試みるすべての立法は、それが個人の経済的信条や政府の主義主張に直接関係があるものであるために、常に論争的になるということである。それらの信条や主義が一致する場合は極く稀である。

二 この方面の立法にとって最も重要なことは、団体の自由、団結して要求を行う自由、その要求を獲得するために経済的の圧迫を加える自由、作業を拒否する自由、国民の安全、健康、福祉の保護の点における国家の至上権及び法律による民主的統治と平等の正義の原理等を含む根本的な、しかし時により一致しない諸概念に応じたものでなければならないということである。

三 ここにのべる勧告は、簡単なものであって、くわしい説明や従って理由等も述べず正確な法律用語を用いる努力も行わなかった。そのような事項についての覚書は、この勧告に要約された原則について承認が得られたら提出しよう。これらの勧告の修正や附加的提案も、日本政府部内で法案作成の経過が進むに従って行われるものと思う。しかしここにのべた根本的の方針は合理的なものであり、日本の労働組合に対する極東委員会の原則にもかなったものであるということに信ずる。

A 公共の福祉に関係ある企業あるいは事業における労働争議に関する勧告

(一) 労働争議期間中に、経営者又は労働組合が実際に重要な作業停止を行ったりその他の形の報復行為等を行った場合、それらの作業停止等が直接又は直ちに国民の安全、健康或は福祉に影響を与える場合には、総理大臣は、一定期間それらの企業、あるいは事業を公共の福祉にかくべからざるものとして現在の法律で既に指定されているものに追加して指定する権限をあたえられる。

(現在行われているように、中央労働委員会の各代表の多数による裁決を得る必要はない。)

(二) 公共の福祉に関係ある産業又は事業として指定されたものには関係当事者による争議行為は調停の始まった日から九十日間禁止されその期間、争議解決の努力を行うことを規定した(改正された)労働関係調整法の第三十七条の規定が適用される。

(三) この九十日の期間中は、労働者の経済上の地位はそのままにとめ置かれ、争議が解決されるまでは、賃金や労働条件には何等の変更も加えてはならない。更にその期間中、当該産業あるいは事業は、現状のままとめおかれ、日常の事務取扱が許されるだけである。現在の法律制度では、資産の処分や拡張、配当金の分配や資産の移譲その他すべての特別の事務は、現在のいくらか制限を加えられた日本の会社では禁止されている。

B 労働組合内部の民主化に関する勧告

(一) 如何なる組合も、その規約に、組合員の権利を保護する以下の事項を規定せぬ限り、労働組合法による組合としての登録はされない。又同法及び労働関係調整法の保護を受ける権利はあたえられない。

(A) 如何なる組合員をもその嫌疑に関して正当な審問なしに罰したり権利停止を行ったり除名したり、懲戒処分に附したりしてはならない。

(B) 如何なる人をも、組合同規約に定められた組合員としての資格をそなえている限り、

組合員となることを拒絶してはならない。

(C) 如何なる組合員をも、政治活動【党】或いは政治運【活】動に参加したり、又は参加することを拒絶したことを理由として罰したり、除名したり懲戒処分に附したりすることは出来ない。但し、組合員の多数投票により特にきめられ又組合規約や細則に反しない範囲の政治的宣伝のための献金は認められる。

(D) すべての単位組合の役員や組合を代表して行動する権限をあたえられている常任委員は少なくとも毎年選出されるべきであり、全国組合の場合にはその選挙は少なくとも二年に一度はなされねばならない。その選出方法は組合員全部による直接秘密投票【或は之】により選出した代表による直接秘密投票でなければならない。

すべての組合員に投票するための十分の機会があたえられねばならない。

(E) すべての収入、支出及び主要な寄附者の名前や現在の財政状態についての会計報告は、外部の会計検査官【員】の証明書と共に、毎年一回公開されねばならない。

(F) 如何なる組合役員も委員も、十分な機会をあたえられた全組合員の秘密投票による承認なしにストライキやその他の争議行為を指令してはならない。

(二) 組合役員が組合規約に違反した場合には、組合員は、組合規約又は細則に定められたすべての訴願或いは救済手続に失敗した後で、適当な裁判所による法的救済を得ることが出来る。

C 労働関係及び団体交渉に関する勧告

(一) 本法は労使双方が平和的に協定に達するために、真面目な努力を払い、誠実に交渉することを要求しなくてはならない。誠実な交渉を証拠たてるものには、労使どちらかが申し出を行ひ、その申し出に解答をあたえること、又労使双方が正当な時には何時も団体交渉に応ずる用意を持っていること等がある。

(二) 改正法は、適当な単位内の全従業員の唯一の代表と【を】その単位に属する大多数の従業員により選出された団体とすることを規定すべきである。労働委員会は、直接或いは労働省の援助を得て、代表及び適当な単位を決定することを要求された場合に選挙或いはその他の形の手続を行う権限をあたえられる。

(三) 組合の使用者による御用化をもっと効果的に排するために、現在の規定をもっと明確にすべきである。使用者は年金或いは厚生資金への寄附を除いて、組合に対して主要な（実質的な）財政的援助をあたえることを禁止されねばならない。（本法は、労働組合の活動に対するすべての使用者の援助を排除するための規定を最後に設けるべきである。）

(四) 当事者のどちらかが協約の有効期間が切れた後で新協約の締結を拒絶したために団体協約の期限を無制限にのばすことを認める協約の条項は、公共の利益に反するものとして禁止されるべきである。

(五) ワイルド・キャット・ストライキは「正当な争議行為」から除外しそのような戦術に参加した労働者又は労働者のグループに対しては本法の保護はあたえられぬこととする。

D 労働委員会の強化に関する勧告

(一) 使用者による差別的な解雇、その他の不公正労働行為の事件に関して、労働委員会の中立委員は、使用者に対してそのような違法行為を中止し、以前の状態を維持し、或

いは中立委員の準司法的裁決に示された司法的見解に従った正しい方法を行うことを要求する命令を発する権限をあたえられる。労働委員会はそれらの命令の、裁判所による執行を確保する権限をあたえられる。

(二) その権限と責任を中央に集中強化するために、中央労働委員会に対して最高の権限があたえられる。同委員会の中立委員は労働組合法の第十一条に関して起る不公正労働行為に関する事件を調査し、法律の要求する準司法的裁決を下し、又仲裁に関するすべての事件も取り扱う。

中央労働委員会の三者の代表による機能は、原則としてあっせん調停の場合に行われる。

(三) 中央労働委員会の中立委員は、不公正労働行為等について準司法的裁決をあたえるに関し地方労働委員会の上告のあった事件を取り扱い裁決を下す権限をあたえられる。更に中央労働委員会は、自らその事件を取り扱うため又は中央労働委員会での再審査を要求するため、それらの事件を地方労働委員会から取りあげる権限をあたえられる。

(四) 中央労働委員会は地方労働委員会に対して、更に大きな統制権をあたえられる。特に管轄権、法律の解釈、及び判例的制度の確立等に関してである。中央労働委員会の地方労働委員会に対する行政的の権限も更に拡張されるべきである。

Ⅲ 昭和 24 年労働組合法 (昭和 24 年 6 月 1 日法律第 174 号)

1. 労働組合法を改正する法律案 (昭和 24 年 1 月 9 日、労働法規課) = 第 1 次案

史料出所：佐藤達夫文書

労働組合法を改正する法律案

〔 昭和二四、一、九
労働法規課 〕

法律第 号

労働組合法目次

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
- 第二章 労働組合 (第七条—第十五条の二)
- 第三章 不当労働行為 (第十六条—第十九条)
- 第四章 団体交渉 (第二十条—第二十七条)
- 第五章 労働協約 (第二十八条—第三十三条)
- 第六章 労働委員会 (第三十四条—第五十条)
 - 第一節 全国労働委員会 (第三十五条—第四十七条)
 - 第二節 地方労働委員会 (第四十八条—第五十条)
- 第七章 雑則 (第五十一条—第五十五条)
- 附則 (第五十六条—第五十八条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、左の各号に掲げるところにより、労働者の地位の向上と経済の興隆に寄与することを目的とする。

- 一 労働者が自主的、民主的に、且つ、国民経済に対するその責任の自覚の上にならば、労働組合を組織し、労働条件に関して交渉するものを選出し、相互扶助又は防衛を遂行し、及び擁護し、その他労働組合を運営し団体行動すること、及び労働者が使用者と対等の立場において公共の福祉のために協力し、自己の利益と立場とを主張するとともに、相手方の権利と立場とを尊重し、友好裡に団体交渉を行うことを保護助長すること。

- 二 産業上の紛争を友好的に予防し、解決するために前号に規定する基礎的慣行と手続を促進し、経済の発展のための障害を最小限に止めること。

(定義)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に、労働条件の維持

改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であつて、第一条の目的に合致するものをいう。

*編注：上部に「✓労組法二条一、二、四号」との書込みあり。

第三条 この法律で、「労働者」とは、職業の種類を問わず、労働の対償として賃金、給料その他これに準ずる収入により生活する者をいう。

第四条 この法律で「使用者」とは、賃金、給料その他これに準ずる給与を支払って、労働者を雇用する者及びこれを代表又は代理する者をいう。

(刑事上の免責)

第五条 刑法第三十五条の規定は、労働者又は労働組合の団体交渉その他の行為であつて、第一条に掲げる目的に合致する正当なものについては適用あるものとする。

*編注：「労働者」及び「正当な」に手書きの傍線あり。「労働者」の右に「労組を結成したらざる労働者か？」と読みうる書込みあり。

(民事上の免責)

第六条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて、正当なものによって損害をうけたことを理由として、労働組合又はその組合員に対し、損害賠償を請求することはできない。但し、第三十三条その他の労働協約に違反する争議行為についてはこの限りでない。

*編注：「但し、第三十三条その他の労働協約に違反する争議行為についてはこの限りでない。」に手書きで「 」が付され、大きく「？」の印が付されている。上部に、「第三者の損害賠償請求権」と読みうる書込みあり。

第二章 労働組合

(労働組合の届出及び登録)

第七条 労働組合は、その設立の年月日、規約及び役員住所氏名を、都道府県知事に届け出て、登録を受けなければ、この法律及び労働関係調整法(昭和二十四年法律第 号)に定める権利と保護を受け、手続に参加することができない。

*編注：本項上部に太字で「？」の印及び「登録と届出の関係」との書込みあり。また、「免税規定」と読みうる書込みあり。また、「都道府県知事」に手書きで傍線が付され、その横に「全国地区の組合」との書込みあり。

2 前項の規定によって登録された事項について、変更のあったときは、労働組合は、その変更のあった事項を、都道府県知事に届け出なければ、この法律及び労働関係調整法に定める権利と保護を受け、手続に参加することができない。

3 前二項の届出は、設立又は変更のあった日から二週間以内に行わなければならない。

4 労働組合が解散したときは、その清算人又はこれに準ずる者は、解散の日から二週間以内に、その解散の年月日及び解散の事由を都道府県知事に届け出なければならない。

5 前四項の届出及び登録の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の届出があった場合において、そのものが第二条の労働組合でないと決定したときは、都道府県知事は、登録をすることができない。

*編注：「決定し」に手書きの傍線あり。

(規約)

第八条 労働組合は、その規約に、少くとも左の事項を規定しなければならない。

- 一 名称
 - 二 主たる事務所の所在地
 - 三 法人である組合にあっては法人であること
 - 四 目的及び事業
 - 五 組合員又は構成団体の資格、権利、義務、加入及び脱退に関する規定
 - 六 役員の権限、選出方法及び任期に関する規定
 - 七 会議に関する規定
 - 八 組合費、加入金、基金、会計監査、その他会計に関する規定
 - 九 争議行為に関する規定
 - 十 規約の変更に関する規定
 - 十一 解散に関する規定
- 2 前項の【に規定する】規約の規定は、左の各号の事項を含むものでなければならない。
- 一 組合員又は構成団体は、組合のすべての問題に参加するために投票を行い、組合の総会に出席し、組合の役員又は組合の問題について、自由に意見を表明する等の権利を有し、これらの権利を行使するため、十分且つ平等な機会を与えること。この場合においては、平等に課せられない不利益な規則、立場又は行為を強制されることはない。

*編注：「この場合においては、」の次の「平等」に手書きの傍線あり。
 - 二 組合規約に定められた組合員又は構成団体としての資格を具えているものに対して、組合に加入することを拒否しないこと。
 - 三 組合員又は構成団体に対して、政治活動をし、若しくは政治運動に参加したり、又はこれらのことを拒否したことを理由として懲罰金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他の不利益な取扱いをしないこと。但し、組合員の無記名投票に基いて、組合が政治活動をし、若しくは政治運動に参加し、又はこれらのことを拒否することに影響を及ぼすものではない。

*編注：第三号全体について上部に二重の「×」の印あり。「但し」の右上に「？」の印あり。
 - 四 組合員に対して雇用の機会又は先任権に関して差別待遇をしないこと。

*編注：上部に「？」の印あり。「どういう風に規約に盛り込むか？」との書込みあり。
 - 五 組合員又は構成団体に対して懲罰金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他の不利益な取扱いをしようとするときは、正当な、且つ、慎重な審問の手続を経ること。
 - 六 役員が規約に違反した場合には、組合員又は構成団体は、一定の手続に従いその是正を求めることができること。
 - 七 役員を少くとも毎年一回改選すること。
 - 八 役員の選出は、すべての組合員による暴行、脅迫その他不当な干渉を伴わない無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票によって行われること。
 - 九 総会は、少くとも毎年一回行うこと。
 - 十 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名、及び経理状況についての会計報告を外

部の公正な会計監査人の証明書とともに少くとも毎年一回組合員に公表すること。

十一 組合に加入しようとするものに対して、正当な理由がないにもかかわらず過大な加入金を要求しないこと。

*編注：「正当な理由がないにもかかわらず」が（ ）の書込みでくくられている。

十二 同盟罷業中【その他】の争議行為を指令する権限を有する役員其の他の機関は、土【充】分な機会をあたえられたすべての組合員の無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票による承認なしには、同盟罷業その他の争議行為を指令しないこと。

十三 役員が行った決定を、組合の刊行物その他に公表すること。

(労働組合の登録の拒否又は取消)

第九条 第七条に基いて届出があった場合において、その労働組合の規約が前条の規定に違反するときは、都道府県知事は、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、労働組合として【第七条第一項の□□□□□】登録されたもの【労働組合】が、【第二条に該当しなくなったとき】労働組合でなくなり、又はその規約が前条の規定に違反するにいたったときは、その登録を取り消さなければならない。

*編注：第一項及び第二項の上部に「七条六項との関係」との書込みあり。

3 第七条第六項の決定、第一項の登録の拒否又は前項の登録の取消の処分を受けたものがその処分について異議があるときは、その処分のあった日から二週間以内に、都道府県知事を通じて、全国労働委員会に対し異議の申立をすることができる。この場合において、全国労働委員会は、その異議の申立を却下し、又はその処分を取り消すことができる。

第十条 労働組合の届出、登録及び異議の申立に関して必要な事項は、前三条に定めるものの外、政令で定める。

(役員規約違反の是正)

第十一条 役員が規約に違反した場合において、組合員は、その役員行為の取消その他違反の是正を裁判所に請求することができる。但し、組合の規約に定められたすべての救済手続をつくした後でなければならない。

*編注：上部に「○」、「？」の印あり。

(基金の流用)

第十二条 労働組合は、共済事業、福利事業その他特定の目的のため設けられた基金を、その目的以外の目的のために流用しようとするときは、無記名投票による総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十三条 労働組合は、左に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約において定めた解散事由の発生
- 二 破産

*編注：「？解散決議」との書込みあり。

(労働組合の法人登記)

第十四条 労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

2 この法律において規定するものの外、労働組合の登記について必要な事項は、政令で定める。

3 労働組合に関して登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

(準用規定)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで、第七十二条から第八十三条まで及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六條第一項、第三百三十七条から第三百三十八条までの規定は、法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十五条の二 法人である労働組合には、政令で定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 不当労働行為

(不当労働行為)

第十六条 使用者は、左に掲げる行為をすることができない。

一 労働者が労働組合を結成し若しくは運営することを支配し又はこれに関与すること及びこれに対して実質的な財政上その他の援助を与えること。但し、労働組合の福利厚生施設に対し財政上その他の援助を与えること又は使用者と労働者が労働協約の定めるところにより就業時間中に協議するために、労働者の失うべき時間に対する賃金を補償することは、この限りでない。

二 労働者が労働組合を結成し【若は結成しないこと】、これに加入【すること】若しくは加入しないことを理由として、労働者を解雇し、雇入れ又は労働条件に関してこれに対し不利益な取扱をすること。

三 労働者が組合に加入しないこと又は組合から脱退することを雇入れ又は雇用の継続の条件とすること。

四 団体交渉の代表者に関するこの法律の規定により、労働者により自由に選ばれた代表者と故なく団体交渉を行うことを拒否すること。

五 労働関係調整法による労働争議の調整をする場合において、労働者が行った発言又は労働者が正当な争議行為をしたことを理由として、その労働者を解雇しその他これに対し不利益な取扱をすること。

六 前各号に掲げるものの外、労働者が、自ら団結し労働組合を結成し若しくはこれに参加し若しくはこれを援助し又は自由に代表者を選出し、この代表者を通じて団体交渉を行い、その他労働組合の正当な行為をすることにつき、これに干渉し、妨害し、抑圧し若しくは強制しその他不利益な取扱をすること。

(不当労働行為の防止)

第十七条 使用者の前条の規定に違反する行為があった場合において、労働者若しくは労働組合又はその他の者の請求があったときは地方労働委員会は、当該事実が行われたかどうかを調査し、その事実が行われたと決定したときは、その事実を発表し、当該使用者に対し、その行為を中止し、取消し、又は労働者を復職せしめる等原状回復に必要な

措置をとることを命ずることができる。

*編注:「決定した」と「原状回復」に、手書きで傍線が付されている。

2 地方労働委員会は、前条の違反事実がないと決定したときは、その決定を公表し、当該請求を却下する。

(異議の申立)

第十八条 前条の命令又は却下の決定を受けたものが異議のあるときは、その命令又は却下の決定のあった日から二週間以内に全国労働委員会に異議の申立をすることができる。

*編注:欄外に「出訴期間」との、2つ目の「異議」の横に「不服」という書込みあり。

2 全国労働委員会は、前項の申立に理由があると認めるときは、必要な調査を行い、その申立を受理するか却下するかを決定しなければならない。

3 全国労働委員会は、前項の決定に従い、地方労働委員会の命令を取消し、変更し、又は異議の申立を却下することができる。

()

*編注:見出しは空欄になっている。

第十九条 前二条に必要な手続は、政令で定める。

第四章 団体交渉

(団体交渉に応ずる義務)

第二十条 労働組合と使用者又はその団体は、誠意をもって団体交渉を行わなければならない。

(交渉権限)

第二十一条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、組合又は組合員のために、使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項について交渉する権限を有する。

(単位の決定)

第二十二条 使用者又はその団体と労働者又は労働組合が団体交渉を行うには、協議によって団体交渉を行うに適切な単位(以下単位という。)を決定しなければならない。

(労働委員会による単位の決定)

第二十三条 前条の単位が決定されないために、使用者若しくはその団体、労働者又は労働組合から、労働委員会に対して単位の決定の申請がなされたときは、労働委員会は左の各号に掲げる事項を考慮して、これを決定しなければならない。

一 単位を構成する労働者又は労働組合が職階、経験、義務、賃金、労働時間その他の労働条件における利害の一致に基いたものであるかどうか。

二 単位の決定について、労働者又は労働組合がいかなる支持を示し若しくは述べているか又はいかなる運動若しくは示威的行為を行っているか。

三 問題となっている職階の間に、機能的に密接な関係及び相互依存関係があるか並びに労働者が相互に緊密に連携して作業しているかどうか。

四 その労働者の働いている作業所がいかなる地理的条件にあるか、又は相互にいかなる関係にあるか。

五 従来の労働関係又はその労働慣行はいかなるものであったか。

六 既に確定されている単位を変更又は廃止しようという試みが行われている場合には、関係労働者とその単位によって代表されたとき、これに同意し又は参加したものであるかどうか。

- 2 前項の決定により単位が決定されたときは、その決定のあった日から、これを変更又は廃止することはできない。

*編注：「2」の下部に「？」の印あり。

(交渉組合の決定)

第二十四条 単位における労働者は、団体交渉のために権限を有する労働組合（以下交渉組合という。）を決定しなければならない。

- 2 前項の交渉組合は、単位における労働者の過半数の同意を得たものでなければならない。

- 3 第一項の交渉組合が決定されないために、その単位の労働者又は労働組合から労働委員会に対して決定の申請がなされたときは、労働委員会は、単位内の労働組合の中、いずれの組合がその単位内の労働者の交渉単位内の労働者の交渉組合であるかを決定しなければならない。

*編注：「中、」は、「うち」を上書きする形で書かれているようにも見える。また、「その単位内の労働者の交渉単位内の労働者の」は、文章に重複があると思われる。

- 4 前項の決定を行うときは、労働委員会は、特別の事情によって必要と認める場合は、単位の労働者に対し、その多数の意見を確かめるために、無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。この場合において、この選挙における有権者の指定、選挙の日についての適当な事前通告の発送、適当な投票場の選定、選挙管理者の任命及び通告並びに迅速、正確、且つ公正な投票の計算方法についての保障等選挙の管理に関する必要な事項は、労働委員会規則で定める。

- 5 第三項の規定によって、交渉組合が決定されたときは、その決定のあった日から一年間は、これを変更することができない。但し、その単位が変更又は廃止されたときはこの限りでない。

(異議の申立)

第二十五条 第二十三条の規定による地方労働委員会の決定について異議があるときは、使用者若しくはその団体、労働者又は労働組合は、その決定のあった日から二週間以内に、全国労働委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合において、全国労働委員会は、必要な調査をし、地方労働委員会の決定を取消し、変更し、又は異議の申立を却下することができる。

*編注：「調査をし、」の「し、」は、「なし」を上書きする形で書かれているようにも見える。

- 2 第二十四条の規定による地方労働委員会の決定について異議があるときは、その単位内の労働者又は労働組合は、その決定のあった日から二週間以内に、全国労働委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合において、全国労働委員会は必要な調査をし、地方労働委員会の決定を取消し、変更し、又は異議の申立を却下することができる。

- 3 全国労働委員会は、第二十三条第二項及び第二十四条第五項の規定にかかわらず、単

位及び交渉組合について、著しい事情の変更があった場合においては、第二十三条第一項の使用者若しくはその団体、労働者若しくは労働組合、又は第二十四条第三項の労働者若しくは労働組合の申立にもとづいて、その決定を取り消すことができる。

(申請の手続)

第二十六条 第二十三条第一項及び第二十四条第二項に規定する申請に関する手続、その他単位の決定又は交渉組合の決定について必要な事項は、労働委員会規則で定める。

(誠実な団体交渉)

第二十七条 労働組合と使用者又はその団体は、そのいずれか一方から団体交渉の申し出があったときは、それに応じ、一方から提案のあったときは、これに解答を与えなければならない。

第五章 労働協約

(届出)

第二十八条 労働組合と使用者又はその団体との間における労働条件その他の事項に関する労働協約は、書面に作成することによって、その効力を生ずる。

2 労働協約の当事者は、労働協約の締結の日から二週間以内に都道府県知事に届け出なければならない。

*編注：「都道府県知事」に手書きで二重線が付されている。

(期間)

第二十九条 労働協約の有効期間は、三年を超えることはできない。

2 労働協約の有効期間の満了後新しい労働協約の締結があるまで、従前の労働協約を有効とする等、有効期間を延長する規定がある場合においても、その労働協約の有効期間は、二箇月を超えて延長することはできない。

*編注：「二箇月」に手書きの傍線あり。

(労働条件その他の労働者の待遇に関する基準の効力)

第三十条 労働協約において定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する基準（その労働協約において、基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準をも含む。以下同じ。）に違反する労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、その基準の定めるところによる。

2 労働協約に定められた基準について、労働契約にその定めのないときは、その定めのない部分は基準の定めるところによる。

(交渉組合の締結した労働組合【協約】の適用範囲)

*編注：「適用」の右に「効力」との書込みあり。

第三十一条 交渉組合が使用者又はその団体と労働協約を締結したときは、その協約に定められた基準は、その単位における交渉組合の組合員以外のすべての労働者に対しても適用があるものとする。

*編注：上部に「◎」の印あり。

(当事者の義務)

第三十二条 労働協約が締結せられたときは、当事者は相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

2 労働協約の当事者は、相互に、労働協約の解釈及び適用についての苦情又は紛争を処理するため、苦情処理機関を設けなければならない。苦情処理機関を欠く労働協約は、その効力を生じない。

(平和条項と争議行為)

第三十三条 労働協約中に、労働協約についての紛争が苦情処理機関において解決されない場合、調停又は仲裁に付する旨の定があるときは、調停又は仲裁が成立しない場合の外は争議行為をすることができない。

第六章 労働委員会

(設置)

第三十四条 労働大臣の所轄の下に労働委員会を置く。但し、第三十五条第二項及び第四十七条第二項の事務は、独立して行うものとする。

2 労働委員会は、全国労働委員会及び地方労働委員会とする。

第一節 全国労働委員会

(全国労働委員会)

第三十五条 全国労働委員会は、第九条に規定する事務及び地方労働委員会で行われた第四十七条第二十三条及び第二十四条に基き決定又は処分の再審に関する事務並びに労働関係調整法第五十六条に規定する事務をつかさどる。

(委員)

第三十六条 全国労働委員会は、五人の委員で組織する。

2 委員は、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 国会又は地方公共団体の議会の議員

五 政党の役員

4 委員の任命については、その中の三人以上が同一政党に属する者となってはならない。

5 委員又は委員であった者は、その職務に関して知った秘密を他に洩し、又は窃用してはならない。

(委員の任期)

第三十七条 全国労働委員会の委員の任期は、三年とする。但し補欠の委員は、前任者の残任期間その職務を行う。

2 委員は、再任することができる。

(委員の退職及び罷免)

第三十八条 委員は、第三十六条第三項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内

閣に対しその委員の罷免の請求をすることができる。

3 内閣は、前項の請求のあった場合はその委員、前条第四項の規定にてい触するに至った場合は二人を超える員数の委員を、両議院の同意を経て、罷免することができる。

4 前項に規定する場合を除く外委員はその意に反して罷免されることがない。

(委員の俸給)

第三十九条 委員は、国务大臣の俸給に準ずる俸給を受けるものとする。

(委員長)

第四十条 全国労働委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、補欠者は前任者の残任期間その職務を行う。

3 委員長は、再任することができる。

4 委員長は、全国労働委員会の会務を総理し、全国労働委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された者が委員長の職務を代理する。

(事務局)

第四十一条 全国労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。事務局長は労働大臣が任命する。

(委員会の公開)

第四十二条 全国労働委員会は、公益上必要があると認めるとき又は関係者の請求があるときは、その会議を公開することができる。

(規則制定権)

第四十三条 全国労働委員会は、その権限に属する事項を実施するため必要な規則を定めることができる。

(調査)

第四十四条 全国労働委員会は、その権限に属する事務を行うに必要な調査をすることができる。

(強制権限)

第四十五条 全国労働委員会は、その事務を行うため必要があるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対し出頭、証言、報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは事務局の職員をして関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

(地方労働委員会との関係)

第四十六条 全国労働委員会は、地方労働委員会から報告を求め、その事務処理に必要な指示をすることができる。

2 全国労働委員会は、必要があるときは、その事務の全部又は一部を地方労働委員会に行わせ、又は地方労働委員会の事務の全部又は一部を他の地方労働委員会に行わせ若しくは自らこれを行うことができる。

第二節 地方労働委員会

(地方労働委員会)

第四十七条 地方労働委員会は第十七条第二十三条及び第二十四条に規定する事務並びに

労働関係調整法第五十六条に規定する事務をつかさどる。

- 2 地方労働委員会の位置、名称及び管轄区域は全国労働委員会の勧告に基いて、政令で定める。

(委員)

第四十八条 地方労働委員会は、三人の委員で組織する。

- 2 委員は、全国労働委員会の同意を経て、労働大臣が任命する。
- 3 委員の任命については、その中の二人以上が同一政党に属する者となつてはならない。
- 4 委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）は、適用されない。

(委員の退職及び罷免)

第四十九条 労働大臣は、地方労働委員会の委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員の職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、全国労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。

- 2 労働大臣は、前条第三項の規定にてい触するに至った場合はその委員を罷免する。
- 3 前二項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

(準用規定)

第五十条 第三十六条第三項、同条第五項、第三十七条、第三十八条第一項、同条第四項、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十四条及び第四十五条の規定は、地方労働委員会に準用する。

第七章 雑則

(罰則)

第五十一条 第十七条第二項の規定に基いて労働委員会が発する命令に従わない者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十二条 第四十五条の規定に違反して証言若しくは報告をせず、若しくは虚偽の証言若しくは報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、千円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たものでないことを理由としてその罰則を免れることはできない。

前条前段の規定は、その者が法人であるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に、適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第五十四条 右に掲げる事項に該当する労働組合の代表者又は清算人は、五百円以下の過料に処する。

- 一 第二十八条第二項の規定に違反して届出をせず又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 この法律又はこの法律に基く政令による登記をすることを怠ったとき。

三 第十五条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反し公告をせず又は不正な公告をしたとき。

四 第十五条で準用する民法第八十二条又は非訴事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

2 第二十八条第二項の規定に違反し届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、使用者又はその団体の代表者を五百円以下の過料に処する。

(費用弁償)

第五十五条 第四十五条の規定に基づいて出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受ける。

附 則

第五十六条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十七条 この法律施行後最初に任命される全国労働委員会の委員の任期は、第三十七条の規定にかかわらず、五人のうち一人は一年、二人は二年、二人は三年とし、地方労働委員会の委員の任期は、第五十条及び第三十七条の規定にかかわらず、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、当該の労働委員会においてくじで定める。

第五十八条 この法律施行のときから全国労働委員会又は地方労働委員会の委員が任命されるまでは、それぞれ従前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）に基く中央労働委員会又は地方労働委員会の第三者である委員であった者が、この法律による全国労働委員会又は地方労働委員会の委員の地位にあるものとし、その職務を行うものとする。

2 この法律施行の際現に従前の労働組合法に基く中央労働委員会又は地方労働委員会の事務局の職員で□った者は、別に辞令が発せられない限り、そのまま全国□□□員会又は地方労働委員会の各相当の職員となるもの□□□□

*編注：判読不能箇所は、史料がかすれているが、それぞれ、「あ」、「労働委」、「とする。」と推測される。

2. 労働組合法を改正する法律案（昭和 24 年 1 月 10 日、労働省労政局）＝第 2 次案

史料出所：松岡三郎教授資料

労働組合法を改正する法律案

〔 昭和二四、一、一〇 〕
〔 労働省 労 政 局 〕

法律第 号

労働組合法目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 労働組合（第七条—第十五条の二）

第三章 不当労働行為（第十六条—第十九条）

第四章 団体交渉 (第二十条—第二十七条)
 第五章 労働協約 (第二十八条—第三十三条)
 第六章 労働委員会 (第三十四条—第五十条)
 第一節 全国労働委員会 (第三十五条—第四十七条)
 第二節 地方労働委員会 (第四十八条—第五十条)
 第七章 罰則及び費用弁償 (第五十一条—第五十五条)
 附則 (第五十六条—第五十八条)

第一章 総則

*編注：上部に①～③の3つの書込みあり。①は判読不能。②は「資格に関連づけるのはおかしい」、③は「□□□の所をとる□□のはおかしい」と読める。下部にも手書きの文字があるが判読不能。

(目的)

第一条 この法律は、左の各号に掲げるところにより、労働者の地位の向上と経済の興隆に寄与することを目的とする。

*編注：「労働者の地位の向上と経済の興隆」に手書きの傍線あり。

- 一 労働者が自主的、民主的に、且つ、国民経済に対するその責任の自覚の上にとって労働組合を組織し、自由にその代表者を選出し、その代表者を通じて使用者と対等の立場において友好裡に団体交渉を行い、相互扶助又は共同防衛を擁護し、その他労働組合を運営し、団体行動をすることを保護助長すること。
- 二 産業上の紛争を友好的に予防し、解決するための基礎的慣行と手続を促進し、経済の発展のための障害を最少限に止めること。

(定義)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であつて、第一条の目的に合致するものをいう。

前項の労働組合は、左の各号の一に該当する団体を含まない。

- 一 管理又は監督の地位にある者、機密の事務を取扱う者、使用者による労働者の労働条件の決定に参画する者、その他使用者又はその利益を代表する者の参加を許すもの。

*編注：「機密の事務…参画する者」に手書きで()が付され、「利益を代表する者の」に手書きで傍線が付されている。

- 二 その団体の事務に専ら従事する者の俸給給与等、その他【その団体の】実質的経費につき、使用者の補助を受けるもの。但しその団体の福利事業に対する補助についてはこの限りでない。

*編注：「専ら従事……給与」と「実質的経費」の右に手書きの傍線があり、「実質的経費」の傍線の右に「○」の印が付されている。

- 三 共済事業その他福利事業を行うことのみを目的とするもの。

*編注：第三号と第四号の間に「○現行法通り」、「認定□□ハ定款ナドデヤレル」との書込みあり。

- 四 主として政治活動を行い若しくは政治運動に参加し、又はこれらの行為を主たる目的とするもの。

*編注：「若しくは政治運動に参加し」に手書きで傍線が付され、「又は」の左に「◎経団連」との書込みあり。「主たる目的」に「英文ニモナイ」との書込みあり。

*編注：その他にも第二条の上部下部の余白には多くの書込みがあるが、いずれも判読困難（趣旨が判然としない）。

第三条 この法律で、「労働者」とは、職業の種類を問わず、労働の対償として賃金、給料その他これに準ずる収入により生活する者をいう。

*編注：第三条の右上に「○現行法」との書込みあり。上部に花押のようなものあり。

第四条 この法律で「使用者」とは、前条の労働者を雇用する者及びこれを代表し、又は代理する者をいう。

*編注：「雇用する」、「代理する」に傍線あり。「代理する」の右に「◎民法上」との書込みあり。その他、第四条の上部下部の余白には多くの書込みがあるが、判読不能。第四条の左に大きく「トル」とあり、結局、全部削除となったと考えられる。

(刑事上の免責)

第五条 労働者又は労働組合の団体交渉その他の行為で、第一条に掲げる目的を達成するために行った正当なものは、罰しない。

*編注：「第五条」の左に「現行法」との書込みあり。「労働者」から「団体交渉」に矢印があり、「？」の印が付されている。

(民事上の免責)

第六条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて、正当なものによつて損害をうけたことを理由として、労働組合【者】又はその【労働】組合員に対し、損害賠償を請求することはできない、但し、前項の規定は第三十三条の規定に違反する争議行為その他労働協約に違反する争議行為については、この限りで【損害賠償を請求することを妨げ】ない。

*編注：「第六条」の左に「○現行通り」との書込みあり。下部に「第五条との関係は？」及び「解釈」、但書部分の上部に「トル」との書込みあり。

第二章 労働組合

(労働組合の届出及び登録)

第七条 労働組合は、その設立の年月日、規約及び役員住所氏名を【具して】都道府県知事に届け出て、【登録を申請し、その】登録を受けなければ、【第一章の規定を除いて】この法律及び労働関係調整法（昭和二十四【一】年法律第 号）に定める権利と保護を受け、手続に参加することができない。

*編注：「第七条」の上に「？」の印が付され、下部に「アメリカトチガウ」との書込みあり。

- 2 前項の規定によつて登録された事項について、変更のあつたときは、労働組合は、その変更のあつた事項を、【につき、】都道府県知事に届け出て【申請して】登録の変更を受けなければ、【その変更のあつた事項につき、第一章の規定を除いて】この法律及び労働関係調整法に定める権利と保護を受け、手続に参加することができない。
- 3 【前項の登録のあつた】労働組合が解散したときは、その清算人又はこれに準ずる者は、解散の日から二週間以内に、その解散の年月日及び解散の事由を都道府県知事に届け出なければならない。

4 前三【二】項【の申請又は】届出は、設立、変更又は解散のあった日から二週間以内に行わなければならない。

第七条の二 都道府県知事は、労働組合として届出があった場合においても、そのものが労働組合でないと決定したときは、これを登録することができない。

【都道府県知事は、第一項又は第二項の申請又は届出があったときは、第九条第一項に規定する場合を除いてはその労働組合の登録をし又は登録を変更しなければならない。】

*編注：元の条文の上に「？」の印が付され、上記のとおり修正されている。

(規約)

第八条 労働組合は、その規約に少くとも左の事項を規定しなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人である労働組合にあっては法人であること
- 四 目的及び事業
- 五 組合員又は構成団体の資格、権利、義務、加入及び脱退に関する規定
- 六 役員の特権、選出方法及び任期に関する規定
- 七 会議の開催、権限、出席者及び運営に関する規定
- 八 組合費、加入金、基金、会計監査、その他会計に関する規定
- 九 争議行為に関する規定
- 十 規約の変更に関する規定
- 十一 解散に関する規定

2 前項の規約の規定には、左の各号に規定する事項を含まなければならない。

*編注：「2」の上部に「？」の印あり。

一 組合員又は構成団体は、暴行、脅迫その他不当な干渉を伴わない【自由な】投票を行い、労働組合の総会に自ら出席し、又は総会に出席する代議員を選出し、労働組合の役員又は【労働】組合の問題について、自由に意見を表明する【権利その他】等の労働組合のすべての問題に参与するための権利を有し、【すること】その権利を行使するため、十分且つ平等な機会を与えられること、及び労働組合のすべての問題に参与するに当って、【不】平等に課せられない不利益な規則の適用を【取扱を】受け、立場に立たされ、又は行為をすることを強制されないこと【ないこと】。

*編注：下部に「規約に書かれた事項を実行し」の書込み。

二 役員が規約に違反した場合には、組合員又は構成団体は一定の手續に従いその是正を求める権利を有すること。

三 規約に定められた組合員又は構成団体としての資格を具えているものに対して、労働組合に加入することを拒否しないこと。

四 組合員又は構成団体に対して、政治活動をし、若しくは政治運動に参加し、又はこれらのことを拒否したという理由で懲罰金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他不利益な取扱をしないこと。但し、労働組合が組合員の無記名投票による特定の決定に基いて、政治的宣伝のための寄附をすることに影響を及ぼすものではない。

五 組合員に対して雇用の機会又は先任権に関して差別待遇をしないこと。

六【五】 組合員又は構成団体に対して懲罰金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、

その他の不利益な取扱をしようとするときは、正当且つ慎重な審問の手續を経ること。

七【六】 役員は少くとも毎年一回改選されること。

八【七】 役員を選出は、すべての組合員による無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票によって行われること。

九【八】 総会は少くとも毎年一回開催されること。

十【九】 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名、及び経理状況についての合計報告を外部の公正な会計監査人の証明書とともに少くとも毎年一回組合員に公表すること。

十一【十】 労働組合に加入しようとするものに対して、正当な理由がないにもかかわらず過大な加入金を要求することをしないこと。

十二【十一】 同盟罷業その他の争議行為を指令する権限を有する役員その他の機関は、すべての組合員の無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票による承認なしには、同盟罷業その他の争議行為を指令しないこと。

十三 役員が行った決定を労働組合の刊行物その他によって公表すること。

(労働組合の登録の拒否又は取消)

第九条 第七条の規定に基いて届出【又は登録の申請】があった場合において、【そのものが第二条に該当しないと認めるとき又は】その労働組合の規約が前条の規定に違反するときは、都道府県知事は、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、労働組合として登録されたものの【が第二条に該当しないと認めるとき又はその】規約が前条の規定に違反するにいたったときは、その登録を取り消さなければならない。労働組合でなくなって、その旨の決定がされたときも同様とする。

*編注：上部に判読不能の書込みあり。

3 第一項の登録の拒否若しくは前項前段の登録の取消又は第七条の二若しくは前【二】項後段の決定の処分を受けたものがその処分について異議がある【不服がある】ときは、その処分のあった日から二週間以内に、都道府県知事を通じて、全国【中央】労働委員会に異議【不服】の申立をすることが出来る。この場合において、全国【中央】労働委員会は、その異議【不服】の申立を却下し、又はその処分を取り消すことができる。

*編注：「第一項の……受けたもの」までには、「二」の追加のほか、抹消線等の書込みがあるが、どのように修正する趣旨か不明。

【4 前項に規定する中央労働委員会の申立の却下又は処分の取消があったときは都道府県知事はその労働組合を登録しその登録を変更し又はその登録を回復しなければならない。】

4【5】 前【三】項の異議【不服】の申立の手續に関して必要な事項は、全国【中央】労働委員会規則で定める。

第十条 前四条の届出、登録及び決定の手續に関して必要な事項は、同条に定めるものの外、政令で定める。

第十条の二 登録された労働組合は、その名称の中に労働組合という文字を使用しなければならない。労働組合でないものは、その名称の中に労働組合という文字を使用してはならない。

*編注：上部に「削除」との書込みあり。

(役員規約違反の是正)

第十一条 役員が規約に違反した場合において、組合員は、その役員違反行為の取消そ

の他違反の是正を裁判所に請求することができる。但し、組合の規約に定められたすべての救済手続をつくした後でなければならない。

*編注：下欄に「訓示的規定ヲ残スカ否カ」との書込みあり。上部に「削除」との書込みあり。

(基金の流用)

第十二条 労働組合は、福利事業その他特定の目的のため設けられた基金を、その目的以外の目的のために流用しようとするときは、無記名投票による総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十三条 労働組合は、左に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約において定めた解散事由の発生
- 二 破産

【三 組合員又は構成団体の(□□四号) 四 労働組合の□□□□□□】

(労働組合の法人登記)

第十四条 労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

2 この法律において規定するものの外、労働組合の登記について必要な事項は、政令で定める。

*編注：第一項、第二項の上部に判読不能の書込みあり。

3 労働組合に関して登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

(準用規定)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで、第七十二条から第八十三条まで及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六條第一項、第三百七条から第三百八条までの規定は、法人である労働組合に準用する。

*編注：上部に「現行通り」との書込みあり。

(法人である労働組合の免税)

第十五条の二 法人である労働組合には、政令で定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 不当労働行為

(不当労働行為)

第十六条 使用者は、左に掲げる行為をすることができない。

- 一 労働者が労働組合を組織し、若しくは運営することを支配し、又はこれに関与すること及び労働組合に対して実質的な財政上の補助その他の援助を与えること。但し、労働組合の福利事業に対し財政上の補助その他の援助を与えること又は使用者と労働者が労働協約の定めるところにより就業時間中に労働条件その他の事項に関して協議するために、労働者の失うべき時間に対する賃金を補償することは、この限りでない。
- 二 労働者が労働組合を組織し、若しくは組織せず、又はこれに加入し若しくは加入し

ないことを理由として、労働者を解雇し、又は雇入れ若しくは労働条件に関してこれに対し不利益な取扱をすること。

三 労働者が労働組合に加入し、若しくは加入しないこと又は【労働】組合から脱退し若しくは脱退しないことを雇入れ又は雇用の継続の条件とすること。但し、労働協約に別段の定めのある場合においては、この限でない。

四 労働組合の正当且つ自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉を行うことを拒否すること。但し、その代表者が不当に多数である場合又はその団体交渉が著しく喧騒であり、連続して長時間にわたり若しくは著しく業務の運営を阻害する等、団体交渉を行うことを拒むのに正当な理由がある場合は、この限りでない。

*編注：「但し…この限りでない。」に手書きで「 」が付されている。

五 労働関係調整法による労働争議の調整をする場合において労働者が行った発言又は労働者が正当な争議行為をしたことを理由として、その労働者を解雇しその他これに対して不利益な取扱をすること。

六 前各号に掲げるものの外、労働者が、自ら労働組合を組織し、若しくはこれに加入し、若しくはこれらの行為を援助し、又は自由に代表者を選出し、この代表者を通じて団体交渉を行い【う等の行為をし、又は】、その他労働組合の正当な行為をし、又はしようとするにつき、これに干渉し、妨害し、抑圧し、強制し【又はこれらの行為をしたことを理由として、】その他不利益な取扱をすること。

*編注：【又はこれらの……】の部分について、書込みあり。判読不能。

(不当労働行為の防止)

第十七条 労働者若しくは労働組合又は労働大臣若しくは都道府県知事が、【から】使用者の前条各号の行為があった旨を【の】申し出たとき【があり、又は労働大臣又は地方都道府県から【その旨】の通知があったとき】は、地方労働委員会は、その事実があったかどうかを調査し、その事実があったことが判明したときは、その事実を発表し、当該使用者に対し、その行為を中止し、取消し、又は賃金その他の給与を遡及して支払い、若しくは支払わないで労働者を復職させる等原状回復に必要な措置をとること【又は団体交渉に応ずる】を命ずることができる。

2 地方労働委員会は、前条の事実がなかったことが判明したときは、その旨を発表し、且つ、前項の申し出をしたものに、その旨を通知しなければならない。

(異議の申立)

第十八条 前条第一項の命令を受けたものであってその命令に異議のあるもの又は前条第二項の通知を受けたものであって事実があったことを主張するものは、その命令があった日又はその通知を受けた日から二週間以内に全国労働委員会に異議の申立をすることができる。

*編注：欄外に判読不能の書込みあり。

2 全国労働委員会は、前項の異議の申立があったときは、必要な調査を行い、当該地方労働委員会に対してその命令を取消し、若しくは変更し、若しくは事実の再調査を命じ又はその申立を却下することができる。

第十九条 前二条に規定する申し出、調査、処分及び異議申立に関して必要な手続は、全国労働委員会規則で定める。

第四章 団体交渉

(誠実な団体交渉)

第二十条 労働組合と使用者又はその団体は、労働協約の締結その他の目的のために賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関する団体交渉を誠意をもって行わなければならない。

2 労働組合と使用者又はその団体は、そのいずれか一方から団体交渉の申し出があったときは、その申し出に応じ、一方から提案のあったときは、これに回答を与えねばならない。

*編注：削除された第二項の上部に、「①□□の□□□□、②□□場合に□□□、③20条、4条、□□□」との書込みあり。

【(団体交渉の権限)】

第二十一条 労働組合の正当且つ自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者は、使用者又はその団体と、その労働組合又は組合員のために団体交渉をする権限を有する。

*編注：「正当且つ自由に選ばれた」に傍線あり。

(交渉組合)

第二十二条 団体交渉の目的のために、その団体交渉を行うに適当な単位（以下単位という）が【その単位内のすべての労働組合及び労働組合員□□□労働者と使用者との合意に基づき】決定されたときは、その単位を構成する【内の】労働者の加入する労働組合のうち、その労働者の過半数が支持する労働組合（以下交渉組合という。）に限り、使用者又はその団体とその【その単位内の労働者の加入する労働組合（以下単位内の労働組合という）全部又は一部のために】団体交渉をすることができる。

*編注：「□□□」は、「でない」の可能性あり。条文の横に「◎□□□□」との書込みあり。また、挿入された「一部」に傍線があり、「□□□□どの一部」との書込みあり。

【② 第二前項の場合において労働者の過半数が支持する労働組合が定まらないときは、その単位内の労働組合は、その労働組合を支持する労働者のために団体交渉を行うことができる。】

*編注：手書きで挿入された②の上部欄外に、「があるのに現行法 24 条□□□」と読みうる書込みあり。

【③ 前二項の規定は、その単位内の労働者が使用者又はその団体に対し苦情の申立をすることを妨げるものではない。】

【第二十二条の二】

【32 条】 【但しその労働協約に交渉組合とその単位内のすべての労働組合及び労働組合員でない労働者の合意に基く別段の定めがある場合はその定めによる。】

*編注：欄外の書込みである。【32 条】は、この第 2 次案における第三十二条の規定をここに移す、という趣旨と思われる。この書込みは、上記の但書を第三十二条の規定に追加する形で第二十二条の二の規定とする趣旨と思われる。

(交渉組合の決定)

第二十三条 交渉組合に関して争のある場合において、利害関係のある労働者若しくは労働組合、又は使用者若しくは使用者団体から申し出のあったときは、労働委員会は左の各号にかかげる事項を決定する。

一 団体交渉の目的からみていかなる単位が最も適当であるかということ。

- 二 前号の単位を構成する労働者の加入する労働組合のうち、いずれの労働組合がその労働者の多数の支持をえた労働組合であるかということ。
- 2 前項第一号の決定をするにあたっては、労働委員会は左の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
- 一 単位を構成する労働者又は労働組合が、仕事の性質、職階職種、資格、経験、特別の技術、義務及び賃金労働時間その他の労働条件における利害の一致に基くものに【で】なるかどうか。
- 二 問題となっている職階職種の間、機能的共同関係及び相互依存関係があるか並びに労働者が相互に緊密に連携して作業しているかどうか。
- 三 単位の決定について、労働者又は労働組合がいかなる支持又は反対をしているか、又はいかなる運動若しくは示威的行為を行っているか。
*編注：「示威的行為を行っているか。」に傍線。削除の趣旨の取消線かもしれない。
- 四 関係労働者を一体となした集団とみることができるかどうか。
- 五 その労働者の働いている工場その他の事業場がいかなる地理的条件にあるか、及び相互にいかなる関係にあるか。
- 六 従来の労働関係又はその労働慣行はいかなるものであったか。
- 七 既に確定されている単位を変更又は廃止しようとする試みが行われている場合には、関係労働者がその単位が決定されたとき、その決定にいやいや同意し、又はその決定の手續に参加したかどうか。
- 3 第一項第二号の決定をするにあたっては、労働委員会は、特別の事情によって必要と認める場合は、単位の労働者に対し、その多数の意見を確かめるために、無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。
- 4 第一項の決定があったときは、その決定のあった日から一年間は、その単位又は交渉組合を変更することができない。
(異議の申立)

第二十四条 前条の規定による地方労働委員会の決定について異議があるときは、前条第一項に規定するものは、その決定のあった日から二週間以内に、全国労働委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合において、全国労働委員会は、地方労働委員会の決定を取消し、変更し、又は異議の申立を却下することができる。

2 全国労働委員会は、第二十三条第四項の規定にかかわらず、単位又は交渉組合について著しい事情の変更があったと認めた場合は、第二十三条第一項に規定するものの申立にもとづいて、その決定を取り消し又は変更することができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は前二項に規定する処分について準用する。

(全国労働委員会規則に対する委任)

第二十五条 第二十三条第三項の選挙を行う場合において、この選挙における有権者の指定、選挙の日についての適当な事前通告の発送、適当な投票場の選定、選挙監視者の任命及び迅速、正確、且つ、公正な投票の計算方法についての保障等選挙の管理に関する必要な事項は、全国労働委員会規則で定める。

2 前項に定めるものの外、前二条に規定する申し出、決定、異議の申立、取消、変更及び申立の却下に関して必要な事項は、全国労働委員会規則で定める。

(援助の請求)

第二十六条 労働委員会は、単位又は交渉組合に関するその権限を行うことについて必要がある場合は、労働大臣又は都道府県知事に援助を請求することができる。

2 前項の請求があった場合においては、労働大臣又は都道府県知事は、これに必要な援助を与えなければならない。

*編注：条文の上に、「削除」とあり、条文全体に斜線あり。欄外に、「労働大臣は□□□□□□の申出がある場合においては□□労働委員会が単位又は交渉委員会が必要であると認めるときは之に援助を与えることができる。地方労働委員会が都道府県□□□□申立のあったと□□□□□□□□」との書込みあり。また、その左に「援助□□□□」との書込みあり。

(交渉組合の証明)

第二十七条 労働委員会は、その関与した手続によって定まった交渉組合が、交渉組合であることの証明を要求したときは、これに証明書を交付しなければならない。

*編注：「関与した手続に」に手書きの傍線が付され、横に「23条以下」(傍線付)との書込みあり。条文の上に、「単位認定が取消されたときは、やりなす。」と読みうる書込みあり。

第五章 労働協約

(届出)

第二十八条 労働組合と使用者との間において締結される賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関する労働協約は、書面に作成することによって、その効力を生ずる。

2 労働協約の当事者は、労働協約の締結の日から二週間以内に都道府県知事にその労働協約を届け出なければならない。

*編注：「二週間以内」に手書きの傍線あり。

(期間)

第二十九条 労働協約の有効期間は、三年を超えることはできない。

2 労働協約は、その中に規定した期限の到来した時以後において、その当事者のいずれか一方の表示した意思に反して、なおその労働協約を有効とすることはできない。但し、この意思表示は、その労働協約に予告期間に関する定のある場合においては、その定に従ってなされたものでなければならない。

(当事者の義務)

第三十条 労働協約が締結せられたときは、当事者は相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

2 労働協約の当事者は、労働協約の解釈及び適用についての苦情又は紛争を処理するため、苦情処理機関を設け、相互にこれを利用しなければならない。苦情処理機関を欠く労働協約は、その効力を生じない。

*編注：上部に「③」との書込みあり。

(労働条件その他の労働者の待遇に関する基準の効力)

第三十一条 労働協約において定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する基準（その労働協約において、基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準をも含む。以下同じ。）に違反する労働契約は、その部分については無効とする。

この場合において、無効となった部分は、その基準の定めるところによる。

- 2 労働協約に定められた基準について、労働契約にその定めのないときは、その定めのない部分は基準の定めるところによる。

(交渉組合の締結した労働協約の適用範囲)

第三十二条 交渉組合が使用者と労働協約を締結したときは、その協約に定められた基準は、その単位における交渉組合の組合員以外のすべての労働者に対しても適用があるものとする。

*編注：条文の上に「?」、「→」の印あり。

(基準の拡張適用)

第三十二条ノ二 一の工場事業場に常時使用される同数の労働者の数の四分の三以上の数の労働者が、一の労働協約の適用を受けることになったときは、その工場事業場に使用される他の同種の労働者に関してもその労働協約が適用される。

*編注：「同数の」の「数」には修正の書込みあり (判読困難)。おそらく「種」に改める趣旨のものと思われる。

(平和条項と争議行為)

第三十三条 労働協約の中で、労働協約についての紛争が苦情処理機関において解決されない場合、調停又は仲裁に付する旨の規定があるときは、調停又は仲裁が成立しない場合の外は争議行為をすることができない。

第六章 労働委員会

(労働委員会の種類)

第三十四条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会とする。

第一節 中央労働委員会

(設置及び所掌事務)

第三十五条 中央労働委員会は、労働省に置く。【大臣の所轄す】

- 2 中央労働委員会は、第九条第三項、第十八条、第二十四条、第五十三条及び第五十四条の規定による事務、二以上の都道府県にわたる単位についての第二十三条の規定による事務、並びに労働争議の斡旋、調停、仲裁その他労働争議の調整に関する事務であつて二以上の都道府県にわたるものをつかさどる。

- 3 中央労働委員会は、前項の事務を独立して行うものとする。但し、労働争議の斡旋【、調停】及び仲裁以外の労働関係の調整に関する事務を除く。

(委員)

第三十六条 中央労働委員会は、使用者を代表する委員 (以下使用者委員という。)、労働者を代表する委員 (以下労働者委員という。) 及び公益を代表する委員 (以下中立委員という。) 各五人をもって組織する。

- 2 委員には、国家公務員法 (昭和二十二年法律第二百十号) の規定は、第【第三章第一節第二節第四節第五節第七節 (一〇二。一〇四。一〇四条)】を除く外、使用者委員及び労働者委員には適用しない。

(中立委員の任命)

第三十七条 中立委員は、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

- 2 左の各号の一に該当する者は、中立委員となることができない。
- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁^こ以上の刑に処せられた者
 - 三 国会又は地方公共団体の議会の議員
 - 四 政党の役員
- 3 中立委員の任命については、その中の三人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。

(中立委員の任期)

第三十八条 中立委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 中立委員は、再任することができる。

(中立委員の退職及び罷免)

第三十九条 中立委員は、第三十七条第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。

- 2 労働大臣は、中立委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣に対しその中立委員の罷免の請求をすることができる。
- 3 内閣は、前項の請求が妥当であると認めたときは、その中立委員を、中立委員が第三十七条第三項の規定にてい触するに至つたときは二人を超える員数の中立委員を、両議院の同意を経て罷免するものとする。
- 4 前項に規定する場合を除く外、中立委員はその意に反して罷免されることがない。

(中立委員の俸給)

第四十条 中立委員は、国务大臣の俸給に準ずる俸給を受けるものとする。

(使用者委員及び労働者委員の委嘱)

第四十一条 労働大臣は、使用者団体の推薦に基いて使用者委員【各同数】を、労働組合の推薦に基いて労働者委員をそれぞれ委嘱するものとする。

- 2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、使用者委員及び労働者委員に準用する。
- 3 労働大臣は、臨時の必要があるときは、第三十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、臨時の使用者委員又は労働者委員を委嘱【各同数】することができる。
- 4 前二項の委嘱に関し必要な事項は、政令で定める。

*編注：第四項の上が線で括られており、その上に「△」の印あり。第四項の下部に「中立委の□□が□□□」との書込み、及び「？」の印あり。

(使用者委員及び労働者委員の任期)

第四十二条 使用者委員及び労働者委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 使用者委員及び労働者委員は、再任することができる。
- 3 使用者委員及び労働者委員は、任期満了の後でも後任者の委嘱されるまでその職務を行う。

(使用者委員及び労働者委員の解任)

第四十三条 使用者委員及び労働者委員は、第三十七条第二項各号の一に該当するに至つ

た場合においては、当然退職するものとする。

- 2 労働大臣は、使用者委員又は労働者委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他使用者委員又は労働者委員たるに適しない非行があったと認める場合においては、中立委員の同意を経て解任することができる。

(会長)

第四十四条 中央労働委員会に会長を置き、中立委員の互選により選任する。

- ・ 会長の任期は一年とする。但し、補欠者は前任者の残任期間在任する。
- ・ 会長は、再任することができる。
- ・ 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
- ・ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された者が会長の職務を代行する。

*編注：文頭の「・」は、あるいは削除された跡の可能性あり。

(事務局)

第四十五条 中央労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び前項【は、会長の同意を経て行う。その他】の職員は、労働大臣が任命する。

*編注：第三項の下に、「◎」、「？」の印あり。

(会議)

第四十六条 中央労働委員会の会議は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各一人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 使用者委員及び労働者委員は、第一項の規定にかかわらず、第三十五条第二項に規定する事務のうち、労働争議の斡旋、調停、仲裁及びその他の労働関係の調整に関する事項に関しては、その議事及び議決に参与【加わ】することができない。

*編注：上部に、「□□委員□□委□□□□の□□する」との書込みあり。

- 4 中央労働委員会の前項の事項に関する会議は、左の各号の一に該当する場合においては、公開するものとする。但し、特別の決議のあったときは、この限りでない。

*編注：「前項の事項」に手書きの傍線あり。

- 一 当事者の双方又は一方について審問を行い、又は申立をきくとき。
 - 二 関係者から証言、報告、その他陳述をきくとき。
 - 三 決定その他の処分^の申渡をするとき。
- 5 中央労働委員会の前項の会議以外の会議は、公開するものとする。但し、特別の決議があったときは、この限りでない。

*編注：第四項第二号及び第三号の下に「非公開」(傍線付)との書込みあり。また、第一号の「一方について」から第三号までが線で囲まれており、そこから線を引いて「裁判所」(二重傍線付)との書込みあり。さらにその引いた線に向けて第五項の「特別の決議があったときは」を線で囲んだ部分から矢印がひかれている。

(調査)

第四十七条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うのに必要な調査をすること

ができる。

(規則制定権)

第四十八条 中央労働委員会は、その権限に属する事項の実施に関し必要な事項について中央労働委員会規則を定めることができる。

(強制権限)

第四十九条 中央労働委員会は、その事務を行うため必要があるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対し、出頭、証言、報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは事務局の職員に関係工場業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

*編注：上部に「現行法」との書込みあり。

(地方労働委員会との関係)

第五十条 中央労働委員会は、地方労働委員会から報告を求め、その事務処理に必要な指示をすることができる。

2 中央労働委員会は必要があるときは、第三十五条又は第五十一条の規定にかかわらず、その事務の全部又は一部を地方労働委員会に行わせ又は地方労働委員会の事務の全部又は一部を他の地方労働委員会に行わせ、若しくは自らこれを行うことができる。但し、地方労働委員会の行った処分に対する異議【不服】の申立並びに第五十三条及び第五十四条の同意については、この限りでない。

*編注：第二項の文末付近に判読不能の書込みあり。

第二節 地方労働委員会

*編注：「第二節」は、「第三節」の誤記と思われる。

(設置及び所掌事務)

第五十一条 地方労働委員会は都道府県毎に置き、当該都道府県の名を冠する。【の機関とする。】

2 地方労働委員会は、当該都道府県にかかる第十七条、第二十三条、第二十五条及び第五十六条に規定する事務並びに労働争議の斡旋、調停、仲裁その他労働関係の調整に関する事務で、当該都道府県に関するものをつかさどる。

3 地方労働委員会は、第五十条第一項に規定する場合を除く外、前項の事務を独立して行うものとする。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各三人をもって組織する。但し、労働大臣の指定する都道府県については、各五人とする。

2 委員の俸給その他の給与に関し必要な事項は、政令で定める。

(中立委員の任命)

第五十三条 中立委員は、中央労働委員会の同意を経て、都道府県知事が任命する。

2 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者となってはならない。但し、第五十二条第一項但書の場合は、三人以上とする。

(中立委員の罷免)

第五十四条 都道府県知事は、中立委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は中立委員口^ニに職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行がある

と認める場合においては、中央労働委員会の同意を経て、その中立委員を罷免することができる。

*編注：判読不能部分は、書き損じの可能性あり。

2 都道府県知事は、中立委員が前条第二項の規定にてい触するに至った場合は、その中立委員を罷免する。

3 前二項の場合を除く外、中立委員はその意に反して罷免されることがない。

(準用規定)

第五十五条 第三十六条第三項、第三十七条第二項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条及び第四十九条の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、第四十一条、第四十三条及び第四十五条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、第四十六条第三項中「第三十五条第二項に規定する事務」とあるのは「第五十一条第二項に規定する事務」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

*編注：下部に判読不能の書込みあり。

第五十六条 第十七条第一項の規定に基づいて労働委員会が発する命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の罪は、労働委員会の請求をまって論ずる。

第五十七条 第四十五条の規定に違反して証言若しくは報告をせず、若しくは虚偽の証言若しくは報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み妨げ若しくは忌避した者は、千円以下の罰金に処する。

*編注：「千円」に手書きの傍線あり。

第五十八条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は自己の指揮に出たものでないことを理由としてその処罰を免れることはできない。

前条前段の規定は、その者が法人であるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に、適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第五十九条 右に掲げる事項に該当する労働組合の代表者又は清算人は、五百円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令による登記をすることを怠ったとき。

二 第十五条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反し公告をせず又は不正な公告をしたとき。

三 第十五条で準用する民法第八十二条又は非訴事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

(費用弁償)

第六十条 第四十五条の規定に基づいて出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、

費用の弁償を受ける。

附 則

第六十一条 この法律は公布の日から施行する。

3. 別案 第6章労働委員会 (昭和24年1月12日) = 第2次案一部修正案その1

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

別案

*編注：「二四、一、一二」、「石黒」との書込みあり（「一二」は、「一三」と書いたものの右に修正する形で書き込まれている）。

〔 昭和二四、一、一二 〕
〔 労働省 労政局 〕

第六章 労働委員会

第一節 通則

第三十四条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会とする。

(構成)

第三十五条 労働委員会は、公益を代表する委員（以下中立委員という。）並びに使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員をもって構成する。

(任務)

第三十六条 労働委員会は、左に掲げる事務を行うことをその任務とする。

- 一、労働組合の資格の認定及び登録の可否の決定
- 二、不当労働行為防止のため【用】の処分
- 三、団体交渉のための単位及び交渉組合の決定
- 四、団体交渉の斡旋その他労働争議の予防
- 五、労働争議の調停及び仲裁
- 六、前各号の事務を行うに必要な調査

*編注：一号から六号の上部が線で括られており、その上に「研」との書込みあり。

(会議)

第三十七条 労働委員会の会議は、中立委員並びに使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員各一人以上の出席がなければ、議事を開き議決【を】することができない。

*編注：欄外に「△」の印あり。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員【会】長の決するところによる。

*編注：上部に「△」の印あり。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一号から第三号までの事項に関する議決には、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員は参与することができない。

*編注：「第一号」の横に波線あり。また、第三項の下に「中労で□□準用す」との書込みあり。「3」の上に「△」の印あり。

4 労働委員会は、公益上必要があると認めるとき又は関係者の請求があるときは、その会議を公開することができる。

5 前四項に定めるものの外、労働委員会の会議について必要な事項は、労働委員会規則で定める。

*編注:「5」の上に「×」の印あり。「四」の右に傍線(もしくは「!」)あり。「必要な」の左に「会長」との書込みあり。

(規則制定権)

第三十八条 労働委員会は、この法律で定めるものの外その権限に属する事項を実施するため必要な規則を定めることができる。

*編注:第三十八条の上に「△」の印あり。また下部に「前条までとの関係」との書込みあり。

(強制権限)

第三十九条 労働委員会は、その事務を行うため必要があるときは、使用者又はその団体労働組合その他の関係者に対し出頭、証言、報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは事務局の職員をして関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

第二節 中央労働委員会

(設置及び所掌事務)

第四十条 中央労働委員会は、労働省に置く。

2 中央労働委員会は、第九条、二以上の都道府県にわたる第二十三条及び第二十四条に規定する事務、地方労働委員会で行われた第十七条、第二十三条及び第二十四条に基く決定又は処分の再審に関する事務及び二以上の都道府県にわたる労働関係調整法第三条に規定する事務並びに同法第五十六条に規定する事務をつかさどる。

*編注:第二項の上に「研」との書込みあり。

(委員)

第四十一条 中央労働委員会は、五人以上の中立委員並びにそれぞれ五人の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員で組織する。

2 委員には、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)は、適用されない。但し、委員は、法令により公務に従事する職とみなす。

3 委員又は委員であった者は、その職務に関して知った秘密を他に洩し、又は窃用してはならない。

*編注:第二項、第三項の上が線で括られており、その上に「□□」との書込みあり。

(中立委員の任命)

第四十二条 中立委員は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、中立委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 国会又は地方公共団体の議会の議員

五 政党の役員

*編注：第二項の上が線で括られており、その上に「□」との書込みあり。

- 3 中立委員の任命については、その中の三人以上が同一政党に属する者となつてはならない。

(中立委員の任期)

第四十三条 中立委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員には、前任者の残任期間その職務を行う。

- 2 委員は、再任することができる。

*編注：第一項、第二項の上部それぞれに「□」との書込みあり。

(中立委員の退職及び罷免)

第四十四条 中立委員は、第四十二条第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。

- 2 労働大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣に対しその委員の罷免の請求をすることができる。

- 3 内閣は、前項の請求のあつた場合はその中立委員を、第四十二条第三項の規定にてい触するに至つた場合は二人を超える員数の委員を、両議院の同意を経て罷免することができる。

- 4 前項に規定する場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることのない。

(中立委員の俸給)

第四十五条 中立委員は、国务大臣の俸給に準ずる俸給を受けるものとする。

(その他の委員の任期及び委嘱)

第四十六条 中立委員以外の委員の任期は、一年とする。但し、任期満了の後でも、後任の委員の委嘱があるまでは、その職務を行うことができる。

*編注：上部に「△」の印あり。「中立委員以外の委員」に波線が付されている。

- 2 前項の委員は、使用者を代表する委員については、使用者団体の推薦に基いて、労働者を代表する委員については、労働組合の推薦に基いて、労働大臣が委嘱するものとする。

- 3 前項の委嘱に関し必要な事項は、政令で定める。

(その他の委員の解嘱)

第四十七条 前条の委員が法令に違反して刑に処せられた場合、衆議院選挙法（大正十四年法律第四十七号）第六条の規定により被選挙権を有しなくなった場合、労働委員会に出席することができなくなった場合又は労働委員会規則に屢々違反した場合は、労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、中立委員の同意を得てこれを解嘱することができる。但し、同条の規定により被選挙権を有しなくなった場合については中立委員の同意を要しない。

(委員長)

第四十八条 中央労働委員会に委員長を置き、中立委員の互選により選任する。

*編注：第一項の上に「□」との書込みあり。

- 2 委員長の任期は、一年とする。但し、補欠者は前任者の残任期間内その職務を行う。

- 3 委員長は、再任することができる。
- 4 委員長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された者が委員長の職務を代理する。

*編注：第五項の上に「□」との書込みあり。

(事務局)

第四十九条 中央労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。事務局長は労働大臣が任命する。

(地方労働委員会との関係)

第五十条 中央労働委員会は、地方労働委員会から報告を求め、その事務処理に必要な指示をすることができる。

- 2 中央労働委員会は、必要があるときは、第四十条又は第五十一条の規定にかかわらずその事務の全部又は一部を地方労働委員会に行わせ、又は地方労働委員会の事務の全部又は一部を他の地方労働委員会に行わせ若しくは自らこれを行うことができる。但し、地方労働委員会の行った処分に対する異議の申立に関しては、この限りでない。再審の場合はこの限りでない。

第二節 地方労働委員会

*編注：「第二節」は、「第三節」の誤記と思われる。

(設置及び所掌事務)

第五十一条 地方労働委員会は、都道府県に置き、当該都道府県の名を冠する。

- 2 地方労働委員会は、当該都道府県にかかる第十七条、第二十三条及び第二十四条に規定する事務並びに当該都道府県にかかる労働関係調整法第一条の事務及び、同法第五十六条の事務をつかさどる。

*編注：第二項の上が線で括られており、その上に「研」との書込みあり。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、三人の中立委員並びにそれぞれ三人の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員で組織する。

(中立委員の任命)

第五十三条 中立委員は、中央労働委員会の中立委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

- 2 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一政党に属する者となつてはならない。

(中立委員の退職及び罷免)

第五十四条 都道府県知事は、中立委員が心身の故障のため職場の執行ができないと認める場合又は委員の職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、中央労働委員会の中立委員の同意を経てその委員を罷免することができる。

*編注：「職場」は、「職務」の誤記と思われる。

- 2 都道府県知事は、前条第二項の規定にてい触するに至った場合はその委員を罷免する。
- 3 前二項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

(準用規定)

第 条 第四十一条第二項、同条第三項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、同条第四項、第四十六条、第四十七条、第四十八条及び第四十九条の規定は、地方労働委員会に準用する。

4. 第6章労働委員会・第7章雑則(昭和24年1月14日)＝第2次案一部修正案 その2

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

第六章 労働委員会

*編注：「第三案 二四、一、一四」、「石黒」との書込みあり。

(労働委員会の種類)

第三十四条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会とする。

第一節 中央労働委員会

(設置及び所掌事務)

第三十五条 中央労働委員会は、労働省に置く。【大臣の所轄ととする。】

*編注：「外局として」をかく」との書込みあり。

2 中央労働委員会は、第九【八】条第三項、第十八【七】条、【及び】第二十四【五】条、第五十三条及び第五十四条の規定による事務、二以上の都道府県にわたる単位についての第二十三【四】条の規定による事務、並びに労働争議の斡旋、調停、仲裁その他労働争議の調整に関する事務であって二以上の都道府県にわたるものをつかさどる。

3 中央労働委員会は、前項の事務を独立して行うものとする。但し、労働争議の斡旋【、調停】及び仲裁以外の労働関係の調整に関する事務を除く。

(委員)

第三十六条 中央労働委員会は、使用者を代表する委員（以下使用者委員という。）、労働者を代表する委員（以下労働者委員という。）及び公益を代表する委員（以下中立委員という。）各五人をもって組織する。

2 委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定は、第【第九十九条及び第一百条】【三章第一節第二節、第四節、第五節及び第七節の規定（第二百二条、第二百三条【から】及び第二百四条【まで】の規定を除く。）】を除く外、使用者委員及び労働者委員には適用しない。

(中立委員の任命)

第三十七条 中立委員は、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、中立委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

三 国会又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

3 中立委員の任命については、その中の三人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。

(中立委員の任期)

第三十八条 中立委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 中立委員は、再任することができる。

(中立委員の退職及び罷免)

第三十九条 中立委員は、第三十七条第二項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、中立委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣に対しその中立委員の罷免の請求をすることができる。

3 内閣は、前項の請求が妥当であると認めるときは、その中立委員を、中立委員が第三十七条第三項の規定にてい触するに至ったときは二人を超える員数の中立委員を、両議院の同意を経て罷免するものとする。

4 前項に規定する場合を除く外、中立委員は【、】その意に反して罷免されることがない。

(中立委員の俸給)

第四十条 中立委員は、国务大臣の俸給に準ずる俸給を受けるものとする。

(使用者委員及び労働者委員の委嘱)

第四十一条 労働大臣は、使用者団体の推薦に基いて使用者委員を、労働組合の推薦に基いて労働者委員をそれぞれ【、それぞれ】委嘱するものとする。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、使用者委員及び労働者委員に準用する。

3 労働大臣は、臨時の必要があるときは、【前項及び】【第一項及び】第三十六条第一項及び第二【前】項の規定にかかわらず、臨時の使用者委員又は【及び】労働者委員【各同数】を委嘱することができる。【し、第三十六条第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会の組織に加えることができる。】

* 編注：第三項は書き込んだ修正を含め全体が斜線六本で消されており、下部に「pending」と書かれている。

4 前二項の委嘱に関し必要な事項は政令で定める。

(使用者委員及び労働者委員の任期)

第四十二条 使用者委員及び労働者委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 使用者委員及び労働者委員は、再任することができる。

3 使用者委員及び労働者委員は、任期満了の後でも後任者の委嘱されるまでその職務を行う。

(使用者委員及び労働者委員の解任)

第四十三条 使用者委員及び労働者委員は、第三十七条第三項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、使用者委員又は労働者委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他使用者委員又は労働者委員たるに適しない非行があったと認める場合においては、中立委員の同意を経て解任することができる。

(会長)

第四十四条 中央労働委員会に会長を置き、中立委員の互選により選任する。

- 2 会長の任期は、一年とする。但し、補欠者は前任者の残任期間在任する。
- 3 会長は、再任することができる。
- 4 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された者が会長の職務を代行する。

(事務局)

第四十五条 中央労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び前項の職員は、【は、会長の同意をえ【経】て】労働大臣が任命する。【その他の職員は、労働大臣が任命する。】

(会議)

第四十六条 中央労働委員会の会議は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各一人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 使用者委員及び労働者委員は、第一項の規定にかかわらず、第三十五条第二項に規定する事務のうち、労働争議の斡旋、調停、仲裁及びその他の労働関係の調整に関する事項に関し【を除い】ては、その議事及び議決に参与する【加わる】ことができない。
- 4 中央労働委員会の前項の事項に関する【第三十三号第二項に規定する事務のうち、労働争議の斡旋、調停、仲裁及びその他の労働関係の調整に関する事項を除く事項についての中央労働委員会の】会議は、左の各号の一に該当する場合においては、公開するものとする。但し、特別の決議のあったときは、この限りでない。
 - 一 当事者の双方又は一方について審問を行い、又は申立をきくとき。
 - 二 関係者から証言、報告、その他陳述をきくとき。
 - 三 決定その他の処分の申渡をするとき。
- 5 中央労働委員会の前項の会議以外の会議は、【中央労働委員会が特別の必要があると認めて決議したときは】公開する【ことができる】ものとする。但し、特別の決議があったときは、この限りでない。

(調査)

第四十七条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うの【ため】に必要な調査をすることができる。

(規則制定権)

第四十八条 中央労働委員会は、その権限に属する事項の実施に関し必要な事項について中央労働委員会規則を定めることができる。

(強制権限)

第四十九条 中央労働委員会は、その事務を行うため必要があるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対し、出頭、証言、報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは事務局の職員に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

(地方労働委員会との関係)

第五十条 中央労働委員会は、地方労働委員会から報告を求め、その事務処理に必要な指示をすることができる。

2 中央労働委員会は、必要があるときは、第三十五条又は第五十一条の規定にかかわらず、その事務の全部又は一部を地方労働委員会に行わせ、又は地方労働委員会の事務の全部又は一部を他の地方労働委員会に行わせ若しくは自らこれを行うことができる。但し、地方労働委員会の行った処分に対する異議【附】【不服】の申立並びに第五十三条及び第五十四条の同意については、この限りでない。

第二節 地方労働委員会

(設置及び所掌事務)

第五十一条 地方労働委員会は【、】都道府県毎に置き、当該都道府県の【機関とし、その】名を冠する。

2 地方労働委員会は、当該都道府県にかかる第十七【六】条、第二十三【四】条、第二十五条【四】及び第五十六条に規定する事務並びに労働争議の斡旋、調停、仲裁その他労働関係の調整に関する事務で、当該都道府県に関するものをつかさどる。

3 地方労働委員会は、第五十条第一項に規定する場合を除く外、前項の事務を独立して行うものとする。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各三人をもって組織する。但し、労働大臣の指定する都道府県については、各五人とする。

2 委員の俸給その他の給与に関し必要な事項は、政令で定める。

(中立委員の任命)

第五十三条 中立委員は、中央労働委員会の同意を経て、都道府県知事が任命する。

2 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。但し、第五十二【前】条第一項但書の場合は、三人以上とする。

(中立委員の罷免)

第五十四条 都道府県知事は、中立委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は中立委員□に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認める場合においては、中央労働委員会の同意を経て、その中立委員を罷免することができる。

*編注：判読不能箇所は書き損じの可能性あり。

2 都道府県知事は、中立委員が前条第二項の規定にてい触するに至った場合は、その中立委員を罷免する。

3 前二項の場合を除く外、中立委員は【、】その意に反して罷免されることがない。

(準用規定)

第五十五条 第三十六条第三項、第三十七条第二項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、【から】第四十七条【まで】及び第四十九条の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、第四十一条、第四十三条及び第四十五条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、第四十六条第三項中「第三十五条第二項に規定する事務」とあるのは「第五十一条第二項に規

定する事務」と読み替えるものとする。

第七章 雑【罰】則

*編注:修正した「罰則」に波線が引かれ、また、下部に「打合せ事情(検ム局)」、「pending」との書込みあり。

第五十六条 第十七【六】条第一項の規定に基づいて労働委員会が発する命令【(第十七条第二項の規定によって変更された場合を含む。)】に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の罪は、【第十〇条第一項の裁判(同条第三項において準用する場合を含む。)が確】
【〇〇〇〇同項の命令【の確認の裁判が】の確定した後において、】労働委員会の請求をま
って論ずる。

第五十七条 第四十五【九】条【(第五十五条において準用する場合を含む。)】の規定に違反して証言若しくは報告をせず、若しくは虚偽の証言若しくは報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み妨げ若しくは忌避した者は、千【〇〇】円以下の罰金に処する。

*編注:下部に「pending」との書込みあり。

第五十八条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は自己の指揮に出たものでないことを理由としてその処罰を免れることはできない。

【2】 前条前段の規定は、その者が法人であるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に、適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第五十九条 右に掲げる事項に該当する労働組合の代表者又は清算人は、五百【〇〇】円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令による登記をすることを怠ったとき。

二 第十五【三】条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反し公告をせず又は不正な公告をしたとき。

三 第十五【三】条で準用する民法第八十二条又は非訴事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

【第八章 費用弁償】

(費用弁償)

第六十条 第四十五【九】条【(第五十五条の規定により【において】準用する場合を含む。)】の規定に基づいて出頭を求められた【関係当事者以外の】者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受ける。

附 則

第六十一条 この法律は公布の日【 年 月 日】から施行する。

5. 労働組合法を改正する法律 (案) (第一回GHQ提出案) = 第3次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：本史料の前に、以下のとおり記されたメモがある。なお、草案が最初にGHQに提出されたのは、昭和24年1月17日である。「第一回GHQ提出案 (一月四日文書に基づいたもの)」

*編注：史料冒頭頁の下の方に「GHQ提出」との書込みあり。

法律第 号

労働組合法を改正する法律 (案)

労働組合法 (昭和二十年法律第五十一号) を次のように改正する。

労働組合法

目次

- 第一章 総則 (第一条—第五条)
- 第二章 労働組合 (第六条—第十四条)
- 第三章 不当労働行為 (第十五条—第十九条)
- 第四章 団体交渉 (第二十条—第二十七条)
- 第五章 労働協約 (第二十八条—第三十三条)
- 第六章 労働委員会 (第三十四条—第五十五条)
 - 第一節 中央労働委員会 (第三十五条—第五十条)
 - 第二節 地方労働委員会 (第五十一条—第五十五条)
- 第七章 罰則 (第五十六条—第五十九条)
- 第八章 費用弁償 (第六十条)
- 附則 (第六十一条—

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者が自由に、且つ、自主的に労働組合を結成し、これを運営し、又はその他の団体行動をする権利を擁護すること、自らの代表者を自由に、且つ、民主的に選出し、この代表者を通じて対等の立場で使用者と団体交渉を行う慣行と手続とを助長すること、及びこれに基いて産業上の不和を最少限にすることによって、労働者の地位の向上を図り経済の興隆に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

2 前項の労働組合は、左の各号の一に該当する団体を含まない。

- 一 管理又は監督の地位にある者、機密の事務を取扱う者、使用者による労働者の労働条件の決定に参画する者、その他使用者又はその利益を代表する者の参加を許すもの。
- 二 その団体の事務に専ら従事する者の俸給給与等、その他その団体の実質的経費につ

き、使用者の補助を受けるもの。但しその団体の福利事業に対する補助については、この限りでない。

三 共済事業その他福利事業を行うことのみを目的とするもの。

四 主として政治運動を目的とするもの。

第三条 この法律で、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入により生活する者をいう。

(刑事上の免責)

第四条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十五条の規定は労働組合の団体交渉その他の行為で、第一条に掲げる目的を達成するために行った正当なものについて、適用あるものとする。

(民事上の免責)

第五条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて、正当なものによつて損害をうけたことを理由として、労働組合又は組合員に対し、損害賠償を請求することができない。

第二章 労働組合

(労働組合の登録)

第六条 労働組合は、その設立の年月日、規約及び役員住所氏名を具して都道府県知事に登録を申請して、その登録□□□□□□、この法律および労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)に定める□□□保護を受け、手続に参加することができない。

2 前項の規定によつて登録された事項について変更のあつたときは、労働組合は、その変更のあつた日から二週間以内、その変更のあつた事項につき、都道府県知事に申請して登録の変更を受けなければ、その変更のあつた事項についてはこの法律及び労働関係調整法に定める権利と保護を受け、手続に参加することができない。

3 前項の登録のあつた労働組合が解散したときは、その清算人又はこれに準ずる者は、解散の日から二週間以内に、その解散の年月日及び解散の事由を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の申請又は前項の届出があつたときは、第八条第一項及び第二項に規定する場合を除いては、その労働組合の登録をし又は登録を変更しなければならない

(規約)

第七条 労働組合は、その規約に少くとも左の事項を規定しなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 法人である労働組合にあつては法人であること

四 目的及び事業

五 組合員又は構成団体の資格、権利、義務、加入及び脱退に関する規定

六 役員の特権、選出方法及び任期に関する規定

七 会議の開催、権限、出席者及び運営に関する規定

八 組合員、加入金、基金、会計監査、その他会計に関する規定

九 争議行為に関する規定

十 規約の変更に関する規定

十一 解散に関する規定

2 前項の規約の規定には、左の各号に規定する事項を含まなければならない。

一 組合員又は構成団体は、自由な投票を行い、労働組合の総会に自ら出席し、又は総会に出席する代議員を選出し、労働組合の役員又は労働組合の問題について、自由に意見を表明する権利その他の労働組合のすべての問題に参加するための権利を有し、その権利を行使すること、十分且つ平等な機会を与えられること、及び労働組合のすべての問題に参加するに当って、不平等に不利益な取扱を受けること。

二 役員が規約に違反した場合には、組合員又は構成団体は、一定の手續に従い、その是正を求める権利を有すること。

三 規定に定められた組合員又は構成団体としての資格を具えているものに対して、労働組合に加入することを拒否しないこと。

四 組合員又は構成団体に対して、政治運動をし、若しくは政治運動に参加し、又はこれらのことを拒否したという理由で懲罰金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他不利益な取扱をしないこと。

五 組合員又は構成団体に対して懲罰金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他不利益な取扱をしようとするときは、正当且つ慎重な審問の手續を経ること。

六 役員は、少くとも毎年一回改選すること。

七 役員を選出は、すべての組合員による無記名投票□□これ□□□で選出されたすべての代表者による無記名投票によって行

*編注：「行」以下は、判読不能。

八 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

九 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名及び経理状況について会計報告を、外部の公正な会計監査人の証明書とともに、□□□□□回組合員に公表すること。

十 労働組合に加入しようとするものに対して、正当な理由がないにもかかわらず、過大な加入金を要求しないこと。

十一 同盟罷業その他の争議行為を指令する権限を有する役員その他の機関は、すべての組合員の無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票による承認なしには、同盟罷業その他の争議行為を指令しないこと。

十二 役員が行った決定を労働組合の刊行物その他によって公表すること。

(登録の拒否又は取消)

第八条 第六条第一項の規定に基いて登録の申請があった場合において、そのものが第二条に該当しないと認めるとき又はその労働組合の規約が前条の規定に違反するときは、都道府県知事は、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、労働組合として登録されたものが第二条に該当しなくなったと認めるとき又は、その規約が前条の規定に違反するにいたったときは、その登録を取り消さなければならない。

3 前二項の登録の拒否又は取消の処分を受けたものがその処分について不服があるときは、その処分のあった日から二週間以内に、都道府県知事を通じて中央労働委員会に、不服の申立をすることができる。この場合において、中央労働委員会は、その不服の申

立を却下し、又はその処分を取消すものとする。

4 前項に規定する中央労働委員会の申立の却下又は処分の取消があったときは、都道府県知事はその労働組合を登録し、その登録を変更し又はその登録を回復しなければならない。

5 第三項の不服の申立の手續に関して必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

第九条 第六条及び前条の申請、届出及び登録に関して必要な事項は、同条に定めるものの外、政令で定める。

(基金の流用)

第十条 労働組合は、福利事業その他特定の目的のため設けられた基金を目的以外の目的のために流用しようとするときは、無記名投票による総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十一条 労働組合は、左に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約において定めた解散事由の発生
- 二 破産
- 三 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

(法人登記)

第十二条 登録された労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

2 この法律において規定するものの外、労働組合の登記について必要な事項は、政令で定める。

3 労働組合に関して登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

(準用規定)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで、第七十二条から第八十三条まで及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六条第一項、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十四条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 不当労働行為

(不当労働行為)

第十五条 使用者は、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合を組織し、若しくは運営することを支配し、又はこれに関与すること及び労働組合に対して実質的な財政上の補助その他の援助を与えること。但し、労働組合の福利事業に対し財政上の補助その他の援助を与えること又は使用者と労働者が労働協約の定めるところにより就業時間中に労働条件その他の事項に関して協議するために、労働者の失うべき時間に対する賃金を補償することは、この限りでない。
- 二 労働者が労働組合を組織し、若しくは組織せず、又はこれに加入し、若しくは加入

しないことを理由として、労働者を解雇し、又は雇入若しくは労働条件に関してこれに対し不利益な取扱をすること。

三 労働者が労働組合に加入し、若しくは加入しないこと又は労働組合から脱退し、若しくは脱退しないことを雇入又は雇用の継続の条件とすること。但し、労働協約に別段の定をした場合においては、この限でない。

四 労働組合の正当に、且つ、自由に選ばれた、代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉を行うことを拒むこと。但し、その代表者が不当に多数である場合又はその団体交渉が著しく喧騒であり、連続して長時間にわたり、若しくは著しく業務の運営を阻害する等、団体交渉を行うことを拒むのに正当な理由がある場合は、この限りでない。

五 労働関係調整法による労働争議の調整する場合において労働者が行った発言又は労働者が正当な争議行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

六 前各号に掲げるものの外、労働者が自ら労働組合を組織し、若しくはこれに加入し、若しくはこれらの行為を援助し、又は自由に代表者を選出し、この代表者を通じて団体交渉を行う等の行為をし、又はしようとするにつき、これに干渉し、妨害し、抑圧し、強制し、又はその労働者に対しその他不利益な取扱をすること。

(原状回復等の命令)

第十六条 労働者若しくは労働組合から使用者の前条各号の行為があった旨の申し出があり、又は労働大臣若しくは都道府県知事からその旨の通告があったときは、地方労働委員会は、その事実があったかどうかを調査し、その事実があったことが判明したときは、その事実を公表し、当該使用者に対し、その行為を中止し、取消し、又は賃金その他の給与を遡及して支払い、若しくは支払わないで、労働者を復職させる等原状回復し必要な措置をとること又は団体交渉に応ずることを命ずることができる。

2 地方労働委員会は、前条の事実がなかったことが判明したときは、その旨を公表し、且つ、前項の申し出をしたものに、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立)

第十七条 前条第一項の命令を受けたものであってその命令について、不服のあるもの又は前条第二項の通知を受けたものであって事実があったことを主張するものは、その命令があった日又はその通知を受けた日から二週間以内に中央労働委員会に不服の申立をすることができる。

2 中央労働委員会は、前項の申立があったときは、必要な調査を行い、当該地方労働委員会に対してその命令を取り消し、若しくは変更し、若しくは事実の再審査を命じ又はその申立を却下するものとする。

(中央労働委員会規則)

第十八条 前二条に規定する申出、調査、処分命令及び不服の申立に関して必要な手続は、中央労働委員会規則で定める。

(命令の確認の裁判)

第十九条 地方労働委員会は、第十六条第一項の命令を発したときにおいて、中央労働委員会に対して第十七条第一項の不服申立がなされなかったときは、その命令を発した日

から三週間以内に裁判所に対してその事案に関する記録及び命令の一切を提出し、その命令が適法であることの確認を求めることができる。この場合において裁判所は、その命令の基礎となった事案に関しては、それが著しく不合理でない限り、これに拘束される。

*編注：第二文の「事案」はママ。

- 2 前項の確認の裁判において、裁判所は、十日以内に判決しなければならない。
- 3 前二項の規定は、中央労働委員会が第十七条第二項の規定により変更の命令又は地方労働委員会の命令に対する不服の申立の却下をしたときにおいては、その処分があった日から一週間以内に裁判所に対して、その処分の適法であることの確認を求めた場合に準用する。
- 4 前三項の規定は、使用者に対する地方労働委員会の命令（中央労働委員会によって変更された場合を含む。）の効力を停止するものではない。

第四章 団体交渉

（誠実な団体交渉）

第二十条 労働組合と使用者又はその団体は、労働協約の締結その他の目的のための賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関する団体交渉を誠意をもって行わなければならない。

（団体交渉の権限）

第二十一条 労働組合の正当に、且つ、自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者は、使用者又はその団体と、その労働組合又は組合員のために団体交渉をする権限を有する。

（交渉組合）

第二十二条 団体交渉を行うために適当な単位（以下単位という。）が、その単位内の労働者の加入する労働組合（以下単位内の労働組合という。）及び組合員でない労働者の全部と使用者又はその団体との合意又は第二十四条第一項若しくは第二十五条第二項の規定に基き、決定されたときは、その単位内の労働組合のうち、その労働者の過半数が支持する労働組合（以下交渉組合という。）に限り、使用者又はその団体とその単位内の労働者の全部又は一部のために団体交渉をすることができる。

- 2 前項の場合において、労働者の過半数が支持する労働組合が定まらないときは、その単位内の労働組合は、その労働組合を支持する労働者のために団体交渉を行うことができる。
- 3 前二項の規定は、その単位内の労働者が、使用者又はその団体に対し苦情の申立をすることを妨げるものではない。

（交渉組合の締結した労働協約の適用範囲）

第二十三条 交渉組合が、使用者と労働協約を締結したときは、その労働協約において定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する基準（その労働協約において、基準決定のため設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む。以下同じ。以下基準という。）は、その単位における交渉組合の組合員以外のすべての労働者に対しても適用があるものとする。

(交渉組合の決定)

第二十四条 交渉組合に関して争のある場合において、利害関係のある労働者若しくは労働組合、又は使用者若しくは使用者団体から申出のあったときは、労働委員会は、左の各号にかかげる事項を決定する。

- 一 団体交渉のためにどの単位が最も適用であるか。
- 二 前号の単位内の労働組合のうち、いずれの労働組合がその単位内の過半数の労働者の多数の支持をえた労働組合であるかということ。

*編注：第一号の「適用」は、「適当」の誤記と思われる。

2 前項第一号の決定をするにあたっては、労働委員会は、左の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

- 一 単位を構成する労働者又は労働組合が、仕事の性質、職階 職種、資格、経験、特別の技術、義務及び賃金、労働時間その他の労働条件における利害の一致に基くものになるか。

*編注：第一号については斜線が認められるが、削除の趣旨か。

- 二 問題になっている職階職種の間、機能的共同関係及び相互依存関係があるか並に労働者が相互に緊密に連携して作業しているか。

三 単位の決定について、労働者又は労働組合がいかなる支持又は反対をしているか。

四 関係労働者を一体となした集団とみることができるか。

五 その労働者の働いている工場その他の事業場がいかなる地理的条件にあるか、及び相互にいかなる関係にあるか。

六 従来の労働関係又はその労働慣行は、いかなるものであったか。

七 既に確定されている単位を変更又は廃止しようとする試みが行われている場合には、関係労働者がその単位が決定されたとき、その決定に同意し、又はその決定の手續に参加したか。

3 第一項第二号の決定をするにあたっては、労働委員会は、特別の事情によって必要と認める場合は、単位内の労働者に対し、その意見を確かめるために、無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。

4 第一項の決定があったときは、その決定のあった日から一年間は、その単位又は交渉組合を変更することができない。

(不服の申立)

第二十五条 前条の規定による地方労働委員会の決定のうち、地方労働委員会の決定について不服があるときは、前条第一項に規定するものは、その決定のあった日から二週間以内に、中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。この場合において、中央労働委員会は、地方労働委員会の決定を取消し、変更し、又は不服の申立を却下するものとする。

2 中央労働委員会は、前条第四項の規定にかかわらず、単位又は交渉組合について著しい事情の変更があったと認めた場合は、同条第一項に規定するものの申立に基づいて、その決定を取り直し、又は変更することができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は前二項に規定する処分について準用する。

(中央労働委員会規則)

第二十六条 第二十四条第三項の選挙を行う場合における有権者の指定、選挙の日についての適当な事前の通告の発送、適当な投票場の選定、選挙監視者の任命及び迅速、正確且つ公正な投票の計算方法についての保障等選挙の管理に関する必要な事項並びに前二条に規定する申出、決定、不服の申立、取消、変更及び申立の却下に関して必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

(交渉組合の証明)

第二十七条 労働委員会は、その関与した手続によって定まった交渉組合が、交渉組合であることの証明を要求したときは、これに証明書を交付しなければならない。

第五章 労働協約

(届出)

第二十八条 労働組合と使用者との間において締結される賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関する労働協約は、書面に作成することによって、その効力を生ずる。

2 労働協約の当事者は、労働協約の締結の日から二週間以内に都道府県知事にその労働協約を届け出なければならない。

(期間)

第二十九条 労働協約の有効期間は、三年を超えることはできない。

2 労働協約は、その中に規定した期限の到来した時以後において、その当事者のいづれか一方の表示した意思に反してなおその労働協約を有効とすることはできない。但し、その意思表示は、その労働協約に予告期間に関する定のある場合においては、その定に従ってなされたものでなければならない。

(当事者の義務)

第三十条 労働協約が締結されたときは、当事者は相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

2 労働協約の当事者は、労働協約の解釈及び適用についての苦情又は紛争を処理するため、苦情処理機関を設け、相互にこれを利用しなければならない。

3 苦情処理機関を欠く労働協約は、その効力を生じない。

(基準の効力)

第三十一条 基準に違反する労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、その基準の定めるところによる。

2 基準について、労働契約にその定めのないときは、その定めのない部分は基準の定めるところによる。

(基準の拡張適用)

第三十二条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の数の四分の三以上の数の労働者が、一の労働協約の適用を受けることになったときは、その工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、その労働協約が適用されるものとする。

(平和条項と争議行為)

第三十三条 労働協約の中で、労働協約についての紛争が苦情処理機関において解決されない場合は、調停又は仲裁に附する旨の規定があるときは、調停又は仲裁が成立しない場合の外は、争議行為をすることができない。

第六章 労働委員会

(労働委員会の種類)

第三十四条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会とする。

第一節 中央労働委員会

(設置及び所掌事務)

第三十五条 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

2 中央労働委員会は、第八条第三項、第十七条及び第二十五条の規定による事務、二以上の都道府県にわたる単位についての第二十四条の規定による事務、並びに労働争議の斡旋、調停、仲裁その他労働争議の調整に関する事務であって二以上の都道府県にわたるものをつかさどる。

3 中央労働委員会は、前項の事務を独立して行うものとする。

(委員)

第三十六条 中央労働委員会は、使用者を代表する委員（以下使用者委員という。）、労働者を代表する委員（以下労働者委員という。）及び公益を代表する委員（以下中立委員という。）各五人をもって組織する。

2 委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定は、第三章第九十九条及び第百条の規定を除く外、使用者委員及び労働者委員には適用しない。

(中立委員の任命)

第三十七条 中立委員は、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、中立委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者
- 三 国会又は地方公共団体の議会の議員
- 四 政党の役員

3 中立委員の任命については、その中の三人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。

(中立委員の任期)

第三十八条 中立委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 中立委員は、再任することができる。

(中立委員の退職及び罷免)

第三十九条 中立委員は、第三十七条第二項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、中立委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣に対しその中立委員の罷免の請求をすることができる。

3 内閣は、前項の請求が妥当であると認めたときは、その中立委員を、中立委員が第三十七条第三項の規定にてい触するに至ったときは二人を超える員数の中立委員を、両議院の同意を経て罷免するものとする。

4 前項に規定する場合を除く外、中立委員は、その意に反して罷免されることがない。

(中立委員の俸給)

第四十条 中立委員は、国务大臣の俸給に準ずる俸給を受けるものとする。

(使用者委員及び労働者委員の委嘱)

第四十一条 労働大臣は、使用者団体の推薦に基いて使用者委員を、労働組合の推薦に基いて労働者委員を、それぞれ委嘱するものとする。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、使用者委員及び労働委員に準用する。

3 前二項の委嘱に関し必要な事項は、政令で定める。

(使用者委員及び労働者委員の任期)

第四十二条 使用者委員及び労働者委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 使用者委員及び労働者委員は、再任することができる。

3 使用者委員及び労働者委員は、任期満了の後でも後任者の委嘱されるまでその職務を行う。

(使用者委員及び労働者委員の解任)

第四十三条 使用者委員及び労働者委員は、第三十七条第二項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、使用者委員又は労働者委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他使用者委員又は労働者委員たるに適しない非行があったと認める場合においては、中立委員の同意を経て解任することができる。

(会長)

第四十四条 中央労働委員会に会長を置き、中立委員の互選により選任する。

2 会長の任期は、一年とする。但し、補欠者は、前任者の残任期間在任する。

3 会長は、再任することができる。

4 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員を代表する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された者が会長の職務を代行する。

(事務局)

第四十五条 中央労働委員会に、その事務を整理するための事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の所要の職員を置く。

3 事務局長は会長の同意を経て、労働大臣が任命する。その他の職員は、労働大臣が任命する。

(会議)

第四十六条 中央労働委員会の会議は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各一人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 使用者委員及び労働者委員は、第一項の規定にかかわらず、第三十五条第二項に規定する事務のうち、労働争議の斡旋、調停、仲裁及びその他の労働関係の調整に関する事項を除いては、その議事及び議決に加わることができない。

4 第三十五条第二項に規定する事務のうち、労働争議の斡旋、調停、仲裁及びその他の

労働関係の調整に関する事項を除く事項についての中央労働委員会の会議は、左の各号の一に該当する場合においては、公開するものとする。但し、特別の決議のあったときは、この限りでない。

- 当事者の双方について審問を行い、又は申立をきくき。
- 関係者から証言、報告、その他陳述をきくと
- 決定その他の処分の申渡をするとき。

5 中央労働委員会の前項の会議以外の会議は、中央労働委員会が特別の必要があると認めて決議したときは、公開することができる。

(調査)

第四十七条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うために必要な調査をすることができる。

(規則制定権)

第四十八条 中央労働委員会は、その権限に属する事項の実施に関し必要な事項について中央労働委員会規則を定めることができる。

(強制権限)

第四十九条 中央労働委員会は、その事務を行うため必要があるときは、使用者若しくはその団体、労働組合その他の関係者に対し、出頭、証言、報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは事務局の職員に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

(地方労働委員会との関係)

第五十条 中央労働委員会は、地方労働委員会から報告を求め、その事務処理に必要な指示をすることができる。

2 中央労働委員会は、必要があるときは、第三十五条又は第五十一条の規にかかわらず、その事務の全部又は一部を地方労働委員会に行わせ、は地方労働委員会の事務の全部又は一部を他の地方労働委員会に行わしくは自らこれを行うことができる。但し、地方労働委員会の行った処分に対不服の申立については、この限りでない。

第二節 地方労働委員会

(設置及び所掌事務)

第五十一条 地方労働委員会は都道府県毎に置き、当該都道府の機関とし、その名を冠する。

2 地方労働委員会は、当該都道府県にかかる第十六条、第二十四条、[*編注：数文字分空白あり。]及び第五十六条に規定する事務並びに労働争議の斡旋、調停、仲裁その他労働関係の調整に関する事務で、当該都道府県にするものをつかさどる。

3 地方労働委員会は、第五十条第一項に規定する場合を除く外、前項事務を独立して行うものとする。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各三人をもって組織する。但し、労働大臣の指定する都道府県については、各五人とする。

(中立委員の任命)

第五十三条 中立委員は、都道府県知事が任命する。

- 2 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者□□□□□□
らない。但し、前条第一項但書の場合は、三人以上とする。

(中立委員の罷免)

第五十四条 都道府県知事は、中立委員が心身の故障のため職務の□行ができないと認め
る場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中□委員たるに適しない非行があると
認める場合においては、その中立委員を□□することができる。

- 2 都道府県知事は、中立委員が前条第二項の規定にてい触するに至った場合はその中立
委員を罷免する。
3 前二項の場合を除く外、中立委員はその意に反して罷免されることがない。

(準用規定)

第五十五条 第三十七条第二項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十一条から第四十
七条まで及び第四十九条の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、第四十一条、第
四十三条及び第四十五条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、第四十六条第三
項中「第三十五条第二項に規定する事務」とあるのは「第五十一条第二項に規定する事
務」と読み替えるものとする。

第七章 罰則

第五十六条 第十六条第一項の規定に基づいて労働委員会が発する命令（第十七条第二項の
規定によって変更された場合を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以
下の罰金に処する。

- 2 第一項の罪は犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。
3 第一項の罪は、同項の命令の確認の裁判が確定した後において労働委員会の請求をま
つて論ずる。

第五十七条 第四十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して証
言若しくは報告をせず、若しくは虚偽の証言若しくは報告をし、若しくは帳簿書類の提
出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒
み妨げ若しくは忌避した者は、 円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は自己の指揮に出たもので
ないことを理由としてその処罰を免れることはできない。

- 2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは理事、取締役その他の法人の業務を執
行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に、適用する。但し、
営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第五十九条 左に掲げる事項に該当する労働組合の代表者又は清算人は、 円以下の過料
に処する。

- 一 この法律又はこの法律に基く政令による登記をすることを怠ったとき。
二 第十三条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反し、公告をせず又
は不正な公告をしたとき。
三 第十三条で準用する民法第八十二条又は非訟事件手続法第三十六条の規定による、
裁判所の検査を妨げたとき。

第八章 費用弁償

(費用弁償)

第六十条 第四十九条 (第五十五条において準用する場合を含む。)の規定に基づいて出頭を求められた関係当事者以外の者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受ける。

附 則

第六十一条 この法律は 年 月 日から施行する

6. 労働組合法を改正する法律 (昭和24年1月29日、労政局案) = 第4次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：本史料の前に、以下のとおり記されたメモがある。「前回案についてGHQの検討を経て、政府部内の意見も調整して作成」

(昭和二十四年一月二十九日労政局案)

法律第 号 *編注：「二四、一、二九GHQ提出 (第二回)」との書込みあり。

労働組合法を改正する法律

労働組合法 (昭和二十年法律第五十一号) を次のように改正する。

労働組合法

目次

- 第一章 総則 (第一条—第五条)
- 第二章 労働組合 (第六条—第十四条)
- 第三章 不当労働行為 (第十五条—第十九条)
- 第四章 団体交渉 (第二十条—第二十七条)
- 第五章 労働協約 (第二十八条—第三十三条)
- 第六章 労働委員会 (第三十四条—第五十五条)
 - 第一節 中央労働委員会 (第三十五条—第五十条【の二】)
 - 第二節 地方労働委員会 (第五十一条—第五十五条)
- 第七章 罰則 (第五十六条—第五十九条)
- 第八章 費用弁償 (第六十条)
- 附則 (第六十一条—第七十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者が自由に、且つ、自主的に労働組合を結成し、これを運営し、又はその他の団体行動をする権利を擁護すること、自らの代表者を自由に、且つ、民主的に選出し、この代表者を通じて対等の立場で使用者と団体交渉を行う慣行と手続とを確立すること、及びこれらに基づいて産業上の不和を最少限にすることによって、

労働者の地位の向上を図り、経済の興隆に寄与することを目的とする。

*編注：上部に「△」の印あり。「確立」に傍線が付されている。条文全体が斜線で消されている。

(定義)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が【()】主体となって【)】自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

*編注：上部に「△」、「✓」、「○」の印あり。

2 前項の労働組合【団体又はその連合団体】は、左の各号の一に該当する団体を含まない。

一 【使用者、又は】管理又【若しくは】は監督の地位にある者、機密の事務を取【り】扱う者、使用者による労働者の労働条件の決定に直接参画する者、その他【の】使用者又はその利益を代表する【と認められる】者の参加を許すもの。

*編注：「管理又は監督」に傍線、「機密の事務を取扱う者」に波線、「直接」に傍線が付され、「主観的の秘密でなく客観的の秘密」との書込みあり。下部に「基準と解釈」との書込みあり。上部に「✓」、「○」の印あり。

二 その団体の事務に専【もっぱ】ら従事する者の俸給給与等、その他【賃金、給料等の】その団体の実質的経費につき、使用者の【ついで】の補助を受けるもの【その他使用者による金銭上の援助】。但し【()】その団体の福利事業【に要する経費】に対して【ついで】の補助すること、又は労働協約の定めるところにより【及び労働者が使用者との合意に基いて】就業時間【中】に労働条件其【そ】の他の事項に関して【労働者が】協議【若しくは交渉を】するため【、】に、【又はその団体の適度の回数の総会に適度の数のその団体に加入する労働者が出席するため、】労働者【その労働者】の【が】失うべき時間に対する賃金を【の】補償することについては、この限りでない【を除く。】を受けるもの。】

*編注：上部に「△」、「○」、「✓」の印あり。特に「補助すること、又は…」以下は複数の修正が輻奏している。「実質的」に波線あり。地の文の「補助すること」から「補償すること」まで傍線が付されている。

三 共済事業その他【の】福利事業を行うことのみを目的とするもの。

四 主として政治運動を目的とするもの。

第三条 この法律で、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入により生活する者をいう。

(刑事上の免責)

第四条 刑法(明治四十五年法律第四十五号)第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為で【あつて】、第一条に掲げる目的を達成するために行つた正当なものについて、適用あるものとする。

*編注：第四条の上部に「✓」の印あり。第四条と第五条の間の上部に「一応オトス」との書込みあり。

(民事上の免責)

第五条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて、【第一条に掲げる目的を達成するために行つた】正当なものによつて損害をうけたことを理由として、労働組合又は組合員に対し損害賠償を請求することができない。

*編注：上部と下部に「民事局と打合せ」との書込みあり。下部に「✓ト」、「§四、五
□で□の差違有□」との書込みあり。

第二章 労働組合

*編注：下部に「商法 64 非訟事件手続法 179」との書込みあり。

(労働組合の登録)

第六条 労働組合は、その名称、設立の年月日、規約及び役員^のの住所氏名を具して都道府県知事に登録を申請して、その登録を受けなければ、この法律に定める権利と保護を受け、手続に参加することができない。

*編注：上部に「✓」の印あり。「名称」に（ ）が付され、「×」の印がつけられている。

2 前項の規定によって登録された事項のうち、名称、規約及び役員の変更は、都道府県知事に申請して登録の変更をうけなければ、その効力を生じない。

*編注：第二項全体に傍線が付されている。「名称」と「及び役員」に（ ）が付され、「×」の印がつけられている。下部に、「ホ」、「不要 ホ ト」(トには「✓」の印あり)、「役員が届出しないときの救済」、「§7Ⅱ(2)、裁判所出訴」、「ホ」、「役員全欠の時等」、「手続 政令」、「届出義ム者等」、「過料ト」と読みうる書込みあり。

3 労働組合は、その役員^の【又はその】住所又【若しく】は氏名の変更があったときは、その変更のあった日から二週間以内に、都道府県知事に届け出て登録の変更を受けなければならない。

*編注：第三項全体に傍線が付されている。

4 【第一項の】労働組合が解散したときは、その清算人又はこれに準ずる者は、解散の日から二週間以内に、その解散の年月日及び解散の事由を都道府県知事に届け出なければならない。

*編注：下部に「過料ト」との書込みあり。

5 都道府県知事は、第一項若しくは【から】第二【三】項【まで】の申請又は第三項の届出があったときは、第八条第一項及び第五項並びに第八条の二第六項に規定する場合を除いては、その労働組合の登録をし、又は登録を変更【変更の登録を】しなければならない。

*編注：「第三項」と「第五項並びに第八条の二第六項」に傍線あり。上部に書込みがあるが、判読不能。

*編注：第六条は、全体に大きく「×」の印がつけられている。削除の意味か。

(規約)

第七【八】条 労働組合は、その規約に少くとも左の【各号に掲げる】事項を規定しなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人である労働組合にあつては、法人であること
- 四 目的及び事業
- 五 組合員又は構成団体の資格、権利、加入及び脱退に関する規定
- 六 役員^のの権限、選出方法及び任期に関する規定

- 七 会議の開催、権限、出席者及び運営に関する規定
 八 組合費、加入金、基金、会計監査、その他【の】会計に関する規定
 九 争議行為に関する規定
 十 規約の変更に関する規定
 十一 解散に関する規定

*編注：十一号の下部に「不要？」との書込みあり。

- 2 前項の規約の規定は、左の各号に規定する事項を含まなければならない。
- 一 組合員又は構成団体は、自由な投票を行い、労働組合の総会に自ら出席し、又は総会に出席する代議員を選出し、【又は】労働組合の役員又は労働組合の問題について、自由に意見を表明する権利その他の労働組合のすべての問題に参加するための権利を有し、その権利を【の】行使するため、【につき】十分且つ平等な機会を与えられること【、】及び労働組合のすべての問題に参加するに当って、不平等に不利益な取扱を受けないこと【平等な取扱を受けること。】

*編注：上部に「○」、「△」の印あり。

- 二 役員が規約に違反した場合には、組合員又は構成団体は、一定の手續に従い、その救済を求める権利を有すること。【二 組合員又は構成団体としての資格について人種、信条、社会的身分又は門地によって差別を受け【的取扱をし】ないこと。】

*編注：上部に「○」の印あり。下部に「被害回復に限る」(印あり)、「是正□□ト」の書込みあり。

- 三 規約に定められた組合員又は構成団体としての資格を具えているものに対して、労働組合に加入することを拒否しないこと。
- 四 組合員又は構成団体に対して、政治運動をし、又はこれらのことを拒否したという理由で過怠金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他不利益な取扱をしないこと。但し、第一条に掲げる目的に反する行為又は労働組合の秩序をみだすような行為をしたものに対してする処分を妨げるものではない。

*編注：上部に「○」の印あり。「過怠金」と「但し…」以下に傍線が付されている。「第一条に掲げる目的に反する行為又は」に()が付され、「×」の印がつけられている。下部に「但書はホ 反対」との書込みあり。

- 五【四】 組合員又は構成団体に対して過怠金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他不利益な取扱をしようとするときは、【規約及び細則に定める】正当且つ慎重な審問の手續を経ること。

- 六 役員は、少くとも毎年一回改選すること。

- 七【五】 役員を選出は、すべての組合員による無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票によって行うこと【選出し、且つ、少くとも毎年一回改選すること。】

- 八【六】 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

- 九【七】 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名及び経理状況についての会計報告を、外部の公正な会計監査人の証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表すること。

*編注：上部に「総会とは 一、□□□□□□□□ 二、直接又は間接に□員の意□の□□したもの」と、下部に「間接選挙は(一)に□す。無記名投票□」と読みうる書

込みあり。

十 労働組合に加入しようとするものに対して、正当な理由がないにもかかわらず、過当な加入金を要求しないこと。

*編注：上部に「○」の印あり。

十一 役員その他の機関が同盟罷業その他の争議行為を指令するには、すべての組合員の無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による【の】無記名投票による承認を経なければならないこと。

*編注：上部に「○」の印あり。第十一号は全体に傍線が付されている。

十二【八】 役員その他の機関の【が】行ったすべての決定を労働組合の刊行物【に】記載すること【の】方法【の方法】によって組合員に公表すること。

*編注：「その他の機関」、「すべての」、「組合員に」に傍線あり。

【(登録又は変更の登録の拒否及び登録の取消)】

第八条 第六条第一項又は第二項の規定に基いて登録又は【変更の】登録の変更の申請があった場合において、そのものが第二条に該当しないと認めるとき【せず、】若しくはその規約が前条その他の法令の規定に違反する【と認めた】とき又はその【変更の】登録の変更によって第二条に該当しなくなると認めるとき【り、】若しくは前条その他の法令の規定に違反するに至る【と認めた】ときは、【当該】都道府県知事は、その登録又は【変更の】登録の変更を拒否しなければならない。

*編注：第一項は全体に傍線が付されている。上部に「✓」の印あり。

2 都道府県知事は、労働組合として登録されたもの【第六条第一項各号に掲げる事項の登録を受けた労働組合】が第二条に該当しなくなると認めるときは、その登録を取り消さなければならない。

*編注：上部に「○」の印あり。

3 都道府県知事は、第六条第一項又は第二項の規定に基いて登録若しくは【変更の】登録の変更の申請があったとき、労働組合の登録若しくは【変更の】登録の変更をしたとき、登録若しくは【変更の】登録の変更を拒否したとき又は登録を取り消したときは、その旨を地方労働委員会に通知しなければならない。

*編注：上部に「△」の印あり。全体に傍線が付されている。「労働組合の」に（ ）が付されている。

4【3】 地方労働委員会は、登録の申請【第六条第一項から第四項までの届出】をしたものが第二条に該当せず、【若しくは該当しなくなると認めるとき】若しくは前条その他の法令の規定に違反すると認めるとき、【変更の】登録の変更の申請をしたものが第○条に該当しなくなり【、】若しくは【その規約が】前条その他の法令の規定に違反するに至ると認めるとき、又は登録若しくは【変更の】登録の変更を受けたものが第二条に該当せず、若しくは【又はその規約が】前条その他の法令の【に】規定に違反すると【する要件を充さず若しくは充さなくなると】認めるときは、【当該】都道府県知事にその登録若しくは【変更の】登録の変更の申請を拒否し、又はその登録を取り消す【第一項の決定をする】ことを勧告することができる。

*編注：上部に「○」、「△」の印あり。全体に傍線あり。

5【4】 都道府県知事は、前項の勧告があったときは、登録若しくは登録の変更を拒否し、登録を取り消し【第一項の決定をし、】、又はその勧告を拒絶するものとする。

*編注：全体に傍線あり。

*編注：第八条は、全体に大きく「×」印がつけられている。削除の意味か。

(不服の申立及び再審査の【地方労働委員会の】請求)

第八条の二 前条第一項、第二項又は第五項の規定により登録若しくは登録の変更の拒否又は登録の取消【の規定による都道府県知事の決定】の処分を受けたものがその処分について不服があるときは、その処分のあった日から二週間以内に、【当該】都道府県知事を通じて中央労働委員会に不服の申立をすることができる。

*編注：全体に傍線あり。

2 前項の不服の申立があったときは、中央労働委員会は、その処分を取り消し、又はその不服の申立を却下するものとする。

*編注：全体に傍線あり。

3 前項の規定に基き中央労働委員会が都道府県知事の処分を【の】取り消し【を命じ】たときは、都道府県知事は、その労働組合を登録し、その登録を変更し又はその登録を回復し【その拒否の処分を取り消し、且つ、登録又は変更の登録をし、又はその取消の処分を取り消さ】【それに従わ】なければならない。

*編注：上部に「△」の印あり。全体に傍線あり。

4 【3】 前条第五【四】項の拒絶があった場合においては、【当該】地方労働委員会は、拒絶のあった日から二週間以内に【当該都道府県知事を通じて】中央労働委員会に【対して当該都道府県知事に前条の決定をすることを命ずることを】再審査の請求をすることができる。

*編注：全体に傍線あり。

5 【4】 前項の再審査が【の】請求の【が】あったときは、中央労働委員会は、都道府県知事に登録若しくは【変更の】登録の変更の拒否若しくは登録の取消し【前条の決定をすること】を命じ、又はその請求を却下するものとする。

*編注：全体に傍線あり。

6 【5】 前項の規定に基く中央労働委員会の命令があったときは、都道府県知事は、その登録若しくは登録の変更を拒否し、又はその登録を取り消さなければ【その決定をしなれば】ならない。

*編注：全体に傍線あり。

*編注：第八条の二は、全体に大きく「×」の印がつけられている。削除の意味か。

(効力発生の時期)

第八条の三 登録、【又は変更の】登録の変更又は登録若しくは登録の変更の拒否は、登録又は登録の変更【そ】の申請のあった日から【にさかのぼって】その効力を生ずる。

*編注：全体に傍線あり。

*編注：第八条の三は、全体に大きく「×」の印がつけられている。削除の意味か。下部に「□□の日」との書込みあり。

(中央労働委員会規則【への委任】)

第八条の四 第八【前】条の二の【に規定する】不服の申立又は再審査【地方労働委員会】【中央労働委員会に□□□】請求【及びその審査】の手續に関して必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

*編注：全体に傍線あり。

*編注：第八条の四は、全体に大きく「×」の印がつけられている。削除の意味か。

(政令【への委任】)

第九条 第六条、第八条及び【及び】第八【七】条の二の申請、届出、登録、【勧告及び判定の手續】通知及び勧告に関して必要な事項は、前条に定めるものの外、政令で定める。

*編注：上部に「△」の印あり。「前条に定めるものの外」には手書きで（ ）が付されている。

*編注：第八条の四及び第九条の見出しに追加されている「委任」から下部へと線が引かれ、書込みがあるが、判読不能。

(基金の流用)

第十条 労働組合は、福利事業その他【の】特定の目的のため【に】設けられた基金をその目的以外の目的のために流用しようとするときは、無記名投票による総会の決議を経なければならない。

*編注：「をその」に傍線あり。

(解散)

第十一条 労働組合は、左に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約において定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議
- 三 破産

*編注：「二」に傍線あり。三の上に「△」の印あり。

(法人登記)

第十二条 登録された【第六条の届出をした】労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

【2 法人である労働組合は、前条各号に掲げる事由の外、破産によって解散する。】

2【3】 この法律において規定するものの外、労働組合の登記について必要な事項は、政令で定め□。

*編注：上部に「△、○」の印、及び、「法人たる組合 ○解散 破産 登録取消」との書込みあり。なお、第十五条第二号の規定が記されている2枚の用紙の間には小さな紙片があり、「法人たる労働組合は登録取消により解散」との書込みあり。

*編注：第十二条第二項（修正前の番号）までの規定と同条第三項（修正前の番号）以降の規定がそれぞれ記されている用紙の間には小さな紙片があり、上の方に「平賀 § 8-IV」、右側に「オール or ナシング」、左側に「変更登録の□□も□要」、下の方に「§ 8-3 もかえる」との書込みあり。

3【4】 労働組合に関して登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することは【が】できない。

(準用規定)

第十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで及び第七十二条から第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六條、第三百七十七條及び第三百七十八條の規定は、法人である労働組合に準用する。

*編注：「及び」、「並びに」、「第三百三十六條」に傍線あり。

(法人である労働組合の免税)

第十四条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 不当労働行為

(不当労働行為)

第十五条 使用者又はその団体は、左に掲げる行為をしてはならない。

*編注：「又はその団体」に傍線あり。

- 一 労働者が労働組合を組織し、若しくは運営することを支配し、又【若しくは】はこれらに関与【を妨害】すること及び【又は】労働組合に対して実質的【の事務にもっぱら従事する者の賃金、給料等の給与その他その労働組合の】経費についての補助その他の援助を【(二条に同じ) ——を】与えること。但し、労働組合の福利事業に対し補助を与えること又は使用者と労働者が労働協約の定めるところにより就業時間中に労働条件その他の事項に関して協議するために労働者の失うべき時間に対する賃金を補償することは、この限りでない。

*編注：上部に「○」、「✓」の印と「二条全文」との書込みあり。下部に「二条Ⅱ但全文」との書込みあり。

- 二 労働者が労働組合を組織し、若しくは組織せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことを理由として、労働者を解雇し【、】その他これに対し不利益な取扱をすること。但し、労働協約の定めるところにより労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退し、若しくは除名された労働者を雇入れず、又は解雇することは、この限りでない。

*編注：「その他」と「但し」以下に傍線あり。

- 三 労働者が労働組合に加入しないこと【、】又は労働組合から脱退することを雇入又は雇用の継続の条件とすること。

*編注：全体に傍線あり。

- 四 労働組合の正当に、且つ、自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉を行う【する】ことを拒むこと。但し、第二十【三】条第三項各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

*編注：「する」と「但し」以下に傍線あり。「正当に、且つ、自由に選ばれた」に手書きの傍線あり。

- 五 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整をする場合に労働者が行った発言又は労働者が正当な争議行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

- 【六 【労働者が】第十六条（第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により労働者が労働委員会に申告をし、意見を述べ、若しくは資料を提出し、又は第十七条【第一項】の規定により中央労働委員会に不服の申立をしたことを理由としてその労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。】

- 六【七】 前各号に掲げるものの外、労働者が自ら労働組合を組織し、若しくはこれに加入し、若しくはこれらの行為を援助し、若しくは自由に代表者を選出し、この代表者を通じて団体交渉を行い【し】、その他労働組合の正当な行為をし、又はこれらのごとをしようとするにつき、干渉し、妨害し、抑圧し、強制し、又はその労働を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

*編注：「団体交渉を…正当な行為をし」に傍線、「解雇し」に手書きの傍線あり。下部に『若しくは』不要との書込みあり。

(原状回復等の命令)

第十六条 労働者若しくは労働組合【又は労働大臣若しくは都道府県知事】から使用者又はその団体の前条各号の一に該当する行為があった旨の申出があり、又は労働大臣若しくは都道府県知事からその旨の通告【又は通告】があったときは、【当該】地方労働委員会は、その事実があったかどうかを調査し、その事実があったことが判明したときは、その事実を登【公】表し、【且つ、】当該使用者又はその団体に対しその行為を中止し、【その行為を】取り消し、若しくは団体交渉に応ずることを命じ、又は賃金その他の給与をさかのぼって、若しくはさかのぼらないで支払い、労働者を復職させる等原状回復に必要な措置をとることを命ずることができる。

*編注：上部に「○」、「△」の印あり。「又はその団体」、「若しくは団体交渉に…さかのぼらないで支払い」に傍線あり。「地方」には（ ）が付されている。

2 地方労働委員会は、前条の事実がなかったことが判明したときは、その旨を登【公】表し、且つ、前項の申出又は通告をしたものにその旨を通知しなければならない。

*編注：上部に「○」、「✓」の印あり。「又は通告」に手書きの傍線あり。「地方」には（ ）が付されている。

(不服の申立)

第十七条 前条第一項の命令【のうち、地方労働委員会の命令】を受けたものであってその命令について不服のあるもの又は同条第二項の通知を受けたものであって事実があったことを主張するものは、その命令があった日又はその通知を受けた日から二週間以内に【当該地方労働委員会を通じて】中央労働委員会に不服の申立をすることができる。

2 中央労働委員会は、前項の申立があったときは、自ら必要な調査を行い、又は地方労働委員会に事実の再調査を行わせて【、】当該地方労働委員会の命令を取り消し、若しくは変更し、又はその申立を却下するものとする。

(中央労働委員会規則【への委任】)

第十八条 前二条に規定する申出、通告、調査、通知、命令及び不服の申立の手続に関して必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

*編注：「通告」、「通知」に傍線あり。

*編注：第十六条から第十八条までには、大きな抹消線らしきものがある。

(命令の確認の裁判)

第十九条

*編注：以下、第十九条本文から第二十二條まで史料が欠落している。

第四章 団体交渉

(団体交渉)

第二十【三】条 労働組合と使用者又はその団体は、労働協約の締結その他の目的のために賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関し団体交渉をすることができる。

*編注：欄外に、「就業時間□の□□□」とある。「することができる」に傍線あり。

2 労働組合及び使用者又はその団体は、前項の団体交渉を誠意をもって行わなければならない。

3 左の各号の一に掲げる場合は、労働組合又は使用者若しくはその団体は、団体交渉をすることを拒み【、】又は打ち切ることができる。

- 一 労働協約を以【もつ】て団体交渉の手續を定めた場合において、相手方がその手續によらないで団体交渉をしようとする場合
- 二 労働組合又は使用者若しくはその団体の代表者若しくはその委任を受けたもの【者】が不当に多数である場合
- 三 団体交渉が著しくけん騒であり、連続して【著しく】長時間にわたり、又は著しく業務の運営を阻害する場合
- 四 団体交渉が不必要に個人の生活をおびやかすような行為を伴う場合
- 五 相手方が権限外の事項について団体交渉をしようとする場合
- 六 【五】 相手方が要求事項に対して、その権限内の事項であるにかかわらず、【正当な理由】【故なくして】回答を与えない場合

【五】 相手方の提案に対して【相手方が】故なく対案を提□□出しない場合

七 【六】 第二十一【四】条第二項に規定する権限の範囲の明示がない場合

八 【七】 前各号に掲げる場合の外、【合理的□□及び状態にあるにもかかわらず、団体交渉のための□□を行おうとしない場合その他】相手方が著しく誠意を欠き、団体交渉を【続けることが出来ない場合□□□【□□】【その他】団体交渉を】することを拒み、又は打ちき【切】ることがやむを得ないと認められる正当な理由がある場合

*編注：第二項及び第三項全体について、地の文そのものに傍線あり。第三項第二号の上に「△」の印あり。第三項第五号、第六号（修正前のもの）の下部に、判読不能の書込みあり。第三項第七号（修正後のもの）の上に「✓」の印あり。

(団体交渉の権限)

第二十一【四】条 労働組合の正当に、且つ、自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者は、使用者又はその団体と、その労働組合又は組合員のために団体交渉をする権限を有する。

*編注：「正当に、且つ、自由に選ばれた」に波線があり、これに関連してか、欄外に「不要？」とある。

2 団体交渉の権限を有する者は、団体交渉をするに際して相手方から要求があったときは、その権限の範囲を明示しなければならない。

*編注：第二項全体について、地の文そのものに傍線あり。

(単位及び交渉組合)

第二十二條 団体交渉をするために適当な単位（以下単位という。）を定め、【□□□】その単位内の労働者の加入する労働組合又はその加入する労働組合（以下単位内の労働組合という。）のうち、その単位内のすべての労働者に関して【のために】使用者又はその団体と団体交渉【を】することができる唯一の労働組合を決定する必要があると認めるときは、単位内に含まれるべき労働者の加入する労働組合、単位内に含まれるべき組合員以外の労働者及びこれらの労働者を雇用する使用者又はその団体は、そのすべてのものの同意に基いて単位を決定することができる。

*編注：第一項全体について、地の文そのものに傍線あり。「又はその加入する労働組合」に波線あり。これに関連してか、下部に「削」との書込みあり（削除の趣旨の記載か）。また、「単位内に含まれるべき労働者…使用者又はその団体は、」は「 」でくくられ、欄外に「前へ」とある。「組合員以外の労働者」の「労働者」、及び、「そのすべてのものの」の「すべて」に波線あり。さらに、欄外に「§2 I (1) 単位内の

組合の上部団体の同意も必要か」との書込みあり。

2 前項又は第二十四条第一項及び第二項の規定により単位が決定され、その単位内の労働組合のうち、単位内の労働者の過半数が支持する労働組合（以下交渉組合という。）が決定されたときは、交渉組合以外の労働組合は、その単位内の労働者に関して使用者又はその団体と団体交渉をすることができない。但し、交渉組合が団体交渉をすることができる範囲外の事項について単位内の労働組合の加入する労働組合が団体交渉をすることを妨げない。

*編注：第二項全体について、地の文そのものに傍線あり。「及び第二項」は（ ）でくくられている。「することのできる範囲外の事項について単位内の」に波線あり。下部に、「単位に伴う交渉の範囲をきめるべきではないか」、上部に、「交渉組合のみが団交できる」、「交渉組合の権限外の事項を交渉組合以外がするときは、交渉組合を通じてやる」との書込みあり。

*編注：第一項、第二項は、全体に大きく「×」の印がつけられている。

3 前項の規定は、その単位内の【、】労働者が、使用者又はその団体に対し【て】苦情の申立をすることを妨げるものではない。

*編注：上部に「✓」の印あり。

(交渉組合に適用される【が締結した】労働協約の適用範囲)

第二十三【六】条 交渉組合に適用される【が前条第二項各号にかゝげる事項に関して締結した】労働協約において定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する基準（その労働協約において、基準決定のため設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む。以下同じ。以下基準という。）は、その単位内の交渉組合の組合員以外のすべての【労働組合及び【又は】労働者及び【並びに】【及び】その使用者に対しても適用があるものとする。

*編注：条文番号の上に「✓」の印あり。「及びその使用者」に傍線あり。下部に「少数組合の協約の効力」との書込みあり。「条件……という。）」にかかる部分に「×」の印がつけられている。

【()】

2 【第二十三条の二】交渉組合は、単位内の他の労働組合又は組合員でない労働者の同意を経てこれらのものために使用者若しくはその団体と団体交渉を行い、又は使用者とこれらのものに適用のある労働協約若しくは協定を締結することができる。

*編注：本条全体について、地の文そのものに傍線あり。また、「これらのものに適用のある」に波線あり。これに関連してか、欄外に「不要」とあり。条文全体に「×」の印がつけられている。追加された見出しは空欄になっている。

(【労働委員会による単位又は】交渉組合の決定)

*編注：条文見出しの上に「△」の印あり。

第二十四【七】条 【単位又は】交渉組合に関して争がある場合において、利害関係のある労働者若しくは労働組合、又は使用者若しくはその団体から申出があったときは、労働委員会は、左の各号に掲げる事項を決定することができる。

*編注：一行目「交渉組合に関して」左に「の決定」との書込みあり。「単位又は交渉組合の決定に関して」とする趣旨と思われる。

一 【どの単位がその】団体交渉のためどの単位が最も【に】 相当であるか

二 前号の単位内の労働組合のうち、いづれ【ど】 の労働組合がその単位内の労働者の

過半数の支持をえた労働組合であ【得てい】るか。

*編注：第二号の上に「△」の印あり。

2 前項第一号の決定をするにあた【当】っては、労働委員会は、左の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

一 単位内の労働者又は労働組合が、【□□□□□□】【単位内の【に含まれるべき】労働者の集団が、】仕事の性質、職階、職種、資格、経験、特別の技術、義務及び賃金、労働時間その他の労働条件における【に関して単位内の労働者又は労働組合の】利害の【が】一致に基くものになるか【であるか】。

*編注：上部に「△」の印あり。また、「一致に基く」の左に取り消されている書込みがあるが、判読不能。

二 問題になっている職階又は職種の間、機能的共同関係又は相互依存関係があるか、及び労働者が相互に緊密に連携して作業しているか。

*編注：欄外に、「作業の連携の緊密性」、と書かれ、かつ、取り消されている。

三 単位の決定について、労働者又は労働組合がいかなる支持又は反対をしているか。

四 関係労働者を一体をなした集団とみることができるか。

五 その労働者の働いている工場事業場がいかなる地理的条件にあるか、及び相互にいかなる関係にあるか。

六 従来の労働関係又はその慣行は、いかなるものであったか。

七 既に確定されている単位を変更【し、】又は廃止しようとする試が行われている場合には、関係労働者がその単位が決定されたとき【、】その決定に同意し、又はその決定の手續に参加したか。

*編注：第七号の上に「✓」の印あり。また、「変更又は」の左に取り消されている書込みがあるが、判読不能。

3 第一項第二号の決定をするにあた【当】っては、労働委員会は、特別の事情によって必要があると認める場合【たとき】は、単位内の労働者に対し、その希望を確かめるために無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。

*編注：「希望」に傍線あり。

4 第一項の決定があったときは、その決定があった日から一年間は、その単位又は交渉組合を変更することができない。

(不服の申立)

第二十五【八】条 前条の規定による労働委員会の決定のうち、地方労働委員会の決定について不服があるときは、前条第一項に規定するものは、その決定のあった日から二週間以内に、【当該地方労働委員会を通じて】中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。

2 前項の不服の申立があったときは、中央労働委員会は、地方労働委員会の決定を取り消し、【若しくは】変更し、又は不服の申立を却下するものとする。

*編注：条文の上に「✓」の印あり。また、下部に、「交渉組合の権限、協約の適用範囲の争を□定する事をきめないでよいか。」との書込みあり。

(事情変更の場合の措置)

第二十五【九】条の二 単位若しくは交渉組合を決定し、又は単位若しくは交渉組合に関する決定を変更した労働委員会は、第二十□【七】条第一項に規定するものの申立【出】

があって、単位又は交渉組合について著しい事情の変更があり、これを存続させることが著しく不相当であると認めるときは、第二十四【七】条第四項又は【() 第二十五【三十】条【において準用された場合を含む。】の三の規定にかかわらず、その決定又は変更された決定を取り消し、又は変更することができる。

- 2 前条の規定は、前項に規定する決定【の変更】又は取消【に關して【ついて】不服が】がある場合に準用する。この場合において同条中「決定」とあるのは「決定の取消【変更】又は変更【取消】」と読み替えるものとする。

*編注：本条全体について、地の文そのものに傍線あり。また、第二項の上に「△」の印あり。

(準用)

第二十五【三十】条の三 第二十四【七】条第二項から第四項までの規定は、前二条に規定する手続に準用する。

*編注：本条全体について、地の文そのものに傍線あり。

(中央労働委員会規則【への委任】【政令□への委任】)

第二十六【三十一】条 第二十四【七】条第三項の選挙を行う場合における有権者の指定、選挙の期日についての適当な事前の通告の発送、適当な投票場の選定、選挙監視者の任命及び迅速、正確且つ公正な投票の計算方法についての保障等選挙の管理に必要事項並びに第二十四【七】条から第二十五【八】条の二までに規定する申出、決定、不服の申立、【不服の申立の□□、】取消、変更及び申立の却下に關して必要な事項は、中央労働委員会規則で【政令で】定める。

*編注：「第二十四条から第二十五条の二まで」に傍線あり。

(交渉組合の証明)

第二十七【三十二】条 労働委員会は、第二十四【七】条から第二十五【八】条【の二】までに規定する処分に基づいて定まっ【決定し】た交渉組合が、交渉組合であることの【を】証明を【□□□】要求【申請】したときは、これに証明書を交付しなければならない。

*編注：条文番号の上に「△」の印あり。「第二十四条から第二十五条までに規定する処分に基づいて」に傍線あり。

第五章 労働協約

(届出)

第二十八【三十三】条 労働組合と使用者との間において締結される賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に關する労働協約は、書面に作成することによって、その効力を生ずる。

- 2 労働協約の当事者は、労働協約の締結の日から二週間以内に【、】都道府県知事にその労働協約を届け出なければならない。労働協約の全部又は一部を変更したときも、同様とする。

*編注：「労働協約の全部又は…」以下に傍線あり。

(期間)

第二十九【三十四条】 【労働協約には、有効期間を定めなければならない。】【2】【前項の】労働協約の有効期間は、【期間の定のない場合を除き、】三年を超えることができない。

【三年を超える有効期間を定めた労働協約の有効期間は、三年とする。】

*編注：鉛筆書きで一旦何らかの修正が行われた後、それを上書きする形で、上記のとおり修正されており、かなり錯綜している。なお、下部に、「基準法14」との書込みあり。

- 2 労働協約は、その中に規定した期限の到来した時以後において、その当事者のいずれか一方の表示した意志【思】に反してなおその労働協約を有効とすることはできない。但し、その意志【思】表示は、その労働協約に予告期間に関する定めがある場合においては、その定めに従ってされたものでなければならない。

(当事者の義務)

第三十【三十五】条 労働協約が締結されたときは、当事者は、相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

*編注：「労働能率」に波線あり。

2 労働協約の当事者は、労働協約の解釈及び適用についての苦情又は紛争を処理するための手続と機構を定め、相互にこれを利用しなければならない。

*編注：「手続と機構」に傍線あり。上部に「○」印あり。

3 前項の手続と機構を欠く労働協約は、その効力を生じない。

*編注：「手続と機構」に傍線あり。上部に「✓」印あり。

(基準の効力)

第三十一【六】条 【労働協約に定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する】基準【(その労働協約において基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む。以下同じ。)]に違反する労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、その基準の定めるところによる。

2 基準について労働契約にその定がないときは、その定がない部分は、基準の定めるところによる。【についても、同様とする。】

(基準の拡張適用)

*編注：上部に「✓」の印あり。

第三十二条 削除

(平和条項と争議行為)

第三十三条 労働協約の当事者は、労働協約に当該労働協約についての紛争がある場合は、調停又は仲裁に付する旨の規定があるときは、調停又は仲裁が成立しない場合の外は、争議行為をすることができない。

*編注：「ある場合」に傍線あり。

第六章 労働委員会

(労働委員会の種類)

第三十四【七】条 労働委員会は、中央労働委員会及び【及び】地方労働委員会【並びに船員地方中央労働委員会及び船員地方労働委員会】とする。

第一節 中央労働委員会

(設置及び所掌事務【権限】)

第三十五【八】条 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。【但し、[*編注：以下、判

読不能】

- 2 中央労働委員会は、左の各号にかゝる【掲】げる事務をつかさどる。【権限を有する。】
- 一 第八条の二第二項、【及び】第五【四】項、第十七条、第十九【二十一】条【の】第三項、第二十五【八】条、【及び】第二十六【九】条の二第二項及び【並びに】第五十条【の規定】による事務【を行うこと。】
 - 二 二以上の都道府県にわたる単位についての【第七条第四項】【第十五条】【第十五条、第十九条第一項、】第二十四【七】条及び第二十五【十九】条の二第一項【の規定】による事務【であって二以上の都道府県にわたるもの】【を行うこと】
 - 三 二以上の都道府県にわたる労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務【を行うこと。】

*編注：第一号から第三号について、地の文そのものに傍線あり。

【四 第五十【四十九】条【の二】の規定によりその管轄に属することになった事務】【務に関する事務を行うこと】

【五 地方労働委員会の権限に属する事務について報告をさせ、又は指示を与えること。】

- 3 中央労働委員会は、【は、】前項各号の事務を【に掲げる権限を行使□、】独立して行う。
(委員)

第三十六【九】条 中央労働委員会は、使用者を代表する委員（以下【「】使用者委員【】】という。）、労働者を代表する委員（以下【「】労働者委員【】】という。）及び公益を代表する委員（以下【「】中立委員【】】という。）各七人をもって組織する。

*編注：「七人」に傍線あり。

- 2 【(【委員には【】】【委員には】国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の規定は、第九十九条及び第一百条の規定を除く外、使用者委員及び労働者委員には【委員に】適用しない。】

*編注：上部に「○」、「△」の印あり。

- 3 中立委員又は中立委員であった者は、その職務に関し知った秘密を他に洩【もら】し、又は窃用してはならない。

(中立委員の任命)

第三十七条 中立委員は、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

- 2 労働大臣は、両議院の承認【同意】を受けるための中立委員の候補者の名簿を作成し、内閣に提出しなければならない。

*編注：第二項は全体に傍線あり。第一項、第二項の上部に、この2つの規定を括弧でくくった上で、「①」（第一項とする趣旨か）との書込みがある。同時に、第一項、第二項全体に「×」の印がつけられている。

- 3 【2】 左の各号の一に該当する者は、中立委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者
- 三 国会又は地方公共団体の議会の議員
- 四 政党の役員

- 4 【3】 中立委員の任命については、その中の四【二】人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。

*編注：「中立委員」に傍線あり。また、第四項（修正前の番号）の上に「○」の印あり。

(中立委員の任期)

第三十八【四十一】条 中立委員の任期は、三【一】年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 中立委員は、再任することができる。

3 中立委員は、任期満了の後でも後任者の任命されるまでその職務を行う。

*編注：第三項には傍線が付されている。

(中立委員の退職及び罷免)

第三十九【四十二】条 中立委員は、第三【四】十七条第三項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、中立委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める【た】場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認める【た】場合においては、内閣に対しその中立委員の【を】罷免の請求をすることができる。

3 内閣は、前項の請求が妥当であると認めたときは、その中立委員を、【労働大臣は、】中立委員が第三十七条第四【三】項の規定にてい触するに至ったときは、【その中立委員のうち、】五【二】人を超【越】える員数の中立委員を、両議院の同意を経て罷免するものとする。

4 前項に規定する場合を除く外、中立委員は、その意に反して罷免されることがない。

(中立委員の俸給)

*編注：上部に「✓」の印あり。

第四十条 削除

(使用者委員及び労働者委員の任命)

*編注：「任命」に傍線あり。

第四十一条 労働大臣は、使用者団体の推薦に基いて使用者委員を、労働組合の推薦に基いて労働者委員をそれぞれ任命するものとする。

*編注：「任命」に傍線あり。

2 第三十七条第三項及び第四項の規定は、使用者委員及び労働委員に準用する。

3 前二項の任命に関して必要な事項は、政令で定める。

*編注：「任命」に傍線あり。

*編注：第四十一条全体に「×」の印がつけられている。

(使用者委員及び労働者委員の任期)

第四十二条 使用者委員及び労働者委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 使用者委員及び労働者委員は、再任することができる。

3 使用者委員及び労働者委員は、任期満了の後でも後任者の任命されるまでその職務を行う。

*編注：第四十二条全体に「×」の印がつけられている。

(使用者委員及び労働者委員の退職及び罷免)

*編注：「退職及び罷免」に傍線あり。

第四十三条 使用者委員及び労働者委員は、第三十七条第二【三】項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 労働大臣は、使用者委員又は労働者委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める【た】場合又は職務上の義務違反その他使用者委員又は労働者委員たるに適しない非行があると認める【た】場合においては、その使用者委員又は労働者委員を、使用者委員又は労働者委員が第四十一条第二項及び第三十七条第四項の規定にてい触するに至ったときは、【使用者委員又は労働者委員のうち、】三人を超える員数の使用者委員又は労働者委員を、中立委員の同意を経て罷免するものとする。

3 前項に規定する場合を除く外、使用者委員及び労働者委員は、その意に反して罷免されることがない。

*編注：第一項の「において」に波線あり。第二項の「その使用者委員又は労働者委員を、」以下、及び第三項には傍線が付されている。第四十三条全体に「×」の印がつけられている。

(会長)

第四十四【三】条 中央労働委員会に会長を置き、【く。】中立委員の互選により選任する。

【2 会長は、委員が中立委員の中から選挙する。】

2【3】 会長の任期は、一年とする。但し、補欠者は、前任者の残任期間在任する。

3【4】 会長は、再任することができる。

4【5】 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

5【6】 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された者が会長の職務を代行する。

(会長及び中立委員の俸給【報酬及び費用弁償】)

第四十四条の二 会長は【委員は、別に法律の定めるところにより、手当その他の報酬を受けるものとする。】国務大臣の俸給に準ずる俸給を受けるものとする。

2 【国家公員法の適用を受ける□□の□一般職の委員が受ける報酬【手当その他の報酬】の最高額を下らない額の報酬を受けるものとする。】会長以外の中立委員は、一般職の最高級の者の受ける俸給の額を下らない額の俸給を受けるものとする。

【2 委員は、【政令の定めるところにより】その職務を行うに当って【ために】要した【す】費用の弁償を受けるものとする。】

*編注：第四十四条の二、全体に傍線あり。

(事務局)

第四十五条 中央労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の所要の職員を置く。

3 事務局長は、【() 会長 ()】【委】【中央労働委員会】の同意を経て、【() 労働大臣 ()】【会長】【労働大臣】が任命する。その他の職員は、労働大臣が任命する。

*編注：第四十五条全体に「×」の印がつけられている。上部欄外に「△」の印、「pending」との書込みあり。

(会議)

第四十六【五】条 中央労働委員会の会議は、会長が招集し、使用者委員、労働者委員及

び中立委員各一人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

*編注：「会長が招集し」に傍線、下部に「三者同数」との書込みあり。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 使用者委員及び労働者委員は、第一項の規定にかかわらず、【労働組合に関する第七条第四項の勧告、不当労働行為に関する命令及び単位又は交渉組合の決定及び】第三十五条第二項第一号及び第二号の事務に関する会議の議事及び議決に加わることができない。【この場合において、その会議は、公開しないものとする。】

4 前項の会議は、第一項の規定にかかわらず、中立委員四人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。但し、第五項各号の一に掲げる場合の会議については、この限りでない。

*編注：第四項全体に傍線あり。「この限りでない」に波線あり。

5 第三項の会議は、左の各号の一に該当する場合には、公開するものとする。但し、特別の決議があったときは、この限りでない。

一 当事者の双方について審問を行い、又は申立をきくとき。

二 関係者から証言、報告、その他陳述をきくとき。

三 決定その他の処分の申渡をするとき。

*編注：「第三項の会議は」に傍線あり。第五項全体に「×」の印がつけられている。

6【5】 中央労働委員会の第三項の会議以外の会議は、中央労働委員会が特別の必要があると認めて決議したときは【場合を除く外】、公開することができる【公開しない】。

7【6】 前二項の規定により会議を公開する場合には、中央労働委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を制限し、又は禁止することができる。

*編注：第七項全体に傍線あり。「関係当事者及び参考人以外」に波線あり。

(調査)

第四十七【六】条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うために必要な調査をすることができる。

(規則制定権)

第四十八【七】条 中央労働委員会は、その権限に属する事務の実施に関して必要な事項について【、】労働大臣の承認を経て【法令の範囲内】【この法律又はこの法律に基く政令の範囲内で】中央労働委員会規則を定めることができる。

*編注：「労働大臣の承認を経て」に傍線あり。

2 前項の規則を制定するための会議については、第四十六条第三項及び第四項の規定を準【適】用する。

*編注：第二項全体に傍線あり。第二項全体に「×」の印がつけられている。

(強制権限)

第四十九【八】条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、使用者若しくはその団体、労働組合若しくはその組合員その他の関係者に対し、出頭、証言、報告、若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは事務局の職員に関係工場事業場に臨検し【立ち入り】、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

*編注：「強制権限」の上に「§ 49 II」と書かれた別紙の添付あり。上部に「一第八条の二第四項」との書込みあり。

【2 証票携帯 【中央労働委員会は、】前項【の臨検【立入】又は検査をさせる】の場合においては、委員又は事務局の職員は、【に、】その身分を証明する証票を携帯し、【させ、】なければならない。要求があったときは、これを提【呈】示し【させ】なければならない。】

(報告及び指示)

第五十条 中央労働委員会は、地方労働委員会【について左に掲げる権限を有する。】から報告を求め、又はその事務処理に必要な指示をすることができる。

(管轄指定)

第五十【四十九】条の二 労働大臣は、必要があると認める【た】ときは、第三十五条又は第五十一条の規定にかかわらず、中央労働委員会の事務の全部若しくは一部を地方労働委員会に行わせ、又は地方労働委員会の事務の全部若しくは一部を中央労働委員会若しくは他の地方労働委員会に行わせることができる。但し、都道府県知事又は地方労働委員会の【が】行った処分に対する不服の申立については、この限りでない。

労働委員会は、必要があると認める【た】ときは、前項に規定する措置をとることを労働大臣に申し出ることができる。

*編注：本条は全体に傍線が付されている。また、「申し出ること」に波線あり。

【(国家行政組織法の適用除外)】

【第五十条の三 国家行政組織法第七条の規定は、中央労働委員会には、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七条の規定は適用しない】

【(政令への委任)】

【第五十条の四【五】 この法律に定めるものの外、中央労働委員会に関して必要な事項は、政令で定める。】

第二節 地方労働委員会

(設置及び所掌事務【権限】)

第五十一条 地方労働委員会は都道府県ごとに置き、【都道府県知事の所轄の下に】当該都道府県の機関とし、その名を冠する。【て、都道府県ごとに置く。】

*編注：上に「△」印あり。

2 地方労働委員会は、左の各号に掲げる事務であって当該都道府県にかゝるものをつかさどる。【権限を有する。】

一 第八【七】条第四項、第八条の二第四項、第十六条、第十九条第一項、第二十四【七】条及び第二十五【二十九】条の二の規定による事務【であって当該都道府県にかゝるものを行うこと】

二 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務【であって当該都道府県にかゝるものを行うこと】

*編注：第二項全体に傍線が付されている。

【三 第五十【四十九】条の二の規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。】

3 地方労働委員会は、第五十条に規定する場合を除く外、前項各号の事務を【にかゝげる権限の□□を】独立して行う。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各三人をもって組織する。但し、労働大臣の指定する都道府県の地方労働委員会については、各五人とする。

*編注：「地方労働委員会」に傍線あり。

2 前項の委員又は委員であった者は、その職務に関し知った秘密を他に洩【もら】し、又は窃用してはならない。

*編注：第二項全体に傍線が付されている。「洩し」に波線あり。

(中立委員の任命)

第五十三条 中立委員は、【当該都道府県の議会の同意を経て、】都道府県知事が任命する。
【2 都道府県知事は、当該都道府県の議会の同意を受けるための中立委員の候補者の名簿を作成しなければならない。】

2【3】 第三十七条第三項の規定は、地方労働委員会の中立委員に準用する。

3【4】 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。但し、前条第一項但書の場合は、三人以上とする。

*編注：上部に「△」の印あり。第二（修正前の番号）項には傍線が付されている。第五十三条全体に「×」の印がつけられている。

(中立委員の退職及び罷免) *編注：「退職」に傍線あり。

第五十四条 中立委員は、第三十七条第三項の各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

*編注：第一項には全体に傍線が付されている。

2 都道府県知事は、中立委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認める場合においては、その中立委員を【当該都道府県の議会の同意を経て】罷免することができる。

3 都道府県知事は、中立委員が前条第三項の規定にてい触するに至ったときは、【その中立委員のうち、一人（同項但書の場合は二人）を超える員数】その中立委員を【当該都道府県議会の同意を経て】罷免するものとする。

*編注：「規定にてい触する」に傍線あり。

4 前二項に規定する場合を除く外、中立委員は、その意に反して罷免されることがない。

*編注：第五十四条全体が「×」印がつけられている。

(使用者委員及び労働口委員の任命、退職及び罷免)

第五十四条の二 第三十七条第三項、第四十一条第一項、同条【及び】第三項、第五十三条第三【四】項及び【並びに】前条の規定は、地方労働委員会の使用者委員及び労働者委員に準用□□□但し、第四十一条第一項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替える□のとする。

*編注：全体に傍線が付されている。条文の上に「△」の印が三つ書かれており、その左に「退職罷免」、「第五十四条の三」との記載あり。

(準用)

第五十五【六】条 第三十八【四十一】条、第四十二条、第四十四【三】条、第四十五【〇】

条から【、】第四十七【六】条まで及び第四十九【八】条の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、第四十五条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、第四十六条第三項中「第三十五条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第五十一条第二項第一号」、同条第四項中「中立委員四人以上」とあるのは「中立委員二人以上（第五十二条第一項但書の場合は三人以上）」と読み替えるものとする。

*編注：「同条第四項中…」以下に傍線あり。「但し」以下に「×」の印がつけられている。

第七章 罰則

第五十六条 第十六条第一項の規定に基いて労働委員会が発する命令（第十七条第二項の規定によって変更された場合を含む。）に違反した者は、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処する。

2 第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の罪は、同項の命令の確認の裁判が確定した後において論ずる。

第五十七条 第四十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して証言若しくは報告をせず、若しくは虚偽の証言若しくは報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み妨げ【、】若しくは忌避した者は、 円以下の罰金に処する。

*編注：上部に「✓」の印あり。

第五十八条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は自己の指揮に出たものでないことを理由としてその処罰を免れることはできない。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人に、適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第五十九条 左に掲げる事項に該当する労働組合の代表者又は請算人は、 円以下の過料に処する。 *編注：「届出につき過料」との書込みあり。

一 この法律又はこの法律に基く政令による登記をすることを怠ったとき。

二 第十三条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反し公告をせず、又は不正な公告をしたとき。

三 第十三条で準用する民法第八十二条又は非訟事件手続法第三十六条の規定による、裁判所の検査を妨げたとき。

第八【七】章 費用弁償【雑則】

(費用弁償)

第六十【一】条 労働委員会の委員及び第四十九【八】条（第五十五【六】条において準用する場合を含む。）の規定に基いて出頭を求められた関係当事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の弁償を受ける。

【船員に関する特則】

【第六十二条 船員法の適用を受ける船員に関するこの法律の規定の適用については、第〇章

の規定を除き、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」、「都道府県知事」とあるのは「海運局長」、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と読み替えるものとする。】

【2 船員法の適用を受ける船員が組織する労働組合に関しては、第八条第二項第五号及び第六号中「毎年一回」とあるのは「二年ごとに一回」と読み替えるものとする。】

附 則

第六十一条 この法律は、昭和二十四年 月 日から施行する。

*編注：上部に「§65」との書込みがあり、本条へと矢印がひかれている。

第六十二条 この法律施行の際、現に従前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）第五条の規定に基づいて届出をした労働組合であるものは、この法律施行の日から【起算して】三箇月間は、第六条の規定により登録を受けた労働組合とみなす。【但し、その】

2 前項の労働組合は、同項の期間内に【()この法律の規定に従いその規約を改正し、且つ、その規約の定めるところにより役員を改選し、()】第六条【第一項】の規定による【り申請して】登録を受けなければ、同項【そ】の期間満了後は、この法律に定める権利と保護を受け、手続に参与することができない。【の時に於いて登録の取消を受けたものとみなす。】

第六十三条 従前の労働組合法の規定に基く法人の登記は、この法律の規定に基く法人の登記とみなす。

2 この法律施行の際、現に法人である労働組合で前条第一項の期間内に登録を受けなかったものは、同条同項の期間が経過したとき【満了時】において開【解】散するものとする。

*編注：第二項全体に「×」の印がつけられている。

第六十四条 この法律施行の際、【現に使用者が】労働組合の事務に専【もっぱ】ら従事する者が使用者から現に受けている【に】俸給その他の給与については、第二条第二項第二号及び第十五条第一号の規定は、【を支払っているときは、】この法律施行の日から【起算して】三箇月間は、【第十五条第一号の規定にかかわらず、引き続きその者に俸給その他の給与を支払うことができる。】適用しない。

第六十五条 【但し、】第二十二條から第二十七條までの規定は、この法律施行の日から【起算して】三箇月間は、適用しない。

*編注：「§61へ」との書込みあり。

第六十六条 この法律施行の際、現に従前の労働組合法の規定に基づいて現に効力を有する労働協約【第五条の規定に基づいて届出をした労働組合が締結した労働協約であつて、この法律施行の際、現に効力を有するもの】は、この法律の規定に基く【いて締結された】労働協約とみなす。但し、第三十条第二項の【に】規定に違反する【する手続と機構を欠く】労働協約については、この法律施行の日から【起算して】六箇月以内に同条同項【そ】の手続と機構を定めなければ、六箇月を経過したとき【その期間満了の時】においてその効力を失う。

第六十七条 中央労働委員会の委員及び地方労働委員会の委員の任命は、この法律施行の日から二箇月以内に行わなければならない。

□ 前項の委員の任命が行われるまでは、従前の労働組合法に基く中央労働委員会及び地方労働委員会の使用者を代表する者、労働者を代表する者及び第三者が、それぞれこの法律に基く使用者委員、労働者委員及び中立委員の職に在る者とみなし、その職務を行うものとする。

第六十八条 前条第一項の規定に基いて中央労働委員会の中立委員の任命が行われる際に、国会が閉会中で両議院の同意を経ることができないときは、内閣は、両議院□□□□経ないで任命することができる。但し、この任命について、【は、】次の国会の会期において両議院の同意を【求めなければならない。2 前項但書の場合において、両議院の同意を】受けることができないとき又は不同意の議決があったときは、その中立委員は、その時において【当然】退職したものとみなす【するものとする。】

【前項の規定は、地方労働委員会の中立委員について準用する。この場合において「国会」又は「両議院」とあるのは「当該都道府県の議会」「内閣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。】

*編注：上部に「△」の印あり。

第六十九条 この法律施行後最初に任命される中央労働委員会の中立委員の任期は、第三十八条第一項の規定にかかわらず、内閣の定めるところにより七人のうち三人は一年、二人は二年、二人は三年とし、地方労働委員会の中立委員の任期は、第五十五条及び第三十八条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の定めるところにより三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。但し、第五十二条但書の規定に基いて労働大臣が指定する都道府県の地方労働委員会【の中立委員】については、五人のうち、二人は一年、二人は二年、一人は三年とする。

*編注：上部に、「途中で指定」、「指定取消」、「pending」との書込みあり。

第六十九条の二 【この法律施行の際、現に】従前の労働組合法第二十七条第二項第二号及び第三号の規定に基いて労働委員会が行った斡旋、調停及び仲裁は、それぞれこの法律に基いて労働委員会が行った斡旋、調停及び仲裁とみなす。現に【労働委員会に】係属中の斡旋、調停及び仲裁についても同様とする。【は、この法律第三十五号第二項第三号及び第五十一条第二項第二号の規定に基いて労働委員会に係属中の調停及び仲裁とみなす。】

第七十条 この法律の施行前においてした行為に対する罰則の適用については、従前の労働組合法及び労働関係調整法第四十条から第四十二条までの規定が、なおその効力を有する。この場合において労働委員会の請求又は同意は、その行為のあった地を管轄する地方労働委員会が、行うものとする。

2 第四十六条第三項から【及び】第五【四】項までの規定は、前項後段の場合のための【の規定による□□に関する】地方労働委員会の会議に準用する。

第七十一条 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一条第十二条及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）（第五条、第三章、第二十二條、第二十四条から第二十七条まで、第三十条第二項、同条【及び】第三項、第三十三條及び【並びに】第六章から第八章までの規定を除く。）」に改め

る。

第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」を「労働組合法第四十六条第二項、同条第六項、同条【及び】第七項、第四十九条、第五十七条及【並びに】び第五十八条」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第二十三条の規定を職員の組合に適用すると [*編注：途中と思われるが、文書はここで終わっている。]

7. 第6章労働委員会（修正案）（昭和24年2月5日、労働法規課）＝第4次案一部修正案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

第六章 労働委員会（修正案）（昭和二四、二、五 労働法規課）

（労働委員会の種類）

第三十四条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会並びに船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

第一節 中央労働委員会

第三十五条—第四十四条の二（略）

（事務局）

第四十五条 中央労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、中央労働委員会の同意を経て、会長が任命する。その他の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の官房及び部の設置及び所掌事務の範囲並びに事務局に置かるべき職の定員は、第二項に定めるものの外、それぞれ労働省設置法（昭和二十四年法律第 号）及び労働省定員法（昭和二十四年法律第 号）の定めるところによる。

第四十六条—第五十条の二（略）

第二節 地方労働委員会

（設置及び所掌事務）

第五十一条 地方労働委員会は、都道府県知事の所轄の下に都道府県ごとに置き、当該都道府県の機関とする。

- 2 地方労働委員会は、左の各号に掲げる事務であつて当該都道府県にかかるものをつかさどる。
 - 一、第八条第四項、第八条の二第四項、第十六条、第十九条第一項第二十四条及び第二十五条の二の規定による事務
 - 二、労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務
- 3 地方労働委員会は、第五十条に規定する場合を除く外、前項各号の事務を独立して行う。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各三人をもって組織する。但し、労働大臣の指定する都道府県の地方労働委員会については、各五人とする。

2 前項の委員又は委員であった者は、その職務に関し知った秘密を他にもらし、又は窃用してはならない。

(中立委員の任命)

第五十三条 中立委員は、当該都道府県の議会の同意を経て、都道府県知事が任命する。

2 都道府県知事は当該都道府県の議会の同意を受けるための中立委員の候補者の名簿を作成しなければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、中立委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 国会又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員

4 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。但し、前条第一項但書の場合は三人以上とする。

(中立委員の退職及び罷免)

第五十四条 中立委員は、前条第三項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2 都道府県知事は、中立委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めた場合又は中立委員に職務上の義務違反その他中立委員たるに適しない非行があると認めた場合においては、その中立委員を当該都道府県の議会の同意を得【経】て罷免することができる。

3 都道府県知事は、中立委員が前条第四項の規定に抵触するに至ったときは、その中立委員のうち一人（同項但書の場合においては二人）を超える員数の中立委員を、当該都道府県議会の同意を経て罷免するものとする。

4、前二項に規定する場合を除く外、中立委員は、その意に反して罷免されることがない。

(使用者委員及び労働者委員の任命)

第五十四条の二 都道府県知事は、使用者団体の推薦に基いて使用者委員を、労働組合の推薦に基いて労働者委員を、労働組合の推薦に基いて労働者委員をそれぞれ任命するものとする。

2、第五十三条第三項及び第四項の規定は、使用者委員及び労働者委員に準用する。

3、前二項の任命に関して必要な事項は、政令で定める。

(使用者委員及び労働者委員の退職及び罷免)

第五十四条の三 使用者委員及び労働者委員は、第五十三条第三項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。

2、都道府県知事は、使用者委員又は労働者委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めた場合又は職務上の義務違反その他使用者委員又は労働者委員たるに適しない非行があると認めた場合においては、その使用者委員又は労働者委員を、使用者委員

又は労働者委員が第五十四条の二第二項及び第五十三条第四項の規定にてい触するに至ったときは、その使用者委員又は労働者委員のうち一人(同項但書の場合においては二人)を超える員数の使用者委員又は労働者委員を、中立委員の同意を経て罷免するものとする。

- 3、前項に規定する場合を除く外、使用者委員及び労働者委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の俸給、報酬及び費用弁償)

第五十四条の四 会長及び中立委員の俸給その他の給与について必要な事項は、条例で定めなければならない。

- 2、都道府県は、使用者委員及び労働者委員に報酬を支給し、中立委員、使用者委員及び労働者委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

- 3、【前条の俸給その他の給与並びに】前項の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第二項及び第二百六条の規定による。

(事務局)

第五十四条の五 地方労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

- 2、事務局には、条例の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。
3、事務局に、事務局長及びその他の所要の職員を置く。
4、事務局長及びその他の職員は、都道府県知事の同意を経て会長が任命する。
5、事務局の職員の定数及び給与に関して必要な事項は、条例で定めなければならない。

(準用)

第五十五条 第三十八条、第四十二条、第四十四条、第四十六条、第四十七条及び第四十九条の規定は、地方労働委員会に準用する。

第三節 船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会

(船員中央労働委員会)

第五十五条の二 船員中央労働委員会については、第一節の規定を準用する。但し、同節中「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」、「都道府県知事」とあるのは「海運局長」、「労働省設置法(昭和二十四年法律第 号)」とあるのは「運輸省設置法(昭和二十四年法律第 号)」、「労働省定員法(昭和二十四年法律 号)」とあるのは「運輸省定員法(昭和二十四年法律第 号)」と読み替えるものとする。

(船員地方労働委員会の設置及び所掌事務)

第五十五条の三 船員地方労働委員会は、海運局長の所轄とし、各海運局ごとに置く。

- 2、船員地方労働委員会は、左の各号に掲げる事務であつて当該海運局の管轄区域にかかるものをつかさどる。

一、第八条第四項、第八条の二第四項、第十六条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条の二の規定による事務。

二 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務

- 3、船員地方労働委員会は、第五十五条の二及び第五十条に規定する場合を除く別、前項

各号の事務を独立して行う。

(事務局)

第五十五条の四 船員地方労働委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

- 2、事務局に事務局長及びその他の所□【要】の職員を置く。
- 3、事務局長及びその他の職員は、運輸大臣が任命する。
- 4、前二項に定めるものの外、事務局の内部部局及びその職□については、運輸省設置法及び運輸省定員法の定めるところによる。

(準用)

第五十五条の五 第三十八条、第四十二条、第四十四条、第四十六条、第四十七条、第四十九条及び第五十二条から第五十四条の三までの規定は、船員地方労働委員会に準用する。但し、第五十二条中「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」、「労働大臣の指定する都道府県」とあるのは「運輸大臣の指定する海運局」、第五十三条、第五十四条、第五十四条の二及び第五十四条の三中「当該都道府県の議会の同意」とあるのは「船員中央労働委員会の会長【の同意】」、「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

8. 労働組合法を改正する法律案（労働省試案）（昭和24年2月13日）＝第5次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：本史料の目次を含む頁の次に、以下のとおり記されたメモがある。

「公聴会案（但しこの前後よりGHQの意向に変化の兆あり、公聴会は一応本案によれ、とのことで、爾後修正の含みあり）」

労働組合法を改正する法律案（労働省試案）

*編注：「二四、二、一三、」、「石黒」の書込みあり。

法律第 号

労働組合法目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 労働組合（第六条—第十四条）
- 第三章 不当労働行為（第十五条—第二十二條）
- 第四章 団体交渉（第二十三条—第三十二条）
- 第五章 労働協約（第三十三条—第三十六条）
- 第六章 労働委員会（第三十七条—第六十条）
 - 第一節 中央労働委員会（第三十八条—第五十条）
 - 第二節 地方労働委員会（第五十一条—第五十六条）
 - 第三節 船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（第五十七条—第六十条）
- 第七章 雑則（第六十一条—第六十二条）

第八章 罰金【則】(第六十三条—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者が自ら選んだ代表者により労働条件等に関し団体交渉をし、その他団体行動を行うための自主的な労働組合の組織を擁護すること、労働関係を規制する労働協約を締結するために団体交渉をする手続と慣行を確立すること、及びこれらの上に基いて労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより、労働者の地位の向上を図り、経済の興隆に

*編注：以下、紙片欠落。
*編注：「その他団体行動を行うための」の「の」の後に、読点が書き加えられているようにも見える。

(定義)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

*編注：「維持改善その他経済的」に傍線あり。

2 前項の団体又はその連合団体は、左の各号の一に該当する団体を含まない。

一 使用者又は管理若しくは監督の地位にある者、機密の事務を取り扱う者、使用者による労働者の労働条件の決定に直接参画する者その他【の】使用者の利益を代表すると認められる者の参加を許すもの。

*編注：上部に「✓」の印あり。

二 その団体の事務にもっぱら従事する者の賃金、給料等のその団体の経費についての補助その他【の】使用者による金銭上の援助（その団体の福利事業に要する経費についての補助及び使用者との合意に基いて就業時間中に労働条件その他の事項に関して労働者が協議若しくは交渉をするため、又はその団体の適度の回数の総会に適度の数のその団体に加入する労働者が出席するため、その労働者が失う時間に対する賃金の補償を除く。）を受けるもの。

*編注：上部に「✓」の印あり。

三 共済事業その他の福利事業を行うことのみを目的とするもの。

四 主として政治運動を目的とするもの。

3 左の各号に掲げる者は、前項第一号の使用者の利益を代表すると認められる者に含まれるものとする。

一 使用者が法人その他の団体である場合においてその代表者その他の役員

二 使用者に雇用される幹部職員

三 労働者の雇入、解雇、昇進又は異動について決定をする権限を有する者

四 使用者の労働関係についての計画及び方針に関する機密の事項に接する地位にあり、そのためにその職務上の義務及び責任が労働組合の組合員としての義務及び責任と相【い】容れない者

4 前二項の規定は、使用者の利益を代表すると認められる労働者が、その加入すること

ができない労働組合（以下本条において「一般労働組合」という。）と別に一般労働組合の組合員である労働者の加入を許さない労働組合（以下本条において「幹部労働組合」という。）を組織し、又はこれに加入することを妨げるものではない。但し、幹部労働組合は、一般労働組合とともに労働組合を組織し、一般労働組合が加入する労働組合に加入し、又は第二十五条の規定による団体交渉をするための適当な単位であって一般労働組合が含まれているものに含まれることはできない。

第三条 この法律で、【「】労働者【】】とは、職業の種類を問わず、賃金、給料、その他これに準ずる収入により生活する者をいう。

（刑事上の免責）

第四条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって、第一条に掲げる目的を達成するために行った正当なものについて、適用あるものとする。

（民事上の免責）

第五条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって、第一条に掲げる目的を達成するために行った正当なものによって損害をうけたことを理由として、労働組合又は組合員に対し、損害賠償を請求することができない。

第二章 労働組合

（労働組合の届出）

第六条 労働組合が設立されたときは、その代表者は、その設立のあった日から二週間以内に、その設立の年月日、規約及び役員住所氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした労働組合の規約又は役員若しくはその住所氏名の変更があったときは、その労働組合の代表者は、その変更のあった日から二週間以内に、その変更のあった規約又は役員住所氏名を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定により届出をした労働組合が解散したときは、その清算人又はこれに準ずる者は、その解散した日から二週間以内に、その解散の年月日及び解散の事由を都道府県知事に届け出なければならない。

（労働組合として設立されたものの取扱）

第七条 労働組合として設立されたものが、第二条に該当せず、若しくは該当しなくなり、又はその規約が第八条に規定する要件を満たさず、若しくは満たさなくなったときは、この法律及び労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）の規定による権利と保護を受け、手続に参加することができない。

2 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により労働組合として届出をしたものが第二条に該当せず、若しくは該当しなくなり、又はその規約が第八条に規定する要件を満たさず、若しくは満たさなくなったと認めたときは、その規約を変更することその他の事項を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の勧告をする場合においては、あらかじめ労働委員会の意見をきくことができる。

4 労働委員会は、労働者、労働組合、使用者又はその団体その他の関係者から申請があ

ったときは、労働組合として設立されたものが第二条に該当するかどうか、又はその規約が第八条に規定する要件を満たすかどうかについて判定することができる。

(規約)

第八条 労働組合は、その規約に少なくとも左の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人である労働組合にあつては、法人であること
- 四 目的及び事業
- 五 組合員又は構成団体の資格、権利、義務、加入及び脱退に関する規定
- 六 役員の権限、選出方法及び任期に関する規定
- 七 会議の開催、権限、出席者及び運営に関する規定
- 八 組合員、加入金、基金、会計監査その他の会計に関する規定
- 九 争議行為に関する規定
- 十 規約の変更に関する規定

2 前項の規約の規定は、左の各号に規定する事項を含まなければならない。

一 組合員又は構成団体は、労働組合のすべての問題に参加するための権利を有し、その権利の行使につき十分な機会を与えられ、及び平等な取扱を受けること。

*編注：下部に「平等な権利がでない」との書込みあり。

二 組合員又は構成団体としての資格について人種、信条、社会的身分又は門地によって差別的取扱をしないこと。

三 規約に定められた組合員又は構成団体としての資格を具えているものに対して労働組合に加入することを拒否しないこと。

四 組合員又は構成団体に対して過怠金を科し、権利を停止し、除名処分に附し、その他不利益な取扱をしようとするときは、正当且つ慎重な審問の手続を経ること。

五 役員は、すべての組合員による無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票によって選出し、且つ、少なくとも毎年一回改選すること。

六 総会は、少なくとも毎年一回開催すること。

七 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名及び経理状況についての会計報告を、外部の公正な会計監査人の証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表すること。

八 役員その他の機関が行ったすべての決定を労働組合の刊行物に記載することその他の方法によって組合員に公表すること。

(政令への委任)

第九条 第六条及び第七条の届出、勧告及び判定の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

*編注：下部に「前へ」との書込みあり。

(基金の流用)

第十条 労働組合は、福利事業その他の特定の目的のために設けられた基金をその目的以外の目的のために流用しようとするときは、無記名投票による総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十一条 労働組合は、左に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約において定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

(法人登記)

第十二条 労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

- 2 法人である労働組合は、前条各号に掲げる事由の外、破産によって解散する。
- 3 この法律において規定するものの外、労働組合の登記について必要な事項は、政令で定める。
- 4 労働組合に関して登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(準用)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定は、法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十四条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 不当労働行為

(不当労働行為)

第十五条 使用者又はその団体は、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合を組織し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれを妨害すること、又は労働組合の事務にもっぱら従事する者の賃金、給料等その労働組合の経費についての補助その他【の】使用者による金銭上の援助(その労働組合の福利事業に要する経費についての補助及び使用者との合意に基いて就業時間中に労働条件その他の事項に関して労働者が協議若しくは交渉するため、又はその労働組合の適度の回数の総会に適度の数のその労働組合に加入する労働者が出席するため、その労働者が失う時間に対する賃金の補償を除く。)を与えること。

*編注：上部に「✓」の印あり。

- 二 労働者が労働組合を組織し、若しくは組織せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことを理由として、労働者を解雇し、その他これに対し不利益な取扱をすること。但し、労働協約の定めるところにより労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退し、若しくは除名された労働者を雇入れず、又は解雇することは、この限りでない。
- 三 労働者が労働組合に加入しないこと、又は労働組合から脱退することを雇入又は雇用の継続の条件とすること。
- 四 労働組合の正当に、且つ、自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉をすることを拒むこと。但し、第二十三条第三項各号の一に掲げる場合は、

この限りでない。

五 労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が行った発言又は労働者が正当な争議行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

六 労働者が第十六条（第十七条第三項において準用された場合を含む。）の規定により労働委員会に申告し、意見を述べ、若しくは資料を提出し、又は第十七条第一項の規定により中央労働委員会に対して不服の申立をしたことを理由としてその労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

七 前各号に掲げるものの外、労働者が自ら労働組合を組織し、これに加入し、これらの行為を援助し、自由に代表者を選出し、この代表者を通じて団体交渉をし、その他労働組合の正当な行為をし、又はこれらのことをしようとするにつき、干渉し、妨害し、抑圧し、強制し、又はその労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

（原状回復等の命令）

第十六条 労働委員会は、前条各号に掲げる行為（以下「不当労働行為」という。）があったと認めるとき【、】又は労働者若しくは労働組合から不当労働行為があった旨の申告があったときは、その事実に関して必要な調査をしなければならない。

*編注：上部に「✓」の印あり。

2 労働委員会は、前項の調査の結果不当労働行為があったことが判明したときは、その事実を公表し、且つ、当該使用者又はその団体に対してその不当労働行為を中止すること、又は復職その他の原状の回復に必要な措置をとることを、その【内】容を具体的に示して命ずることができる。

*編注：上部に「✓」の印あり。

3 労働委員会は、前項の命令を発するに当っては、その不当労働行為の当事者及び第一項の申告をしたものに対し、意見を述べ、且つ、資料を提出する機会を与えなければならない。

4 第二項の命令は、主文及び理由を附し、且つ、書面によらなければならない。

5 労働委員会は、第二項の命令を発したときはその命令の主文及び理由を、調査の結果不当労働行為がなかったことが判明したときその他第二項の命令を発するに至らなかったときはその旨を、第一項の申告をしたものに対して通知しなければならない。

（不服の申立）

第十七条 前条第二項の命令又は同条第五項の通知のうち、地方労働委員会の命令又は通知を受けたものは、その命令又は通知された事項について不服があるときは、その命令又は通知を受けた日から二週間以内に、中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。

2 中央労働委員会は、前項の不服の申立があったときは、必要な調査を行い、且つ、当該地方労働委員会の命令を取り消し、若しくは変更し、自ら命令を発し、又はその不服の申立を却下するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する処分について準用する。

（政令への委任）

第十八条 前二条に規定する申告、調査、公表、命令、通知及び不服の申立について必要な事項は、政令で定める。

(認可の請求)

第十九条 労働委員会は、第十六条第二項の命令を発したときは、その命令の確定の日から九十日以内に、当該労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所に対して、当該事件のすべての記録その他の資料を提出してその命令の認可を請求することができる。

2 裁判所は、前項の認可の請求を受理したときは、当該使用者又はその団体にその旨をただちに通知しなければならない。この場合において当該使用者又はその団体は、事件に関係があり、且つ、労働委員会の調査に際して提出することができなかつた新しい資料を、労働委員会に提出できなかつたことについて過失がなかつたことを証明した場合に限り、その受理のあつた日から十日以内に裁判所に提出することができる。

(認可の決定の手續)

第二十条 裁判所は、前条第一項の規定により命令の認可を求められたときは、できる限り二十日以内に決定をしなければならない。

2 裁判所は、前項の決定をするに当りその命令が正当であると認めるときは、認可の決定をしなければならない。

3 裁判所は、第一項の決定をするに当っては、労働委員会の命令の基礎となつた事実の認定については、前条第一項の規定により当該労働委員会から提出された記録その他の資料によつてその認定が理由があると認められる限り、これに拘束される。

4 裁判所は、前条第二項の規定によつて提出された新しい資料が労働委員会の命令の本文に影響を与える虞があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、ただちに理由を附して不認可の決定をし、且つ、その資料を当該事件のすべての記録その他の資料とともに労働委員会に送付しなければならない。

5 第一項の決定に対しては、不服の申立をすることができない。但し、使用者が当該労働委員会の命令につき、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、訴を提起することを妨げない。

6 第一項の規【決】定については、この法律に別段の定がある場合の外、非訟事件手続法第一編(第十九条の規定を除く。)の規定を準用する。

(準用)

第二十一条 前二条の規定は、第十七条第二項の規定により中央労働委員会が地方労働委員会の命令を変更した場合において、その変更された地方労働委員会の命令について準用する。

(認可の決定の効力)

第二十二条 使用者又はその団体は、前二条の規定により裁判所の認可の決定があつたときは、その決定の告知された日から労働委員会の命令に従わなければならない。但し、労働委員会の命令は、これを取り消し、又は変更する判決が確定した場合においては、その判決とてい触する限りにおいて将来に向つてその効力を失うものとする。

*編注:「前二条」に波線あり。

第四章 団体交渉

(団体交渉)

第二十三条 労働組合と使用者又はその団体は、労働協約の締結その他の目的のために賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関し団体交渉をすることができる。

- 2 労働組合及び使用者又はその団体は、前項の団体交渉を誠意をもって行わなければならない。
- 3 左の各号の一に掲げる場合は、労働組合又は使用者若しくはその団体は、団体交渉をすることを拒み、又は打ち切ることができる。
 - 一 労働協約をもって団体交渉の手続を定めた場合において、相手方がその手続によらないで団体交渉をしようとする場合
 - 二 労働組合又は使用者若しくはその団体の代表者若しく【又】はその委任を受けたものが不当に多数である場合
 - 三 団体交渉が著しくけん騒であり、連続して著しく長時間にわたり、又は著しく業務の運営を阻害する場合
 - 四 団体交渉が不必要に個人の生活をおびやかすような行為を伴う場合
 - 五 提案に対して相手方が故なく対案を提出しない場合
 - 六 第二十四条第二項に規定する権限の範囲の明示がない場合
 - 七 前各号に掲げる場合の外、相手方が著しく誠意を欠き団体交渉を続けることができない場合等団体交渉をすることを拒み、又は打ち切ることがやむを得ないと認められる正当な理由がある場合

(団体交渉の権限)

第二十四条 労働組合の正当に、且つ、自由に選ばれた代表者又は労働組合の委任を受けた者は、使用者又はその団体とその労働組合又は組合員のために団体交渉をする権限を有する。

- 2 団体交渉の権限を有する者は、団体交渉をするに際して相手方から要求があったときは、その権限の範囲を明示しなければならない。

(単位及び交渉組合)

第二十五条 労働組合、組合員以外の労働者（第二条第二項第一号に規定する者を除く。以下本章において同じ。）及び使用者又はその団体は、団体交渉をするための適当な単位（以下「単位」という。）を定め、且つ、その単位内のすべての労働者に関して使用者又はその団体と団体交渉をすることができる唯一の労働組合を決定する必要があると認めるときは、その単位内に含まれるべき労働組合、組合員以外の労働者及び使用者又はその団体のすべてのものの同意に基いて、単位を決定することができる。

*編注：「第二条第二項第一号に規定する者」の「者」に波線あり。

- 2 前項又は第二十七条第一項の規定により単位が決定され、又は第二十八条第二項若しくは第二十九条第一項の規定により単位の変更があったときは、左の各号に掲げる事項に関しては、その単位内の労働者の加入する労働組合（以下「単位内の労働組合」という。）のうち、単位内の労働者の過半数が支持する労働組合（以下「交渉組合」という。）に限り、その単位内の労働者に関して、使用者又はその団体と団体交渉をすることができる。

- 一 単位を決定したときにその単位において団体交渉をする事項が明示されたときは、その事項
- 二 前号の明示された事項がないときは、労働条件その他の労働者の待遇の基準に関する事項
- 3 前項の規定は、その単位内の労働者【が使用者】又はその団体に対して苦情の申立をするを妨げるものではない。

(交渉組合が締結した労働協約の適用範囲)

第二十六条 交渉組合が前条第二項各号に掲げる事項に関して締結した労働協約は、その単位内のすべての労働組合又は労働者及びその使用者に適用があるものとする。

(労働委員会による単位又は交渉組合の決定)

第二十七条 単位又は交渉組合の決定に関して争がある場合において、利害関係のある労働者若しくは労働組合又は使用者若しくはその団体から申出があったときは、労働委員会は、左の各号に掲げる事項を決定することができる。

- 一 どの単位がその団体交渉のために適当であるか。
- 二 単位内の労働組合のうち、どの労働組合がその単位内の労働者の過半数の支持を得ているか。
- 2 前項第一号の決定をするに当っては、労働委員会は、左の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - 一 単位に含まれるべき労働者の集団が仕事の性質、職階、職種、資格、経験、特別の技術、義務及び賃金、労働時間その他の労働条件における利害の一致に基くものであるか。
 - 二 問題になっている職階又は職種の中に、機能的共同関係又は相互依存関係があるか、及び労働者が相互に緊密に連携して作業しているか。
 - 三 単位の決定について労働者又は労働組合がいかなる支持又は反対【を】しているか。
 - 四 関係労働者を一体をなした集団とみることができるか。
 - 五 その労働者の働いている工場事業場がいかなる地理的条件にあるか、及び相互にいかなる関係にあるか。
 - 六 従来の労働関係又はその慣行は、いかなるものであったか。
 - 七 既に確定されている単位を変更し、又は廃止しようとする試が行われている場合には、関係労働者がその単位が決定されたとき、その決定に同意し、又はその決定の手続に参加したか。

*編注：「その単位が決定されたとき、」の読点に波線が付されており、その右に「×」の印あり。また、第七号の上部に「✓」の印あり。

- 3 第一項第二号の決定をするに当っては、労働委員会は、特別の事情によって必要があると認めるときは、単位内の労働者に対し、その希望を確めるために無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。
- 4 第一項の決定があったときは、その決定があった日から一年間は、その単位又は交渉組合を変更することができない。

(不服の申立)

第二十八条 前条の規定による労働委員会の決定のうち、地方労働委員会の決定について

不服があるときは、前条第一項に規定するものは、その決定のあった日から二週間以内に、当該地方労働委員会を通じて中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。

- 2 前項の不服の申立があったときは、中央労働委員会は、地方労働委員会の決定を取り消し、若しくは変更し、又は不服の申立を却下するものとする。

(事情変更の場合の措置)

第二十九条 単位若しくは交渉組合を決定し、又は単位若しくは交渉組合に関する決定を変更した労働委員会は、第二十七条第一項に規定するものの申出があって、単位又は交渉組合について著しい事情の変更があり、これを存続させることが著しく不相当であると認めるときは、第二十七条第四項(第三十条において準用された場合を含む。)の規定にかかわらず、その決定又は変更された決定を取り消し、又は変更することができる。

- 2 前条の規定は、前項に規定する決定の変更又は取消について不服がある場合に準用する。この場合において同条中「決定」とあるのは「決定の【変更又は】取消【又は変更】」と読み替えるものとする。

*編注：上部に「✓」の印あり。

(準用)

第三十条 第二十七条第二項から第四項までの規定は、前二条に規定する手続に準用する。

(政令への委任)

第三十一条 第二十七条第三項の選挙を行う場合における有権者の指定、選挙の期日についての適当な事前の通告の発送、適当な投票場の選定、選挙監視者の任命及び迅速、正確且つ公正な投票の計算方法についての保障等選挙の管理に関して必要な事項並びに第二十七条から第二十九条までに規定する申出、決定、不服の申立、不服の申立の審査、取消、変更及び申立の却下に関して必要な事項は、政令で定める。

(交渉組合の証明)

第三十二条 労働委員会は、第二十七条から第二十九条までに規定する処分に基いて決定した交渉組合が、交渉組合であることの証明を要求したときは、これに証明書を交付しなければならない。

第五章 労働協約

(届出)

第三十三条 労働組合と使用者との間において締結される賃金、労働時間等の労働条件その他の事項に関する労働協約は、書面に作成することによってその効力を生ずる。

- 2 労働協約の当事者は、労働協約の締結の日から二週間以内に、都道府県知事にその労働協約を届け【出】なければならない。労働協約を変更したときも、同様とする。

*編注：上部に「✓」の印あり。

(期間)

第三十四条 労働協約には有効期間を定めなければならない。

- 2 労働協約は、その中に規定した期限の到来した時以後において、その当事者のいずれか一方の表示した意思に反してなおその労働協約を有効とすることはできない。但し、その意思表示は、その労働協約に予告期間に関する定がある場合においては、その定に

従ってされたものでなければならない。

(当事者の義務)

第三十五条 労働協約が締結されたときは、当事者は、相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

(基準の効力)

第三十六条 労働協約に定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する基準（その労働協約において基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む。以下同じ。）に違反する労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、その基準の定めるところによる。労働協【契】約に定めがない部分についても、同様とする。

*編注：下部に「前中後段□□」との書込みあり。

第六章 労働委員会

(労働委員会の種類)

第三十七条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会並びに船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

*編注：下部に「通則□□」との書込みあり。

第一節 中央労働委員会

(設置及び権限)

第三十八条 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

2 中央労働委員会は、左の各号に掲げる権限を有する。

一 第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条第二項の規定による事務を行うこと。

*編注：「第二十一条」に傍線あり。

二 第七条第四項、第十六条、第十九条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の規定による事務であって二以上の都道府県にわたるものを行うこと。

三 二以上の都道府県にわたる労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務を行うこと。

四 第四十九条の規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。

五 地方労働委員会の権限に属する事務について報告をさせ、又は指示を与えること。

3 中央労働委員会は、前項各号に掲げる権限を独立して行う。

(委員)

第三十九条 中央労働委員会は、使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「中立委員」という。）各七人をもって組織する。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定は、第九十九条及び第一百条の規定を除く外、委員に適用しない。

(委員の任命)

第四十条 使用者委員は使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は労働組合の推薦に基いて、中立委員は使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

る。

- 2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
 - 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁こ以上の刑に処せられた者
 - 三 国会又は地方公共団体の議会の議員
 - 四 政党の役員

- 3 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。

(委員の任期)

第四十一条 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 委員は、再任することができる
- 3 委員は、任期満了の後でも後任者の任命されるまでその職務を行う。

(委員の退職及び罷免)

第四十二条 委員は、第四十条第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。

- 2 労働大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めた場合においては、その委員を罷免することができる。
- 3 労働大臣は、中立委員が第四十条第三項の規定にてい触するに至つたときは、その中立委員のうち一人を越える員数の中立委員を罷免するものとする。

(会長)

第四十三条 中央労働委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が中立委員の中から選挙する。
- 3 会長の任期は、一年とする。
- 4 会長は、再任することができる。
- 5 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
- 6 会長に事故【が】あるとき、又は会長が欠けたときは、第二項の規定に準じて選挙された者が会長の職務を代行する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第四十四条 委員は、別に法律の定めるところにより、手当その他の報酬を受けるものとする。

- 2 委員は、政令の定めるところにより、その職務を行うため【に】要する費用の弁償を受けるものとする。

(会議)

第四十五条 中央労働委員会の会議は、会長が招集し、使用者委員、労働者委員及び中立委員各一人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 使用者委員及び労働者委員は、第一項の規定にかかわらず、第七条第四項の勸告【判定】、不当労働行為に関する命令及び単位又は交渉組合の決定についての会議の議事及び議決に加わることができない。この場合において、その会議は、公開しないものとする。
- 4 前項の会議は、第一項の規定にかかわらず、中立委員四人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 中央労働委員会の第三項の会議以外の会議は、中央労働委員会が特別の必要があると認めて決議した場合を除く外、公開しない。
- 6 前項の規定により会議を公開する場合においては、中央労働委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を制限し、又は禁止することができる。

(調査)

第四十六条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うために必要な調査をすることができる。

(規則制定権)

第四十七条 中央労働委員会は、その権限に属する事務の実施に関して必要な事項について、労働大臣の承認を経て中央労働委員会規則を定めることができる。

*編注：「に関して」の「て」に波線あり。

(強制権限)

第四十八条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うため【に】必要があるときは、使用者若しくはその団体、労働組合若しくはその組合員その他の関係者に対し、出頭、証言、報告、若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員その他の関係職員に関係工場事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

- 2 中央労働委員会は、前項の立入又は検査をさせる場合においては、委員その他の関係職員にその身分を証明する証票を携帯させ、要求があったときは、これを呈示させなければならない。

(管轄指定)

第四十九条 労働大臣は、必要があると認めるときは、第三十八条又は第五十一条の規定にかかわらず、中央労働委員会の事務の全部若しくは一部を地方労働委員会に行わせ、又は地方労働委員会の事務の全部若しくは一部を中央労働委員会若しくは他の地方労働委員会に行わせることができる。但し、地方労働委員会の行った処分に対する不服の申立については、この限りでない。

*編注：「第三十八条又は第五十一条の規定にかかわらず」に波線あり。

- 2 労働委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する措置をとることを労働大臣に申し出ることができる。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるものの外、中央労働委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

第二節 地方労働委員会

(設置及び権限)

第五十一条 地方労働委員会は、都道府県知事の所轄の下に【、】当該都道府県の機関とし

て、都道府県ごとに置く。

- 2 地方労働委員会は、左の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 第七条第四項、第十六条、第十九条第一項、第二十七条及び第二十九条の規定による事務であつて当該【都道】府県にかかるものを行うこと。
 - 二 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務であつて当該都道府県にかかるものを行うこと。
 - 三 第四十九条の規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。
- 3 地方労働委員会は、第三十八条第二項第五号に規定する場合を除く外、前項各号に掲げる権限を独立して行う。

(委員)

第五十二条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各三人をもって組織する。但し、労働大臣が指定する都道府県の地方労働委員会については、各五人とする。

- 2 委員又は委員であつた者は、その職務に関し知つた秘密を他にもらし、又は窃用してはならない。

(委員の任命)

第五十三条 使用者委員は使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は労働組合の推薦に基いて、中立委員は使用者委員及び労働者委員の同意を経て、都道府県知事が任命するものとする。

- 2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
 - 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁^レ以上の刑に処せられた者
 - 三 国会又は地方公共団体の議会の議員
 - 四 政党の役員
- 3 中立委員の任命については、その中の二人以上が同一の政党に属する者となつてはならない。

(委員の退職及び罷免)

第五十四条 委員は、前条第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。

- 2 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めた場合においては、その委員を罷免することができる。
- 3 都道府県知事は、中立委員が前条第三項の規定にてい触するに至つたときは、その中立委員のうち、一人を越える員数の中立委員を罷免するものとする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第五十五条 都道府県は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

- 2 前項の報酬及び費用については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

三条第三項及び第二百六条の規定による。

(準用)

第五十六条 第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条及び第四十八条【及び第五十条】の規定は、地方労働委員会に準用する。

*編注：上部に「✓」の印あり。

第三節 船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会

(船員に関する労働委員会の権限)

第五十七条 この法律に定める中央労働委員会及び地方労働委員会の権限は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、それぞれ船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会が行うものとする。

(船員中央労働委員会)

第五十八条 船員中央労働委員会については、第一節の規定を準用する。但し、同節中「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と読み替えるものとする。

(船員地方労働委員会の設置及び権限)

第五十九条 船員地方労働委員会は、運輸大臣の所轄とし、海運局の管轄区域ごとに置く。

2 船員地方労働委員会は、左の各号に掲げる権限を有する。

- 一 第七条第四項、第十六条、第十九条第一項、第二十七条及び第二十九条の規定による事務であつて、当該海運局の管轄区域にかかるものを行うこと。
- 二 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務であつて当該海運局の管轄区域にかかるものを行うこと。
- 三 第六十条及び第四十九【条】の規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。

*編注：上部に「✓」の印あり。

3、船員地方労働委員会は、第六十条及び第三十八条第二項第五号に規定する場合を除く外、前項各号に掲げる権限を独立して行う。

(準用)

第六十条 第三十九条第二項、第四十一条、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条及び第五十二条から第五十四条までの規定は、船員地方労働委員会に準用する。但し、第五十二条中「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」、「労働大臣の指定する都道府県」とあるのは「運輸大臣の指定する海運局の管轄区域」、第五十三条及び第五十四条中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と読み替えるものとする。

*編注：下部に「読替」との書込みあり。

第七章 雑則

(費用弁償)

第六十一条 第四十八条(第五十六条【、第五十八条及び第六十条】において準用された場合を含む。)の規定に基いて出頭を求められた関係当事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の弁償を受ける。

*編注：「第五十六条」に波線あり。上部に「✓」の印あり。

(船員に関する特例)

第六十二条 船員法の適用を受ける船員に関するこの法律の規定の適用については、第六章の規定を除き、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」、「都道府県知事」とあるのは「海運局長」、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と読み替えるものとする。

2 船員法の適用を受ける船員が組織する労働組合に関しては、第八条第二項第五号及び第六号中「毎年一回」とあるのは「二年ごとに一回」と読み替えるものとする。

第八章 罰則

第六十三条 第二十二條に規定する裁判所の認可の決定が告知された日から十日以後において同条の規定の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十八条（第五十六条、第五十八条及び第六十条において準用された場合を含む。）の規定に違反して虚偽の陳述をし、報告をせず、虚偽の報告をし、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の【事項を】記載をした帳簿書類を提出し、又は同条の規定に違反して出頭せず、若しくは同条に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

*編注：上部に「✓」の印あり。下部に「□□ギム」との書込みあり。

第六十五条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たものでないことを理由としてその処罰を免れることができない。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第六十六条 左に掲げる場合においては、労働組合の代表者または清算人を千円以下の過料に処する。

一 第六条第一項、第二項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

*編注：「第一項、第二項又は第三項」に波線あり。

二 第三十三条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又はこの法律に基いて発する政令による登記をすることを怠ったとき。

四 第十三条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反して公告をせず、又は不正な公告をしたとき。

五 第十三条で準用する民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求をしないとき。

六 第十三条で準用する民法第八十二条又は非訟事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

2 第三十三条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、労働組合以外の労働協約の当事者（当事者が団体であるときは、その代理【表】者とする。）を千円

以下の過料に処する。

附 則

第六十七条 この法律は、昭和二十四年 月 日から施行する。

9. 労働組合法を改正する法律（昭和24年3月18日、労政局案）＝第6次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：本史料の前に、以下のとおり記されたメモがある。

「公聴会后GHQより次案取纏は急がないでよいとのことだった。その後政府部内の意見調整を行い、GHQの非公式意向を付度してまとめたもの。これが出来た当時はGHQ内部に著変あり、本案はGHQからは殆ど顧慮されなかった。」

*編注：下部に「石黒」との書込みあり。

法律第 号 （昭和二十四年三月十八日労政局案）

*編注：「局案」を丸囲みする書込みあり。

労働組合法を改正する法律

労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）を次のように改正する。

労働組合法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 労働組合（第六条—第十八条）

第三章 不当労働行為（第十九条—第三十七条）

第四章 団体交渉（第三十八条—第五十条）

第五章 労働協約（第五十一条—第五十四条）

第六章 労働委員会（第五十五条—第八十五条）

第一節 中央労働委員会（第五十六条—第七十一条）

第二節 地方労働委員会（第七十二条—第八十一条）

第三節 船員【中央】労働委員会【及び船員地方労働委員会】（第八十二条—第八十五条）

第七章 雑則（第八十六条—第八十七条）

第八章 罰則（第八十八条—第九十二条）

附則（第九十三条—第一百六条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働者が自ら選んだ代表者により労働条件等に関し、団体交渉をし、その他団体行動を行うための自主的な労働組合の組織を擁護すること、労働関係を規制

する労働協約を締結するために団体交渉をする手続と慣行を確立すること、及びこれら
のことに基いて労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するこ
とにより、労働者の地位の向上を図り、経済の興隆に寄与することを目的とする。

*編注：「代表者」に傍線あり。「政治的文化的社会的地位向口」との書込みあり。

(定義)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改
善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合
団体をいう。

2 前項の団体又は連合団体は、左の各号の一に該当する団体を含まない。

一 その団体を構成する労働者の使用者である者又はその労働者に対して当該使用者の
利益を代表して職務を行う地位にある者の参加を許すもの。

二 その団体の事務にもっぱら従事する者の賃金、給料等を使用者から受けるもの、そ
の他使用者による実質的な金銭上の援助（その団体の福利事業に要する経費について
の補助を除く。）を受けるもの。

*編注：「金銭上」に傍線あり。

三 共済事業その他の福利事業を行うことのみを目的とするもの。

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの。

3 左の各号に掲げる者は、前項第一号に規定する労働者に対して当該使用者の利益を代
表して職務を行う地位にある者に含まれるものとする。

一 使用者が法人その他の団体である場合においてその代表者その他の役員

二 事業の運営の方針の決定に直接参画する権限を有する者

三 労働者の雇入、解雇、昇進又は異動について決定をする権限を有する者及び使用者
による労働条件の決定に直接参画する者

四 機密の事務を取り扱う者及び使用者の労働関係についての計画及び方針に関する機
密の事項に接する地位にあり、そのためにその職務上の義務及び責任が労働組合の組
合員としての義務及び責任と相い容れない者

第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料、その他これに準
ずる収入により生活する者をいう。

(刑事上の免責)

第四条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉そ
の他の行為であつて、第一条に掲げる目的を達成するために行つた正当なものについて、
適用あるものとする。

*編注：第四条は、全体に大きく「×」の印がつけられており、また、別紙が貼付され、
そこに別案が記載されている。別案は二項から成つており、第一項は上記の第四条と
同じである。第二項は以下のとおりである。

「2 前項の規定は、少くとも、人の身体又は自由を直接に侵害する行為、人の財物
に対して直接且つ有形の侵害を加える行為又は、裁判所の裁判若しくは令状の執行
を妨げる行為であつて刑罰法規に該当するものを処罰から免れしめる趣旨に解釈
されるべきでない。」

*編注：別紙の第二項の上部に「留保附」の書込み、下部に「窃盗、住居侵入」の書込
みあり。

(民事上の免責)

第五条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて、第一条に掲げる目的を達成するために行った正当なものによつて損害をうけたことを理由として、労働組合又は組合員に対し損害賠償を請求することができない。

*編注：第五条は、全体に大きく「×」の印がつけられており、また、別紙が貼付され、そこに別案が記載されている。別案は二項から成つており、第一項は上記の第五条と同じである。第二項は以下のとおりである。なお、本紙にも、これと同一の第二項を追加する書込みあり。

「2 前項の規定は、少くとも、前条第二項の行為によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げる趣旨に解釈されるべきではない。」

*編注：別紙の第二項の上部に「留保付」との書込みあり。

第二章 労働組合

(労働組合の届出)

第六条 労働組合が設立されたときは、その代表者は、その設立のあつた日から二週間以内に、その設立の年月日、規約並びに役員の名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした労働組合の規約又は【、】役員若しくは【又】はそ【役員】の氏名若しくは住所の変更があつたときは、その労働組合の代表者は、その変更のあつた日から二週間以内に、その変更のあつた規約又は役員の名若しくは住所を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定により届出をした労働組合が解散したときは、その清算人又はこれに準ずる者は、その解散した日から二週間以内に、その解散の年月日及び解散の事由を都道府県知事に届け出なければならない。

*編注：下部に「組合員の利益の為にけじめをはっきりさす」との書込みあり。

(労働組合として設立されたものの取扱)

第七条 労働組合として設立されたものが、第二条【の労働組合】に該当せず、若しくは該当しなくなり、又はその規約が第十二条に規定する要件を満たさず、若しくは満たさなくなったときは、この法律及び労働関係調整法（昭和二十二【一】年法律第二十五号）の規定による権利と保護を受け、手続に参加することができない。

(労働組合に関する決定)

第八条 地方労働委員会は、労働者、労働組合、使用者若しくはその団体その他の関係者から申請があつたとき、又は当該都道府県知事から請求があつたときは、労働組合として設立されたものが前条の規定によりこの法律及び労働関係調整法の規定による権利と保護を受け、手続に参加することができる労働組合（以下この条から第十一条まで【及び第十六条】において、「第七条の労働組合」という。）であるかどうかを決定しなければならない。

*編注：「この条から」に傍線があり、その右に「×」の印あり。上部に「○」、「✓」の印あり。

2 地方労働委員会は、前項又は第九条第三項の規定により第七条の労働組合であると決定された労働組合が、第二条【の労働組合】に該当しなくなり、又はその規約が第十二

条に規定する要件を満たさなくなつたと認めるときは、職権により、又は前項に規定する関係者の申請若しくは当該都道府県知事の請求により、その決定を取り消して第七条の労働組合でないと決定しなければならない。

- 3 地方労働委員会は、第一項、前項又は第九条第三項の規定により第七条の労働組合でないと決定されたものが、第二条【の労働組合】に該当するに至り、且つ、その規約が第十二条の要件を満たすに至つたと認めるときは、職権により、又は第一項に規定する関係者の申請若しくは当該都道府県知事の請求により、その決定を取り消して第七条の労働組合であると決定しなければならない。

*編注：上部に「✓」の印あり。「第一項、前項又は」に傍線があり、その右に、「前二項」の書込み、「に至り…満たすに至つたと」に傍線及び波線があり、その右に「イキ」と読みうる書込みあり。

- 4 地方労働委員会は、第一項の決定又は前二項の規定による取消及び決定をしたときは、その決定又はその取消及び決定を当【当該】都道府県知事、その決定をされたもの及び当該申請をした関係者に通知しなければならない。

(不服の申立及び再審査の請求)

第九条 前条第四項の通知を受けたものが当該決定に不服があるときは、その通知のあつた日から二週間以内に、当該地方労働委員会を通じて中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。

*編注：上部に「○」の印あり。

- 2 前条第四項の通知を受けた都道府県知事が当該決定に異議があるときは、その通知を受けた日から二週間以内に、中央労働委員会に対してその決定の再審査の請求をすることができる。この場合において都道府県知事は、当該地方労働委員会にその請求をした旨を通知しなければならない。

- 3 中央労働委員会は、第一項の不服の申立又は前項の再審査の請求があつたときは、当該地方労働委員会の決定を取り消して第七条の労働組合であると決定し、若しくは当該地方労働委員会の決定を取り消して第七条の労働組合でないと決定し、又はその不服の申立若しくは再審査の請求を却下するものとする。

*編注：「当該地方労働委員会の決定を取り消して」に傍線があり、その右に「×」印あり。上部に「✓」の印あり。

- 4 中央労働委員会は、前項の規定による取消及び決定【又は却下】をしたときは、その取消及び決定【又は却下】を当該都道府県知事、その決定をされたもの及び当該申立をしたものに通知しなければならない。

*編注：上部に「✓」の印あり。

(決定を無効とする判決の効力)

第十条 前二条の規定による【労働委員会の】決定を無効とする【裁判所の】判決が確定したときは、その決定は、将来にわたつて効力を失う。

*編注：上部に「✓」、「○」の印あり。

(都道府県知事の証明)

第十一条 都道府県知事は、第七条の労働組合から申請があつたときは、第八条及び【又は】第九条の規定による労働委員会の決定に従つて、第七条の労働組合であることを文書で証明しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の証明を受けた労働組合が第八条第二項【又は第九条第三項】の規定により第七条の労働組合である旨の決定を取り消されたときは、前項の証明を取り消さなければならない。

(規約)

第十二条 労働組合は、その規約に少くとも左の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

*編注：上部に「順序、→七条」との書込みあり。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 法人である労働組合にあつては、法人であること
- 四 目的及び事業
- 五 組合員又は構成団体の資格、権利、義務、加入及び脱退並びに過怠金、除名等の制裁の手續に関する規定
- 六 代表者その他の役員の権限、選出方法及び任期に関する規定
- 七 会議の招集、構成、議事及び議決の方法並びに会議の権限に関する規定
- 八 組合費、会計監査その他の会計に関する規定

【九 争議行為の開始の手續に関する規定】

九【十】 規約の変更【及び労働協約の締結の手續】に関する規定

- 2 前項の規約の規定は、左の各号に規定する事項を含まなければならない。
- 一 組合員又は構成団体は、労働組合のすべての問題に参加するための権利並びにその権利の行使につき十分な機会を与えられ、及び平等な取扱を受ける権利を有すること。
 - 二 組合員又は構成団体としての資格について人種、信条、社会的身分又は門地によって差別的取扱をしないこと。
 - 三 規約に定められた組合員又は構成団体としての資格を具えているものに対して労働組合に加入することを拒否しないこと。
 - 四 規約に定める正当且つ慎重な審問の手續を経なければ組合員又は構成団体に対して過怠金、除名その他の制裁を行わないこと。
 - 五 役員は、すべての組合員による無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票によって選出し、且つ、少くとも毎年一回開催【改選】すること。
 - 六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。
 - 七 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名及び経理状況についての会計報告を、公正な会計監査人の証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表すること。
 - 八 役員その他の機関が行ったすべての決定を労働組合の刊行物に記載することその他の方法によって組合員に公表すること。

*編注：「九-(別紙)」との書込みがあり、別紙が貼付されている。別紙の内容は以下のとおりである。

(規約)

第十二条

((第二項追加))

九 同盟罷業その他の争議行為の開始は、すべての組合員による無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票による【つて】決定を経ること【すること】。

十 規約を変更し、又は労働協約を締結するには、すべての組合員による無記名投票又はこれによって選出されたすべての代表者による無記名投票による決定を経ること。」

*編注：別紙の第十号の上部に「規約—総会の決ギ 協約—承認」、下部に「規約—決議 協約—承認」との書込みあり。

(政令への委任)

第十三条 第六条の届出、第八条及び第九条申請、請求、決定、取消、通知、不服の申立、不服の申立の審査、不服の申立の却下、再審査の請求、再審査の請求の審査、再審査の請求の却下並びに第十一条の証明及び証明の取消に関して必要な事項は、政令で定める。

(基金の流用)

第十四条 労働組合は、福利事業その他の特定の目的のために設けられた基金をその目的以外の目的のために流用しようとするときは、無記名投票による総会の決議を経なければならない。

*編注：「無記名投票による総会の」に波線あり。上部に「」の印、及び、「→ § 12 にくり入れ」との書込みあり。

(解散)

第十五条 労働組合は、左【の各号】に掲げる事由によって解散する。

- 一 規約において定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

(法人登記)

第十六条 労働組合は、第十一条の規定による証明書を具して、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

*編注：上部に「」の印あり。

2 法人である労働組合は、前条各号に掲げる事由の外、左の各号に掲げる事由により解散する。

- 一 破産
- 二 第七条の労働組合でない旨の決定があったとき、又は第七条の労働組合である旨の決定の無効の判決が確定したとき。

3 この法律において規定するものの外、労働組合の登記について必要な事項は、政令で定める。

4 労働組合に関して登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(準用)

第十七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十六条、第三十七条の二及び第三百十六條から第三百三十八條までの規定は、法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十八条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 不当労働行為

(不当労働行為)

第十九条 使用者又はその団体は、左に掲げる行為をしてはならない。

*編注：上部に「○」の印あり。

- 一 労働者が労働組合を組織し、これに加入し、若しくはこれらの行為をすることを援助すること、自由に代表者を選出し、団体交渉をする等労働組合を運営すること、その他労働組合の正当な行為をすること又はこれらのことをしようとするにつき、これに干渉し、又はこれを妨害すること。
- 二 労働組合の事務にもっぱら従事する者の賃金、給料等その労働組合の経費についての補助その他の金銭上の援助（その労働組合の福利事業に要する経費についての補助及び使用者との合意に基いて就業時間中に労働条件その他の事項に関して労働者が使用者と協議若しくは交渉をするため、又はその労働組合の適度の回数の総会に適度の数のその労働組合に加入する労働者が出席するため、その労働者が失う時間に対する賃金【、】給料等の補償を除く。）を与えること。
- 三 労働者が労働組合を組織し、若しくは組織せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことを理由として、労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。但し、労働協約の定めるところにより当該労働組合に加入せず、又は当該労働組合から脱退し、若しくは除名された労働者を雇【い】入れず、又は解雇することは、この限りでない。
- 四 労働者が労働組合に加入しないこと、又は労働組合から脱退することを雇入又は雇用の継続の条件とすること。
- 五 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉をすることを拒むこと。但し、第二十三【三十八】条第三項各号の一に掲げる場合は、この限りでない。
- 六 労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が行った発言又は労働者が正当な争議行為をしたこと、若しくはその他の労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。
- 七 労働者が第二十条又は第二十一条の規定により労働委員会に申告し、若しくは不服の申立をし、意見を述べ、又【若しくは】は資料を提出したこと【、又は第二十三条から第二十五条までの規定による裁判の手續に参画したこと】を理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。

*編注：上部に「即時抗告その他」という書込みあり。

(原状回復等の命令)

第二十条 労働委員会は、前条各号に掲げる行為（以下「不当労働行為」という。）が行われた疑があると認めるとき、又は労働者若しくは労働組合から不当労働行為があった旨の申告があったときは、事実に関して必要な調査をしなければならない。

*編注：上部に「○」印あり。また、「労働者」と「若しくは」の間に、数文字を消去

したような空白あり。

- 2 労働委員会は、前項の調査の結果不当労働行為があったと認めるときは、その事実を公表し、且つ【、】左の各号に掲げる命令を、その内容を具体的に示して発することができる。
 - 一 当該不当労働行為を中止することを、当該使用者又【若しくは】はその団体及び【、又は】当該使用者若しくはその団体のために当該不当労働行為を中止する権限を有する者又は【若しくは】当該不当労働行為をした者に対して命ずること。
 - 二 復職その他の原状回復に必要な措置をとることを、当該使用者又【若しくは】はその団体及び【又は】当該使用者若しくはその団体のために当該措置をとる権限を有する者に対して命ずること。
 - 三 当該不当労働行為によって生じた損害を賠償することを、当該使用者又はその団体に対して命ずること。
- 3 労働委員会は、前項の命令を発するに当っては、前項各号に掲げるもの、その不当労働行為の疑の【がの】ある行為の当事者である労働者又は労働組合及び第一項の申告をしたものに対し意見を述べ、且つ、資料を提出する機会を与えなければならない。
- 4 当該不当労働行為の疑のある行為の関係者であって前項に規定するもの以外のものは、前項に規定する場合において労働委員会に意見を述べ、資料を提出することができる。
- 5 第二項の命令は、理由を附した書面によってしなければならない。この場合において、命令は、これを受けるものに告知することによって、効力を生ずる。
- 6 労働委員会は、第二項の命令を発したときは当該命令及びその理由を、調査の結果不当労働行為がなかったと認めるときその他第二項の命令を発するに至らなかったときはその旨を、第一項の申告をしたもの及び第三項又は第四項の規定により意見を述べ、又は資料を提出したものに対して通知しなければならない。

(不服の申立)

第二十一条 前条第二項の命令又は同条第六項の通知のうち、地方労働委員会の命令又は通知を受けたものは、その命令又は通知された事項について不服があるときは、その命令又は通知を受けた日から二週間以内に、当該地方労働委員会を通じて中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。

*編注：上部に「○」印あり。

- 2 中央労働委員会は、前項の不服の申立があったときは、必要な調査を行い、且つ、当該地方労働委員会の命令を取り消し、若しくは変更し、自ら命令を発し、又はその不服の申立を却下するものとする。
- 3 前項の規定により命令を取り消し、若しくは変更し、又は自ら命令を発するに当っては、中央労働委員会は、前条第二項各号に掲げるもの、その不当労働行為の疑のあった行為の当事者である労働者又は労働組合及び第一項の不服の申立をしたものに対し、意見を述べ、且つ、資料を提出する機会を与えなければならない。
- 4 当該不当労働行為の疑のあった行為の関係者であって前項に規定するもの以外のものは、前項に規定する場合において中央労働委員会に意見を述べ、資料を提出することができる。
- 5 第二項の【規定による】処分は、理由を附した書面によってし、且つ、これを公表し

なければならない。この場合において、その処分は、これを受けるものに告知することによって効力を生ずる。

*編注：上部に「もう少し丁寧に」との書込みあり。

- 6 中央労働委員会が第二項の【規定による】処分をしたときは、当該処分及びその理由を、第一項の命令又は通知を受けたもの及び第三項又は第四項の規定により意見を述べ、又は資料を提出したもの並びに当該地方労働委員会に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定により中央労働委員会が変更した命令又は自ら発した命令は、前条第二項各号に掲げる命令であってその内容を具体的に示して命ずるものでなければならない。

(政令への委任)

第二十二條 第二十条及び第二十一条に規定する申告、調査、公表、意見の開陳、資料の提出、命令、告知、通知、不服の申立、不服の申立の審査、命令の取消、命令の変更及び不服の申立の却下に関して必要な事項は、政令で定める。

*編注：上部に「○」の印あり。「第二十条及び第二十一」に傍線あり。下部に「前二条」の書込みあり。また、「却下」の後に何か言葉を挿入しようとした形跡あり。

(認証の請求の申立)

第二十三條 中央労働委員会は、第二十条第二項の規定により命令を発した場合は、遅滞なく、その所在地を管轄する地方裁判所に対して、当該命令に係る事件のすべての記録その他の資料を提出してその命令の認証の請求の申立をしなければならない。中央労働委員会が第二十一条第二項の規定により地方労働委員会の命令を変更し、又は自ら命令を発した場合においてその変更された命令又は自ら発した命令についても、同様とする。

*編注：上部に「○」印あり。

- 2 地方労働委員会は、第二十条第二項の規定により命令を発した場合において、その命令又はその通知を受けたものが中央労働委員会に不服の申立をすることができる期間を徒過したときは、遅滞なく、その所在地を管轄する地方裁判所に対して【、】当該命令に係る事件のすべての記録その他の資料を提出してその命令の認証の請求の申立をしなければならない。地方労働委員会の命令又はその通知を受けたものが中央労働委員会に不服の申立をして【、】その申立が却下された場合も、同様とする。

*編注：「場合」に傍線があり、その右に、「とき」という書込みあり。

(通知及び新しい資料の提出)

第二十四條 裁判所は、前条の認証の請求の申立を受理したときは、その命令を受けたもの及び当該不当労働行為の当事者である労働者又は労働組合にその旨をただちに通知しなければならない。この場合において当該通知を受けたものは、当該事件に関係があり、且つ、当該労働委員会の調査に際して提出【することが】できなかつた新しい資料を、当該労働委員会に提出することができなかつたことについて過失がなかつたことを疎【疎】【疎】明した場合に限り、その通知を受けた日から十日以内に裁判所に提出することができる。

*編注：上部に「○」印あり。下部に「一応の証明」との書込みあり。

(執行停止命令)

第二十五條 【裁判所は、】第二十三條の規定により認証の請求の申立があつ【を受理し】

た場合において、裁判所は、必要があると認めたときは、何時でも、利害関係人の申立により、【又は職権で、】決定をもって労働委員会の命令の全部又【若しくは】は一部の執行の停止を命じ、又はその停止命令を取り消し、若しくは変更することができる。

*編注：上部に「○」印あり。

(命令の基礎となった事実の認定)

第二十六条 裁判所は、第二十三条の規定による認証の請求に係る裁判に当っては、労働委員会の命令の基礎となった事実の認定については、第二十三【同】条の規定により当該労働委員会の提出した記録その他の資料によってその認定が理由があると認められる限り、これに拘束される。

*編注：上部に「○」の印あり。

(認証及び不認証の決定並びに差戻)

第二十七条 裁判所は、労働委員会の命令が正当であると認めたときは、これに対して認証の決定をしなければならない。

*編注：上部に「○」の印あり。

2 裁判所は、労働委員会の命令が左の各号の一に該当する場合には、これに対して不認証の決定をすることができる。

一 命令の基礎となった事実の認定について【、】第二十三条の規定により当該労働委員会から提出された記録その他の資料及び前【第二十四】条の規定により提出された新しい資料によりその決【認】定があやまっていると認めた場合

*編注：上部に「✓」の印あり。

二 命令が憲法その他の法令に違反し、又は既存の確定判決に^{てい}触する場合

3 裁判所は、労働委員会の命令の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又【若しくは】は不当であると認めたとき【、】は、これを^{てい}変更して認証の決定をすることができる。

4 裁判所は、労働委員会の命令が第二十四条の規定によって提出された新しい資料によって影響が与えられる虞があると認めたとき、又は労働委員会の命令を変更することが適当であると認めたときは、事件を当該労働委員会に差し戻すことができる。

【5【4】 前項の差戻を受けた【があった】事件に係る労働委員会の調査、命令、【認証の請求の申立】その他の手続に関しては、第二十条又は【、】第二十一条【又は第二十三条】の例による。】

*編注：上部に「差戻の手続」との書込みあり。

5【6】【5】 裁判所は、第一項から第三【三】項までの決定又は前項の差戻を、できる限り、当該命令の認証の請求【の申立】があった日から二十日以内にしなければならない。

(労働委員会の命令の変更及び取消)

第二十八条 労働委員会は、前条の規定による裁判所の決定があるまでは、第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定により発した命令を、何時でも、変更し、又は取り消すことができる。この場合において、労働委員会は、第二十三条の規定による認証の請求の申立を変更し、又は取り下げなければならない。

*編注：上部に「○」の印あり。下部に「通知」との書込みあり。

2 第二十四条の規定は、裁判所が前項の規定による変更の申立を受理した場合について、準用する。

3 第一項の規定による変更の申立があったときは、前条第五【六】項の規定による期間は、その変更の申立のあった日から起算する。

*編注：上部に「✓」の印あり。

(即時抗告)

第二十九条 第二十七条第一項から第三項までの規定による決定に対しては、当該労働委員会の命令を受けたもの又は当該不当労働行為の当事者である労働者若しくは労働組合は、即時抗告をすることができる。【不服の申立をすることができない。但し、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四一九条の二の規定により最高裁判所に抗告することを妨げない。】

*編注：上部に「○」印あり。

2 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。但し、裁判所は、必要があると認めるときは、何時でも、利害関係者の申立により、又は職権で、決定をもって当該労働委員会の命令の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその停止命令を取り消し、若しくは変更することができる。

*編注：下部に「非訟 § 25」との書込みあり。

(上告)

第三十条 前条の即時抗告に係る裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかどうかについてした判断が不当であることを理由とする場合又はその決定が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。

*編注：上部に「○」印あり。「民訴 394 新民訴 419-2 罹災都市借地借家臨処分」との書込みあり。

(決定の効力)

第三十一条 労働委員会の命令の認証に係る第二十七条第一項から第三項まで、第二十九条及び前条の規定に基く決定は、終局【確定したときは、確定】判決と同一の効力を有する。

【2 認証の決定があった労働委員会の命令は、【その内容に従って仮処分決定があったものとみなす。】執行力を有する債務名義と同一の効力を有し、且つ、当該債務名義による債権者及び債務者の間において【終局判決と同一の】既判力と同一の効力を有する。【ものとする。】】

*編注：上部に「○」印、「給付の時は強制執行」、「別紙」の書込みあり。但し、別紙は見当たらない。下部に「民訴 196 非訟 208」との書込みあり。

(緊急命令)

第三十二【一】条 労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、当該労働委員会の申立により決定をもって左の各号に掲げる緊急命令を発し、又はその緊急命令を取り消し、若しくは変更することができる。

*編注：上部に「○」印あり。

一 当該不当労働行為の疑がある行為を停止することを、【当該】使用者若しくはその団体、当該使用者若しくはその団体のために当該不当労働行為の疑がある行為を停止する権限を有する者又は当該不当労働行為の疑がある行為をした者に対して命ずること。

二 復職その他の原状回復に必要な措置をとることを、【当該】使用者若しくはその団体又は当該使用者若しくはその団体のために当該措置をとる権限を有する者に対して命ずること。

2 前項の規定により給付の緊急命令があったときは、これに基いて強制執行をすることができる。

(緊急命令の失効及び申立の取下げ)

第三十三【二】条 前条の緊急命令は、労働委員会の命令について、これを変更し、若しくは変更しないで認証の決定があり、又は不認証の決定があったときは、将来にわたってその効力を失う。

*編注：上部に「○」印あり。

2 前条の緊急命令は、第二十五条又は第二十九条第二項【但書】の停止命令があったときは、これに^{てい}触する限度において、将来にわたってその効力を失う。

3 前条の規定による緊急命令が発せられた場合において、第二十条第六項の規定により労働委員会が命令を発するに至らないでその旨を通知したとき、又は中央労働委員会が第二十一条第六項の規定により地方労働委員会の命令を取り消したときは、当該労働委員会又は中央労働委員会は、緊急命令の申立を取り下げなければならない。この場合において裁判所は、当該緊急命令を将来にわたって取り消さなければならない。

*編注：下部に「§ 28 I」との書込みあり。

(行政事件訴訟特例法による訴訟の制限)

第三十四条 第二十条及び第二十一条の規定による労働委員会の命令に関する裁判については、第二十三条から前条までの規定によるものとし、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の規定により、当該命令に関する訴訟を提起することはできないものとする。

*編注：条文全体及び上部に「×」印あり。また、「決定手続后」、「別紙」との記載あり。但し、別紙は見当たらない。

(仮差押及び仮処分との関係)

第三十五条 【第二十五条若しくは第二十九条第二項但書の停止命令が発せられたとき、】第二十七条、【若しくは】第二十九条及び第三十条の規定により労働委員会の命令の認証があったとき、又は第三十二条の規定により緊急命令が発せられたときは、【民事訴訟法による【の】】仮差押又は仮処分は、その認証された命令又はその緊急命令に^{てい}触する限度でその効力を停止する。

*編注：上部に「○」印あり。

2 前項の認証された命令又は緊急命令に^{てい}触する仮差押又は仮処分の命令を発した裁判所は、利害関係人又は当該労働委員会の申立により、又は職権により、決定をもってその仮差押又は仮処分の命令の執行の停止を命ずるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第三十六条 労働委員会の命令の認証の請求及び緊急命令に関する手続については、この法律に別段の定がある場合の外、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。

*編注：上部に「○」印あり。

(最高裁判所規則への委任)

第三十七条 第二十三条から第三十五条までの規定による裁判の手續に関して必要な事項は、この法律の範囲内で最高裁判所規則で定める。

第四章 団体交渉

(団体交渉)

第三十八条 労働組合と使用者又はその団体は、労働協約の締結その他の目的のために賃金、労働時間等の労働条件その他労働関係に関する事項について団体交渉をすることができる。

- 2 労働組合及び使用者又はその団体は、前項の団体交渉を誠意をもって行わなければならない。
- 3 左の各号の一に掲げる場合は、労働組合又は使用者若しくはその団体は、団体交渉をすることを拒み、又は打ち切ることができる。
 - 一 労働協約をもって団体交渉の手續を定めた場合において、相手方がその手續によらないで団体交渉をしようとする場合
 - 二 労働組合又は使用者若しくはその団体の団体交渉に当る者が不当に多数である場合
 - 三 団体交渉に、不当に個人の生活をおびやかすような行為が伴う場合
 - 四 提案に対して相手方が故なく対案を提出しない場合
 - 五 第三十九条第二項に規定する権限の範囲の明示がない場合
 - 六 前各号に掲げる場合の外、相手方が著しく誠意を欠き団体交渉を続けることができない場合等団体交渉をすることを拒み、又は打ち切ることがやむを得ないと認められる正当な理由がある場合

(団体交渉の権限)

第三十九条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、使用者又はその団体とその労働組合又は組合員のために交渉をする権限を有する。

- 2 団体交渉の権限を有する者は、団体交渉をするに際して相手方から要求があったときは、その権限の範囲を明示しなければならない。

*編注：「するに際して」に波線あり。

(交渉単位及び交渉組合の制度の趣旨)

第四十条 団体交渉に関して、【一定の範囲の労働者に関して】一の使用者又はその団体に対して【と】二以上の労働組合が団体交渉をしようとし、そのために団体交渉を円滑にすることが妨げられ、又は妨げられる虞がある等の場合において、【関係者が】一定【その範囲内の労働者【に関しては、そ】の過半数の支持するところにより、その【範囲の】労働者に関しては一の労働組合のみがその団体交渉をすることとし、□□□【□□□□】団体交渉の円滑な運営を保障する手續と慣行を確立するため、関係者が【その範囲内の労働者に関しては、その過半数の支持する労働組合だけが団体交渉をすることができることとする】必要【がある】と認めたときは、以下この章の規定により、その団体交渉のための適当な単位（以下「交渉単位」という。）及びその交渉単位においてその交渉単位内の労働者に関して排他的にその団体交渉をする労働組合（以下「交渉組合」という。）を定めることができる。

*編注：削除されている部分の上部に、「✓」の印あり。また、上部に、「○」の印あり。
(同意による交渉単位の決定)

第四十一条 当該交渉単位に含まれるべき労働者(第二条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この章において同じ。)の加入する労働組合、労働組合に加入しない労働者がある場合は、その労働者の全部及びこれらの労働者を雇用する使用者の全部の同意があったときは、その同意に基いて交渉単位が定まる。

*編注：上部に「○」の印あり。
(労働委員会による交渉単位の決定)

第四十二条 労働委員会は、労働組合、労働者、使用者又はその団体から申請があったときは、左の各号に掲げる事項を考慮して交渉単位を定めることができる。

- 一 交渉単位に含まれるべき労働者の集団が事業又は仕事の性質、職階、職種、資格、経験、特別の技術、義務及び賃金、労働時間その他の労働条件における利害の一致に基くものであるか。
- 二 問題になっている事業又は職階若しくは職種の間、機能的共同関係又は相互依存関係があるか、及び労働者が相互に緊密に連携して作業しているか。
- 三 交渉単位の決定について労働者又は労働組合がいかなる支持又は反対をしているか。
- 四 関係労働者を一体をなした集団とみることができるか。
- 五 その労働者の働いている工場事業場がいかなる地理的条件にあるか、及び相互にいかなる関係にあるか。
- 六 従来の労働関係又はその慣行は、いかなるものであったか。
- 七 既に確定されている交渉単位を変更し、又は廃止しようとする試が行われている場合には、関係労働者がその交渉単位の決定に当って、その決定に同意し、又はその決定の手續に参加したか。

*編注：上部に「○」の印あり。
(交渉組合の決定)

第四十三条 第四十一条の規定により交渉単位が定められたときは、その交渉単位内の労働者の過半数が支持する労働組合が、その交渉単位の交渉組合となる。

- 2 労働委員会は、左の各号に掲げる場合は、当該交渉単位内の労働者の過半数の支持するところに従い、当該交渉単位の交渉組合を決定するものとする。
 - 一 第四十一条の規定により交渉単位が決定した場合において、交渉組合であるかどうかにつき疑があるために、その交渉単位内の労働者、その労働者の加入する労働組合又はその労働者を雇用する使用者若しくはその団体から申請があったとき。
 - 二 労働委員会が前条の規定により交渉単位を決定したとき。
 - 三 労働委員会が第四十五条又は第四十六条の規定により交渉単位に関する決定を変更したとき。
 - 四 労働委員会が第四十五条又は第四十六条の規定により交渉組合に関する決定を取り消した場合において、当該交渉単位が同時に廃止されなかったとき。

3 労働委員会は、前項の決定をするに当って特別の事情により必要があると認めるときは、当該交渉単位内の労働者に対してその希望を確めるために無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。

*編注：上部に「○」の印あり。

(交渉組合のする団体交渉の範囲)

第四十四条 交渉組合が排他的に団体交渉をすることができる事項は、左の各号に掲げる事項とする。

一 当該交渉単位が定められたときに明示された事項があるときは、その事項
二 前号の明示された事項がないときは、労働条件その他の労働者の待遇の基準に関する事項

2 前項の規定は、交渉単位が定められない場合又は交渉単位が定められたときにおいても交渉組合が決定しない場合において交渉組合でない労働組合が団体交渉をすること、及び交渉単位が定められ、交渉組合が決定された場合において前項各号に掲げる事項以外の事項について交渉組合以外の労働組合が団体交渉をすることを妨げるものではない。

*編注：条文番号の上に「○」の印があり、その上に「←」、次の行の上部に「アトへ」との書込みあり。

(不服の申立)

第四十五条 第四十二条及び第四十三条の規定による労働委員会の決定のうち、地方労働委員会の決定について不服があるときは、第四十二条【本文】又は第四十三条第二項第一号に規定するものは、その決定のあった日から二週間以内に、当該地方労働委員会を通じて中央労働委員会に対して不服の申立をすることができる。

2 前項の不服の申立があったときは、中央労働委員会は、地方労働委員会の決定を取り消し、若しくは変更し、又は不服の申立を却下するものとする。

*編注：条文番号の上に「→§44へ」との書込みあり。

(交渉単位又は交渉組合の変更又は廃止)

第四十六条 交渉単位又は交渉組合が決定されたときは、その決定の日から一年間は、その交渉単位又は交渉組合を変更し、又は廃止することができない。

2 交渉組合を含む交渉単位の変更又は廃止があったときは、その交渉単位の交渉組合は、廃止されたものとする。

3 労働委員会は、交渉単位又は交渉組合について著しい事情の変更があり、これを存続させることが著しく不相当であると認めるときは、第四十二条【本文】又は第四十三条第二項第一号に規定するものの申請に基いて、第一項に定める期間又は交渉単位が定められたときに決定された当該交渉単位の存続の期間の満了前においても、交渉単位又は交渉組合を変更する決定をし、又はこれを廃止することができる。

4 前条の規定は、地方労働委員会のした交渉単位又は交渉組合の変更の決定又はこれを廃止する処分に対して不服がある場合について準用する。この場合において同条中「決定」とあるのは「変更の決定又は廃止の処分」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十七条 第四十二条及び第四十三条第三項の規定は、第四十五条第二項（前条第四項において準用された場合を含む。）及び前条第三項に規定する手続について準用する。

（交渉組合が締結した労働協約の適用範囲）

第四十八条 交渉組合が第四十四条第一項各号に掲げる事項に関して締結した労働協約は、その交渉単位内のすべての労働組合又は労働者及びその交渉単位内の労働者を雇用する使用者又はその団体に適用があるものとする。

（交渉組合の証明）

第四十九条 労働委員会は、第四十三条、第四十五条及び第四十六条に【の】規定する処分に基いて決定した交渉組合が交渉組合であることの証明を申請したときは、これに証明書を交付しなければならない。

（政令への委任）

第五十条 第四十三条第三項（第四十七条において準用された場合を含む。）の選挙を行う場合における有権者の指定、選挙の期日についての適当な事前の通告の発送、適当な投票場の選定、選挙監視者の任命及び【、】迅速、正確且つ公正な投票の計算方法についての保障等選挙の管理に関して必要な事項並びに【、】第四十一条から第四十七条まで及び第四十九条に規定する同意、決定、申請、不服の申立、不服の申立の審査、取消、変更、【及び】不服の申立の却下及び【並びに第四十九条の】証明に関して必要な事項は、政令で定める。

第五章 労働協約

（労働協約の届出）

*編注：下部に「締結及び」との書込みあり。

第五十一条 労働組合と使用者又はその団体との間において賃金、労働時間等の労働条件その他の労働関係に関する事項について締結される労働協約は、書面に作成することによってその効力を生ずる。

2 労働協約の当事者は、労働協約の締結の日から二週間以内に、都道府県知事にその労働協約を届け出なければならない。労働協約を変更したときも、同様とする。

*編注：第五十一条左の余白に「第五十二条別」との書込みあり。当該修正後の第五十二条と考えられる規定については、次の編注を参照。

（期間）

第五十二【三】条 労働協約【に】は、有効期間を定めなければならない。

2 労働協約は、その中に規定した期限の到来した時以後において、その当事者のいずれか一方の表示した意思に反してなおその労働協約を有効とすることはできない。但し、その意思表示は、その労働協約に予告期間に関する定がある場合においては、その定に従ってされたものでなければならない。

（当事者の義務）

第五十三条 労働協約が締結されたときは、当事者は、相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

*編注：削除された第五十三条の上に別紙が貼付されている。別紙の内容は以下のとおりである。

「(当事者の義務)

第五十二条 労働協約が締結されたときは、当事者は、相互に誠意をもってこれを遵守し、労働能率の増進と産業平和の維持とに協力しなければならない。

2 労働協約の当事者は、労働協約の解釈及び適用についての苦情又は紛争を処理するための手続と機構を定め、相互にこれを利用【するように努め】なければならない。」

(基準の効力)

第五十四条 労働協約に定められた労働条件その他の労働者の待遇に関する基準（その労働協約において基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む。以下同じ。）に違反する労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、その基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

第六章 労働委員会

(労働委員会)

第五十五条 労働委員会は、中央労働委員会及び地方労働委員会並びに船員地方中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

第一節 中央労働委員会

(設置及び権限)

第五十六条 労働省に【労働大臣の所轄の下に】中央労働委員会を置く。【は、労働大臣の所轄とする。】

2 中央労働委員会は、左の各号に掲げる権限を有する。

一 第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条【第二項】【第四十二条、】第四十三条、第四十六条第三項、【及び】第四十九条及び第七十条の規定による【労働委員会の】事務であって、二以上の都道府県にわたるものを行うこと。

二 第九条、第二十一条、第四十五条及び第四十六条第四項の規定による事務を行うこと。

三 【第二十三条、第二十八条、】第三十二【一】条及び【、】第三十三【二】条【及び第三十三条第二項】の規定による【労働委員会の】事務であって二以上の都道府県にわたるもの及び地方労働委員会の命令に対する不服の申立のあった行為に係るものを行うこと。

四 第六十一条第二項及び第三項の規定による同意をすること。

五 第六十八条の規定により中央労働委員会規則を制定すること。

六 第七十条第二項の規定による申出をすること。

七 二以上の都道府県にわたる労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務を行うこと。

八 地方労働委員会の権限に属する事務について報告をさせ、又は指示を与えること。

九 第七十条第一項の規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。

2 中央労働委員会は、前項各号（第五号を除く。）に掲げる権限を独立して行う。

(委員)

第五十七条 中央労働委員会は、使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「中立委員」という。）各七人をもって組織する。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定は、第九十九条及び第百条の規定（これらに関する罰則の規定を含む。）を除く外、委員に適用しない。

（委員の任命）

第五十八条 使用者委員は使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は労働組合の推薦に基いて、中立委員は使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

2 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り【、】又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

*編注：「2」及び条文の真ん中に丸囲みの書込みあり。

中立委員の任命については、その中の三人を越える員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。

（委員の任期）

第五十九条 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間存任する。

2 委員は、再任することができる

3 委員は、任期満了の後でも後任者の任命されるまでその職務を行う。

（委員の報酬、給与、費用弁償及び旅費）

第六十条 もっぱらその事務に従事する中立委員以外の委員は、別に法律で定める手当その他の報酬及び政令で定めるその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

2 もっぱらその事務に従事する中立委員は、別に法律で定める給与及び政令で定める旅費を受けるものとする。

*編注：上部に「✓」の印、下部に「俸給」の書込みあり。

（委員の退職及び罷免）

第六十一条 委員は、第五十八条第二項の規定に該当するに至ったときは、当然退職するものとする。

2 労働大臣【は】、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めたとき、又は委員に職務上の義務違反その他その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、中央労働委員会の同意を経てその委員を罷免することができる。

3 労働大臣は、中立委員が第五十八条第三項の規定にてい触するに至ったときは、中央労働委員会の同意を経てその二人を越える員数の中立委員を罷免するものとする。

（会長）

第六十二条 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が中立委員の中から選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第二項の規定に準じて選挙された

者が会長の職務を代行する。

(会議)

第六十三条 中央労働委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各一人以上の出席がなければ会議の議事を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 中央労働委員会の会議は、中央労働委員会が特別の必要があると認めて決議した場合に限り、公開することができる。
- 5 前項の規定により会議を公開する場合においては、中央労働委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を制限し、又は禁止することができる。

(中立委員のみで行う権限)

第六十四条 中央労働委員会の第五十六条第二項各号に掲げる権限のうち第七条の労働組合であるかどうかの決定、不当労働行為、交渉単位、交渉組合及び中央労働委員会規則の制定に関する事務を行う権限並びにこれらの事項に関して第七十条第二項の規定による申出をし、及び第五十六条第二項第八号の規定による報告をさせ、又は指示を与える権限は、中立委員のみで行う。

*編注：上部に「○」の印あり。

- 2 中央労働委員会が前項の権限を行う場合においては、中立委員は、使用者委員及び労働者委員の意見を求めることができる。

(審問)

第六十五条 中央労働委員会が前条の規定による事務を行うときは、関係当事者その他の者の出頭を求めてその陳述を聴く審問を行うことができる。

*編注：上部に「○」の印あり。

- 2 使用者委員及び労働者委員は、前項の審問に立ち合い、陳述をする者に対して質問を発し、及びその他の発言をすることができる。
- 3 審問は、公開する。但し、出席中立委員の全員が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 前【第六十三】条第五項の規定は、審問について準用する。

(中立委員のみで行う会議)

第六十六条 中央労働委員会は、中立委員の過半数の出席がなければ、第六十四条の権限を行うための会議の議事を開き、議決することができない。

*編注：上部に「○」の印あり。

- 2 前項の会議は、公開しない。
- 3 第六十三条第二項、同条第四項及び同条第五項の規定は、第一項の会議については、適用しない。

(事務局)

第六十七条 中央労働委員会にその事務を整理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長の同意を経て労働大臣が任命する。

(規則制定権)

第六十八条 中央労働委員会は、左の各号に掲げる事項に関して、労働大臣の承認を経て中央労働委員会規則を定めることができる。

- 一 第二条第二項第一号に掲げる者及び同条同項第二号に規定する実質的な金銭上の援助の範囲を明かにするために必要な基準
- 二 第十九条各号に掲げる不当労働行為の範囲を明かにするために必要な基準
- 三 第三十八条第三項各号に掲げる団体交渉を拒み、又は打ち切ることができる事由の範囲を明かにするために必要な基準
- 四 第四十二条各号に掲げる事項の適用に関して必要な基準
- 五 この法律に基く労働委員会の権限を行うための手続に関する事項であつてこの法律に基く政令によって委任された事項

*編注：上部に「✓」の印あり。

(強制権限)

第六十九条 中央労働委員会は、その権限に属する事務を行うために必要があるときは、労働者、労働組合、使用者若しくはその団体その他の関係者に対し、出頭、証言、報告若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは関係職員に關係工場事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の委員若しくは関係職員が前【同】項の規定により立入又は検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(管轄指定)

第七十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、中央労働委員会の事務のうち、第五十六条第二項第一号、【第三号】及び第七号の事務【並びに同条同項第三号の事務】であつて不服の申立に関するもの以外の事務の全部若しくは一部を労働大臣の指定する地方労働委員会に行わせ、又は地方労働委員会の事務のうち、第七十二条第二項第一【二】号及び第四【五】号の事務の全部若しくは一部を中央労働委員会に行わせることができる。

*編注：上部に「第五号」、「一号」、「六号」の書込みあり。

- 2 【中央】労働委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する措置をとることを労働大臣に申し出ることができる。

(政令への委任)

第七十一条 この法律に定めるものの外、中央労働委員会に関して必要な事項は、政令で定める。

第二節 地方労働委員会

(設置及び権限)

第七十二条 地方労働委員会は、都道府県知事の所轄の下に、当該都道府県の機関として、都道府県ごとに置く。

- 2 地方労働委員会は、左の各号に掲げる権限を有する。

【一 第八条の規定による事務を行うこと。】

二【二】 第八条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十二【一】条、第三十三

【二】条、第三十五条【第二項】、第四十二条、第四十三条、第四十六条第三項及び第四十九条の規定による【労働委員会の】事務であつて当該都道府県のみに係るものを行うこと。

二【三】 第七十四条で準用した第六十一条第二項及び第三項の規定による同意をすること。

三【四】 第八十条第二項の規定による申出をすること。

四【五】 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務であつて当該都道府県のみに係るものを行うこと。

五【六】 第七十条又は第八十条の規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。

地方労働委員会は、第五十六条第二項第八号に規定する場合を除く外、前項各号に掲げる権限を独立して行う。

(委員)

第七十三条 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各五人をもって組織する。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員に関する準用)

第七十四条 委員の任命、任期、退職及び罷免に関しては、第五十八条、第五十九条、及び第六十一条の規定を準用する。この場合において「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「中央労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」、第五十八条第三項及び第六十一条第三項中「三人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

(委員の報酬、給料、費用弁償及び旅費)

第七十五条 都道府県は、もっぱらその事務に従事する中立委員以外の委員に手当その他の報酬を支給し、これらの委員がその職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

2 都道府県は、もっぱらその事務に従事する中立委員に給料及び旅費を支給しなければならない。

3 前二項の報酬及び費用の弁償、給料及び旅費については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第三項、第二百四条第二項及び第二百六条の規定による。

(会長及び会議に関する準用)

第七十六条 第六十二条及び第六十三条の規定は、地方労働委員会の会長及び会議について準用する。

(中立委員のみで行う権限)

第七十七条 地方労働委員会の第七十二条第二項各号に掲げる権限のうち、第七条の労働組合であるかどうかの決定、不当労働行為、交渉単位及び交渉組合に関する事務を行う権限並びにこれらの事項に関して第八十条の規定による申出をする権限は、中立委員のみで行う。

2 第六十四条第二項は、地方労働委員会が前項の権限を行う場合について準用する。

(審問及び中立委員のみで行う会議についての準用)

第七十八条 第六十五条及び第六十六条の規定は、地方労働委員会の審問及び中立委員のみで行う会議について準用する。

(事務局)

第七十九条 都道府県は、条例の定めるところにより、地方労働委員会の事務を整理するため、事務局を置くことができる。

2 都道府県が前項の規定により事務局を置いた場合においては、事務局長その他の職員は、都道府県知事が会長の同意を経て、任命しなければならない。

(管轄指定)

第八十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、地方労働委員会の事務のうち、第七十二条第二項第二【二】号及び第四【五】号の事務の全部又は一部を他の地方労働委員会に行わせることができる。

2 地方労働委員会は、必要があると認めるときは、第七十条第一項又は前項に規定する措置をとることを労働大臣に申し出ることができる。

(強制権限及び政令に関する準用)

第八十一条 第六十九条及び第七十一条の規定は、地方労働委員会について準用する。

第三節 船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会

(船員に関する労働委員会の権限)

第八十二条 この法律に定める中央労働委員会及び地方労働委員会の権限は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、それぞれ船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会が行うものとする。

(船員中央労働委員会)

第八十三条 船員中央労働委員会については、第一節の規定を準用する。但し、同節中「中央労働委員会」とある【の】は「船員中央労働委員会」、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」、【「労働省」とあるのは「運輸省」、】【「中央労働委員会規則」とあるのは「船員中央労働委員会規則」、】「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と読み替えるものとする。

(船員地方労働委員会の設置及び権限)

第八十四条 船員地方労働委員会は、運輸大臣の所轄とし、海運局の管轄区域ごとに置く。

2 船員地方労働委員会は、左の各号に掲げる権限を有する。

【一 第八条の規定による事務を行うこと。】

二【二】 第八条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十二【一】条、第三十三【二】条、第三十五条【第二項】、第四十二条、第四十三条、第四十六条第三項及び第四十九条の規定による【労働委員会の】事務であつて当該海運局の管轄区域のみに係るものを行うこと。

二【三】 第八十五条で準用した第六十一条第二項及び第三項の規定による同意をすること。

三【四】 第八十五条で準用した第八十条第二項の規定による申出をすること。

四【五】 労働争議の斡旋、調停及び仲裁に関する事務であつて当該海運局の管轄区域のみに係るものを行うこと。

五【六】 【第八十三条で準用した】第七十条又は【第八十三条で準用した】第八十条の

規定によりその管轄に属することになった事項に関する事務を行うこと。

- 3 船員地方労働委員会は、第八十五条で準用した第五十六条第二項第八号に規定する場合を除く外、前項各号に掲げる権限を独立して行う。

(準用)

第八十五条 第五十七条第二項、第五十八条から第六十三条まで、第六十五条、第六十六条、第六十九条、第七十一条、第七十二条 (第一項を除く。) 第七十三条第一項、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、船員地方労働委員会に準用する。この場合において「労働大臣」又は「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」、【又は】「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」【、】と読み替えるものとする。但し、【第五十八条第三項及び】第六十一条【第三項】中「三人」とあるのは「二人」、第七十九条中「中央労働委員会」【「条例】とあるのは「船員中央労働委員会」【「政令】と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(費用弁償)

第八十六条 第六十九条 (第八十一条、第八十三条及び第八十五条において準用された場合を含む。【以下同じ。】) の規定に基づいて出頭を求められた関係当事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の弁償を受ける。

(船員に関する特例)

第八十七条 船員法の適用を受ける船員に関するこの法律の規定の適用については、第六章の規定を除き、「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」、「都道府県知事」とあるのは「海運局長」、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」、「地方労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と読み替えるものとする。

- 2 船員法の適用を受ける船員が組織する労働組合に関しては、第十二条第二項第五号及び第六号中「毎年一回」とあるのは「二年ごとに一回」と読み替えるものとする。

第八章 罰則

第八十八条 第二十七条【又は第二十九条又は第三十条】の規定による裁判所の認証の決定が告知され【、】た【は第二十条若しくは第三十条の規定による認証の判決又は決定があった】日以後においてその命令の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。【但し、第二十九条第二項但書の規定による当該命令の執行の停止が命ぜられている期間については、この限でない。】

- 2 第三十二条の規定による裁判所の緊急命令が告知された日以後において、その緊急命令の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。但し、当該緊急命令が執行【認証【された】の決定があった労働委員会の】命令にてい触しない場合に限る。

- 3 前二項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

*編注：上部に「✓」、「○」の印、「抗告 上告」との書込みあり。また、「別紙」との書込みがあり、別紙が貼付されている。別紙の内容は以下のとおりである。手書きの

修正で第三項と第二項の順序が入れ替えられており、以下では入れ替えた後の順序で収録している。

「第八十八条 第二十七【十二】条、第二十九条又第三十条の規定による【り【る】】 裁判所の認証の決定が告知された【確定した】日以後においてその命令の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。但し、第二十九条第二項但書の規定により当該命令の執行の停止が命ぜられている期間については、この限りでない。【但し、第三十一条但書又は、行政事件訴訟特例法】

3【2】 前二項の【違反行為をした】者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

2【3】 第五十二【十三】条の規定によるり【る】 裁判所の緊急命令が告知された日以後において、その緊急命令の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金【五万円以下の過料】に処する。但し、当該緊急命令が認証の決定があった労働委員会の命令にてい触しない場合に限る。」

第八十九条 第七十三【二十九】条第二【四】項の規定に違反して秘密を漏した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十条 第六十九【二十九】条（第八十一条、第八十三条及び第八十五条において準用された場合を含む。）【第二十項】の規定に違反して虚偽の陳述をし、報告をせず、虚偽の報告をし、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の事項を記載をした帳簿書類を提出し、又は同条の規定に違反して出頭せず、若しくは同条に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第九十一条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たものでないことを理由としてその処罰を免れることができない。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、営業に関し【、】成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第九十二条 左【の各号】に掲げる場合においては、労働組合の代表者又は清算人【若しくはこれに準ずる者】を千円以下の過料に処する。

一 第六条第一項、第二項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十一条第二項【又は第三】の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三【一】 この法律又はこの法律に基いて発する政令による登記をすることを怠ったとき。

四【二】 第十七【八】条で準用する民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反して 公告をせず、又は不正な公告をしたとき。

五【三】 第十七【八】条で準用する民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求 をしないとき。

六【四】 第十七【八】で準用する民法第八十二条又は非訴【訟】事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

2 第五十一条第二項【又は第三項】の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、労働組合以外の労働協約の当事者（当事者が団体であるときは、その代表者とする。）【又は当事者であった者】を千円以下の過料に処する。

附 則

第九十三条 この法律は、昭和二十四年 月 日から施行する。

第九十四条 この法律施行の際現に従前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定に基く労働組合であるものは、第二条第二項第一号若しくは第二号に該当するもの、又はその規約が第十二条に規定する要件を満たさないものであっても、法律施行の日から起算して三箇月間は、この法律及び労働関係調整法の規定による権利と保護を受け、手続に参加することができる。

*編注：上部に「○」の印あり。

2 前項の労働組合は、この法律施行の日から起算して三箇月以内に、その規約を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十五条 この法律施行の際現に従前の労働組合法の規定□□り登記をした法人である労働組合は、第十六条の規定により登記をした法人である労働組合とみなす。

*編注：上部に「○」の印あり。

2 前項の法人である労働組合であってその規約が第十二条に規定する要件を満たさないものは、この法律施行の日から起算して三箇月以内に、必要な規約の改正をして、第十一条の規定による証明を当該登記所に提出しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による証明の提出をしない法人である労働組合は、その規期間満了の時において解散する。

4 第一項の登記及び第二項の規定による証明の提出に関して必要な事項は、政令で定める。

第九十六条 第十九条第二号の規定は、この法律施行の日から起算して三箇月間は、適用しない。

*編注：上部に「×」の印あり。

第九十七条 第四十条から第五十条までの規定は、この法律施行の日から起算して三箇月間は、適用しない。

*編注：上部に「×」の印あり。

第九十八条 この法律施行の際現に従前の労働組合法の規定によって効力を有する労働協約は、この法律の規定によって締結された労働協約とみなす。

*編注：上部に「○」の印あり。

2 前項の労働協約のうち、期間の定めない労働協約について【も】、その労働協約の当事者がこの法律施行の日から起算して三箇月以内に、期間を定める規定を定めて第五十一条第二項の規定による届出をしなければ、その労働協約は、この法律施行の日から三箇月を経過した時においてその効力を失う。【間は、なお有効とする。】

第九十九条 この法律施行の際現に従前の労働組合法の規定による労働委員会の使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者の委員である者は、それぞれこの法律の規定による使用者委員、労働者委員及び中立委員である者とみなす。

*編注：上部に「○」の印あり。

2 前項の委員の任期は、従前の労働組合法の規定により委嘱された日から起算する。

第百条 従前の労働組合法の規定に基づく労働委員会がした処分その他の行為及びその労働委員会に対してした申請その他の行為は、それぞれこの法律に基づく労働委員会であつて従前の労働組合法に基づく労働委員会であつて従前の労働組合法に基づく労働委員会の管轄区域と同一の管轄区域を有するものがした処分その他の行為及びその労働委員会に対してした申請その他の行為とみなす。

第百一条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の労働組合法の規定がなおその効力を有する。この場合において同法第三十三条の規定による労働委員会の行う請求は、その行為のあった地を管轄する地方労働委員会が行うものとする。

2 前項後段の請求【を行う権限】に関しては、第七十八条において準用された【第六十四条から】第六十六条【まで】の規定による。【を準用する。】

第百二条 この法律施行の際現に従前の労働組合法の規定に基づく中央労働委員会の事務局の事務局長その他の職員である者は、別に辞令を發せられないときは、この法律の規定に基いて同一の級及び俸給をもってこの法律の規定に基いて労働委員会の事務局の事務局長その他の職員に任命されたものとみなす。

*編注：上部に「○」の印あり。

第百三条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」とあるのを「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

第百四条 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条【第一項】第六号を次のように改める。

六 構成団体【事業者】の全部又は一部から委任を受けた場合に、委任された権限の範囲内において、労働組合と団体交渉を行い、又は労働協約を締結すること。

第百五条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第八条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」とあるのを「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

第百六条 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一条、第十二条及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。）」とあるのを「労働組合法（昭和二十四年法律第 号（第五条、第九条、第三章、第三十九条から第五十条まで、第六章、第七章、【及び】第八十八条から第九十一条までを除く。））」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 組合は、その規約が労働組合法第十二条（第一項第九号及び第二項第九号を除く。）に規定する要件を満たさなければ、この法律に規定する権利と保護を受け、手続に参加することができない。

第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」とあるのを□□労働組合法第六十九条、第八十六条、第九十条及び第九十一条」

に改める。

附則第三項を次のように改める。

- 3 労働組合法の規定による都道府県知事及び労働委員会の権限は、組合については、労働大臣が行う。この場合において労働大臣は、中央労働委員会規則を尊重してその権限を行わなければならない

*編注：左の余白に、「海上保安庁法第三〇〇〇」との書込みあり。

10. 第7次案（部分）

史料出所：佐藤達夫文書

*編注：以下は、佐藤達夫文書 1885 に存在する史料(R[リール]28、コマ番号 0116-0120)を書き起こしたものである(タイプ打ちされた史料である。表題等はなく、下記のとおり「第四条」から始まっている)。これまでの本研究の過程では、「三月二十四日委員会案」(Ⅲ11. 参照。本書にいう第7次案)の日本文全体のまとまった史料は発見されなかったところ、上記史料は、一部分ではあるが第7次案を構成すると考えられる史料であり、かつ、形式上独立した形で存在する史料であることを踏まえて、「第7次案（部分）」として収録するものである。なお、第7次案及びこれに関わると考えられる史料についての詳細は、本書の「解題篇」第二章 I 5(8)を参照。

第四条

*編注：第二項のみが記されている。

- 2 前項の規定は、いかなる場合においても、人の身体又はその自由を直接に侵害する行為、人の財物に直接且つ有形の侵害を加える行為又は裁判所の裁判又は令状の執行を妨害する行為であって現行の刑罰法規に該当するものについてその違法性を阻却する趣旨に解釈されるべきでない。なお、これらの行為以外の行為についても労働組合の行為である故をもって常にその違法性を阻却する趣旨に解釈されるべきでない。

第五条

*編注：第二項のみが記されている。

- 2 前項の規定は、いかなる場合においても、前条第二項前段の行為によって生じた損害の賠償を請求することを禁ずる趣旨に解釈されるべきでない。なお、このような行為以外の行為についても争議行為である故をもって常にそれによって生じた損害の賠償の請求が許されない趣旨に解釈されるべきでない。

[備考] 以上の修正は、従来「正当なもの」の範囲について種々論争があり、誤解を生じた例も少くないので、労使双方及び民自党の要望を汲み、一応の試案として作成したものであるが、検務局は、このような規定を加えることに反対している。

(抗告)

- 第二十九条 第二十七条第一項から第三項までの規定による決定に対しては、不服の申立をすることができない。但し、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百十九条の二の規定により最高裁判所に抗告することを妨げない。

- 第三十条 削除

(決定の効力)

第三十一条 労働委員会の命令は、認証の決定があり、その決定が確定したときは、執行力を有する債務名義と同一の効力を有する。但し、民事訴訟法の規定による確定判決があったときは、これとてい触する限度において、将来にわたってその効力を失う。

(行政事件訴訟特例法による訴訟の制限)

第三十三条 第二十条及び第二十一条の規定による労働委員会の命令に対しては、行政事件訴訟特例法 (昭和二十三年法律第八十一号) の規定による訴訟は、裁判所の認証の決定が確定した後でなければ提起することができない。

2 前項の訴の提起については、行政事件訴訟特例法第五条第一項及び第三項の期間は、それぞれ認証の決定【が確定】したことを知った日又は認証の決定が確定した日から起算する。

(命令の既判力)

第三十四条 前条の規定による訴訟手続において労働委員会の命令の有効であることが確定したときは、その命令は、当該訴訟の当事者及び参加者の間においては、確定判決と同一の効力を有する。

[備考] 第二次試案第二十条以下の規定は、第一次試案第十六条以下における労働委員会の命令について、強い効力を与えられたいとの公聴会における労働者及び中立側の要望に従い、設けられたものである。(この部分については、労働省において民事局、検務局と打合中であるが、少くも、行政事件訴訟□【特】例法による訴訟の提起を禁じている点 (原案 34 但し、同 29、30) は、違憲の疑が濃厚なので、取り敢えず別紙のような修正を施した。)

第二十条以下の要旨は、次の通り。

- 1 労働委員会の命令につき、裁判所による認証の決定が確定したとき (25、27、29)、これに民事上の執行力を与えること (31)。
- 2 緊急の事態の場合に、裁判所による緊急命令を認め、これに仮執行の効力を与えること (32)。
- 3 行政事件訴訟法特例法による訴訟の提起は、労働委員会の命令について裁判所による認証の決定が確定した後とすること (33)。

(なお、罰則について 88)

(交渉単位及び交渉組合の制度の趣旨)

第四十条 一定の範囲内の労働者に関して一の使用者又はその団体と二以上の労働組合が団体交渉をしようとし、そのために団体交渉を円滑にすることが妨げられ、又は妨げられる虞がある等の場合において、関係者が団体交渉の円滑な運営を保障する手続と慣行を確立するためその範囲内の労働者に関しては、その過半数の支持する労働組合だけが団体交渉をすることができることとする必要があると認めるときは、以下この章の規定により、その団体交渉のための適当な単位 (以下「交渉単位」という。) 及びその交渉単位内の労働者に関して排他的にその団体交渉をする労働組合 (以下「交渉組合」という。) を定めることができる。

第八十八条 第二十七条又は第二十九条の規定により裁判所の認証の決定が確□定した日

以後においてその命令の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 第三十一条の規定により裁判所の緊急命令が告知された日以後において、その緊急命令の違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。但し、当該緊急命令が認証の決定があった労働委員会の命令に「てい触しない」場合に限る。
- 3 第二項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

11. 3月24日委員会案と試案との相違点に関する理由書（昭和24年3月24日、労働省労政局）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：本書にいう第七次案と第五次案の相違点に関する理由書である。第七次案の理解にとって重要な史料として、収録するものである。

*編注：「石黒」との書込みあり。

三月二十四日委員会案と試案との相異点に関する理由書

(昭和二四、三、二四 労働省労政局)

第二条関係

一、試案では第二項第一号と第三項との関係が明瞭を欠いているという批判が労使双方からされたので、本案では第二項第一号には使用者自身とその利益を代表して職務を行う地位にある者だけを掲げ、これに該当するものがいかなるものかの定義的条項はすべて第三項に移した。

二、第二項第三号の括弧内に掲げた経費以外はたとえ一銭でも使用者から貰うことにより直ちに労働組合でなくなることは妥当でないから、「実質的な」ものに限り、使用者の不当労働行為で厳重に制限することとした。

*編注：「第三号」は「第二号」の誤記と思われる。

この点労働者側（総同盟）の意見に主として従い、括弧内を削除せよという使用者側の意見を一部容れたものである。

三、第三項第二号を「事業の運営の方針の決定に直接参画する権限を有する者」としたのは試案第二項第一号の「管理若くは監督の地位にある者」及び第三項第二号の「使用者に雇傭される幹部職員」の字義が誤解を招く虞れがあるので一括して表現した。

四、第三項第四号に「又は社会運動」を加えたのは、現行法にあったのを入れなかったミスで訂正したに止る。

*編注：「第三項」は「第二項」の誤記と思われる。

五、試案第四項の「幹部労働組合」の規定を落したのは、各地の公聴会で労使中立各方面から反対があった為であり、趣旨を替える積りはない。

第四条関係

第二項を加えたのは、従来第一項の「正当なもの」の範囲について種々論争があり、誤解を生じた例も尠くないので、労使双方及び民自党の要望に従い表現可能な限りこれを明かにしたいと考えたためであり、従来と実体を替えるものではない。

第五条関係

第二項を加えたのは第四条に第二項を加えた当然の結果である。

第四条及第五条の第二項を加えることについては、検務局は強く反対している。民自党及び使用者側の強い要望により挿入したものであるが、起草委員会としては好ましいものとは思われない。

第七条関係

試案第二項乃至第四項の構想を改め、労働組合が合法的なものか否かの決定は地方労働委員会が行い（中央労働委員会による再審をみとめ）、その決定は決定無効の判決があるまでは公定力を有するものとした。一方行政庁及び当事者の便宜のために都道府県知事の証明の制度を採用した（本法案第十一条）。これは試案の制度では、具体的事件が裁判所乃至行政庁に係属するまでは、労働組合が合法かどうかの法律上有効な確認が得られず、そのため当事者が不安であるのみならず、個々の行政庁乃至裁判所によってそれぞれ異った判定がなされる虞があるからである。而してこの公定力ある決定は労働組合の実情に精通した労働委員会が行うことが妥当なるべく、たゞ証明のみは行政上の責任及び便宜から都道府県知事の所掌とした。これは公聴会において労働者側は勿論申立、使用者からも有権的決定機関を定めることが要望されたからである。

第八条関係（本案第十二条）

一、第一項第五号に「並びに過怠金、除名等の制裁の手續」を加えたのは試案の第二項第四号の文意では「正当且つ慎重な審問の手續」そのものが規約に記載されるかどうか必しも明らかでないので、これを明瞭にしたものである。

二、第七号は用語を調整したもので実体的には変化ない。

三、第八号から「加入金、基金」を削ったのは「その他会計に関する規定」に当然含まれると解されるからである。

四、第十号に「及び労働協約の締結の手續」を加えたのは、規約変更の手續のみでは片手落ちと考えられるからである。

五、第二項第四号は、第一項第五号の変更に伴い表現を替えたのみで実体はかはらない。

六、第七号で「外部の」を削ったのは、公聴会での労働者側意見を採用したものである。

七、第九号、第十号を加えたのは、公聴会での使用者側意見及び民自党の意見を採用したものである。

第十五条（本案第十九条）関係

試案第一号及び第七号を併せ、且つこれを簡易にして別に第一号及び第二号とした。ただし試案では若干重複があったと思考されるからである。

第十六条（本案第二十条）以下裁判手續

労働委員会の命令には、

- 一、民事上の執行力を与えること
- 二、緊急の事態の場合に仮執行処分を認めること

- 三、認可を認証と改め行政訴訟との間の関係を調節すること
 - 四、民訴の仮処分との間の調節をはかること
 - 五、より迅速な手続を定めること
 - 六、使用者のみでなく、直接行為者にも命令を出せるようにすること
- 等の労働者、中立の希望に従い手続上の規定に必要な修正を加えたものである。
この部分については法務庁検務局、民事局、最高裁判所と憲法上及び手続上の問題について打合せ中でありなお確定に至ってをらず、ペンディングとして扱われたい。

第二十三条 (本案第三十八条) 関係

- 一、第一項の「その他の事項」を「その他の労働関係に関する事項」と改めたのは、当然のことながらその他の事項が不当に広く解釈されることを防止するためである。(使用者及び民自党の要望)
- 二、第三項第二号の「代表者又はその委任を受けた者」を「団体交渉に当る者」と改めたのは、不当に多数であることを禁止するのは単に法律上の代表者又は受任者に限らず、事実上交渉に当る者についてであるからである。
- 三、第三項第三号を落したのは、使用者に悪用される虞が多いのみならず、第七号で事実上排除され得るからである。(労働者特に総同盟からの希望)

第二十五条 (第四十条) 以下単位制度

公聴会において労使中立一致した意見で難解であるというので、説明的字句を加え平易に表現を変えたにすぎず、実体はなんら変えていない。

第三十三条 (第五十一条) 関係

- 第一項に「労働関係に関する」を加えたのは第二十三条の場合と同じ。
- 二、第三項を加えたのは、労働組合の解散を届出しめることと同じく労働協約の終期を明かにするためである。

第三十五条 (本案第五十二条) 関係

第二項を加えたのは、公聴会における使用者側意見及び民自党の要望により勸奨的規定としておいたものである。

第四十条 (本案第五十八条) 関係

- 一、第二項の委員の欠格条項は、厳格にすぎるという労働者側、中立側の意見に従って衆議院議員のそれと同一のものと改めた。
- 二、第三項も労働者側意見及び労働委員会の実情に鑑み、若干緩和した。

第四十二条 (本案第六十一条) 関係

労働大臣が委員を罷免する際に中央労働委員会の同意を経ることに改めた (第二項) のは、労働者側、中立側及び労働委員会方面の意見を採用したものである。

第四十四条 (本案第六十条) 関係

委員を専従の中立委員と然らざる委員とに区別してその給与等については別に法律及び政令で定めることにした。専従の中立委員が必要であるという公聴会の意見に従ったものである。

第四十五条 (本案第六十三条—第六十六条) 関係

準司法的事務を中立委員のみで行うことは、試案と変りないが、その権限の行使については使用者委員及び労働者委員の意見を求めうることとし (第六十四条第二項) 、又

それらの事務について関係者を審問するときは、使用者委員及び労働者委員が立合い質問をし、意見を述べ得ることとした（第六十五条第二項）。このように準司法的事務について労使委員のある程度の参加を認めたのは、労、使の一致した要望及び労働委員会方面の要望を採用したものである。

右の外事務局の設置は法律事項であるので明文を以てかかげることとし（本案第六十七条、第七十九条）、調査（試案第四十六条）は強制権限に含まれるものとして削除した。

第六十三条（本案第八十八条）

「決定が告知された日から十日以後において」を「決定が確定した日以後において」と改めた（第一項）。けだし十日の猶予期間をおくことは不要であるとの労働者、中立の意見を妥当と認めたからである。又新たに緊急命令の規定をおいたからこれについても同様の罰則を附することとし（第二項）、又懲役と罰則の併科をみとめた（第三項）。

附則 専従者の給与に関する経過規定その他新法に移行するための必要な経過規定及び他の法令との関係を規定したものである。今国会上程の他の法律との関係を睨みあわせて今後も若干変動を生ずる見込である。（特に公共企業体労働関係法との関係）

12. 第8次案（昭和24年3月30日？）

史料出所：佐藤達夫文書

*編注：冒頭に「法制局」、「3-30」の書込みあり。3月30日に作成された（日本語に直された）草案の可能性あり。目次の頁はなく、下記のとおりすぐに条文の記載がはじまっている。ここにいう「現行法」とは、当時における20年労組法のことである。本次案の規定は、「（現行法通）」など、当時の20年労組法の規定を維持、またはこれに加除する形で記されている。

第一章 総則

第一条（現行法第一項削除）

この法律の政策及び目的は、使用者とその被傭者との間の交渉力の均等を促進することにより労働者の地位を向上すること、労働者がその雇用の条件を交渉するために自ら選択した代表者を選出することを含む団体交渉を行うために自主的に組織し団結する行為を擁護すること、及び労使関係を規制する包括的労働協約を齎す団体交渉の実行と手続を奨励することにある。

2（現行法第二項通）この項の規定の解釈は命令で定める。

第二条（現行法第二条本文通）

一（現行法第一号削除）役員及び会社の幹部職員、雇入、解雇、昇進若しくは異動の直接の権限を有する監督的被用者又は会社の労働関係の計画及び政策に関する機密の情報に接触し、そのためにその職務上の義務と責任が会社の一般的被用者によって組織される労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接に^{てい}触するような監督的被用者を含む使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二（現行法第二号削除）その団体の経費を支払うことにつき財政的援助を受けるもの、

但し、この規定は、使用者が被用者に労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議又は交渉することを許すことを妨げるものではなく、及び経済的不幸又は災厄を防止し、若しくは救済するための慈善的支出に実際に用いられる福利は若しくは類似の基金の為の使用者による寄附、又は事務所の為の最少限の場所若しくは備品消耗品 (Supplies) の供給については、適用しない。

三 (現行法通)

四 (現行法通)

第三条 (現行法通)

第四条 (現行法第一項通) (現行法第二項削除)

第二章 労働組合

第五条 (現行法第五条全文削除)

労働組合は、第二条及びこの条の第二項の規定に適合することの受け容れ得べき証明 (acceptable poof) を提出したのでない限り、この法律又は労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) に規定する形式的手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済等 (remedies)、又は第十三条に規定する免除を与えられ (beaccorded) ない。

*編注: 「poof」は原文ママ。

2 労働組合の規約は、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 組合の名称

二 主たる事務所の所在地

三 単位労働組合の組合員は、組合のすべての事項に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人もいかなる場合においても、人種、宗教、社会的身分又は門地によって組合員としての資格なきものとされることはない。

五 単位労働組合 (local union) の支部役員 (local officials) 又は役員は、組合員による直接秘密投票によって選出されなければならない。全国組合の役員 (national union officials) は、単位労働組合 (local union) の組合員の秘密投票によって選出された代議員によって選出することができる。

六 総会は、少なくとも毎年一回開催されなければならない。

七 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名及び現在の経理状況についての会計報告は、組合によって任命された職業的に資格のある会計検査人 (professionally competent auditor) の正確な証明書とともに、少なくとも毎年組合員に公開しなければならない。

八 同盟罷業は、すべての組合員又はこれによって直接に選出されたすべての代表者による直接秘密投票による決定を経ずして開始してはならない。

3 組合規約は、組合員の過半数の投票による場合を除いて、変更してはならない。

現行法第六条削除

第六条 (現行法第十条通)

現行法第七条削除

現行法第八条削除

現行法第九条削除

第七条 (現行法第十一条全文削除)

使用者は、左に掲げる行為をしてはならない。

一 労働団体の組合員になることを援助若しくは抑圧する目的のために、労働者を解雇し又は雇入れ、雇用の継続、雇用条件に関して差別待遇をすること。

労働者が労働組合に加入しないこと、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働団体が被用者の多数代表である場合には、使用者が雇用の条件として労働者が当該労働組合の組合員たることを要求する労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 被用者の代表者と誠実に団体交渉をすることを拒むこと。

三 労働者が労働組合を組織し、若しくは運営することを支配し、若しくは干渉すること又はその団体の経費の支払につき財政的援助を与えること。

但し、この規定は、使用者が被用者に労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議又は交渉することを許すことを妨げるものではなく、及び経済的不幸又は災厄を防止し若しくは救済するための慈善的支出に実際に用いられる福利若しくは類似の基金のための使用者による寄附、又は事務所のための最少限の場所若しくは備品・消耗品の供給については、適用しない。

第八条 (現行法第十二条通り)

第九条 (現行法第十三条)

第十条 (現行法第十四条 二、四、五号削除)

現行法第十五条削除

第十一条 (現行法第十六条通)

第十二条 (現行法第十七条通)

第十三条 (現行法第十八条通)

第三章 労働協約

第十四条 (第一項現行法第十九条第一項通、第二項削除)

第十五条 (現行法第二十条削除)

労働協約は、確定期限を定めた条項を含まなければならず、いかなる場合にも三年を越えて有効に存続することができない。

2 前項の確定期限が満了したときは、いかなる労働協約も使用者及び労働組合の権限を有する代表者の同意なしには、有効に存続することができない。但し、この法律において両当事者の協約更新の希望を予告することができる協約の条項を妨げるものと解釈すべきではない。

(現行法第二十一条削除)

(現行法第二十二条削除)

第十六条 (現行法第二十三条)

第十七条 (現行法第二十四条)

(現行法第二十五条削除)

第四章 労働委員会

第十八条 (現行法第二十六条但し一部修正)

「第三者」を「公益を代表する者」に改める。

「特別の必要あるトキハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別労働委員会ヲ設クルコトヲ得」を削る。

「勅令」を「政令」に改める。

第十九条 (現行法第二十七条、但し一部修正)

第六条、第八条、第十五条、第二十四条及び第二十三条を「第十七条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条」に改める。

第二十条 (現行法第二十八条)

第二十一条 (現行法第二十九条)

第二十二条 (現行法第三十条)

第二十三条 (現行法第三十一条)

第二十四条 (現行法第三十二条生かすこと。)

第二十五条 第五条及び第七条の規定による事案の判定に当っては、中央労働委員会の公益を代表する委員のみが参加することができる。但し、決定の前に労使委員と協議することを妨げない。

第二十六条 中央労働委員会は第十七条、第十九条、第二十五条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条の規定による事務を遂行する権限を有する。中央労働委員会は、斡旋、調停、仲裁及び事案の判定又はその他の労働争議の調整であって二以上の都道府県にかかわるもの或いは全国的に重要な問題を提供するもの (**Present the issues**) について、第一審の管轄権 (**initial jurisdiction**) を有することが出来る。地方労働委員会の決定については、中央労働委員会はその決定を取消し、承認し、拒否し或いは修正する充分な権限をもって再審査するものとする。

第二十七条 中央労働委員会は地方労働委員会に対して手続規則を作成し、公布する権限を有する。

第二十八条 使用者がこの法律の第七条及び第二十四条に違反したという決定を労働委員会がなした場合には、労働委員会はその決定を公表し使用者に対してその違反行為を中止し、解雇した従業員に遡及的に賃金を支払い或いは支払わず復職させる等この法律の趣旨を生かすような肯定的 (**Affirmative**) な措置を取ることを命令しその命令に従わしめる。使用者は十五日以内にその命令に従うか或いは地方裁判所にその命令に対して異議を申立てるものとする。 (**file petition in the district court challenging the legality of the order**) 地方裁判所は、労働委員会の事実審査に推定の根拠を置き、適当な法的基準に基いてその命令が法令に従ったものかどうかについて判決を下すものとする。労働委員会により地方裁判所に向けられた事件は出来るかぎり迅速に扱うものとする。そして同種類の先に提訴されている事件を除いて他のすべての事件に優先させ、労働委員会の命令を確認し、修正し或いは取消すものとする。

第五章 罰則

第二十九条 (現行第三十三条削除)

前条の規定により労働委員会の命令が裁判所により確認された場合に、使用者がなおその命令に従わなかった場合には、使用者は一年の禁^ここ^り或いは十^万円の罰金に処せられ又はこれらを併科される。

第三十条 (千円を十^万円に改めた他は現行第三十四条通り)

第三十一条 (五百円を十^万円に改めた他は現行第三十五条通)

第三十二条 (現行第三十六条通)

第三十三条 (現行第二十七条一項 五百円を十^万円に改める 一号、二号、三号削除)

一号 (現行三十七条一項四号の通り) (現行法第二項削除)

2 使用者が第二十四条 第三項の規定に違反したとき、

附 則

第一項 「勅令」を「政令」に改める。

第二項 削除

(以下現行通。)

13. 労働組合法の改正に対する勧告 (昭和 24 年 4 月 5 日) = 第 9 次案

史料出所：佐藤達夫文書

*編注：目次の頁はなく、下記のとおりすぐに条文の記載がはじまっている。「現行法」とは、当時における 20 年労組法のことである。

労働組合法の改正に対する勧告 (二四・四・五)

第一章 総則

第一条 (現行法第一項削除)

この法律の目的は、使用者とその被傭者との間の交渉力の均等を促進することにより労働者の地位を向上すること、労働者がその雇用の条件を交渉するために自ら選択した代表者を選出することを含む団体交渉を行うために自主的に組織し団結する行為を擁護すること、及び労使関係を規制する包括的労働協約を齎す団体交渉の実行と手続を奨励することにある。

2 (現行法第二項通) 但し、如何なる場合にも、労働組合の行為が殺人、財産の破壊等の有形の危害を違法とする刑法の規定に違反している場合には、それ等の行為は正当なものとは見なされない。

第二条 (現行法第二条本文通)

一 (現行法第一号削除) 役員、雇入、解雇、昇進若しくは異動の直接の権限を有する監督的被用者又は会社の労働関係の計画及び政策に関する機密の情報に接触し、そのためにその職務上の義務と責任がその労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接に^{てい}触^るような監督的被用者を含む使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 (現行法第二号削除) その団体の運営上の経費を支払うことにつき財政的援助を受けるもの、但し、この規定は、使用者が被用者に労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議又は交渉することを許すことを妨げるものではなく、及び経済的不幸又は災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる厚生 (リクリエーション) 基金又は福利若しくは類似の基金の為の使用による寄附、又は事務所の為の最少限の場所の供給については、適用しない。

三 (現行法通)

四 (現行法通)

第三条 (現行法通)

第四条 (現行法第一項通) (現行法第二項削除)

第二章 労働組合

第五条 (現行法第五条全文削除)

労働組合は、第二条及びこの条の第二項の規定に適合することの受け容れ得べき証明 (acceptable poof) を労働委員会に提出したものでない限り、この法律又は労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) に規定する形式的手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済等 (remedies)、与えられ (beaccorded) ない。但し、ここに述べた如何なる規定も個々の労働者に対してこの法律の第七条第一項【号】の規定による完全な保護をあたえることを拒否するように解釈してはならない。

*編注：「poof」は原文ママ。

2 労働組合の規約は、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 組合の名称

二 主たる事務所の所在地

三 単位労働組合の組合員は、組合のすべての事項に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人もいかなる場合においても、人種、宗教、【性別、】社会的身分又は門地によって組合員としての資格なきものとされることはない。

五 単位労働組合 (local union) の役員は、組合員による直接秘密投票によって選出されなければならない。連合体及び全国組合の役員 (Federation or national union officials) は、単位労働組合 (local union) の組合員の秘密投票によって選出された代議員によって選出することができる。

六 総会は、少なくとも毎年一回開催されなければならない。

七 すべての収入、支出、主要な寄附者の氏名及び現在の経理状況についての会計報告は、組合によって任命された職業的に資格のある会計検査人 (professionally competent auditor) の正確な証明書とともに、少なくとも毎年組合員に公開しなければならない。

八 同盟罷業は、すべての投票した組合員又はこれによって直接に選出されたすべての投票した代表者による直接秘密投票による決定を経ずして開始してはならない。

*編注：上部に「✓」の印あり。

3 組合規約は、組合員の過半数の投票による場合を除いて、変更してはならない。

現行法第六条削除

第六条 (現行法第十条通)

現行法第七条削除

現行法第八条削除

現行法第九条削除

第七条 (現行法第十一条全文削除)

使用者は、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合員であること、労働組合に加入し又は労働組合を組織しようとしたこと、又は労働組合の正当な行為を行ったことを理由として労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること。又は労働者が労働組合に加入しないこと、又は労働組合から脱退することを雇入の条件とすること。但し、労働団体が被用者の多数を代表する場合には、使用者が雇用の条件として労働者が当該労働組合の組合員たることを要求する労働協約を締結することを妨げるものではない。

*編注：第一文、第二文それぞれの末尾に区切り線の趣旨と思われる書込みがあり、第一文の末尾付近に「現行 I」、第二文の冒頭付近に「II」との書込みあり。但書の冒頭付近に「○」の印あり。また、但書の「使用者が」の横に、「クローズ、ユニオン」との書込みあり。

- 二 被用者の代表者と団体交渉をすることを拒むこと。

- 三 労働者が労働組合を組織し、若しくは運営することを支配し、若しくは干渉すること又はその団体の運営上の経費の支払につき財政的援助を与えること。

但し、この規定は、使用者が被用者に労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議又は交渉することを許すことを妨げるものではなく、及び経済的不幸又は災厄を防止し若しくは救済するための支出に実際に用いられる厚生基金 (リクリエーション・ファンド) 又は福利若しくは類似の基金のための使用者による寄附、又は事務所のための最少限の場所の供給については、適用しない。

第八条 (現行法第十二条通り)

第九条 (現行法第十三条)

第十条 (現行法第十四条二、四、五号削除)

現行法第十五条削除

第十一条 (現行法第十六条通)

第十二条 (現行法第十七条通)

第十三条 (現行法第十八条通)

第三章 労働協約

第十四条 (第一項現行法第十九条第一項通、第二項削除)

第十五条 (現行法第二十条削除)

労働協約は、確定期限を定めた条項を含まなければならず、いかなる場合にも三年を越えて有効に存続することができない。

- 2 前項の確定期限が満了したときは、いかなる労働協約も使用者及び労働組合の権限を有する代表者の同意なしには、有効に存続することができない。但し、この法律におい

て両当事者の協約更新の希望を予告することができる協約の条項を妨げるものと解釈するべきではない。

現行法第二十一条削除

現行法第二十二条削除

第十六条 (現行法第二十二条 () 内削除)

第十七条 (現行法第二十三条)

第十八条 (現行法第二十四条)

現行法第二十五条削除

第四章 労働委員会

第十九条 (現行法第二十六条但し一部修正)

「第三者」を「公益を代表する者」に改める。

「特別ノ必要アルトキハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別労働委員会ヲ設クルコトヲ得」を削る。

「労働委員会ノ委員及ビ命令ヲ以テ定ムル職員」を「労働委員会の職員」と改める。

*編注:「改める。」の下に「公ムに従事する職員」との書込みあり。

「勅令」を「政令」に改める。

労働省に中央労働委員会を置く。

中央労働委員会は使用者を代表する委員 (以下「使用者委員」という。)、労働者を代表する委員 (以下「労働者委員」という。) 及び公益を代表する委員 (以下「公益委員」という。) 各七人をもって組織する。

使用者委員は使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は労働組合の推薦に基いて、中立委員は使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員はこの規定により資格を失った場合には、当然退職するものとする。

中立委員の任命については、その中の三人を超える員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。委員は自分自身の行為によりこの規定により資格を失った場合には当然に退職するものとする。

労働大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、中央労働委員会の同意を経てその委員を罷免することができる。

委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

委員は再任することができる。

委員は、後任者が任命され、資格をあたえられるまでこの職務を行う。

もっぱら委員会の事務に従事する委員は、別の法律で定める俸給、手当及び政令で定めるその職務を行うために要する費用の弁償をうけるもの□□□。

労働委員会に会長を置く。

会長は、委員が中立委員の中から選挙する。

会長は、中央労働委員会を統轄する。

会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、新しい会長をこの規定に基いて選挙するものとする。

労働委員会の管理上の事務を取り扱うため、労働大臣が中央労働委員会の会長の同意を経て任命した局長及び職員を置く事務局を中央労働委員会に設置する。

この条項の規定は地方労働委員会に準用する。但し、地方労働委員会の委員の任命は知事が行い、その委員は、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員各五人とする。

第二十条 (現行法第二十七条、但し一部修正)

「第六条、第八条、第十五条、第二十四条及び第二十三条」を「第五条、第十八条及び第二十七条」に改める。

一号、二号削除、三号を労働争議の斡旋、調停及び仲裁とし本文に続ける。

二項削除

第二十一条 (現行法第二十八条)

二項以下追加

中央労働委員会の会議は会長が招集する。

中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び中立委員各一人以上の出席がなければ会議の議事を開き、議決することができない。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決する所による。

第二十二条 (現行法第二十九条) 二十六条を十九条と改める

第二十三条 (現行法三十条)

現行法第三十一条抹消

第二十四条 この法律の第五条及び第七条及び労働関係調整法第三十九条、第四十条、第四十一条及び第四十二条の規定による事案の判定に当っては、中央労働委員会の公益を代表する委員のみが参加することができる。

但し、決定の前に労使委員が審問に参加することを妨げない。

第二十五条 中央労働委員会は第十八条、第二十条、第二十六条及び第二十七条、の規定による事務を遂行する権限を有する。中央労働委員会は、斡旋、調停、仲裁及び事案の判定あって二以上の都道府県にかかわるもの或いは全国的に重要な問題を提起するもの (present the issues) について、第一審の管轄権 (initial jurisdiction) を有することが出来る。この法律の第五条及び第七条の規定による地方労働委員会の決定については、中央労働委員会はその決定を取消し、承認し、拒否し或いは修正する十分な権限をもって再審査するものとする。再審査は中央労働委員会の職権により又は地方労働委員会の決定の当事者の一方の申請によりなされるものとする。

第二十六条 中央労働委員会はそれ自体の手續規則と共に地方労働委員会【に】対して手續規則を作成し、公布する権限を有する。

第二十七条 使用者がこの法律の第七条に違反したという決定を労働委員会がなした場合には、労働委員会はその決定を公表し使用者に対してその違反行為を中止し、解雇した従業員に遡及的に賃金を支払い或いは支払わず復職させる等この法律の趣旨を生かすような肯定的 (Affirmative) な措置を取ることを命令しその命令に従わしめる。使用者は三十日以内にその命令に従わなければならない。又は労働委員会或いは使用者は地方

裁判所にその命令の確認を申立てるものとする。(file petition in the district court challenging the legality of the order) 地方裁判所は、労働委員会的事实審査に推定の根拠を置き、適当な法的基準に基づいてその命令が法令に従ったものかどうかについて判決を下すものとする。労働委員会により地方裁判所にかけられた事件は出来るかぎり迅速に扱うものとする。そして同種類の先に提訴されている事件を除いて他のすべての事件に優先させ、労働委員会の命令を確認し、修正し或いは取消すものとする。

第五章 罰則

第二十八条 (現行第三十三条削除)

前条の規定により労働委員会の命令が裁判所により確認された場合に、使用者がなおその命令に従わなかった場合には、使用者は一年以下の禁_こ或いは十万円以下の罰金に処せられ又はこれらを併科される。

第二十九条 (千円を十万円に改めた他は現行第三十四条通)

第三十条 (五百円を十万円に改めた他は現行第三十五条通)

第三十一条 (現行第三十六条通)

第三十二条 (現行第二十七条一項 五百円を十万円に改める一号、二号、三号削除)

一号 (現行三十七条一項四号の通り) (現行法第二項削除)

2 使用者が第二十四条第三項の規定に違反したとき。

附則

第一項 「勅令」を「政令」に改める。

第二項 削除

(以下現行通。)

本法は年月日より施行する (制定の日から三十日以内)

現在の労働委員会の委員は、その任期満了まで在任するものとする。

この規定が現存の法律の規定に触れない限り、現在の労働委員会の職員は、この法の制定により任命されたものと見なされる。

14. 第 10 次案 (英文、部分)

史料出所 : TUL file

*編注 : 目次の一部分である。文書冒頭左上に「Return to Amis」との書込みあり。右上にも手書きのメモあり (判読不能)。そして、紙面全体に大きく「Destroyed RTA 3 Oct '49」と手書きされている。なお、目次本体も手書きである。

Draft for Amending the Trade Union Law

Draft of Labor Ministry

Final Draft of Labor Division,

8, April, 1949

G.H.Q.

(Article) (Title)	(Article) - (Paragraph)
Chapter I General Principles	
1 Purpose	1 - I
2 Trade Union	2
3 Workers	3
4 Liberation	1- II 8
Chapter II Trade Unions	
5 Treatment of an organization which has been formed as a trade union	5 - I
6 Constitution of the trade union	5 - II
7 Collective bargaining	6
8 Bargaining unit and bargaining union	
9 Unfair labor practice	7
10 Order of the Labor Relations Committee	} 27
11 Request for attestation and investigation	
12 Decision of the Court	
13 Urgent order	
14 Court procedures	
15 Use of funds for other purposes	9
16 Dissolution	10
17 Registration of a trade union as a juridical person	11
18 Mutatis mutandis application of the provisions of	*編注：ここで途中のまま頁が終わっている。

*編注：以下は、第 10 条から第 14 条、及び、史料上これに続けて収録されている罰則（第 31 条から第 35 条）、附則（第 36 条から第 43 条）の条文である。史料は、タイプ打ちされたものである。ところどころに、スペルミスや、小文字とすべきところを大文字としているなど、タイプミスと思われる箇所があるが、全て原文どおりである（□は判読不能箇所を示している）。また、都度指摘はしていないが、内容上おかしいと考えられる箇所（一例だけ挙げると、第 12 条第 3 項の「non-attestation」の「non」は不要と考えられる）もいくつか存在する。なお、第 12 条から第 14 条、及び附則の第 36 条、第 37 条については、史料上、文字の上部の印字がかすれており、印刷された文字そのものからは読み取りが容易でない箇所が少なからず存在する。

(Order of the Labor Relations Committee)

*編注：上部に判読不明のアルファベット数文字と「27」との書込みあり。

Article 10. *編注：この行の右端に「Apr 1949」との書込みあり。「Article 10」にはアンダー

ラインがタイプされている。

The Labor Relations Committee shall, in case it recognizes that an employer or the employers' organization has conducted any practice under each of the clauses of the preceding Article (hereinafter referred to as the "unfair labor practice") has been really conducted, be entitled to publicize its findings and order the employer or the employers' organization concerned to cease and desist from such unfair labor practices or to take such necessary measures for reverting to the status quo ante as re-instatement of discharged workers with or without back pay of wages or salaries, or to change or cancel the order. Provided, however, that this change or cancel of the order shall be made only before the decision under the provision of Article 12 is made.

*編注：「12」の下に下線の書込み、上に「27」の書込みあり。

2. On issuing the order under the preceding paragraph, the Labor Relations Committee shall give the opportunity to the worker, the trade union, the employer or the employers' organization concerned with the suspected unfair labor practice the opportunity to make statements concerning the facts and submit evidences.

3. In case Labor Relations Committee has issued the order under paragraph 1, it shall notify the employer or employers' organization concerned.

4. The order of the Labor Relations Committee shall lose its effect when the decision of non-attestation of the order is established by the court according to the provision of Article 12.

*編注：「12」の横に「27」と読みうる書込みあり。

(Request for Attestation and Investigation)

Article 11.

*編注：「Article 11」にはアンダーラインがタイプされている。

In case the Labor Relations Committee issued the order under the preceding Article, it may request for attestation of the order to the district court under whose jurisdictional area it is located, submitting at the same time all such materials or documents of the case concerned. The same rule shall apply to the case when the Labor Relations Committee changed its order.

2. In case the district court received the request for attestation under the preceding paragraph, it shall immediately inform those provided for in paragraph 2 of the preceding Article. In the case, those who received such information may submit to the court within ten days from the day on which he received such information new materials concerned with the cases which could not be submitted at the time the investigation was made by the Labor Relations Committee concerned only when they have proved that there was no fault for not having been able to submit them to the Labor Relations Committee concerned.

3. Employers or employers' organization who has been notified the order of the Labor Relations Committee and has complaint concerning the order may file a petition in the district court under whose jurisdictional area the Labor Relations Committee is located requesting for investigation by the court within ten days from the day on which they were notified of such order.

4. In case the district court received the request for investigation under the preceding paragraph, it shall inform of it without delay to the Labor Relations Committee concerned and those who are provided for in paragraph 2 of the preceding Article and who are not the one who has

filed such petition of request for investigation concerned. In this case, the provision of the latter portion of paragraph 2 shall be applied mutatis mutandis to those who have filed such petition of request for investigation and those who have received such information except the Labor Relations Committee.

5. The Labor Relations Committee which has received the information under the preceding paragraph shall immediately send all the documents and other materials concerned with the case to the district court.

6. In case the district court has received the request for attestation or request for investigation, whenever it deems it necessary, it may (by decision) order suspension of the execution of all or a part of the order of the Labor Relations Committee or cancel or modify the order of suspension or request by the interested persons or by its own initiative.

7. No request for investigation or request for attestation can be filed separately by the persons informed, in case the request for attestation or request for investigation has been made.

*編注：以下の第12条がタイプされている紙片の冒頭部分中ほどに「10-14」との、右端に「Apr 1949」との書込みあり。

(Decision of the COurt)

Article 12. AT the court proceedings concerned with the request for attestation or with the request for investigation, the court shall be bound by the facts-findings of the Labor Relations Committee so far as there are substantial evidences which give proof to the facts-findings. In this case, the court shall decide whether there are substantial evidences or not.

2. In case the court has received the request for attestation or received such documents under paragraph 5 of the preceding Article, it shall make decision within twenty days as much as possible from the day it received the request for attestation or received the documents.

3. In case that the court recognizes that the order of the Labor Relations Committee is proper, it shall make the decision of non-attestation of the order.

4. In case the Order of the Labor RELATIONS COMmittee falls under each of the following clauses, it shall make the decision of non-attestation of the order.

(1) In case there is no substantial evidences which prove the facts which formed the basis of the order.

(2) In case the order is in violation of the Constitution, laws, and ordinances or it conflicts with the fixed judgments of the court which exist already.

5. In case the court recognizes that there is probability that the order of the Labor RELATIONS Committee may be affected by the new evidences submitted according to the provision of paragraph 2 of the preceding Article (it is included when it is applied mutatis mutandis in para. 4 of the same article) or in case the court recognizes that it is appropriate to modify the order because it shows too much dogmatism as to application of the Constitution, laws and ordinances or it is unreasonable, the court shall, pointing out the point to be modified or not pointing out it, return the case back to the Labor Relations Committee concerned.

6. The Labor Relations COmmittee concerned or those provided for in para. 2 of ART. 10 may file immediate appeal to the upper court in case they have complaint with the decision under para. 3 or para. 4.

7. In case the judgement of the court which conflicts with order attached with the decision of attestation is fixed, it shall loose its validity so far as it conflicts with the judgement.
(urgent order)

ARTICLE 13. The district court under whose jurisdictional area the Labor Relations COMMITTEE is located, in case it deems it necessary, may, on appeal by the Labor Relations Committee concerned, order the employer or the employers⁸ organization concerned to suspend the act suspected as the unfair labor practice or to take such necessary measures to revert temporarily to the status quo ante as to re-employ the workers concerned.

2. The order under the provision of the preceding paragraph shall loose its effect to the future in case the decision under the provision of the preceding Article is established, and in case the order of the court under the provision of para. 6 of ART. 11 is made, it shall loose its effect to the future so far as it conflicts with the order.

3. When, in case the order under para. 1 has been issued, the Labor RELations Committee concerned does not come to issue the order under Art. 10 or cancelled the order, the Labor Relations Committee shall request the cancel of the order under para. 1. In this case, the court shall cancel the order.

(Court Procedures)

Article 14. As to the court procedures concerning the attestation and investigation of the order of the Labor RELations Committee, the order under para. □ of Article 7 and the order under preceding of paragraph, the provisions of Chapter 1 of the non-contentions Procedure Act shall be applied mutatis mutandis except in the cases especially provided for by this law.

*編注：□は6または8のいずれかであるが、判読困難。

2. The Supreme Court may fix necessary matters, other than those provided for in this Law, concerning the procedures under the preceding paragraph in the Supreme Court Regulations.

CHAPTER V. PENALTIES

ARTICLE 31. In case that violation of the order of Labor Relations Committee was ocured after the decision of attestation of the Court has been fixed according to the provisions of Article 12, a person who has committed such violation shall be liable to imprisonment not exceeding one year or to a fine not exceeding ten thousand yen.

2. Both imprisonment and fine can be imposed at the same time according to circumstances on the person who has committed violation under the preceding paragraph.

3. In case that violation of the urgent order of the Court under the provision of Article 13 was ocured after it has been notified, a person who has committed such violation shall be liable to an administrative fine not exceeding fifty thousand yen.

*編注：第1項の「12」、第3項の「13」、いずれも傍に「27」との書込みあり。

ARTICLE 32. Those who have disclosed secret violating the provision of paragraph 4 of Article 29 shall be liable to imprisonment not exceeding one year or to a fine not exceeding thirty thousand yen.

*編注：「29」の上に「22」との書込みあり。

ARTICLE 33. Those who have contravened the provision of paragraph 20 of Article 29 **【30】** and presented false statement or failed to present reports or make false reports or failed to submit the books and papers or submitted the books or paper with false statement or who have contravened the provision of the same Article and failed to present themselves or refused, obstructed or evaded the inspection under the provisions of the same Article shall be liable to a fine not exceeding ten thousand yen.

ARTICLE 34. When a deputy or a co-habitant or employees and others of a juridical person or a person contravened the provision of the first portion of preceding Article, the said juridical person or person shall not be immune from penalty on the ground of not having given order for such contravention.

2. The provisions of the first portion of the preceding Article shall apply to the directors, managers or other officers who execute the businesses of the juridical person in case the person is a juridical person and to the legally fixed deputy in case the person is a person who is minor or a person judged incompetent provided this rule shall not apply to a person who is a minor and has the same capacity as an adult in the performance of business.

ARTICLE 35. The representative or liquidator or such person of a trade union shall be liable to an administrative fine not exceeding one thousand yen in the following cases:

(1) When he failed to be registered as a juridical person according to the present Law or the Cabinet Ordinance issued according to the present Law.

(2) When he contravened the provision of Article 79 or Article 81 of the Civil Code applied mutatis mutandis in Article 18 **【12】** and failed to make public notification or made a false notification.

(3) When he failed to claim the sentence of bankruptcy contravening the provision of Article 81 of the Civil Code applied mutatis mutandis in Article 18.

(4) When he prevented the inspection of the Court under the provision of Article 82 of the Civil Code or Article 36 of the Non-Contention Precedure Act which is applied mutatis mutandis in Article 18.

*編注：第3号、第4号、いずれも、「18」の傍に「12」と読みうる書込みあり。

SUPPLEMENTARY PROVISIONS

ARTICLE 36. This law shall be enforced from the day after thirty days from its enactment.

ARTICLE 37. As for the application of the provision of ART. 2, clause 1, and Art. 6 of the Law to the organization which is a trade union in accordance with the provisions of the former Trade Union Law (Law No. 51, 1945) at the time of the enforcement of this law, the provision of clause 1 of Article 2 and Article 7 of the former Trade Union Law shall still be applied for three months after the enforcement of this law.

*編注：「Art. 6」の傍に「art 5 - par 2」と読みうる書込みあり。また、右に判読困難な書込みあり。

2. Any trade union under the provisions of the preceding paragraph shall report its constitution to the prefectural governor within three months from the day of the enforcement of this law.

3. Any trade union which is at the time of the enforcement of this law a juridical person which has been registered according to the provisions of the former TRade Union Law shall be regarded as a trade union which is a juridical person which has been registered in accordance with the provision of Art. 17.

*編注：「Art. 17.」の傍に「(11)」との書込みあり。

4. Any trade union which is a juridical person under the preceding paragraph and whose constitution does not satisfy the requirements provided for in Art. 6 shall make necessary changes of its constituion, receive the decision of the Labor Relations Committee to the effect that it is eligible to participate in the procedures provided for in this law and the Labor Relations Adjustment law and can avail itself of the rights and protections provided for in these laws and shall report of it to the registry office within three months from the day of the enforcement of this law.

*編注：「Art. 6」の傍に「par 2 - art 5」と読みうる書込みあり。また、最初のカンマまでの部分の左に「？」の印あり。

5. ANY trade union which is a juridical person which has failed to report under the provision of the preceding paragraph during the period therein shall be dissolved at the time of the expiration of the said period.

6. Necessary matters concerning the registration under paragraph 3 and report under paragraph 4 shall be fixed by the Cabinet Ordinance.

7. The provision of Article □ shall not be applied for three months from the day of the enforcement of this law.

*編注：「□」は数字であるが、判読困難。

8. Any labor [collective] agreement which is in effect according to the provision of the former Trade Union Law at the time of the enforcement of this law shall be regarded as a labor agreement which has been concluded according to the provision of this law.

*編注：最初の「provision」の右に「16-17-18」との書込みあり。

9. The provision of paragraph 1 of ART. 21 shall not be applied for three months from the day of the enforcement of this law to any labor agreement under the provision of the preceding paragraph which is in violation of the provision of paragraph □ of Art. 21.

*編注：最初の「21」の傍に「15」と読みうる書込みあり。また、下部に、判読困難な（その冒頭は、「Mr. Hiraga,」と読みうる）書込みあり。

*編注：Article 38 以下はインデント形式等が異なっている。

Article 38: Any persons who are the members representing employer, members representing labor and members representing the public interest of the Labor Relations Committee according to the provision of the former Trade Union Law at the time of the enforcement of this Law shall be regarded respectively as member representing employer, members representing labor and members representing the public interest in accordance with the provision of this Law.

*編注：「at the time of」の傍に「on」との書込みあり。

2. The terms of the office of the members of the Labor Relations Committee under the preceding paragraph shall begin from the day on which they are appointed according to the provisions of the former Trade Union Law.

*編注：第2項から第3項の左に判読困難な書込みあり。また、第2項と第3項の間の余白に「□□ Takatsijo-」との書込みあり。

3. Any persons who are at the time of the enforcement of this Law the Director or the staffs of the Business Bureau of the Central Labor Relations Committee in accordance with the provision of the former Trade Union Law shall be regarded as to have been appointed as the Director and the staffs of the Business Bureau of the Central Labor Relations Committee with the same grade and salary in accordance with the provision of this Law, unless they receive such an official announcement as that of discharge, transfer etc.

4. Such actions as dealings dealt with by the Labor Relations Committee and such actions as request made to the Labor Relations Committee in accordance with the provision of the former Trade Union Law shall be regarded respectively as such actions as dealings dealt with by the Labor Relations Committee which has the same jurisdictional area as the Labor Relations Committee under the provision of the former Trade Union Law and such actions as request made to the said Labor Relations Committee.

*編注：第4項の左及び次の第39条との間に判読困難な書込みあり。

Article 39: As to the application of penalties to the actions committed before the enforcement of this Law, the provisions of the former Trade Union Law shall still have effect. In this case the request to be made by the Labor Relations Committee according to the provision of Article 33 of the same Law shall be made by the Prefectural Labor Relations Committee under whose jurisdiction such actions have been committed.

*編注：末尾に「old penalties」と読みうる書込みあり。

2. As to authority to make request under the latter portion of the preceding paragraph, the provision of paragraph 19 of Article 26 shall applied mutatis mutandis.

*編注：「26」の下に「24」との書込みあり。

Article 40: A part of the National public Service Law shall be amended as follows: In Article 16 of the supplementary provisions "Trade Union Law (Law No. 51, 1945) shall be substituted by "Trade Union Law (Law No. , 1949)

*編注：下線は地の文におけるアンダーラインである。

Article 41: A part of the Trade Association Law (Law No.191, 1948) shall be amended as follows : Clause 6 of paragraph 1 of Article 4 shall be revoked and substituted by the following.

6. Conducting collective bargaining negotiations or concluding labor agreements with labor unions when authorized and within the limits of due delegation of power on the part of the whole or a part of the constituent entrepreneurs.

Article 42: A part of the Consumers' Cooperative Law (Law No. 200, 1948) shall be amended as follows: In Article 8 of the Consumer's Cooperative Law, "Trade Union Law (Law No. 51, 1945)" shall be substituted by "Trade Union Law (Law No. __, 1949."

*編注：下線は地の文におけるアンダーラインである。

Article 43: A part of the Public Corporation Labor Relations Law (Law No. 257, 1948) shall be amended as follows: In Article 3 "except Article 11, Article 12, and the Article from Article 24 to Article 37 of the Trade Union law (Law No. 51, 1945) shall be revoked and substituted by "except paragraph 2 of Article 4, the Articles from Article 9 to Article 14 and the Articles from Article 25 to Article 35 of the Trade Union Law (Law No __, 1949)"

*編注：「No」に続く下線は地の文におけるアンダーラインである。

2. Article 6 shall be revoked and substituted by the following: "Article 6 No union shall be eligible to avail itself of the rights and protection and to participate in the precedures provided for in the present Law, unless its constitution satisfies the requirements provided for in Article 6 of the Trade Union Law (clause 8 of paragraph 1 is excepted.)

3. In Article 37 "Articles from Article 28 to Article 31 and from Article 34 to Article 37" shall be revoked and substituted by "Paragraphs 18, 20 and 21 of Article 26, paragraph 12 of Article 28, Article 33 and Article 34".

4. Paragraph 3 of the Supplementary provision shall be revoked and substituted by the following:

"The authorities of the prefectural Governor and the Labor Relations Committee provided for by the Trade Union Law shall be vested in the labor Minister as for unions. In this case the Labor Minister shall perform his authority respecting the Regulations established by the Central Labor Relations Committee."

15. 労働組合法（昭和24年4月14日）＝第11次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：第11次案の条文（ガリ版刷）の前に、以下の目次がある。この目次は条文本体の用紙とは異なり、労働省の罫紙に手書きされている。本体記載の日付と目次記載の日付は一致していない。

法律第 号 （一九四九、四、一八）

労働組合法を次のように改正する。

労働組合法

目 次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 労働組合（第五条—第十三条）

第三章 労働協約（第十四条—第十八条）

第四章 労働委員会 (第十九条—第二十七条)

第五章 罰則 (第二十八条—第三十三条)

附則 (第三十四条—第四十条)

*編注：目次の次、条文本体の前に、以下のとおり記されたメモがある。

「GHQより従前の案を大幅に改めた原案を示され (条文の形をなす)、日本側で字句、表現に僅少の調整をなしただけのもの この時の英文は発見されない。爾後若干の調整が先方の意向及び当方の意見によりなされたが、基本的には変らない」

(一九四九・四・一四)

*編注：日付の右に「四一一六提出」、左に「LD案翻訳、石黒」の書込みあり。

労働組合法

*編注：上部に「△目次」の書込みあり。

第一章 総則

【(目的)】

第一条 この法律は、被用者【労働者】が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に団体を組織し、団結することを擁護すること、及び【並びに】使用者と被用者【労働者】との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

*編注：第一項全体に傍線が付されている。上部に「△」の印あり。

2 刑法第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて、適用があるものとする。但し、如何なる場合においても、労働組合の行為が身体に対する有形の侵害、殺人又は財物の損壊に関する罪を定めた刑法 (明治四十年法律第四十五号) の規定に該当する場合には、正当な行動とみなされることはない。

*編注：冒頭に「△」、「別紙挿入」の書込みあり。「但し」以下に傍線が付されている。

次頁に見開きで「一条二項代案 四、一六検察局」との手書きではじまる別紙があり、その左端に「△別紙」として、以下の条文案がみられる。

「2 この法律の規定に適合した労働組合のする行為であって正当な活動として平和的に、且つ、秩序を保って行われたものは、処罰されないものとする。」

【(労働組合)】

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限【り】でない。

*編注：上部に「△」の印あり。

一 役員、雇入、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある被用者【労働者】、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、

そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接に^{てい}触するような監督的地位にある被用【労働】者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの。

*編注：上部に「△」の印あり。第一号全体に傍線が付されている。

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、被用【労働】者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

*編注：第二号全体に傍線が付されている。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの。

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの。

【(労働者)】

第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

【(警察官吏【職員】等)】

第四条 警察官吏【職員】、【及び】消防職員及び監獄において勤務する者は、労働組合を結成し、又は労働組合に加入することができない。

*編注：上部に「✓」の印あり。

第二章 労働組合

【(労働組合として設立されたものの取扱)】

第五条 労働組合は、第二条及び第二項の規定に適合する旨を立証する充分な証拠を労働委員会に提出したのであれば【証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ】、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する特権と保護【救済】を与えられない。但し、第七条第一項【号】の規定による【基く】個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

*編注：上部に「⊗」、「△」の印あり。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 【連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合【】という。）】の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

*編注：上部に「✓」の印あり。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。

五 単位労働組合にあつては【、】その役員は、組合員の直接無記名投票によって【り】選挙されること、及び連合団体又は全国的規模をもつ労働組合にあつては【、】その役

員は、単位労働組合の組合員の無記名投票により【って】選挙された代議員により選挙されることができること。

*編注：上部に「△」の印あり。

六 総会は少くとも毎年一回開催すること。

七 すべての収入、支出、重要な寄附者の氏名及び現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって任命された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書と共に少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 同盟罷業【争議行為】は、組合員又は組合員の直接選挙による代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

*編注：上部に「✓」の印あり。

九 規約は、組合員の過半数の投票を得なければ改正しないこと。

*編注：第五条全体に傍線が付されている。

【(交渉権限)】

第六条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

【(不当労働行為)】

第七条 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと、若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること、又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働者【組合】が被用【一定の範囲の労働】者の過半数を代表する場合において、【その範囲の労働者が】その労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

*編注：上部に「✓」の印あり。

二 被用者の【労働組合の】の代表者【又はそ【労働組合】の委任を受けた者】と団体交渉をすることを拒むこと。

*編注：上部に「✓」、「△」の印あり。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき、経理上の援助を与えること。但し、被用【労働】者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸又【若しくは】は災厄を防止し、又は救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最少限の【広さの】事務所の供与を除くものとする。

*編注：上部に「✓」、「△」の印あり。

*編注：第七条全体に傍線が付されている。

【(損害賠償)】

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによって損害を受けたことの故をもって、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

【(基金の流用)】

第九条 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

【(解散)】

第十条 労働組合は、左の事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

【(法人である労働組合)】

第十一条 【この法律の規定に適合する旨の労働委員会の認定を受けた】労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

【2 法人である労働組合は、前条に掲げる事由の外、破産又はこの法律の規定に適合しなくなった旨の労働委員会の認定によって【法人である労働組合としては】解散する。】

2 【3】 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

3 【4】 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

*編注：上部に「⊗」の印あり。

【(準用規定)】

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三百三十六條【から】第一項、第三百三十七條及び【百三十七條及び】第三百三十八條【まで】の規定は、法人である労働組合に準用する。

*編注：上部に「✓」、「△」の印あり。

【(法人である労働組合の免税)】

第十三条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 労働協約

【(労働協約の効力の発生)】

第十四条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成することによってその効力を生ずる。

【(労働協約の期間)】

第十五条 労働協約は、有効期間を定めた条項を含まなければならない。且つ、いかなる場合においても、三年を越えて有効に存続することができない。

2 労働協約は、前項の有効期間が経過した時は、当該使用者及び労働組合の権限を有する代表者の合意がなければ、有効に存続することができない。但し、【労働協約は、その中に規定した期限の到来した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意思に反して、なおその労働協約を有効とすることができない。但し、】この法律のいかなる規定も【は】、労働協約の当事者の当該労働協約の効力の更新の希望の予告に関する労働協約

の規定を排除するものと解釈されてはならない。【のいずれか一方が更新の意思を表示しない限り、労働協約の効力が更新される旨の労働協約の規定が排除される趣旨に解釈されてはならない。】

*編注：上部に「△」の印、「代案」との書込みあり。

*編注：第十五条全体に傍線が付されている。

【(基準の効力)】

第十六条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

【(一般的拘束力)】

第十七条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

【(地域的の一般的拘束力)】

第十八条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会の決議により、行政庁【労働大臣又は都道府県知事】は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約（第二項の規定により修正があつたものを含む。）の適用を受けるべきことの決定をすることができる。労働協約の当事者の申立がない場合であっても、行政庁【労働大臣又は都道府県知事】が必要があると認めたときも、同様とする。

*編注：上部に「✓」の印あり。

- 2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めたときは、これを修正することができる。
- 3 第一項の決定は、公告によってする。

第四章 労働委員会

【(労働委員会)】

第十九条 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同数をもって組織する労働委員会を設置する。

- 2 使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基いて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基いて、公益を代表する者は、使用者を代表する者及び労働者を代表する者の同意を得て、行政庁【労働大臣又は都道府県知事】が委嘱するものとする。

*編注：上部に「✓」、「△」の印あり。

- 3 【2】 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

*編注：「船員中央労働委員会」、「船員地方労働委員会」に傍線あり。

- 4 政令で定める労働委員会の職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

*編注：上部に「△」の印あり。

- 5 【3】 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。

6【4】 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

*編注：この第六項から第二十一項全体に傍線が付されている。

7【5】 中央労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各七人をもって組織する。

8【6】 使用者委員は使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は労働組合の推薦に基いて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が委嘱するものとする。

9【7】 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁^レこの刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

委員がこの規定によりその資格を失ったときは、当然退職するものとする。

*編注：上部に「✓」の印あり。「委員が」の文を、改行せず前の文に続けて記す旨の線の書込みあり。

10【8】 公益委員の委嘱については、その中の三人を越える員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自ら【己】の行為によってこの規定に^レてい触してその資格を失ったときは、当然退職するものとする。

*編注：上部に「△」の印あり。

11【9】 労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができな^レいと認めたととき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたとときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。

12【10】 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

13【11】 委員は、再任することができる。

14【12】 委員は、後任者が委嘱されるまでその職務を行う。

15【13】 もっぱら労働委員会の事務に従事する委員は、別に法律^レ【の】定める【ところにより、】俸給、手当【その他の給与を受け、】及び政令^レ【の】定める【ところにより、】その職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

*編注：上部に「✓」、「△」の印あり。

16【14】 中央労働委員会に会長を置く。

17【15】 会長は、委員が、公益委員の中から選挙する。

18【16】 会長は、中央労働委員会の会務を総理する。

19【17】 会長に事故がある【がその職務を行うことができない】とき【、】又は会長が欠けたときは、この条【第十五項】の規定に従つて会長を選挙するものとする。

*編注：上部に「△」の印あり。

20【18】 中央労働委員会に、その事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

21【19】 この条の【第四項から前項までの】規定は、地方労働委員会に準用する。但し、委員の任命は、【「労働大臣」とあるのは「】都道府県知事が行うものとし、労働委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各五人をもって組織する。【】、第五項中「七人」とあるのは「五人」、第八項中「三人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。】

【20 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。】

【(労働委員会の権限)】

第二十条 労働委員会は、第五条、【第十一条、】第十八条及び第二十七条に規定す【によ】るものの外、労働争議の仲裁、調停及び斡旋をする権限を有する。

*編注：上部に「⊗」の印あり。「第五条…第二十七条に規定」、「労働争議の…有する」に傍線あり。

【(会議の公開)】

第二十一条 労働委員会は、公益上必要があると認めるとき、又は関係者の請求があるときは、その会議を公開することができる。

*編注：「関係者の」に傍線あり。

- 2 中央労働委員会の会議は、会長が招集する。
- 3 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

*編注：第二項から第四項全体に傍線が付されている。

【(強制権限)】

第二十二条 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して出頭、報告の提出を求め、若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは第十九条第四項に規定する労働委員会の職員（以下単に「職員」という。）に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【(秘密を守る義務)】

第二十三条 労働委員会の委員若しくは委員であった者又は職員若しくは職員であった者は、その職員に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

*編注：「職員に関して」の「員」は「務」の誤記と思われる。

【(中立委員のみで行う権限)】

第二十四条 第五条【第十一条】及び第【二十】七条並びに労働関係調整法第三十九条、第四十条、第四十一条及び第四十二条の規定による事案【件】に関する決定【処分】には、中央労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立って行われる審問に労働者委員及び使用者委員が参与することを妨げない。

*編注：上部に「⊗」、「✓」の印あり。第二十四条は全体に傍線が付されている。

(中央労働委員会の権限)

第二十五条 中央労働委員会は、第十八条、第二十条【及び】第二十六条及び第二十七条の規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、斡旋、調停、仲裁及び事案の決定等のすべての事案であって二以上の都道府県にわたるもの、又は全国的に重要な問題にかかるものについて第一審的管轄権を有する。【二以上の都道府県にわたり、又は全国的

に重要な問題にかゝる事件の斡旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。】【2】中央労働委員会は、第五条及び第【二十七】七条の規定に基く地方労働委員会の決定について【処分を】取り消し、承認し、【若しくは】却下し、又は変更する完全な権限をもって再審査する【し、又はその処分に対する再審査の申立を却下する】ことができる。この場合において当該再審査は、中央労働委員会の職権により、又は地方労働委員会の決定【処分】の当事者のいずれか一方からの申請【立】に基いて、行われる【う】ものとする。

*編注：上部に「⊗」の印あり。

*編注：第二十五条から第二十七条全体に傍線が付されている。

(規則制定権)

第二十六条 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に関する規則を制定し、公布する権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の審問の手続を終ったときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。本【この】項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

3 使用者は、【前項の規定による地方】労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は当該命令の効力を停止せず、その命令は中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の開始を決定するまでその効力を有する。【4】使用者は【が地方労働委員会の命令につき】中央労働委員会に再審査の申立をしないとき【又は中央労働委員会が前項の規定による命令を発したとき】は、【使用者は、】当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、訴を提起することができる。

*編注：上部に「✓」、「△」の印あり。

4【5】 前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、【受訴】裁判所は当該労働委員会の申立により、【決定をもって、】判決の確定に至るまで使用者に対しその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命ず【じ、又はこの決定を取り消し、若しくは変更す】ることができる。

*編注：上部に「⊗」、「△」の印あり。「民訴の決定手続」との書込みあり。

5【6】 使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、

三十日の訴の提起期間は、第二十五条の規定により中央労働委員会が当該申立を【の】却下し、又はその他の決定につき棄却その他の終局的処分をした日から起算する。

*編注：上部に「✓」の印あり。

6 【7】 使用者が第三項又は前項の三十日の期間内に裁判所に訴を提起しなかった場合には、労働委員会又は申立人は、当該労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所にその労働委員会の命令の執行を命ずる裁判を請求することができる。この場合には、裁判所は、使用者に対し当該労働委員会の命令に従うべきことを命じなければならない。

7 第四項及び前項の手続については非訟事件手続法の規定を準用する。【7 使用者が当該労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をせず、又は訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は確定する。】

8 この条の規定は、【労働組合又は】労働者が、第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴を提起することを妨げるものではない。

*編注：上部に「⊗」の印あり。

9 第一項及び第二項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。

第五章 罰則

第二十八条 前条の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によって支持された場合において、その違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の禁^こ又【若しく】は十万円以下の罰金に処する。【処し、又は】

2 前項の刑は、これを併科することができる。

*編注：第二十八条全体に傍線が付されている。

第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

*編注：「第二十三条」「一年以下の懲役又は」に傍線あり。

第三十条 第二十二条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、三万円以下の罰金に処する。

*編注：「第二十二条」「三万円以下」に傍線あり。

第三十一条 法人又は人の代理人、同居者、雇人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は自己の指揮に出たのでないことの故をもってその処罰を免れることができない。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、営業に関して成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第三十二条 使用者が第二十七条第四【五】項【の規定による】又は第六項の裁判【所の命令】に違反したときは、十万円【(当該命令が作為を命ずるものがあるときは、十万円にその命令の不履行の日数を乗じて得た金額)】以下の過料に処する。【同条第七項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。】

2 前項の裁判が作為を命ずるものである場合には、その命令が履行されるまでは、一日

ごとに独立の違反を構成するものとする。【前項の場合において当該命令が作為を命ずるものであるときは、過料の額は、その命令が履行されるまで、一日につき前項の金額の範囲内で計算して定めるものとする。】

*編注：第三十二条全体に傍線が付されている。上部に「△」の印あり。

第三十三条 左に掲げる場合においては、労働組合の代表者又は清算人を、千円以下の過料に処する。

*編注：「千円」に傍線あり。

- 一 この法律又はこの法律に基いて発する政令による登記をすることを怠ったとき。
- 二 第十二条で準用された民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反して公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第十二条で準用された民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求をしないとき。
- 四 第十二条で準用された民法第八十二条又は非訟事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

*編注：第二号ないし第四号の「第十二条」にいずれも傍線あり。第一号、及び、第三号と第四号とに、それぞれ、() が付されている。

附 則

*編注：附則全体に傍線が付されている。

第三十四条【1】 この法律の施行の【期】日は、成立【公布】の日から三十日以内において、政令で定める。

*編注：上部に「⊗」の印あり。

第三十五条【2】 この法律施行の際現に法人である労働組合については、施行の日から六十日間は、なお従前の例による。【この法律の規定による登記した法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内に】当該法人である労働組合は、当該期間内にこの法律の規定に適合するものとならなければならない、当該期間内に適合するものとならなかったときは、法人である労働組合としての完全且つ充分な解散事由を構成するものとする。この場合において当該労働委員会のこの法律に適合する旨の証明書の提出があったときは、当該証明書は、登記所に対してこの法律に適合する旨を立証する充分な証拠となる。【旨の労働委員会の認定を受けなければ、当該期間満了の時ににおいて、法人である労働組合としては、解散するものとする。】

第三十六条【3】 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によって罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで在任するものとし、中央労働委員会の事務局の事務局長及びその他の職員は、【法令に従って別に辞令を發せられないときは、】この法律の規定によって任命されたものとみなされ、法令に従って別に辞令を發せられないときは同級に止まり、同俸給を受けるものとする。

*編注：欄外に「⊗」の印あり。

第三十七条【4】 この法律【の施行前に改正前の労働組合法の規定によって労働委員会に対してした行為及び労働委員会がした処分は、この法律の規定によって労働委員会に対してした行為及び労働委員会がした処分とみなす。】施行の際現に労働委員会に係属中の事案【件】

については、なお従前の労働組合法の例による。

2【5】 この法律【の】施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の労働組合法がその効力を有する。【従前の例による。】

第三十八条【6】 国家公務員法（昭和二十二年法律百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律 号）」に改める。

第三十九条【7】 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第八条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

第四十条【8 6】 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一条、第十二条、及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）（第七条、第八条及び、第十八条から第三十二【三】条までの規定を除く。）」に改める。

第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」を「第二十一条第一項、第二十二條、第三十条及び第三十一条」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五条【、第十一条】及び【同法附則】第三十五条【二項】に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

*編注：上部に「✓」の印あり。

【7 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」と【に】改める。】

16. 労働組合法を改正する法律（昭和24年4月21日）＝第12次案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

*編注：目次の前に、「労働組合法案」と手書きされた労働省の野紙あり。

*編注：「一九四九、四、二一」の書込みあり。

法律第 号

労働組合法を改正する法律

労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）を次のように改正する。

労働組合法

【国会は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の全部を改正するこの法律を制定する。】

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 労働組合（第五条—第十三条）

第三章 労働協約（第十四条—第十八条）

第四章 労働委員会 (第十九条—第二十七条)

第五章 罰則 (第二十八条—第三十三条)

附則 (第三十四条—第四十条)

*編注：目次の左の空白箇所に「17、「1つ」の「の」削除」との書込みあり。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に団体【労働組合】を組織し、団結することを擁護すること、並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 この法律の規定に適合した労働組合のする行為であって正当な活動として平和的に、且つ、秩序を保って行われたものは、処罰されないものとする。【刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、身体又は財産に対する暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されない。【てはならない。】】

*編注：第一条全体に傍線が付されている。

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 役員、雇入、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接にてい触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの。
- 二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

*編注：第一号、第二号全体に傍線が付されている。

- 三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの。
- 四 主として政治運動又は社会活動を目的とするもの。

(労働者)

第三条 この法律で、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

(警察職【吏】員等【及び消防吏員】)

第四条 警察職員及び消防職員【及び監獄に勤務する者】【地方公共団体の警察吏員及び消防吏員】は、労働組合を結成し、又は労働組合に加入することができない。

*編注：上部に「△」の印あり。「及び監獄に勤務する者」の追加は、さらに別の筆跡で削除されている。

第二章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 労働組合は、第二条及び第二項の規定に適合する旨を立証する証拠が労働委員会によって受け入れられたのでなければ、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する特権と保護を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

*編注：上記条文の上に別紙が貼付され、以下のとおり第五条第一項の別案が記載されている。

「第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。」

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。

五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体【である労働組合】又は全国的規模をもつ労働組合にあつては【、】その役員は、単位労働組合の組合員【又はその組合員】の【直接】無記名投票により選挙された代議員により選挙されること。ができること。

六 総会は【、】少くとも毎年一回開催すること。

七 すべての収入、【及び】支出【の出所】【財源及び使途】、重【主】要な寄附者の氏名及び【並びに】現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって任命【委嘱】された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書と共【とも】に少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 争議行為【同盟罷業】は、組合員又は組合員の直接選挙【無記名投票】による【り選挙された】代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

九 【単位労働組合にあつては、その】規約は、組合員の過半数の投票を得なければ改正しないこと。【及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、

その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の過半数の投票を得て改正することができること。【なければ改正しないこと。】

*編注：第五条全体に傍線が付されている。第二項の上部に「✓」、「△」の印あり。
(交渉権限)

第六条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

*編注：上部に「△」の印あり。
(不当労働行為)

第七条 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと、若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること、又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が一定の範囲の【特定の工場事業場に雇用される】労働者の過半数を代表する場合において、その範囲の労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 労働組合の【使用者が雇用する労働者の】代表者又は労働組合の委任を受けた者と団体交渉をすることを【正当な理由がなくて】拒むこと。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき、経理上の援助を与えること。但し【、】労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、又【若しくは】は救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最少【小】限の広さの事務所の供与を除くものとする。

*編注：「広さ」の「広」を旧字の「廣」に手書きで修正している。

*編注：第七条全体に傍線が付されている。

(損害賠償)

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けたことの故をもって、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

(基金の流用)

第九条 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十条 労働組合は、左の事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

(法人である労働組合)

第十一条 労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

- 2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

*編注：上記条文の上に別紙が貼付され、以下のとおり別案が記載されている。

「(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の認定【証明】を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

2 法人である労働組合は、前条に掲げる事由の外、破産又はこの法律の規定に適合しなくなった旨の労働委員会の認定によって、法人である労働組合としては、解散する。

*編注：第二項には傍線が付されている。

3 【2】 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

4 【3】 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。」

(準用規定)

第十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条から第五十九条まで及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定は、法人である労働組合に準用する。

【(準用規定)】

【第十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条(この法律の第八条に規定する場合を除く。)、第五十条、第五十三条から第五十五条まで及び第五十七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条、第三十六条及び第三十七条の二の規定は、法人である労働組合に準用する。】

【2 民法第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定は、この法律の第十条の規定により解散した法人である労働組合に準用する。】

(法人である労働組合の免税)

第十三条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第十四条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成【し、両当事者が署名】することによってその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五条 労働協約は、有効期間を定めた条項を含まなければならず、且つ、いかなる場合においても、三年を越えて有効に存続することができない。

- 2 労働協約は、その中に規定した期限が到来した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意志【思】に反して、なお有効に存続するこ【と】ができない。但し、

この規定は、労働協約の当事者のいずれか一方が反対の意志【思】を表示しない限り労働協約の効力が更新される旨の労働協約の規定を排除する趣旨に解釈されてはならない。

*編注：第十五条全体に傍線が付されている。

(基準の効力)

第十六条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一つの労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

(地域的の一般的拘束力)

第十八条 一の地域において従事する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会の決議により、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約（第二項の規定により修正があったものを含む。）の適用を受けるべきことの決定をすることができる。労働協約の当事者の申立がない場合であっても、労働大臣又は都道府県知事が必要があると認めるときも、同様とする。

- 2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。
- 3 第一項の決定は、公告によってする。

第四章 労働委員会

(労働委員会)

第十九条 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同様【数】をもって組織する労働委員会を設置する。

*編注：「公益を代表する者」に傍線あり。

- 2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

*編注：「船員中央労働委員会」、「船員地方労働委員会とする」に傍線が付されている。

【3 この法律に規定する労働委員会の職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。【であるものとする。】】

3【4】 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。

4【5】 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

*編注：本項以下各項全体に傍線が付されている。

5【6】 中央労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各七人をもって組織する。

6【7】 使用者委員は【、】使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は【、】労働組合の推薦に基いて、公益委員は【、】使用者委員及び労働者委員の同意を得【経】て、労働大

臣が委嘱【任命】するものとする。

7【8】 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員がこの規定によりその資格を失ったときは、当然退職するものとする。

8【9】 公益委員の委嘱【任命】については、その中の三人を越える【以上の】員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行為によってこの規定に^{てい}触してその資格を失ったときは、当然退職するものとする。

9【10】 労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。

10【11】 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

11【12】 委員は、再任することができる。

12【13】 委員は、後任者が委嘱【任命】されるまでその職務を行う。

13【14】 労働委員会の委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

14【15】 中央労働委員会に会長を置く。

15【16】 会長は、委員が、公益委員の中から選挙する。

16【17】 会長は、中央労働委員会の会務を総理する。

17【18】 会長がその職務を行うことができないとき、又は会長が欠けたときは、第十五項【この条】の規定に従つて【新たに】会長を選挙する。

18【19】 中央労働委員会に、その事務を整理するために事務局を置き、事務局長に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

19【20】 第四項から前項まで【この条】の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、第五項中「七人」とあるのは「五人」、第八項中「三人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。【委員の任免は、都道府県知事が行うものとし、労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもって組織し、公益委員は、その中の二人を越える【以上の】員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。】

20【21】 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

（労働委員会の権限）

第二十条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるものの外、労働争議の仲裁【あつ旋】、調停及び斡旋【仲裁】をする権限を有する。

*編注：「第五条…第二十七条」及び「労働争議の仲裁…」以下に傍線が付されている。

（会議の公開）

第二十一条 労働委員会は、公益上必要があると認めるとき【は】、又は関係者の請求があるときは、その会議を公開することができる。

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は【、】出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

*編注：第二項以下には全体に傍線が付されている。

(強制権限)

第二十二条 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して【、】出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員（以下単に「職員」という。）に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(秘密を守る義務)

第二十三条 労働委員会の委員若しくは委員であった者又は職員若しくは職員であった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

(中立【公益】委員のみで行う権限)

第二十四条 第五条、【第七条、】第十一条及び第二十七条並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立って行われる審問に労働【使用】者委員及び使用【労働】者委員が参与することを妨げない。

*編注：第二十四条は全体に傍線が付されている。

(中央労働委員会の権限)

第二十五条 中央労働委員会は、【第十八条、】第二十条及び【、】第二十六条【及び第二十七条】の規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件の斡旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五条【、第七条】及び第二十七条の規定に基く地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもって再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立に基いて【、又は職権で、】行うものとする。

*編注：第二十五条には全体に傍線が付されている。

(規則制定権)

第二十六条 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に関する規則を制定し、公布する権限を有する。

*編注：第二十六条には全体に傍線が付されている。

(労働委員会の命令等)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央

労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

*編注：「審問の手続においては…証拠を提出し、」は手書きの鍵かっこでくくられている。

- 2 労働委員会は、前項の審問の手続を終ったときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し【、】又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その寫【写】を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。
- 3 使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は【、】当該命令の効力を停止せず、その命令は【、】中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の開始を決定するまでその効力を有する。
- 4 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が前項の規定による命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、訴を提起することができる。
- 5 前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は【、】当該労働委員会の申立により、決定をもって、判決の確定に至るまで使用者に対し【判決の確定に至るまで】その労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又はこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。
- 6 使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、三十日【第四項】の訴の提起期間は、第二十五条の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。
- 7 使用者が当該労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をせず、又は【且つ、第四項の期間内に】訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は【、】確定する。【この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができない【る】。】
- 【8 第四項の訴に基く確定判決によって地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたとき、又は前項の規定により地方労働委員会の命令が確定したときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について再審査することができない。】
- 8【9】 この条の規定は、労働組合又は労働者が、第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴を提起することを妨げるものではない。
- 9【10】 第一項及び第二項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。

*編注：第二十七条は全体に傍線が付されている。

第五章 罰則

第二十八条 前条の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によって支持された場合において、その違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の禁錮若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

*編注：第二十八条は全体に傍線が付されている。

第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

*編注：「第二十三条」、「一年以下の懲役又は」に傍線あり。

第三十条 第二十二条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの【者】は、三万円以下の罰金に処する。

*編注：「第二十二条」、「三万円以下」に傍線あり。

第三十一条 法人又は人の代理人、同居者、雇人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は【、】自己の指揮に出たのでないことの故をもってその処罰を免れることができない。

2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、営業に関して成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

第三十二条 使用者が第二十七条第五項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、一万円にその命令の不履行の日数を乗じて得た【一日につき十万円の割合で算定した】金額）以下の過料に処する。同条第七項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

第三十三条 左に掲げる場合においては、労働組合の代表者又は清算人を、千円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基いて発する政令による登記をすることを怠ったとき。

二 第十二条で準用された民法第七十九条又は第八十一条の規定に違反して公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

三 第十二条で準用された民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求をしないとき。

四 第十二条で準用された民法第八十二条又は非訟事件手続法第三十六条の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

【第三十三条 法人である労働組合の清算人が第十二条で準用された民法の規定に違反して同法第八十四条の規定によって罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同条に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一条第二項の規定に基いて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠った場合において、その代表者につき準用する。】

附 則

*編注：附則全体に傍線が付されている。

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から三十日以内において、政令で定める。
- 2 この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の認定【証明】を受けなければ当該期間満了の時において、法人である労働組合としては、解散するものとする。【ならない。】
- 3 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によって罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで存在するものとし、労働委員会の事務局の事務局長及びその他の職員は、法令に従って別に辞令を発せられないときは、この法律の規定によって任命されたものとみなされ、同級に止まり、同俸給を受けるものとする。
- 4 この法律の施行前に改正前の労働組合法の規定によって労働委員会に対してした行為及び労働委員会がした処分は、この法律の規定によって労働委員会に対してした行為及び労働委員会がした処分とみなす。【の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定による。】
- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。
 第三条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一条、第十二条及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）（第七条、第八条及び第十八条から第三十三条までの規定を除く。）」に改める。
 第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」を「第二十一条第一項、第二十二條、第三十条及び第三十一条」に改める。
 附則第三項を次のように改める。
 労働組合法第五条、第十一条及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。
- 7 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

17. 労働組合法案修正案

史料出所：労働組合法立法史料簿冊⑦

労働組合法案修正案

*編注：労働組合法立法史料簿冊⑦において、第12次案（Ⅲ16.）の史料に続く形で存在する史料である。当該史料の作成日付等は不明である。史料の位置及びその内容上は第12次案（への手書きでの修正を経たもの）への若干の修正を施すものであると思われるが、当該修正内容は、国会提出法案（Ⅲ18.）には反映されていない。国会に提出された法案は衆議院において若干の修正が施されているところ、本史料の内容は、当該修正の一部には合致するものの、衆議院での修正は、本史料の内容以外にもわたっており、当該修正とも完全には一致していない。内容上、第12次案以降の法

案への修正案であることは确实と考えられるが、第 12 次案以降どの時点での修正案かは明らかではない。以上のとおり不確定な点はあるが、史料の元々の存在位置を考慮して、ここに収録することとした。

- 一、第五条第五号中「代議員」の下に「の直接無記名投票」を加え、同条第九号中「過半数の投票」を「直接無記名投票による過半数の支持」に改める。
- 二、第二十一条の見出しを（会議）に改める。
- 三、第二十七条第七項中「当該」及び「中央労働委員会に再審査の申立をせず、且つ、」を削る。
- 四、附則第六項の次に次の二項を加える。
 - 7 労働省設置法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改める。

第四条中第十四号及び第十六号から第十八号までを削り、第十五号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、以下各号を順次四号ずつ繰り上げ、第十五号第十六号を次のように改め、第三十七号中労働組合法の下に「(昭和二十四年法律第 号)」を加える。

十五 公益事業に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求すること。

十六 公共企業体の職員に関する労働組合について、立証を受け、及び証明を与えること。

第七条第一号を次のように改める。

 - 一 労働組合法及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第五条、第十一条、第十八条、第二十条から第二十二号まで、第二十四条から第二十七条まで及び附則第二項但書の規定による事務並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事務を除く。
 - 8 運輸省設置法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、第十九号を次のように改める。

十九 船員に係る労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。

【第五十七条中「労働関係調整法」の次に「(昭和二十一年法律第二十五号)」を加える。】
- 五 附則第七項を第九項とする。

18. 労働組合法案＝国会提出法案

史料出所：佐藤達夫文書

*編注：上部に「十六原則 政令 201 号 調整意見」とのメモ書きあり。
労働組合法案

*編注：目次の前の頁に以下の書込みがある。「従来ノ……」の文は、「而シテ……」の文が書かれた後に、その文と「……地盤ヲ保障シタモノ」との間に書き加えられたようにも読める。

「九原則実行ノ為ニハ自由ニシテ建設的ナ労働組合ノ発展ガ不可欠、ソノ為ノ法的措置公正ナ労使関係ノ維持、争議ト公共ノ福祉トノ調和

憲法 28 条ハ労働者ニ対シテ【勤労働者ノ利益ノ為ニ】使用者ヨリモ或ハ一般国民大衆ヨリモ強イカト特権トヲ付与シタ【或ハ一般大衆ニ犠牲ヲ強イル特権ヲ与ヘタモノトモ考ヘナイ】モノトハ考ヘナイ、【公共ノ福祉ノ枠ノ中デ使用者ト】対等ノ立場デ使用者ニ当リ得【ニ立ち得】ルヨウニトノ地盤ヲ保障シタモノ」

「従来ノ【官権ニヨル】不当ナ弾圧ヲ頭ニオイテカ、レタモノ」

「而シテソノ公共ノ福祉ノ枠ハ使用者側ニモカブリ、一般国民大衆ニモ【同等ニ】カブテイル公平ナ枠デアル」

「労働者の地位を守ることが大局的にみて【経済秩序の維持その他】公共の福祉に合ふ、その限度は他の公共の福祉との調和点」

*編注：「健全ナ社会通念」との書込みあり。

労働組合法

国会は、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の全部を改正するこの法律を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 労働組合（第五条—第十三条）
- 第三章 労働協約（第十四条—第十八条）
- 第四章 労働委員会（第十九条—第二十七条）
- 第五章 罰則（第二十八条—第三十三条）
- 附則

第一章 総則

*編注：「憲法 28 条の理想を具体化したもの」との書込みあり。

（目的）

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

*編注：上部に「ネラヒハ同ジダガ裸ノ 28 条デハナイ 12 条 13 条」との書込みあり。

「対等の立場に立つこと」に傍線が付され、「擁護 助成 保障」、「憲法ノ目的」との書込みあり。「地位を向上」に傍線あり。「交渉するため」の横に「憲法」との書込みあり。「労働組合を組織し」に傍線が付され「憲」との書込みあり。「団結することを擁護」に傍線が付され、「第二章」、「憲法」との書込みあり。「労働協約を締結」の横に「ソレ以外ノモノヲ否認ハシテイナイ」との書込みあり。「団体交渉をすること」に傍線が付され、「7 条 2 号」との書込みあり。「助成」に傍線が付され「保障プラス」との書込みあり。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為

と解釈されてはならない。

*編注：「正当なもの」に数本の矢印が付され、以下の書込みあり。「平和条項ノ労働協約ハ違反の正当口口もの」、「公序良俗違反」、「単ナル協約違反ハ個々ノ問題」。「暴力の行使」に傍線が付され、その左に「個々の場合で判定 裁判所」との書込みあり。本項の上に「組合の行為はすべて正当ということの誤解に対す、不当弾圧に対すると共に労働運動の暴力化に対する念の為のもの」との書込みあり。

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

*編注：「労働者が主体となって」に「量質共に」との書込みあり。「自主的に労働条件の」の右に「使用者、政党、政府等外部の支配によらずに」との書込みあり。「但し」以下に傍線が付され、「念ノ為」との書込みあり。その他若干の判読困難な書込みあり。

*編注：「法ノ前ノ平等」、「組合ノ自主性が害サレヌ様細カクシタイ」、「現行法ト主旨ハ変ラヌ→「使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」」との書込みあり。

一 役員、雇人、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

*編注：上部に「28条」、「自治ニ委スベキデハナイカ」、「裁判官ハ良心ニ従ヒ コノ手続ニ参与サセルモノノケジメ」との書込みあり。「利益を代表する者」の右に「社長秘書」との書込みあり。「雇人」は「雇入」の誤植と思われる。

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

*編注：「団体の運営のための」の右に「現行 主タル経費」、左に「不当労働行為ニモナル、七条Ⅲ」との書込みあり。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

*編注：下部に「現」との書込みあり。

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

*編注：下部に「現」との書込みあり。

(労働者)

第三条 この法律で、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

*編注：下部に「現」との書込みあり。

(警察吏員及び消防吏員)

第四条 地方公共団体の警察吏員及び消防吏員は、労働組合を結成し、又は労働組合に加入することができない。

*編注：「特別権力関係」、「全体ノ奉仕者」、「第二条以外ノ組合ハ地方公務員法ノ問題」との書込みあり。

第二章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

*編注：以下の書込みあり。

「組合ノ民主性責任性ノ保障」、「自由設立主義ヲトリ、規約変更、解散命令ヲ廃止」、「?→大体労委ノサービス—不当労働行為ノ保護、委員ノ推薦権」、「特別ノ世話ヲシナイ」、「11条」、「労調法ノ調停申請ハ労働者個人又ハ争ギ団デモ認メラレル—「労働関係ノ当事者」」

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

*編注：上部に「有責任ト□」、「②」との書込みあり。「適合することを立証しなけ」、「手続に参加する資格」、「法律に規定する救済を与えられない」に傍線あり。

*編注：行間に「コノ法律ハ憲法 28 ソノモノカドウカ」、「1条トノ関係」との書込みあり。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は【社会的】身分によって組合員たる資格を奪われないこと。

*編注：上部に「③14条」との書込みあり。「何人も」の下から矢印があり、「団体の自主性に委すべき」との書込みあり。また、「宗教」の右に四角で囲んだ「信条」の書込みがあり、そこからさらに矢印があり、「□□□□私利の尊重という信条」、「仏教の団体なら、宗教をはずしても悪くはない」との書込みあり。

五 単位労働組合にあっては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員により選挙されること。

六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。

八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

*編注：「代議員」に傍線が付され、「幹部独裁ヲ排ス」との書込みあり。また、本号の横に「争議行為」デハ広く解サレズギル虞アリ」との書込みあり。

九 単位労働組合にあっては、その規約は、組合員の過半数の投票を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の過半数の投票を得なければ改正しないこと。

*編注：「代議員の過半数の投票を」に傍線あり。

(交渉権限)

第六条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

*編注：見出しの下に「現」との書込みあり。「委任を受けた者は」の右に、「場合ニヨリ異ナル 事実上ノ問題」との書込みあり。「権限」の右に「締結権ハナイ」、左に「ソノ与ヘ方ノ問題」との書込みあり。

(不当労働行為)

第七条 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

*編注：第一文の「労働組合の組合員」の右に傍線が付されており、「現11条」との書込みあり。また、上部に判読不能な二文字の書込みあり。

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

*編注：上部に「？」のような文字あり。また、「代表者」の右に「又ハ委任を受けた者(6条)」との書込み、「代表者と団体交渉を」および「正当な理由」の右に傍線が付され、「平和的秩序アルモノタルコトヲ要ス」との書込みあり。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

*編注：最初の「労働組合を」と終わりの「最小限の広さの事務所の」の部分に傍線あり。最初の行の「運営すること」の右に「御用化ノ排除」、「介入すること」の左下に「左右スルマデニ至クヌ」との書込みあり。

(損害賠償)

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

*編注：「現」、「対使用者の正当□□」、「不法行為、債ム不履行」、「一条Ⅱハ刑事上ノコト故但書デ明ニシタガ、之モ趣旨ハ同ジ」との書込みあり。

(基金の流用)

第九条 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十条 労働組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

*編注：「破産ハ實際上モナク、妥当デモナイ」、「自然人ノ破産ト同ジコト」、「破産登記ガ行ハレルカラ第三者ハ心配ナシ」との書込みあり。

(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

*編注：脇に「28条ノ団結権プラス人格」、上部に「本来ハ公益法人ニモナレヌモノ」、「免税」との書込みあり。

- 2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

(準用規定)

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十六条及び第三十七条の二の規定は、法人である労働組合に準用する。

*編注：「第四十三条」の右に「権利ギム」、「第四十四条」の右に「法人ノ賠償」、「第五十条」の右に「住所」、「第五十二条」の右に「管理」の書込みあり。

- 2 民法第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第百三十六條、第百三十七條及び第百三十八條の規定は、この法律の第十条の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十三条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

*編注：「現19 I」との書込みあり。

第十四条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名することによつてその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

*編注:「不確定期間ハ□□、条件付ハ不可」との書込みあり。「□□」は「有効」の可能性あり。

第十五条 労働協約は、有効期間を定めた条項を含まなければならず、且つ、いかなる場合においても、三年を越えて有効に存続することができない。

2 労働協約は、その中に規定した期限が到来した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意思に反して、なお有効に存続することができない。但し、この規定は、労働協約の当事者のいずれか一方が反対の意思を表示しない限り労働協約の効力が更新される旨の労働協約の規定を排除する趣旨に解釈されてはならない。

(基準の効力)

*編注:「現22」との書込みあり。

第十六条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

*編注:「基準」の横に二重傍線あり。

(一般的拘束力)

*編注:「現23」との書込みあり。

第十七条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

*編注:末尾に「未組織ノ保護」、「労働条件マチマチ、紛ギヲサケル」との書込みあり。

(地域的の一般的拘束力)

*編注:「現」との書込みあり。

第十八条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会の決議により、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約(第二項の規定により修正があつたものを含む。)の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

*編注:「双方又は一方の申立に」に傍線あり。

2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。

*編注:「不適当な部分がある」、「これを修正する」に傍線あり。

3 第一項の決定は、公告によつてする。

第四章 労働委員会

(労働委員会)

*編注:「準司法的機能ト調整的機能ノ分離」、「中労ト地労トノ緊密化」との書込みあり。

第十九条 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同数をもつて組織する労働委員会を設置する。

2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

- 3 この法律に規定する労働委員会の職員は、法令により公務に従事する職員であるものとする。
- 4 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。
- 5 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。
*編注：「指揮監督ハ強クイカヌ」、「所轄ハ口ノ人事院」、「現在ハ「労働省」ニ、行政組織法上ノ関係」との書込みあり。
- 6 中央労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する者（以下、「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各七人をもって組織する。
- 7 使用者委員は、使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は、労働組合の推薦に基いて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。
*編注：「任命するもの」の右に「委嘱」との書込みあり。
- 8 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員がこの規定によりその資格を失ったときは、当然退職するものとする。
*編注：「懲役又は禁この刑に処せられてその執行を」に傍線が付され、その付近に「執行ユー余中ノモノ」、「職責ノ重要性」、「衆ギ院選挙法五条」との書込みあり。
- 9 公益委員の任命については、その中の三人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行為によってこの規定に^{てい}触してその資格を失ったときは、当然退職するものとする。
*編注：「公益委員の任命」、「政党に属」に傍線あり。「同一」の右に「中立性」との書込みあり。
- 10 労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。
- 11 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。
- 12 委員は、再任することができる。
- 13 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行う。
- 14 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。
- 15 中央労働委員会に会長を置く。
- 16 会長は、委員が公益委員の中から選挙する。
- 17 会長は、中央労働委員会の会務を総理する。
- 18 会長がその職務を行うことができないとき、又は会長が欠けたときは、この条の規定に従つて新たに会長を選挙する。
- 19 中央労働委員会にその事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。
- 20 この条の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、委員の任免は、都道府県知事が行うものとし、労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもって組織し、公益委員は、その中の二人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつては

ならない。

21 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関してはこの法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

（労働委員会の権限）

第二十条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるものの外、労働争議のあつ旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

*編注：「第五条」の右に「証拠ニヨル認定」、「第十一条」の左に「証明」、「第十八条」の右に「地域拘束」、「第二十七条」の右に「不当労行為」との書込みあり。

（会議の公開）

第二十一条 労働委員会は、公益上必要があると認めるときは、その会議を公開することができる。

*編注：「現28」、「委員会ノ自主性」との書込みあり。

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（強制権限）

第二十二条 労働委員会は、その職務を行うために必要があると認めるときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員（以下単に「職員」という。）に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（秘密を守る義務）

第二十三条 労働委員会の委員若しくは委員であった者又は職員若しくは職員であった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

*編注：「地労委ハ国家公ム員デハナイ」、「国家公務員法ノ適用ハアルガ百条トノ関係」との書込みあり。条文の上に「？」の印あり。

（公益委員のみで行う権限）

第二十四条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立って行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

*編注：「第二十七条」の右に「準司法的キ能」との書込みあり。

（中央労働委員会の権限）

第二十五条 中央労働委員会は、第十八条、第二十条、第二十六条及び第二十七条の規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件のあつ旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管

轄する。

- 2 中央労働委員会は、第五条、第七条及び第二十七条の規定に基く地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもって再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立に基いて、又は職権で、行うものとする。

*編注：「再審査し、又は」の右に「統一保持」との書込みあり。

(規則制定権)

第二十六条 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に関する規則を制定し、公布する権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

*編注：「使用者が第七条の規定に違反した旨の申立」に傍線あり。

- 2 労働委員会は、前項の審問の手続を終ったときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

- 3 使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の開始を決定するまでの効力を有する。

*編注：「十五日以内に中央」、「再審査の」に傍線あり。

- 4 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、訴を提起することができる。

*編注：「三十日以内」の右に「迅速」との書込みあり。

- 5 前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもって、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又はこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

*編注：「決定をもって」の右に「仮処分的ノモノ」、「取り消し、若しくは変更する」

の右に「過料ガカトル 32 条」、左に「民訴ノ手続」との書込みあり。

- 6 使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、第四項

の訴の提起期間は、第二十五条の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。

- 7 使用者が当該労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をせず、且つ、第四項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができる。

*編注：「命令は、確定する。」に傍線あり。「地方裁判所」の右に「32条過料」との書込みあり。

- 8 第四項の訴に基く確定判決によって地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について再審査することができない。

- 9 この条の規定は、労働組合又は労働者が第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴を提起することを妨げるものではない。

*編注：「訴を提起することを妨げるものではない。」の右に「民訴ニヨル解雇無効確認ノ訴」との書込みあり。

- 10 第一項及び第二項の規定は、中央労働委員会の再審査の手續について準用する。

第五章 罰則

第二十八条 前条の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によって支持された場合において、その違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の禁錮若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

*編注：「行為者、担当重役、労ム部長、工場長」との書込みあり。

第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

*編注：「第二十三条」の右に「ヒ密」、「罰金」の右に「公ム員法」との書込みあり。

第三十条 第二十二条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

*編注：「現500円」との書込みあり。

第三十一条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たのではないことの故をもってその処罰を免れることはできない。

*編注：「法人又は人」の左に「両罰」との書込みあり。

- 2 前条前項の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治禁産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、営業に関して、成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りではない。

*編注：「転嫁罰」、「労調39条ト同ジ」との書込みあり。

第三十二条 使用者が第二十七条第五項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十

万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十萬円の割合で算定した金額）以下の過料に処する。同条第七項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

*編注：「裁判所の命令」の右に「仮処分」との書込みあり。上部に「?判決ガクツガヘツラ如何」、文末に「民訴ノ強制執行」との書込みあり。

第三十三条 法人である労働組合の清算人が第十二条で準用された民法の規定に違反して同法八十四条の規定によって罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同法同条に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

*編注：「非訟事件」との書込みあり。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一条第二項の規定に基づいて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠った場合において、その代表者につき準用する。

附 則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。
- 2 この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならない。
- 3 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によって罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで在任するものとし、労働委員会の事務局長及びその他の職員は、法令に従って別に辞令を発せられないときは、この法律の規定によって任命されたものとみなされ、同級に止まり、同棒給を受けるものとする。
- 4 この法律施行の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定による。
- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 公共企業体労働関係法（昭和三十二年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（第十一条、第十二条及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）（第七条、第八条及び第十八条から第三十三条までの規定を除く。）」に改める。

第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」を「第二十一条第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一条」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五条、第十一条及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

- 7 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

理 由

労働組合法の施行の経験にかんがみ、自由な労働組合の発達を助長し、且つ、労働組合の民主化を促進するため、労働組合法を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

19. 正文 (昭和 24 年 6 月 1 日)

史料出所：官報 (号外) (第 68 号)

*編注：官報 (号外) 第 68 号に掲載された 24 年労組法の正文には、官報第 6781 号、同第 6787 号及び同第 6788 号による誤植等の訂正がある。以下に掲載の正文は、これらによる訂正を織り込んだものである。

労働組合法をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和二十四年六月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第七十四号

労働組合法

労働組合法 (昭和二十年法律第五十一号) の全部を改正する。

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 労働組合 (第五条—第十三条)

第三章 労働協約 (第十四条—第十八条)

第四章 労働委員会 (第十九条—第二十七条)

第五章 罰則 (第二十八条—第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があ

るものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接し、触れる監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの
- 二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- 三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
- 四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働者)

第三条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。

(警察吏員及び消防吏員)

第四条 地方公共団体の警察吏員及び消防吏員は、労働組合を結成し、又は労働組合に加入することができない。

第二章 労働組合

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、これらの法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

- 四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
- 五 単位労働組合にあっては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。
- 六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。
- 七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。
- 八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。
- 九 単位労働組合にあっては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

(交渉権限)

第六条 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

(不当労働行為)

第七条 使用者は、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。
- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

(損害賠償)

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けたことの故をもって、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

(基金の流用)

第九条 労働組合は、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

(解散)

第十条 労働組合は、左の事由によって解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の決議

(法人である労働組合)

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となる。

- 2 この法律に規定するものの外、労働組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 労働組合に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

(準用規定)

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第三十六条及び第三十七条の二の規定は、法人である労働組合に準用する。

- 2 民法第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第三百六十六条、第三百七十七条及び第三百八十八条の規定は、この法律の第十条の規定により解散した法人である労働組合に準用する。

(法人である労働組合の免税)

第十三条 法人である労働組合には、政令の定めるところにより、所得税及び法人税を課さない。

第三章 労働協約

(労働協約の効力の発生)

第十四条 労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名することによってその効力を生ずる。

(労働協約の期間)

第十五条 労働協約は、有効期間を定めた条項を含まなければならない。且つ、いかなる場合においても、三年を越えて有効に存続することができない。

- 2 労働協約は、その中に規定した期限が到来した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意思に反して、なお有効に存続することができない。但し、この規定は、労働協約の当事者のいずれか一方が反対の意思を表示しない限り労働協約の効力が更新される旨の労働協約の規定を排除する趣旨に解釈されてはならない。

(基準の効力)

第十六条 労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

(一般的拘束力)

第十七条 一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。

(地域的の一般的拘束力)

第十八条 一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該労働協約の当事者の双方又は一方の申立に基き、労働委員会の決議により、労働大臣又は都道府県知事は、当該地域において従業する他の同種の労働者及びその使用者も当該労働協約 (第二項の規定により修正があったものを含む。) の適用を受けるべきことの決定をすることができる。

2 労働委員会は、前項の決議をする場合において、当該労働協約に不適当な部分があると認めるときは、これを修正することができる。

3 第一項の決定は、公告によつてする。

第四章 労働委員会

(労働委員会)

第十九条 使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各同数をもって組織する労働委員会を設置する。

2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

3 この法律に規定する労働委員会の委員及び職員は、法令により公務に従事する職員であるものとする。

4 労働委員会に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令で定める。

5 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

6 中央労働委員会は、使用者を代表する者 (以下「使用者委員」という。)、労働者を代表する者 (以下「労働者委員」という。) 及び公益を代表する者 (以下「公益委員」という。) 各七人ををもって組織する。

7 使用者委員は、使用者団体の推薦に基いて、労働者委員は、労働組合の推薦に基いて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

8 禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。委員がこの規定によりその資格を失ったときは、当然退職するものとする。

9 公益委員の任命については、その中の三人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行為によつてこの規定に^{てい}触してその資格を失ったときは、当然退職するものとする。

10 労働大臣は、中央労働委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、中央労働委員会の同意を経て、その委員を罷免することができる。

11 委員の任期は、一年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 12 委員は、再任することができる。
- 13 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行う。
- 14 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。
- 15 中央労働委員会に会長を置く。
- 16 会長は、委員が公益委員の中から選挙する。
- 17 会長は、中央労働委員会の会務を総理する。
- 18 会長がその職務を行うことができないときは、第十六項の規定に従って選挙された者が会長の職務を代行し、会長が欠けたときは、同項の規定に従って新たに会長を選挙する。
- 19 中央労働委員会にその事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を経て労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。
- 20 この条の規定は、地方労働委員会に準用する。但し、労働大臣の行う権限は、都道府県知事が行うものとし、労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人（東京都においては各七人）をもって組織し、公益委員は、その中の二人（東京都においては三人）以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。
- 21 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

（労働委員会の権限）

第二十条 労働委員会は、第五条、第十一条、第十八条及び第二十七条の規定によるものの外、労働争議の^あ旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

（会議）

第二十一条 労働委員会は、公益上必要があると認めたときは、その会議を公開することができる。

- 2 労働委員会の会議は、会長が招集する。
- 3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（強制権限）

第二十二条 労働委員会は、その事務を行うために必要があると認めたときは、使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対して、出頭、報告の提出若しくは必要な帳簿書類の提出を求め、又は委員若しくは労働委員会の職員（以下単に「職員」という。）に関係工場事業場に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 労働委員会は、前項の臨検又は検査をさせる場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証票を携帯させ、関係人にこれを呈示させなければならない。

(秘密を守る義務)

第二十三条 労働委員会の委員若しくは委員であった者又は職員若しくは職員であった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立って行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

(中央労働委員会の権限)

第二十五条 中央労働委員会は、第十八条、第二十条、第二十六条及び第二十七条の規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件のあつ旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五条、第七条及び第二十七条の規定に基く地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもって再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立に基いて、又は職権で、行うものとする。

(規則制定権)

第二十六条 中央労働委員会は、その行う手続及び地方労働委員会が行う手続に関する規則を制定し、公布する権限を有する。

(労働委員会の命令等)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立を受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立が理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の審問の手続を終ったときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

3 使用者は、前項の規定による地方労働委員会の命令の交付を受けたときは、十五日以内に中央労働委員会に再審査の申立をすることができる。但し、この申立は、当該命令の効力を停止せず、その命令は、中央労働委員会が第二十五条の規定により再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。

- 4 使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から三十日以内に、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、訴を提起することができる。
- 5 前項の規定により使用者が裁判所に訴を提起した場合において、受訴裁判所は、当該労働委員会の申立により、決定をもって、使用者に対し判決の確定に至るまでその労働委員会の命令の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立により、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。
- 6 使用者が第三項の規定により中央労働委員会に再審査の申立をした場合には、第四項の訴の提起期間は、第二十五条の規定により中央労働委員会が当該申立の却下その他の終局的処分をした日から起算する。
- 7 使用者が労働委員会の命令につき第四項の期間内に訴を提起しないときは、その労働委員会の命令は、確定する。この場合において、使用者が労働委員会の命令に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働者もすることができる。
- 8 第四項の訴に基く確定判決によって地方労働委員会の命令の全部又は一部が支持されたときは、中央労働委員会は、その地方労働委員会の命令について、再審査することができない。
- 9 この条の規定は、労働組合又は労働者が第二十五条の規定により中央労働委員会に再審査の申立をすること、又は訴を提起することを妨げるものではない。
- 10 第一項及び第二項の規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。

第五章 罰則

- 第二十八条 前条の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によって支持された場合において、その違反があったときは、その行為をした者は、一年以下の禁^こ若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第二十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第二十二條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは帳簿書類の提出をせず、又は同条の規定に違反して出頭をせず、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条 法人又は人の代理人、同居者、雇人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条前段の違反行為をしたときは、その法人又は人は、自己の指揮に出たのでないことの故をもってその処罰を免れることができない。
- 2 前条前段の規定は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人に適用する。但し、営業に関して、成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。
- 第三十二条 使用者が第二十七条第五項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき

十万円の割合で算定した金額)以下の過料に処する。同条第七項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

第三十三条 法人である労働組合の清算人が第十二条で準用された民法の規定に違反して同法第八十四条の規定によって罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同法同条に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

2 前項の規定は、法人である労働組合の代表者が第十一条第二項の規定に基づいて発する政令で定められた登記事項の変更の登記をすることを怠った場合において、その代表者につき準用する。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に法人である労働組合は、この法律の規定による法人である労働組合とみなす。但し、この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならない。

3 この法律施行の際現に労働委員会の委員である者は、この法律の規定によって罷免される場合を除く外、その任期満了の日まで在任するものとし、労働委員会の事務局長及びその他の職員は、法令に従って別に辞令を発せられないときは、この法律の規定によって任命されたものとみなされ、同級に止まり、同俸給を受けるものとする。

4 この法律施行の際現に労働委員会に係属中の事件の処理については、なお改正前の労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)の規定による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 公共企業体労働関係法(昭和三十二年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)(第十一条、第十二条及び第二十四条から第三十七条までの規定を除く。)」を「労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)(第七条、第八条及び第十八条から第三十三条までの規定を除く。)」に改める。

第三十七条中「労働組合法第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十七条まで」を「労働組合法第二十一条第一項、第二十二條、第三十條及び第三十一条」に改める。

附則第三項を次のように改める。

労働組合法第五条、第十一条及び同法附則第二項に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。

7 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号及び第十六号から第十八号までを削り、第十五号を第十四号とし、第十九号を第十五号とし、以下各号を順次四号ずつ繰り上げ、第十五号、第十六号を次のように改め、第三十七号中「労働組合法」の次に「(昭和二十四年法律第七十四号)」を加える。

十五 公益事業に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求すること。

十六 公共企業体の職員に関する労働組合について、立証を受け、及び証明を与えること。

第七条第一号を次のように改める。

一 労働組合法及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第五条、第十一条、第十八条、第二十条から第二十二号まで、第二十四条から第二十七条まで及び附則第二項但書の規定による事務並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事務を除く。

8 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、第二十五号中「第五十号」を「第四十九号」に改め、第十九号を次のように改める。

十九 船員に係る労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）に調停を請求すること。

第五十七条中「労働関係調整法」の次に「(昭和二十一年法律第二十五号)」を加える。

9 他の法律中「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）」を「労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）」に改める。

内閣総理大臣 吉田 茂
法 務 総 裁 殖田 俊吉
運 輸 大 臣 大屋 晋三
労 働 大 臣 鈴木 正文

20. 労働組合法施行令（昭和24年6月29日）

史料出所：官報（第6736号）

*編注：官報第6736号に掲載された施行令には、官報第6788号による誤植の訂正がある。以下に掲載の施行令は、この訂正を織り込んだものである。

労働組合法施行令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年六月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二百三十一号

労働組合法施行令

内閣は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）を実施するため、並びに同法第十一条、第十三条及び第十九条の規定に基き、この制令を制定する。

（法第五条の管轄）

第一条 労働組合法（以下「法」という。）第五条第一項の労働委員会は、当該労働組合が参与しようとする手続につき、法、この政令、労働関係調整法（昭和二十一年法律第

二十五号) 及び労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号) の規定により管轄権を有する労働委員会とする。但し、管轄権を有する労働委員会が定まっていな
ない場合は、その労働組合が一の都道府県の区域内のみに組織を有するときは、当該地方
労働委員会とし、その労働組合が二以上の都道府県にわたって組織を有するとき、又は
中央労働委員会において当該事案が全国的に重要な問題にかかると認めるときは、中央
労働委員会とする。

(法第十一条の管轄)

第二条 法第十一条第一項の労働委員会は、労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する
地方労働委員会又は中央労働委員会とする。

2 労働委員会は、法第十一条第一項の証明の申請があった場合において、当該労働組合
が法の規定に適合すると認めるときは、遅滞なくその旨の証明書を交付しなければならない。

(法人である労働組合の登記)

第三条 法第十一条第一項の規定による登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所
- 三 目的及び事業
- 四 代表者の氏名及び住所
- 五 解散事由を定めたときはその事由

第四条 法人である労働組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週
間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し
なければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所を移転したときは、その移転の登記
をするだけで足りる。

第五条 前条の場合を除く外、登記した事項中に変更を生じたときは、二週間以内にその
登記をしなければならない。

第六条 法人である労働組合の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内にそ
の登記をしなければならない。

第七条 法人である労働組合の登記については、その主たる事務所の所在地を管轄する法
務局若しくは地方法務局又はその支局が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 各登記所に労働組合登記簿を備える。

第八条 法第十一条第一項の規定による登記は、代表者の申請によってする。

2 前項の登記の申請書には、規約、第二条第二項の証明書及び申請人の資格を証する書
面を添附しなければならない。

第九条 法人である労働組合の主たる事務所の移転その他登記事項の変更の登記は、代表
者又は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第十条 法人である労働組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び代
表者が清算人とならない場合には清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第十一条 法人である労働組合の清算結了の登記は、清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が主務管轄に清算の結了の届出をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第十二条 登記所は、登記した事項を遅滞なく公告しなければならない。

第十三条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十九条ノ二、第百四十一条から第百五十条まで、第百五十条ノ四から第百五十一条ノ四まで、第百五十一条ノ六及び第百五十四条から第百五十七条まで（商業登記の通則）の規定は、法人である労働組合の登記に準用する。

（免税）

第十四条 法人である労働組合の所得であって収益を目的とする事業から生じたもの以外のものについては、法第十三条の規定によって所得税及び法人税を課さない。

2 法人である労働組合は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十八条から第二十条まで又は第二十二條の申請書を提出する場合には、収益を目的とする事業から生じた所得とその他の所得とを区別した計算書を添附しなければならない。

（労働協約の拡張適用の手続）

第十五条 法第十八条の決議及び決定は、当該地域が一の都道府県の区域内のみにあるときは、当該地方労働委員会及び当該都道府県知事が行い、当該地域が二以上の都道府県にわたるとき、又は中央労働委員会において当該事業が全国的に重要な問題にかかると認めるときは、中央労働委員会及び労働大臣が行うものとする。

（労働委員会の権限の行使）

第十六条 労働委員会は、法及び労働関係調整法に規定する権限を独立して行うものとする。

（地方労働委員会の名称等）

第十七条 地方労働委員会は、都道府県の機関として都道府県ごとに置かれるものとし、当該都道府県の名を冠する。

（中央労働委員会の指示権等）

第十八条 中央労働委員会は、地方労働委員会に対して地方労働委員会の事務処理に関する基本方針及び法令の解釈について必要な一般的指示をすることができる。

第十九条 中央労働委員会は、地方労働委員会に対して、当該地方労働委員会において処理している事務について、期限を指定して報告を求め、法令の適用その他当該事務の処理に関して必要と認める示さ又は助言をすることができる。

（委員の任命の手続）

第二十条 労働大臣は、法第十九条第七項の規定に基いて使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、二以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があった者の中から任命するものとする。

2 労働大臣は、法第十九条第七項の規定に基いて公益を代表する者（以下「公益委員」という。）を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があった者の中から任命する

ものとする。

第二十一条 都道府県知事は、法第十九条第二十項で準用する同条第七項の規定に基づいて使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があった者の中から任命するものとする。

2 都道府県知事は、法第十九条第二十項で準用する同条第七項の規定に基づいて公益委員を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があった者の中から任命するものとする。

(公益委員の通知義務)

第二十二条 公益委員は、政党に加入したとき、政党から脱退し、若しくは除名されたとき、又は所属政党が変わったときは、中央労働委員会の公益委員にあつては労働大臣に、地方労働委員会の公益委員にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(委員の費用弁償)

第二十三条 法第十九条第十四項に定める中央労働委員会の委員が弁償を受ける費用は、鉄道費、船賃、車馬費、日当、宿泊料及び食卓料の六種とし、別表に掲げるところに従い、定額によって支給する。

2 前項に定めるものの外、同項の費用の支給については、内閣旅費規則(昭和十八年勅令第六百八十四号)の定めるところによる。

第二十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第三項又は第二百四条第二項及び第二百六条の規定は、都道府県の地方労働委員会の委員に法第十九条第二十項で準用する同条第十四項の費用の弁償をする場合に準用する。

(事務局の組織)

第二十五条 中央労働委員会の事務局に、会長の同意を得て労働大臣が定める課を置く。

2 前項の課の所掌事務の範囲は、会長の同意を得て労働大臣が定める。

3 第一項の事務局に事務局長を輔佐するため、事務局次長二人以内を置くことができる。

4 地方労働委員会の事務局の事務局長は、一級又は二級の事務吏員をもって充て、その他の職員は、二級又は三級の事務吏員その他当該都道府県の職員をもって充てる。

(公益委員のみで行う会談)

第二十六条 労働委員会は、法第二十四条の処分については、公益委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(法第二十七条の管轄)

第二十七条 法第二十七条第一項の労働委員会は、不当労働行為の当事者である労働者の住所地、不当労働行為の当事者である使用者若しくは労働組合その他の労働者の団体の住所地若しくは主たる事務所の所在地又は当該不当労働行為が行われた地を管轄する地方労働委員会とし、中央労働委員会において当該不当労働行為が全国的に重要な問題にかかると認めるときは、中央労働委員会とする。

2 同一の不当労働行為について二以上の地方労働委員会に事件が係属するときは、当該事件の処理は、最初に申立を受けた地方労働委員会がする。

- 3 不当労働行為について一の地方労働委員会に事件が係属する場合又は前項の規定により最初に申立を受けた地方労働委員会が事件の処理をすべき場合において、中央労働委員会が必要があると認めて管轄権を有する他の地方労働委員会を指定したときは、当該事件の処理は、その指定を受けた地方労働委員会がする。
- 4 相互に関連を有する二以上の不当労働行為につき各別に二以上の地方労働委員会に事件が係属する場合において、中央労働委員会が必要であると認めて当該事件の一につき管轄権を有する一の地方労働委員会を指定したときは、当該事件の全部の処理は、その指定を受けた地方労働委員会がする。但し、中央労働委員会が自ら当該事件の全部を処理することを妨げない。

(管轄指定)

第二十八条 第一条、第十五条又は前条の規定により中央労働委員会の権限に属する特定の事件の処理につき、中央労働委員会が必要であると認めて関係地方労働委員会のうち、その一を指定したときは、当該事件の処理は、その地方労働委員会がする。

(船員に関する取扱)

第二十九条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、この政令に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定(第十七条、第二十四条及び第二十五条第四項の規定を除く。)は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。この場合において、「都道府県」又は「都道府県の区域」とあるのは「海運局の管轄区域」と、第二十一条第一項中「使用者団体又は労働組合」とあるのは「使用者団体又は労働組合(当該海運局の管轄区域内に事務所を有する使用者団体又は労働組合を含む。)」と読み替えるものとする。

- 2 船員地方労働委員会は、海運局の管轄区域ごとに置き、当該海運局の名を冠する。
- 3 第二十三条及び第二十五条第一項から第三項までの規定は、船員地方労働委員会に準用する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月十日から適用する。
- 2 労働組合法施行令(昭和二十一年勅令第百八号)は、廃止する。
- 3 従前の規定により調製した労働組合登記簿は、この政令の規定により調製した労働組合登記簿とみなす。
- 4 労働組合について従前の規定により登記した事項は、この政令の規定により登記したものとみなす。
- 5 この政令施行前労働組合について登記した事項中に変更を生じた場合又は労働組合が解散した場合における変更の登記又は解散の登記については、この政令施行後でも、なお、従前の例による。
- 6 第二条の規定は、法附則第二項但書の証明に準用する。
- 7 法附則第二項の労働組合についてこの政令施行後最初に登記の申請をする場合には、申請者に同項の規定による証明書を添附しなければならない。

別表

区	分	鉄道賃 及び船 賃	車馬賃 一キロ につき	日当一日 につき	宿泊料一泊につき		食卓料一夜 につき
					甲地方	乙地方	
中央労働 委員会	会長である委員	一等	六 円	二百四十円	千二百円	九百六十円	二百四十円
	その他の委員	一等	五円十銭	二百四円	千二十円	八百十六円	二百四円
船員中央 労働委員会	会長である委員	一等	五円四十銭	二百十六円	千八十円	八百六十四円	二百十六円
	その他の委員	一等	五円十銭	二百四円	千二十円	八百十六円	二百四円
船員地方 労働委員会	会長である委員	一等	四円八十銭	百九十二円	九百六十円	七百六十八円	百九十二円
	その他の委員	一等	四円五十銭	百八十円	九百円	七百二十円	百八十円

備考

「甲地方」とは、政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）に基づく勤務地手当の支給に関して大蔵大臣の指定する特別地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。

内閣総理大臣 吉田 茂
 法務総裁 殖田 俊吉
 大蔵大臣 池田 勇人
 運輸大臣 大屋 晋三
 労働大臣 鈴木 正文

JILPT 国内労働情報
労働組合法立法史料研究 (条文史料篇)
<労働関係法令立法史料研究会>

発行年月日 2014年5月30日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23
(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 株式会社 コンポーズ・ユニ

©2014 JILPT

Printed in Japan

*全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)